

[G] 部門：ローマ法史概説

目次

第一章 序論

- (Ⅰ) はじめに
- (Ⅱ) 古代地中海世界
- (Ⅲ) ローマ法資料について

第二章 本論——歴史的展開

はじめに

- (Ⅰ) 第一期 興隆の時代（前 6 世紀～前 3 世紀中ごろ）
- (Ⅱ) 第二期 世界支配の時代（前 3 世紀中ごろ～後 3 世紀中ごろ）
- (Ⅲ) 第三期 衰退の時代（後 3 世紀中ごろ～後 6 世紀中ごろ）

			年代	政治史	A 軍制	B 戦争	C 市民権	D 経済	E 宗教思想	F 身分	G 国制	H 法源	I 法学
(Ⅰ)	第一期	興隆の時代	前 6 世紀～前 3 世紀中ごろ	王政共和政	AⅠ 12 頁～	BⅠ 15 頁～	CⅠ 33 頁～	DⅠ 36 頁～	EⅠ 39 頁～	FⅠ 42 頁～	GⅠ 52 頁～	HⅠ 95 頁～	[F]部門 法学の歩み
(Ⅱ)	第二期	世界支配の時代	前 3 世紀中ごろ～後 3 世紀中ごろ	共和政元首政(帝政)	AⅡ 12 頁～	BⅡ 15 頁～	CⅡ 33 頁～	DⅡ 36 頁～	EⅡ 39 頁～	FⅡ 42 頁～	GⅡ 52 頁～	HⅡ 97 頁～	
(Ⅲ)	第三期	衰退の時代	後 3 世紀中ごろ～後 6 世紀中ごろ	専主政(帝政)	AⅢ 12 頁～	BⅢ 15 頁～	CⅢ 33 頁～	DⅢ 39 頁～	EⅢ 41 頁～	FⅢ 42 頁～	GⅢ 93 頁～	HⅢ 102 頁～	

*₁ *₂

*₁ 法源については、第三章「ローマの法」の記述（102 頁以下）を参照。

*₂ 法学については、「法学の歩み」の記述（[F] 部門）を参照。

第三章 「ローマの法」概説

序論

- 第一項 法律概論
- 第二項 個別法律概観
- 第三項 勅法
- 第四項 元老院議決
- 第五項 宣示

第一章 序論

(I) はじめに

すでに〔B〕部門において示したように、私たちに伝えられている、ラテン語表現の法格言の相当な部分は、純正の古代ローマ産のものと、中世以降に伝えられた、「古代ローマ法」にまつわる歴史的成果、および、その系譜に属する産物とによって占められているのであるが、その格言の姿——つまり、言葉の表面的な意味——をそのまま個々に示していくだけで、格言というものの全体の生いたち・背景やポジションについてまったくふれないままに終わってしまう、といった扱いかたには、筆者のように歴史研究に従事する者としての立場からすれば、やはり、適切なものとは言えないのではなかろうか、と筆者には感じられる。そのようなわけで、これまでのところで、格言を生みだす母胎となったローマ法学については、それなりに詳細な分析を試みてきたが（〔F〕部門）、しかし、その法学の歴史的・構造的な位置を知って頂くためには、どうしても、その背景にひかえているローマ法史それ自体の時間的展開をこのさいフォローしておく必要がある。この法学とペアを組んでローマ法という知的産物をつくりあげてきた法律（制定法・成文法）の動きについても、同じようなことがあてはまろう。このように考えて、——かなりの量になるが——この〔G〕部門をとくに設けることにした。なお、本部門で「戦争」というものについてかなりページをさくことにするのは、法史を概観するテキストとしては異例の扱いになろうが、これは、以下のようなローマ独特の事情をとくに考慮したためである。

①ローマには「法と武器（戦争というもののシンボル）」を「ローマ国家」という「車」の両輪のように考える精神的風土が古くから存在したが、それには実質的な背景がある。たとえば、戦闘術の変化によって軍隊組織内部で重要な役割をうけもつようになった、平民階層（重装歩兵）は、政治的発言力を高めて、その政治的地位を向上させるのに成功したが、それには、法律による裏づけ＝保障・保証が不可欠であった。それから、文字どおり戦争に明けくれていた共和政ローマでは、ミリタリーな軍規になれしたしんでいたローマ人にとって、シヴィルな、法規という構造物は、身近な、親しいものであった。戦争は、敗戦の場合はもちろんのこと、勝利した場合でも、それを遂行した国家それ自体に、直接の結果とともに多くの後遺症を深く刻みつける。それは、戦争というものが、程度の差はあれ、総力戦だからである。一国の歴史を通観するとき、過去の戦争の存在にふれずに終われるような平穏なケースはあまりない、と言ってもさしつかえなかろう。法の歴史は、とりもなおさず、政治の歴史であり、政治の歴史のポイントには戦争の歴史がしばしばからむ。したがって、戦争から法を

見ていくのも、——遠まわりではあるが——法なるものへの一つの有力なアプローチなのである。

②戦勝による領土の拡大を通じて、ローマ法が大きく変質することになった。まず、私法の領域では、ローマがあらたに支配下に組み入れた外人（自由人市民）をローマ法上どのように処遇するか、の難問が発生した。属人主義が支配していたローマでは、外人をそのままローマ法のテリトリー内にそれなりにかかえこむために、いくつかのテクニックが考案される。さらに、地中海周辺にひろがった領土のなかで、商取引が活発になり、ローマ固有の市民法によるのではそれへの法的対応がむずかしくなった。そのために、ローマ法は使い勝手のよいものへの変容を強く求められる。つぎに、公法の領域では、伝統的に都市国家の国制をもっていたローマは、支配領域が拡大するにつれて、少しずつその国家構造を、どちらかと言えばホンネのフィールドで、かえていくことになる。建国のときの王政をひきついだ共和政が、まず元首政（初期帝政）へ、つぎに専主政（後期帝政）へと移行していくのは、自然の流れであった。その結果、「ローマ帝国」は、ローマの原像である共和政ローマからはかけはなれた姿をとることになる。他方で、公法のありかたと深くかかわっている政治の分野では、軍隊の持つ実力（ゲバルト）が、生のホンネとして、タテマエである法・国制に対してたえず挑戦し、これらを圧倒する局面も生まれてくる。法の權威はこのようにして大きく下落する。ここでも、「法の国」ローマのイメージは決して消しさられることはなかったが、しかし、この状況は、共和政時代下のそういうイメージの鮮明さとは比べものにならない。

（Ⅱ）古代地中海世界

古代ローマという国家を歴史のなかに正確に位置づけてみるためには、まず、そのローマが属していた古代地中海世界というところがどのような地域であったか、を念頭においておく必要がある。

（１）緯度：ローマは北緯 42° にあり、日本の津軽海峡の位置に対応する（知床岬＝パリ、鹿児島＝エルサレム）。前 20～前 10 世紀の段階における世界の古代先進文化地帯（北緯 40° ～30°：エーゲ海地域、ヒッタイト、エジプト、バビロニア、アッシリア、ヴェーダ、殷・周などが位置していたゾーン）にほぼふくまれる（南の方にあるエジプトは別格の存在である）。なお、近代の工業国は、古代地中海世界のあった緯度のゾーンとくらべると、かなり高緯度の地帯に位置している。ちなみに、わが日本は、例外的に、熱帯の気候の影響下にもある「暑い」先進工業国である。そのうえ、最近の地球温暖化などにより、熱帯化現象がいつそう進むことになった。

（２）気候：地中海性気候（温暖、夏季乾燥・雨量少）に支配されている。

豊かな森林には乏しいために、「石の文化」しか生みだせない。石炭、石油、水力の資源を欠く関係で、現在では、どちらかと言えば、後進地帯となってしまうている。しかし、太陽光エネルギーに依存することが絶対に必要となる近未来社会では、陽光にめぐまれたこの地域の地位＝国力はかならず高まるであろう。

(3) 産業：牧羊（牛のための緑豊かな牧場が存在しにくいために、牛はあまり育成できず、牛乳・バターはあまりつくられない）と穀物栽培（天水農業であるが、農業の効率的な経営方式は、はるか後代の中世になってはじめて、一般化したものである）と果樹栽培（オリーブ油とブドウ酒を生産する）の三つの要素が地中海地方の農業に標準的に見られる。鉱物資源（銅、錫、鉄、金、銀）・大理石、および農産物など（麦、オリーブ、ブドウ酒、羊毛）の主産地が地中海の周辺に散在しているために、「液体の道」である地中海（乾燥のため見通しがよく、しかも、航行のさい目印になる島も多い；11月～3月は航海に適しない）を利用して、遠隔地間の海上交易がすでに古くから盛んであった。

(4) 文化：地中海世界は、人類の第一次文化の発祥地の一つである東方のオリエント世界とのあいだに適当な距離をおいていたので、これに吸収されずに、しかも、そこから影響はうけて、まずギリシアで文明が早くから栄えた。ローマは、オリエント世界から離れすぎており、東方世界での交易に参加するのは、ギリシアの場合よりもずっと後代のことである。とりわけ、精神文化の面で、ローマは先行する大きくギリシアにたちおくれた。だいたいのところ、ギリシアの興隆とローマの興隆とのあいだには、約二〇〇年の間隔＝遅れが認められる。

(5) ローマの、ギリシア世界とかかわりあい

- ① 前 750—550 年ごろ…シキリア（シシリー）島や南伊の東部・南部・西部に、ギリシアの各都市国家（ポリス）の海外植民市がいくつか建設される。シラクサ（シシリー島）やナポリがその代表である。ローマ人は、はじめて、この地域において先進的なギリシア文明に直接ふれることになった。
- ② 前 282—272 年…イタリア半島南部の都市タレントゥム、および、マケドニアのアレクサンダー大王の血縁者でギリシア世界の有力者であるピュッロス王と、ローマとの戦争が生ずる。
- ③ 前 215—205 年…第一次マケドニア戦争。このマケドニアは、アレクサンダー大王の大帝国の系譜をひくヘレニズム国家の一つである。
- ④ 前 200—197 年…第二次マケドニア戦争。
- ⑤ 前 171—168 年…第三次マケドニア戦争。
- ⑥ 前 148 年…旧大国・マケドニアは、滅ぼされて、ローマの属州となる。

⑦前 146 年…有力なギリシア・ポリスであるコリントがローマによってほぼ完全に破壊される。これは、ギリシアの各ポリスの独立的な政治的地位がついに失われたことを象徴する出来事である。

(6) ちなみに、ローマが古代地中海世界の支配をひとまず成功させたこの前二世紀に、アジアの中国では、漢が支配権を確立している。さらに、歴史的に見た「世界帝国」のジャンルには、その漢帝国のほかに、東方のアッシリア帝国とペルシア帝国、地中海系のアレクサンダーの帝国について、共和政ローマおよび帝政ローマの支配体制が入ってくる。

(7) 古代ローマの歴史全般にかんする邦語文献情報のリストは、松本宣郎・前沢伸行・斉藤貴弘・砂田徹・有光秀行・薩摩秀登著『文献解説・ヨーロッパの成立と発展』(南窓社・2000)におさめられている。

(8) ついでに記すと、ローマ法関係の邦語文献については、第二次大戦後から 1978 年までの分は、マックス・カーザー著・柴田光蔵訳『ローマ私法概説』(創文社・1979)の「文献目録」を、それ以前および以後については、①『法制史研究』(法制史学会年報:創文社)の毎年号の末尾にある「文献目録」、②勝田有恒・森征一・山内進編著『概説西洋法制史』(ミネルヴァ書房・2004)の「文献案内」、③ウルリッヒ・マンテ著・田中実・瀧澤栄治訳『ローマ法の歴史』(ミネルヴァ書房・2008)の「文献一覧」を、それぞれ御参照頂きたい。

(Ⅲ) ローマ法資料について

(1) 概説

まず、古代のローマ法がどのような過程をへて私たちに具体的に認識されるようになっているのか、という点についていくらか考察してみよう。この認識資料には、大別して、著述によるものと記録によるものの二種がある。(イ)前者は、ローマ時代に生みだされた作品(写本)が主として中世の僧院図書館や宝物殿などに保存され、その後、ルネッサンスなどの機会に発見されたことによって、また、比較的新しい発掘によって、それぞれ、あらたに私たちの眼に触れるようになったものである。『ユースティニアヌス法典』や、ローマの法学者の作品の断片が、法律的資料としてもっとも重要な地位を占めるのは言うまでもないが、ローマ法を育んだローマ社会の法律的な側面を知るためには、歴史書を筆頭とする、いわゆる「非法律的資料」もきわめて重要である。歴史家の著作、古事研究、具体的な法廷弁論・政治弁論、国家理論、測量術の教本、農業論、詩、弁論術理論、書簡文学、キリスト教教史の著作などがその例である。(ロ)記録には、芸術的記念物、ブロンズや石の碑文、パピルス、木板、羊皮紙などの形態がある。これらに記された法律、元老院議決、告示、日常的な記録

(契約・遺言・訴訟記録・組合規約)がローマ法のたしかな第一次的認識資料となる。

(2) つぎに各時期についてそれをみてみよう。

(a) 第一期の「興隆の時代」(前 3 世紀中ごろまで)のローマ法の姿を伝えてくれる資料としては、ローマの中心部であるフォルムで 1899 年に発見された古い碑文(前 5 世紀のもの)と 1536 年に発見されたカピトリウム表(前 510 年以後の政務官の一覧表)という考古学上の原資料と、後 2 世紀に書かれたポンポーニウスの『法学通論単巻書』、デオドールス・シクルスやポリビウスの史書、キケローの『国家論』、伝説的な王法、12 表法などの資料があるが、いずれも、完全に利用できる形態で私たちに伝えられているわけではない。

(b) 第二期の「世界支配の時代」(後 3 世紀中ごろまで)に入ると、法律・告示・元老院議決・勅法・法学者の著作などの原資料が、直接・間接的なルートで相当多く伝わってくる。しかし、この時期のローマ法の実像も、もし、数世紀ものちに、第三期に実現したユースティニアヌスの立法事業がなければ、とても推測できない性質のものであった。

ところで、ローマ法の実態・実質をもっとも明瞭に示している、法学者の著作の中味は、ほとんど、『ユースティニアヌス法典』の一部門である『学説彙纂』を通じてしか知られていない。わずかに、つぎのものが、それを經由しないで、直接私たちに伝えられているだけである。ポンポーニウスの『法範』の役権の部分、パピニアヌスの『解答録』の断片、ウルピアヌスの『法範』と『異同録』の断片、『ユーリウス・パピウス法註解』の断片、裁判・国庫・親族などにかんする各個の断片、ウルピアヌスの『告示註解』の断片などであるが、いずれもごく一部である。しかし、ガーイウスの『法学提要』の発見(1816 年)は、古い時代のローマ法を研究するために大きな刺激を与えた点で、以上の断片の場合とはまったく異なった特別の資料価値をもっている。他方で、法律に関係しない資料にも、この第二期の法生活を認識させるものが多い。すなわち、キケロー、プラウトゥス、テレンティウス・ワッローの、広い意味における文学作品群、『神皇業績録』、文法学者ワレーリウス・プロブスの作品、大セネカ、ワレーリウス・マークシムスの作品、クイーンティリアヌスの弁論術の作品群、アスコーニウスの『キケロー註解』、ゲッリウスの『アテーナイ夜話』、フロンティヌスなどの測量師の作品、フローレンティヌスの『ローマ水道論』、小プリーニウスの『書簡集』、スエトーニウス、リーウィウス、タキトゥス、ウェッレイユス・パテルクルス、アッピアノス、ディオ・カッシオスなどの歴史家の作品群がそれである。

(c) 第三期の「衰退の時代」(後 6 世紀中ごろまで)においては、『ヴァ

チカンの断片』、『シュリア・ローマ法書』、『テオドシウス法典』などの編纂物が残っている。非法律資料としては、ボエティウスの『トピカ註解』、カッシオドルスの『雑録』、リュドゥスの『官吏論』、イシドルスの『語源論』、ピロネクスとキュリッルススの『辞典』、シュンマックスの『報告書』がある。ところで、この時期だけではなく、ローマ法史全体についての大資料は、ユースティニアヌスの編纂事業によって生みだされた作品である。まず、『学説彙纂』については、発布後まもなくの 6 世紀中ごろから 7 世紀にかけてギリシア人によって編成されたと見られる写本が、かなり完全なかたちで残されている（フィレンツェ写本）。これは 1406 年にピザから戦利品としてフィレンツェに渡来したもののようである。『学説彙纂』の存在自体やその位置づけが正確に知られたのは、実に 11 世紀に入ってからなので、ローマ法研究の歴史には、大きな断絶があったわけである。一方で、『法学提要』の写本は、かなり多く存在し、8 世紀以降のものが残っている。『勅法彙纂』の九巻分の写本は 9 世紀以降のもので、あとの三巻分の写本は 12 世紀以降のものである。『新勅法』のギリシア語版は 12 世紀の写本のかたちで保存されている。したがって、『学説彙纂』の写本以外の写本は、かなり早くから知られていたわけである。

以上のような認識資料を用いて、私たちは、古代のローマ法がどのような内容のものであったかをつきとめようとするわけであるが、第一期のローマ法を知るためには、その時代において書かれた資料が極度に不足しているだけではなく、後代の歴史記述も矛盾・対立したかたちでしかこの時代のことを伝えていない、という大きな障害がたちはだかる。したがって、この時代については、推論を通じて仮説的に結論を導きだせるだけである。第二期においても、紀元前の時代の状況は、かならずしも明確に知ることはできない。しかし、紀元後の時代に入ると、その状況は、法学の古典期がはじまって、多くの著作が生まれてくる関係で、かなり明瞭になってくる。それでも、これらの著作は、1000 年以上の長年月をへて、書記・註釈学者・読者・編纂者などの手を通じて、間接的に、しかも不完全なかたちでしか私たちに伝えられていないので（よみがえった古代都市ポンペイイイの出土品は、これとはまったく対照的に、見事なまでに生々とした伝わりかたをしているが）、これらの認識資料をそのままうけいれて、ローマ法の実体とすることができないのは、当然である。

ところで、古代の法資料として圧倒的に信頼度の高い『ユースティニアヌス法典』は、もちろん、たんに歴史的なモニュメントとしてではなくて、現行の法規として編纂されたものである（もっとも、この法典がそのまま適用されたのは首都および大都市の裁判所ぐらいにかぎられていたとも推測されている）。しかし、その素材は、『学説彙纂』にとくに顕著に

示されているように（『法学提要』についても、ほぼ同様である）、数世紀も以前の古典期に求められている。ここで、このような時代的・時間的な隔たりが介在していたことのほかに、地域的な相違があることも、注目されなければならない。つまり、古典期の法は、もちろん、イタリアを中核とするラテン世界に属する最盛期のローマ帝国の法であるが、ユースティニアヌスはギリシア世界に属する東ローマ帝国にそのローマ法を大幅に導入しようとしたからである。そこで、このような二重のギャップから生ずる矛盾を解消するために、彼は、法文自体に内在する重複・抵触を避けるだけではなく、彼自身の時代の要求や制度に合致しない過去の勅法や学説命題に対して、挿入・削除・変更を自由に加えてもよい、という重大な権限を編纂委員に与えた。この修正・加筆は「インテルポラーティオー」(interpolatio) と名づけられる（編纂の中心人物であったトリボニアヌスにちなんで「トリボニアヌスの挿入語」(emblemata Triboniani) とも呼ばれる）。私たちは、このような作業がかならずしも完璧にはなされず、古いものがそのまま残存してしまっていることを手がかりとして、ユースティニアヌスの法を歴史的に分析し、そこから、長い、ローマ法のかつての歴史を推測することができる。このインテルポラーティオーがその当時どの程度にくわえられたのかを研究することは、すでに 16 世紀の復古学派が先駆的にとりあげていたテーマであったが、その後——とくに 19 世紀以後——、比較言語学の発達や、新しい発見（たとえば、ガーイウスの『法学提要』の写本の発見）などを通じて、原資料に比較的近いものと後代において手がくわえられたものとの比較対照が可能になったためもあって、ふたたび盛んになった。このほかに、立法過程における法資料の参照、歴史的事実との矛盾・同一学者の章句間の矛盾・論理的矛盾などの指摘、用語・文体の差異や特有の用語法の検討、法文内容の分析やそこに示される傾向の認識、などの手法がそのさいに利用される。現在では、さらに進んで、6 世紀より前の長い時代にどのように手がくわえられたかを探る研究（いわゆる「テキストの諸段階の探究」）も行なわれるようになった。ローマ法が、近代の法典を生み出す母胎としての役割を失なってしまい、歴史的産物としての側面を強めるようになってからは、この研究方向は、現代ローマ法学の中心的課題となっている。しかし、インテルポラーティオーは、決してユースティニアヌス法典の編纂委員の手で一挙に行なわれたわけではなく、それまでの長い過程において、場合によっては何重にも行なわれていたものとも推測されるので、実際には、このインテルポラーティオーから過去のありかたを逆推する方法には困難が多く、この研究方法にも、やはり限界があるものと考えなければならない。

第二章 本論 — 歴史的展開

はじめに

(1) ヨーロッパ文化の根幹となるのは、ギリシア・ローマの古典古代文化とキリスト教であるとされている（あるいは、ローマ法・ローマ法学をこれに加えることも、許されるかもしれない）。とりわけ、ローマは、独特の民族性をもっていたために、先進的なギリシア文化を全面的にうけ入れることにはならなかったが、ローマが、征服した西ヨーロッパ各地に、部分的に継承したギリシア文化や自身のローマ文化を広めた点で、文化・文化の展開の面において貢献度が高い。また、キリスト教も、もし、ローマ帝国という、統一された、それなりに均一化された移動の自由な世界と、ギリシア語・ラテン語という共通語とがなかったならば、世界宗教となることができなかつただろうし、教会のようにすぐれた世界的組織も生みだされることはできなかつただろう。また、組織法としてのローマ法が、カトリック教会がその世俗的な国家システムを構築するさいに大きな貢献をしたことも、特筆しておかなければならない。

(2) (a) 建国から数世紀を経過した前 5 世紀中ごろのローマの支配面積はわずかに 200 平方キロであったという。これは東京都の 10 分の 1 にすぎない。それが、紀元後 2 世紀には、いわゆる「大陸」部分の西ヨーロッパ全体、イングランド、ウェールズ、ハンガリー西部、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリア、アルバニア、ギリシア、旧ソビエト領のアゾフ海周辺、旧ソビエト領カフカズ南部、モロッコ、アルジェリア北部、チュニジア、リビア、アラブ連合（エジプト）、トルコ、シリア、イスラエル、レバノン、ヨルダン、イラクおよびイランの一部などの地を支配するようになったが、これは、たんに広大な領域である、というだけではなく、ティグリス・ユーフラテス両河沿岸地方やエジプトのような、オリエント文化、またギリシア文化を生みだした文化的先進地帯までがそこに含まれている、という点が重要である。

(b) つぎに、ローマの属州の一覧表を示すことにしたい。

[属州一覧]

241	シキリア
238	サルディニア
227	コルシカ
198－197	ヒスパーニア
146	マケドニア
146	アフリカ
129	アジア
121	ガッリア・ナルボーネンシス

100	キリキア	B.C.
81頃	ガッリア・キサルピーナ	
74	キューレーナイカ	
64	クレータ	
64	ビートゥーニア・ポントゥス	
63	シリア	
58	キュプロス	
30	エジプト	
27－25	アカーイア	
25	ガラティア	
15	ラエティア・ノーリウム	
6	ユダヤ・モエシア	A.D.
9	イーッリュリウム	
10	パンノニア	
17	カッパドキア・コンマーゲーネー	
40	マウリタニア	
43－44	ブリタンニア	
43	リュキア・パンピューリア	
46	トラークア	
90	ゲルマーニア	
106	ダーキア・アラビア	
114－117	アルメニア	
115－7	アッシリア・メソポタミア	

* 属州設置の年については、かならずしも見解の一致は見られない。

(c) 伝説によれば前 8 世紀に建国されたローマが、西ローマ帝国については 476 年、東ローマ帝国については 1453 年までの長期間にわたって、どのようにして支配を継続することができたのであろうか？

(d) アテーナイやスパルタと同じように都市国家にすぎなかったローマが、その、硬く狭い機構を温存したままで、どうして地中海を「われらの海」にかえるような広大な領域をもつ国家体制を構築することができたのであろうか？

(e) ローマにおいては、「武器」と「法」は車の両輪であったと言われているが、ローマ法（公法および私法）は、このローマの発展にどのような役割を演じたのだろうか？

以上のような問題設定に対してひととおりの解答を筆者なりに試みようとするのが、この「法史概説」部門を設定する筆者の試みの目的である。

〔（３）ところで、ローマ法の発展の流れを時代的に区分するやりかたは、基準をなにに求めるかによって、それぞれ異なる。一つは、政体を基準にした方法で、王政、共和政、帝政（元首政と専主政に細分することが可能である）についてそれぞれ考察をくわえる方法であるが、しかし、法の発展とこの政体の変化とはかならずしも相応していないので、法的な展開というテーマをめぐって、固有の区分のしかたをとる必要が生じてくる。これには、５分説、４分説、３分説、２分説がある。①まず、５分説は、「推測の時代」——「12表法制定（前450年ごろ）から共和政の終わり（前27年まで）——「帝政時代の当初の数世紀」——「古典期（3世紀中ごろまで）」——「ユースティニアヌス時代（565年まで）」に分ける。②4分説は、「貴族政＝古拙法（前367年まで）」——「共和政＝古典法前の法（前27年まで）」——「元首政＝古典法（284年まで）」——「専主政＝古典法後の法」に分ける。③3分説は、「農耕時代＝初期の時代＝古代法＝古代」を第一期とし（期末の区切りかたには、前286年説と前202年説と前2世紀中葉説とがある）、「帝国主義と世界支配の時代＝大国家・世界国家の法＝古典法＝古典期」を第二期とし（期末の区切りかたには、284年説と235年説とがある）、それ以後を「崩壊の時代＝後期の時代＝中間期・法典編纂時代＝ギリシア的・東方的な法への変遷の時代」とする。④2分説には、さきの3分説において古代法時代と古典法時代とされる第一期と第二期をあわせて「ローマ法の時代」とし、第三期を「ローマ法のギリシア化・東方化の時代」とするものと、さきの3分説における第一期を「古代（固有の都市国家の法の時代）」とし、それ以後を「古典時代（世界法への進化の時代、235年を境にして前期と後期に細分される）」とするものが対立している。本編では、さまざまな考慮から、3分説の方式にしたがって叙述を進めることにする。第一期は、「興隆の時代」として、第一ポエニー戦争の開始（前264年）までを、第二期は、「世界支配の時代」として、ディオクレティアヌスの即位（後284年）までを、第三期は「衰退の時代」として、ユースティニアヌスの死（565年——東ローマ帝国はこのあと、実に1453年まで存続する）までを、それぞれ含むものとする区分法をとった。各パートのタイトルのなかに、本編の各パートに〈Ⅰ〉とあるのは、記述がさきの第一期に関係することを示している。〈Ⅱ〉についても、〈Ⅲ〉についても、扱いは同様である。〈A〉から〈H〉までは、目次に示されているように、各時期のテーマ別解説の部門であることを示す。つぎに、筆者の三期区分法による時代の区切りかたをあらためて示しておこう。

（Ⅰ）第一期 興隆の時代（前6世紀～前3世紀中ごろ）

（Ⅱ）第二期 世界支配の時代（前3世紀中ごろ～後3世紀末）

(Ⅲ) 第三期 衰退の時代（後 3 世紀末～後 6 世紀中ごろ）

A（軍制） I（第一期（AⅡ（第二期）、AⅢ（第三期）の分も含む））

都市国家ローマ・世界帝国ローマを根幹から実質的に支えたのは、ローマの軍事的な能力・才能である。国家はまず実力——軍事力——をもたなければならない。これはホンネの世界の掟である。あるローマの歴史家の伝えるところによれば、建国から 824 年間に（つまり、前八世紀ころから、ローマの最盛期である後一世紀の後半までの時期に）、実に 320 回もの、戦勝を祝う凱施式がローマでとり行なわれた、とのことである。数年に一回、どこかで大きな軍事的勝利がえられている、などというのは、ふつうのことではない。それでは、まず、国のありかたにかんしてもっとも基本的で重要な要素である軍制にかんして概観することからはじめよう。ローマは、世界第一級の「法の国」であると同時に、世界第一級の「戦争・軍事・軍隊の国」なのである。

①〔ローマ軍の構成〕

(1) 前 6 世紀はじめには騎乗重装兵が戦闘の中心であったが、前 500 年ごろには、ギリシアで見られたように、重装歩兵による密集隊（ギリシアで「ファランクス」とよばれたもの）による集団的戦闘法が主流となり、その部隊が軍の中核となつて、騎兵はわき役においやられる。元来は自費で武装していた各兵士には、——伝承によれば——前 406 年のウェーイー一攻略戦のとき以来、給料のようなものが与えられ、それによって国費で武装できるようにもなつたとされるが、しかし、兵士は基本的には武器自弁である。一定額以上の財産をもつ者（成年男子）はすべて兵役の義務を負う。

(2) その額である 11,000 アース（約 15 万円：対応する円の額は時代によって大きく異なる）未満の財産しかもたない者は、「プロレーターリイ」であり、兵役から除外されていたが、しかし、前 214 年ころにその基準額は、半額以下の 4,000 アースへとひき下げられて、兵員数が拡充され、のち、前 2 世紀には、その基準額は 1,500 アースにまで低下した。市民兵の主力を構成する中小農民が没落して無産市民となり、兵役をはずれてしまった関係で、基準を下げてでも十分な兵員数を確保する必要が生じてきたためである。

(3) どこの国においてもそうであろうが、ローマでも、もともと、17 歳以上の男子市民からなる、義務制の民兵（市民軍）集団が、軍隊であった。しかし、戦争というものが変質した（たとえば、ローマから遠くはなれた地域で、数年にわたって戦争がくりひろげられる）こともあって、前 167 年に、執政官のマリウスの改革により、通常のかたちでは兵役につけ

ないプロレーターリイ（「子供のほかには財産をもたない人」の意味）の層の志願兵がローマ軍の中核の一部となりはじめるようになっていく。彼らは、除隊後には、ボスである将軍の力ぞえにより、法律の制定を通じて、戦勝によりあらたに獲得された土地を分与されることが多かった。このような軍事的クリエンテラ（被護関係）は、選挙のさいにはその将軍の票田として、また、内乱のさいにはその私兵として、それぞれ重要な役割を演ずる。このようにして共和政末期には、旧来の厳格な民兵制は大きくくずれてしまう。

（４）ローマに征服されたり、それと軍事同盟を結ぶことをしいられたりした都市（国家）は、軍事・外交の権利をローマに握られ（その他の分野では自治も認められていた）、同盟軍の部隊を編成してローマの行なう戦争に参加させられることになった。その兵士の数はローマ軍の兵士の数とほぼ同じである。前 90 年のイタリア同盟市戦争を通じて、パートナーであるローマに対して戦いをいどんだ多数の同盟市の市民は、ローマ側の大譲歩により、和平の成果としてローマ市民に昇格することが認められたために、このジャンルの巨大なスケールの、いわば外部の軍隊は、発展的に解消する。

（５）共和政時代に、パトロン（保護者・庇護者）であるローマの将軍と個人的に関係をもつグループ（外地の王や貴族）が好意的に提供した軍隊の存在も無視できない。特殊な武器や戦術に熟練した民族も多いので、彼らは貴重な戦力であった。

⑥〔戦法〕

（１）中隊戦闘中心の時代（前 4 世紀後半以後に、それまでの密集隊形からこの中隊隊形へと移行する）

（２）大隊戦闘中心の時代（共和政末期頃から）

⑦〔軍隊構成の変化〕

騎兵中心の戦闘方式が共和政に入ってからすたれ、重装歩兵が戦闘の中核となったときには、騎兵は兵士全体の 10 分の 1 か 12 分の 1 にすぎなかったが、しかし、専主政時代にはいると、遠隔地での他民族との戦争への対応から、ふたたび騎兵の重要性が高まり、最終的には、騎兵は全体の 3 分の 1 を占めるまでになった。さらに、ローマ市民の、兵士全体に占める割合も低下しはじめ、4 世紀末には蛮族・外人からなる、いわばアウトサイダーの部隊は、実に国民（市民）軍の 3 倍にもなっている。

⑧〔兵士の地位〕

将校——職業軍人ではない。元老院階層出身者と騎士階層出身者とからなる。この将校の地位は、政治家としての高級政務官の出世コースにのるための一つの段階であることが多い。司令官の任期は 1～2 年が原則であ

るが、カエサルは、特別の法措置をベースとして、9年間もガッリア（現在のフランスなど）で転戦している。

兵卒——最終的には職業軍人制がとられるが、元来は、兵士はふつうの市民である。小隊長までは平民出身者で占められる。給料のほかに、戦利品、略奪物、将軍からのボーナスが与えられ、また、外人なら、除隊のさい、ローマ市民権を付与してもらえる。近衛兵 16 年、軍団兵 20 年がその勤務年限である。

㊤〔指揮系統〕

(1) 共和政のもとでは、執政官や前政務官、あるいは命令権（インペリウム）保持者が全軍団の司令官であり（したがって、現場で軍をあやつる能力には人によってかなりばらつきがある）、この者を、経験をもった数名の副将（*legatus*）が補佐した。政務官の 1 人である財務官（クアエストル）も、司令部にあって、司令官を助ける。各軍団には 6 名ずつ軍団づき将校（*tribunus militum*）がおかれ、2 名ずつ交代で指揮をとる。帝政時代には、皇帝の軍事上の側近として 2 名の近衛長官（*praefectus praetorio*）がおかれる（これは騎士階層出身者の最高ポストであって、法律顧問の役割もかねているために、パピニアース、ウルピアース、パウルスなどの有力法学者がこの地位についた）。このポストを経て皇帝となった者もいる。

ところで、軍人の任務の一つに、元首（皇帝）の身边を警固することがあり、そのポストをしめる親衛隊のボスが、第三代元首（皇帝）のカリグラを宮中で暗殺したことがスタートとなって、その後、彼らは、政治を動かしたり、変えたりする重要な役割を演ずることになる。地方の大軍団のボスにくらべると、役者の格はけたちがいに低いが、元首（皇帝）の生死を手中にぎっている強味はある。どこの国、どこの時代においても、宮廷のなかでの身内の暗殺（毒殺が多い）がまんえんしている以上、彼らの所業だけが非難されるのはいきすぎであろう。ローマも暗殺大国だったのである。

①〔軍団数の変遷〕

前三世紀の第二ポエニー戦争のときには、二〇から～二五の数の軍団（五〇〇〇名程度の編成）が存在した。そのほかに、同じくらいの数の兵士が同盟市などから徴募される（前一世紀には、同盟市市民からなる軍隊は、その市民へのローマ市民権の一括付与によって、制度上は消滅する）。これ以外に、ほぼ同数の補助軍が配備される。これには、騎兵大隊（アウラ）と歩兵大隊（コホルス）がある。

②〔軍の種別〕

陸軍が圧倒的で、海軍は独立の組織としては存在しない（被解放奴隷や

奴隷が船団を組織した)。

⑩〔ディオクレティアヌス帝の改革〕(284年以後)

蛮族外人部隊は、新設の2つの組織のなかに大量に採用される。

⑪〔コンスタンティヌス帝の改革〕(324年以後)

辺境屯田軍から精鋭を抜擢して、これを野戦機動軍へ移し、帝都防衛軍には全員騎兵からなる親衛隊(5部隊)をくわえ、これまで軍事最高権を掌握していた近衛長官を文官に格下げして、軍務長官のもとに歩兵長官と騎兵長官を並置した。

B I 戦争 (B II、B IIIも含む)

(1) ローマという国をとりまく政治・軍事の状況がいかに厳しいものであったかは、以下の戦争の記録を見てみれば、明らかであろう。50キロ四方のラティウム平原のなかの、60メートル程度の小高い丘に展開していたローマは、たしかに、近隣の同系の共同体のなかでは大きな支配域を誇っていたが、それでも、地形上守りにはふむきであったので、ローマ人は、本能的に、つねに外部へ勢力を拡大し、支配圏を広げることにより、外圧を弱めて身を守るようになっていった。以下に、戦争とそれ以外の事象とを組み合わせるかたちで、その概要を示すことにしよう。①以下の数字は、本格的な戦争に関係する出来事をピックアップしてとくに示す項目に関する。

①伝統的な王政時代——後代の歴史家によれば、トゥッルス・ホステーリウス王による対アルバ戦争、アンクス・マールキウス王による対ポリトリウム、テレナエ、フィーカナ戦争、タルクィニウス・プリースクスによる対アピオラエ、コラーティア、コルニクルム、フィークレア、カメリア、クルストゥメリウム、アメリオラ戦争、タルクィニウス・スペルプスによる対ガビイー戦争がそれぞれ遂行されたことになっているが、すべてが真実を伝えるものではないとしても、二〇〇年ほどのあいだに数次にわたる戦争があったことは確実である。ローマに入ってきた外来王権である、タルクィニウス氏族の政権下において、アルバ・ロンガ(ローマの南方の丘陵地帯にある町)にかわって、ローマがラティウム一帯の支配権を握ったらしい。この点については異論が多い。一般に、かなり近い時期まで、古い時代のことを伝えるローマの資料の信頼性は低く見つもられていたが、しかし、最近の考古学的発掘の成果を通して、伝承にひとまずしたがってローマ初期史を再構成しよう、という試みが支配的になりつつある。本部門ではそれを大幅に反映した記述がなされている。このことは、あのナチスの「ユダヤ人狩り」にちなんで「インテルポラーティオー狩り」と名づけ

られた、かたよった研究傾向に示されているような、ローマ法源への全般的不信の念がようやく解け、伝えられてきたローマ法源それ自体の純粋性を見直そう、とするローマ法学界の動きとも深いところで符合している。

- ② **509B.C.**——外来のエトルーリア系の王タルクィニウス・スペルブスは王宮内のクー・デターによって追放され、王の親族が国の支配権を握る。そのあと、王族とは無縁の有力氏族が勢力をえて、前 **507** 年には、王にかわるものとしてのプラエトル（のちの執政官に相当するほどの重要ポスト）の支配体制がしかれる（伝承によれば、この前 **509** 年に共和政が成立したことになる）。

505——エトルーリア王（クルーシウム王）ポルセーンナはふたたびローマをエトルースキーの勢力下におき、王政が復活した（**509** 年から **505** 年にかけての史実の扱いについても、異論は多い）。

- ③ **504**——彼は、ラティウムの連合軍にアリーキアで敗れ、やむをえず、ローマおよびラティウムの支配を貫徹することを断念して、これらと同盟する策をとるようになる。そして、**503** 年以降には、ローマ共和政の政務官が選出されはじめる。なお、戦争とは無関係なことであるが、このころに、ローマの戦力増強にとって重要な事件が生じた。ローマ人の旧敵であるサビーニー人のアットゥス・クラウスス一族が、**5000** 人（これは誇張であろう）もの被護民をひきつれてローマの傘下に入ったことがそれである。このとき、クラウススの家は、ローマ貴族の処遇をうけたのであるが、この家は、それから六〇〇年後には、ローマ皇帝（元首）を出すほどの有力氏族となった。

- ④ **498～493**——第一次ラテン人（同盟市）戦争（強敵のエトルースキーを駆逐した、ローマの周辺に位置するラテン諸都市は、王政末期以来のローマの優位に挑戦して、戦いをくわだてる）。

493——講和条約として、カッシウスの条約が結ばれる。これによって、ラティウムにちかい山間部に住むサビーニーや、ウォルスキー、アエクイーの、人口増にともなう南進攻勢に共同して対抗するために、事実上ローマの優位を認めた攻守同盟であるラテン同盟が結ばれることになった（もっとも、このころラティウムを支配していたのは、ローマではなく、トゥースクルムであり、はるかあとの前 **340** 年代にないってようやくローマが優位に立つようになっただけである、とする説もある）。同盟市と共同でウォルスキー山地に **2** つの植民市を建設する。これにより、ローマは周辺の地域をひとまず自身の勢力下におくことに成功した。

486——ローマは、その東の方面にいたヘルニキーとも同様な条約を締

約する。この年から、ローマの北東方面にいたアエクイーと、南北にいたウォルスキーと、数年にわたって戦う。

475——エトルルアのウェーイイー市の軍は、ローマ市外のヤーニクルム丘を占領し、交易路（塩の道・穀物交易路）の利用を妨害する。

442——ローマは、そのエトルスキー都市の南にあるアルデアを奪取し、植民市を建設する。

431——アエクイー、ウォルスキーを攻撃する。

425——ティベリス川上流のエトルスキーの都市・フィーデーナエを占領し、21番目のトリプス（地区）を設置する（これにより、北のエトルリア方面への攻勢の第一歩がふみだされることとなった）。

400 前後——ラビーキー（418）、キルケーイー（395）、ウィテッリア（?）、サトゥリクム（385）の4植民市を建設する。以上の植民市建設は、ラテン同盟やヘルニキーと共同で遂行される。

400 頃——アルプスの北方の有力な民であるガッリア人（ケルト人）は、イタリアへの侵入を開始し、土着の先進的な勢力であるエトルスキーを駆逐して、イタリア北部のポー平原に進出してくる。

- ⑤ 396——ファリースキー族のファレリイーと連合した、エトルスキー支配圏の最南端にある重要な商業都市ウェーイイーを攻略する。ここにいたるまでには、10年以上にわたる、前五世紀最大の戦争をくりひろげることになった。戦勝後、併合された領土に4つものトリプスがあらたに設置される。これは中継商業を守るための行動であったが、いずれにしても、ローマがはじめて本格的なかたちで外部にむかって勢力をひろげた画期的な事件である。ウェーイイー市は破壊され、その領土はローマに併合された。貴族だけでなく、平民にも土地が分配される。このことが、戦勝の最大の成果であり、また開戦への動機ともなっていたものである。これにより、ローマはその領土を一挙に二倍にひろげることになる。なお、ウェーイイー市民がすべて殺されたり、奴隷になったりした、というわけではない。

390——ローマと、5世紀ころから、アルプスをこえて南下しはじめていた勇猛なガッリア人（ケルト人）との最初の衝突が生ずる。

- ⑥ 387——ガッリア人（ケルト人）が、会戦で大勝利をおさめたあと、ローマ市を略奪する。幸運にも、ガッリア人は七カ月後にローマから反転し、北方へむかい、そこに定住したので、ローマの被害は最少限にいとめられた。なお、ローマ市の城門をこえて外敵が侵入してきた例は、きわめて少ない。古い時代の有力種族であるこのケルト人の素姓には不明の点も多いが、1500年ころに東方からやってきて、ライン川沿岸に定住していったようである。その後、9世紀には、ヨーロ

ッパ各地にひろがる。このケルト諸部族とローマとの抗争・対決はこのあと 300 年以上もつづく（前 1 世紀にカエサルによってようやく平定がはたされた）。余談になるが、古代ケルト人の文化は、現代のイギリス一帯やフランス北部において立派に生きつづけている。また、政治的にも、ケルトの血をひくアイリッシュ系の人々は、アメリカなどでも、大統領をはじめとする有力な人物を輩出している。

380 以降——ガッリア人に対抗するために、市域をかこむ「セルウィウスの城壁」を修復し、市の防衛体制の強化に努める。ケルト人がふたたび襲来し、ウォルスキーが反撃に転じ、ヘルニキーとの友好関係は放棄され、ティーブル、プラエネステー、ラテン植民地ウェリートラエ、サトゥリクムがローマに敵対する。

358——ケルト人に決定的な反撃を加え、ラテン同盟の再結束に成功し、ヘルニキーとの協調関係を回復したローマは、このとき、同盟の盟主としてラティウムにおける優位を再確立し、北方のエトルーリア、カルターゴーと友好関係を結んで海上交易に進出するとともに、山地民族（とくにウォルスキー）と数々の局地戦を遂行することによって、2 つの内陸交易路への彼らの妨害を排除する。2 つのトリプスを設置する。

357～351——エトルースキーの都市タルクィニイー、カエレとの戦。

354——ローマとサムニーテースが対ガッリア人軍事同盟を結成する。

348——伝説的な、509 年の第一次友好条約の締結のあと、358 年の友好関係締結に引きつづいて、第二次ローマ・カルターゴー条約がこの年に締結される。ローマは、九世紀以来の伝統のもとに、古くから西地中海に海洋帝国を築いていたカルターゴーの勢力を有利に用いて、ラティウムと海岸部の非同盟市を牽制することに成功した。

345——アウルンキーはローマに服属する。

- ⑦ 343～341——第一次サムニーテース戦争。サムニーテースは、ローマの東にひろがる、アベニン山脈の山間部に住む勇猛な部族で、その当時では、ローマの最強の敵であった。彼らは、サビーニー、エトルースキー、ウンブリー、ケルト人とくんで、反ローマ戦線を結成する。ローマは、その南にあったカンパーニア地方の中核都市のカプアと同盟する（この都市は、ラティウム内の反ローマ勢力をかこいこむための重要な役割をはたす）。ローマはサムニーテースとの死闘を計四次にわたってくりひろげることになる。このころ以後、ローマは伝統的な密集隊形の戦法をすて、柔軟な対応性をもつ中隊を中核にすえる戦法へと移行する。兵士の装備が改良されたこととあいまって、ローマ軍の軍事的實力は大きく高められた。

⑧ 340～338——第二次ラテン人（同盟市）戦争。ラテン諸都市は、独立と地位向上とを求めて同盟を再組織して、反乱する。ローマは彼らに対して完全な勝利を収め、そして、古くからある同盟は解体され、同盟市相互間の条約・同盟は解消され、相互の通婚権・通商権も否定され、ローマと同盟市との直接の個別的な条約だけが軸としてのこった。ローマはラティウム地方の盟主となる。ローマの南進に抵抗して、平地住民アウルンキー、シディキーニー、山地住民ウォルスキー、平原住民カンパーニーにラテン諸市が同調して戦いはじまったが、彼らの利害が一致しなかったために、結束がえられず、ローマに各個撃破されてしまったのである。その結果、若干の領土奪取や市民権付与による併合（トゥースクルム、アリーキア、ラーヌウィウム、ノーメントゥムの各都市の場合）はあったが、全体として、ローマは、有力なラテン都市（ティーブル、プラエネステ、コラなど）を攻守同盟の義務を負う独立の同盟市とし、ラテン系以外の都市（ウォルスキーのウェリートラエ、アウルンキーのフンディー、フォルミアエ、カンパーニアのカプア、クーマエ、スエッスラ）には、二重市民権としての不完全なローマ市民権を与え、戦争のさいに兵員・武器の提供を義務づける、という新しいタイプの支配関係をつくりだした（従来は、タテマエのうえで同等の平等条約による関係をたもつことでローマは満足していたが）。これによって、ローマを中心として、ラティウムをはるかにこえた地帯に、自治市（ムーニキピウム）、ラテン人植民市、同盟市からなるローマ支配圏が成立し、言語・文化のローマ化が生ずる（その人口総数は 52.7 万とされ、65 万のサムニーテース同盟と拮抗するようになる）。その国土は建国当初の一〇倍をこえるほどまでになった。

329——ウォルスキーはローマに服属する。

⑨ 326～304——第二次サムニーテース戦争。ラテン人（同盟市）戦争のさいローマ側についていたサムニーテースは、今度は、ローマの南進を阻止するために、ルーカーニー、サビーニー、アエクイー、エトルスキーと連繫して、再戦をいどむ。ローマは、カンパーニア、ルーカーニア、アープーリアと連繫し、それぞれ包囲作戦をとる。ローマの戦勝の結果、カンパーニアはローマの完全な支配下に入る。

321——戦争のさなかに軍道としてのアッピウス道（現在のアッピア街道）が建設される。

310——サムニーテースと結んでいたエトルスキーを破る（旧大国エトルーリアの決定的解体）。

⑩ 298～290——第三次サムニーテース戦争。サムニーテースは、ウンブ

リー、新来のケルト人・セノネースと連繫し、他方で、ローマは、マルシー、パエリーグニーなど山地住民と連繫する。ローマの戦勝の結果、サムニーテースは、ローマへ軍隊を提供する義務を負うことになる。

290——ローマの北の方面にいたサビーニーを屈服させ、ローマの支配は半島の東にひろがるアドリア海にまでおよぶ。多年にわたってローマの旧敵であった彼らに投票権を欠く市民権を付与して、ローマ側の一員に加える。

⑪ **285～282**——セノネース（ケルト人）との戦。西海岸に植民市を建設する。ローマの中部イタリア征圧が完成する。

⑫ **282～272**——ローマの海上進出をおそれた、イタリア半島南端にあるギリシア系の都市タレントゥムは、ローマに宣戦する。南イタリアとシキリアに領土的野心をもつ、ギリシア本土のエーペールスの王ピュッルスは、あのアレクサンダー大王を気どる野心的な武将であったが、彼は、タレントゥムの救援よびかけにおうじて、**20,000** 名の傭兵、**3,000** 騎のテッサリア騎兵、**26** 頭の象部隊を率いてローマと対決する。当初はローマ軍を圧倒していたが、**275** 年の会戦に敗れて、イタリアからギリシアへと撤退する。ローマは、**272** 年における対タレントゥム戦での勝利によって、タレントゥム領はローマに編入される。南伊のギリシア諸都市はローマの同盟市となり、南伊におけるローマの覇権が確立する。**278** 年段階では、ピュッロスに対抗して、ローマはカルターゴと攻守同盟を結んでいたが、まもなく両雄は全面的に対決することになる。

⑬ **280～275**——第四次サムニーテース戦争。敗戦によって強力なサムニウム同盟は解散させられる。約 **70** 年にわたる四次のサムニーテース戦争で、ローマは、獲得した広大な領土に **8** つのトリブスを新設して無産市民に土地割当てを実行するとともに、軍事的拠点に **5** つのローマ市民だけからなる植民市を建設し、また、ラテン諸都市と共同で、相当な規模の、**19** ものラテン人植民市を設けた（この市民は地方都市（ムーニキピウム）の扱いをうける）。これによって、北伊をのぞいたイタリア半島全体の統一は、ゆるやかなかたちにおいて完成する。

B（戦争）Ⅱ

⑭ **264～241**——シキリア（シシリー島）に勢力をもっていた海洋通商国家カルターゴは、ローマとはさまざまな点で対照的な国のかたちをもつ国家であったが、ついに、ローマはカルターゴとの第一次ポエニ戦争にまきこまれる。ローマは、はじめて、イタリア半島の外へ

派兵する。これにより、西方への海上進出の第一歩がふみだされた。戦勝の結果、カルターゴーが手ばなしたシキリア（シシリー）は、ローマ最初の属州となる。多額の賠償金も支払われた。ポエニー戦争は、その後二〇年も断続的につづく。属州というのは、ローマが直接に支配する領域であるが、国土の扱いはうけない、格下の存在である。

238——カルターゴーの内紛につけこんで、再度カルターゴーと対決し、サルディニアを割譲させ、これを第二の属州とする。

227——コルシカも属州として付加する。この結果、イタリア半島の西に広がるティレニア海はローマ人にとって「わが海（マレ・ノストルム）」となる。

- ⑮ 229～228——第一次イーッリュリア戦争。ローマは、経済的利害を守るために、イタリア半島の東対岸にひろがるアドリア海の手盗的な国家を制圧する。219年以後、イーッリュリア海沿岸（イタリアの東の対岸）に保護国が成立する。ローマは、この地を占領することはなかったが、東方世界への進出がスタートする。これにより、東の大国・マケドニアと接触する場ができてしまう。

222——侵入したインスブレス人（ケルト人）を追撃して、その首都ミラノを征服し、アルプスの麓までのケルト人を同盟者とする。数個の植民市を建設する。アドリア海岸北部に通ずるフラミニウス道を建設する。これには、北の抵抗勢力をおさえるための軍道の性格が強く見られる。ポー川流域を支配下に収める。220年段階では、ほとんどすべてのケルト部族はローマの軍門にくだる。

- ⑯ 219——第二次イーッリュリア戦争。

- ⑰ 218～201——第二次ポエニー戦争。ローマの戦史のうえで最強の敵であるハンニバルは、カルターゴー再興をめざしてヒスパーニア（イベリア半島）にわたったバルカ家の三代目の当主である。戦略家である彼は、マケドニア、ガッリア人、イタリア諸部族と同盟する。しかし、イタリアの同盟市は、カプアをのぞいて、離反しなかった。ローマは、初期の会戦では敗北をかさねたが、最終的にはザマの会戦で勝利をおさめる。その結果、ヒスパーニア（スペイン）を獲得する。一方で、ガッリア・キサルピーナ（アルプスのこちら側）の北伊に、対ガッリア人用の植民市をいくつか建設する。

- ⑱ 215～205——第一次マケドニア戦争（カルターゴーのハンニバルと同盟していたマケドニアのフィリッポス五世との戦）。ローマは、それまでの多くの戦により西方に勢力を確立するのに成功したのであるが、このとき以後、東方世界に本格的に関心をもちはじめた。ここは、アレクサンダー大王のうたてた王国の流れをひく先進地域である。

- 212——西ヌミディアのシュファクスと、対カルターゴ同盟を結成する。マケドニア王フィリッポス五世との戦争に備えて、アエトーリア同盟を結成する。
- 200～190——ケルト人との戦。
- ①⑨ 200～197——第二次マケドニア戦争。ローマに敗れたフィリッポスは、ギリシア本土から撤兵する。
- 199——ヒスパーニア（スペイン）は属州化される。
- 197～196——ヒスパーニア（スペイン）のケルト系原住民の反乱が発生する。
- 196——ギリシア都市はマケドニアの支配から自由となる、というように、ローマの将軍フラミニウスによって宣言される。しかし、事実上は、これらの都市は、外来のローマの覇権を認めるしかなかった。
- 194——それとともに、ローマ軍はギリシアから撤退する。
- ②⑩ 192～188——シュリア戦争（カルターゴのハンニバルをかくまったセレウコス朝のアンティオコス三世との戦）。「ヨーロッパ」と「アーシア」の対決がはじまる。ローマ軍ははじめて小アジア（現トルコ）の地に入る。戦勝によってローマは東地中海の盟主となる。敗者のアンティオコスは、アーシア、ギリシア本土から撤退する。同盟者ペルガモンとロドゥスに新獲得地の一部を与え、東方の諸国家（マケドニア、シュリア、ビーテューニア、ポントゥス、カッパドキア、ガラティア）を監視させる、という間接統制策をとる。
- 191～189——ヒスパーニアで原住民の反乱が発生する。
- 191～169——ケルト人、リグリア人を制圧して、アルプス以南の東西両地帯を平定する（植民地が数個建設される）。
- 187——北伊へ通ずるアエミリウス道が建設される。
- ②⑪ 181～179——第一次ケルティベリア戦争（ヒスパーニア（スペイン）原住のケルト系諸族の反乱）。
- ②⑫ 171～168——第三次マケドニア戦争（フィリッポス五世の子ペルセウスとの対決）。マケドニア王国は、敗戦により四分割され、消滅する。多大の戦利品がえられたので、前 167 年になって、ローマ市民の直接税（戦時負担金）は、以後免除される。これまでのローマの親ギリシア的な態度は消え、その東方政策は、保護・自由の政策から、一転して内政干渉政策へと変化する。ギリシア本土でも、反ローマ的な活動に対して、報復がなされる。とりわけ、反ローマ勢力の中軸であるアカイア同盟各市の指導的な家系の者のうちから、1000 人もの要人が人質としてローマへつれていかれた。前一六七年のことである。余談であるが、彼らのうち知的水準の高い人々は、ローマにギリシア文化

を直接に伝える役割をはたす。彼らは上流ローマ人の子弟の家庭教師となったからである。

154——イスパーニア西部のルーシーターニア人の反乱が生ずる。

㉓ 153～151——第二次ケルティベリア戦争。

㉔ 148——第四次マケドニア戦争(ペルセウスの子と自称するアンドリスキスとの対決)。老大国マケドニアは、ローマにはじめて併合され、属州化する。

146——ローマのアカイア同盟解体政策に抵抗する同盟ギリシア人の反乱を鎮圧したローマは、ギリシア本土でもっとも豊かな都市であるコリントを完全に破壊する(それとともに、ギリシアの独立的な地位はくずれさる)。住民は、ほとんど、殺されたり、奴隷の身分におちたりした(このようなきびしい措置は異例のことである)。

㉕ 149～146——第三次ポエニー戦争。カルターゴ領はアフリカ属州に編入される。西地中海はローマの支配下に入る。アレクサンダー大王以来のヘレニズム世界の大国マケドニアと、前9世紀からの商業国カルターゴとが同じ時期にローマに完全に屈したことは、ローマの世界支配の一つの大きな節目となる。カルターゴも、コリントの場合以上に、徹底的に破壊される。いずれも、一種の見せしめのためのものである。146年には、征服地に、マケドニア、アカイア、アフリカの三属州が設定される。

㉖ 136～132——シキリア(シシリー)島における第一次奴隷反乱(反乱奴隷の数は7万人にもなる)。

㉗ 135～133——第三次ケルティベリア戦争。ヒスパーニア(スペイン)を平定する。スキピオーは、市民軍のほかに、多数の志願兵・友人・被護民をひきつれて参戦する。これは新しい戦争のスタイルとして注目される。私兵集団が戦争の表舞台に登場してきたからである。

133——ローマの友好国であり、実質的にはその属国であったペルガモン(現トルコ)の王は、国を生きのびさせるために、自国をそっくりそのままローマに遺贈する、という思いきった手段をとる。

129——その遺贈によりアシア属州が成立する。

121——南ガッリアの平定(ガッリア・トランスアルピーナ属州が設置される)。

㉘ 113～101——新たな敵である北方のゲルマン人(キンブリー・テウトニー)との戦。新来のゲルマン人におされて、先住のケルト人も、ローマへ圧力をかけはじめる。このとき、マリウスは、それまで、兵役基準額にたっしなない財産しかもってなかったために、軍務につくことを認められていなかったプロレータリイ(無産市民)層を、志

願兵として従軍させる。これは、市民兵のほかに、職業兵が登場したことを意味する。戦術的にも、中隊方式から大隊方式に転換をはかり、新しいタイプの戦闘に対応した。

- ②⑨ 111——ヌミディア王国のユグルタとの戦争。第二身分である騎士階層出身である「新人」執政官のマリウスが、鎮圧する。

105——ヌミディアはローマ属州となる。

105——アラウシオーにおける対キンブリー戦での五軍団を一気に失う大敗北（史上まれに見る徹底的大敗北で、前 387 年のアッリア河畔における対ガッリア人戦でのそれ、前 216 年のカンナエにおける対ハンニバル戦でのそれと比肩されるほどのスケールの大きさであった）。マリウスが、テウトニーとキンブリーの侵攻を阻止する。

- ③⑩ 104～101——シキリア（シシリー）島において、第二次奴隷反乱が発生する。

102 頃——キリキアは属州化される。

96——キューレーネーの王も、ペルガモン王の前例にならって、自身の王国をローマへ遺贈する。

- ③⑪ 91～89——同盟市戦争。ローマの同盟市は、それまでの数多くの戦争において、ローマ市民と同じように出兵させられ、また、税負担や土地の分配などで経済的な不利益をこうむっていたことを直接の原因として、ローマに対し、ローマ市民と対等の地位を求めて、一団となって武装蜂起した。反乱は、中部イタリアの山地の 8 種族以上が結束してはじまり、ルーカーニア・プーリャ・カンパーニア・エトルーリア・ウンブリアへも拡大するほど大規模なものであった。首都をコルフイーニウムにおき、独自に元老院や政務官を設置して、本格的な独立国家づくりをめざす。ラテン人諸都市はローマから離反しなかった。一〇回以上の会戦において勝敗の数はほとんど同じであったので、ともだおれをおそれたローマは、同盟市市民にローマ市民権を一括付与することにより和平を成立させることをよぎなくされる（前 90 年、前 89 年の法律による段階的な実施）。この措置により、北イタリアをのぞくすべての地域において政治的均質化が生みだされ（しかし、新市民をどのトリプスに配属するかで、閥族派と民衆派が対立し、最終的解決は、80 年末にまでもちこされる）。

- ③⑫ 88～84——第一次ミトリダーテース戦争。ポントゥス王国に対する戦争でのローマの軍指揮権をめぐって、スッラとマリウスの国内での軍事抗争が発生する。これは多年にわたる内乱のはじまりである。

- ③⑬ 83～81——第二次ミトリダーテース戦争。

82～79——マリウスの死後、83 年にローマにもどったスッラは、独裁

体制を確立する。スッラは、マリウス・キンナ派への大粛清を実行し、元老院議員 90 名、騎士階層 2,600 名を殺害する。一種の「クー・デター」が敢行される。軍事独裁が合法化された。

③④ 77～71——ヒスパーニアにおけるセルトーリウス（旧マリウス派）の反乱（ポンペイウスが鎮圧する）。

③⑤ 74～64——第三次ミトリダーテース戦争（ポンペイウスによって戦争の終結がはたされる。東方におけるローマ支配が確立する）。

74——キューレーナイカ属州化。ビューテューニアの王は、ペルガモン王、キューレーネー王の前例にならって、自身の王国をローマに遺贈する。

③⑥ 73～71——スパルタクスの奴隷反乱。最盛期には奴隷軍の規模は 12 万にも達する。これは、シキリア（シシリー）における二つの奴隷反乱につぐ、三つ目で、しかも最大のものである。反乱の規模は戦争のそれに匹敵し、「スパルタクス戦争」とも名づけられる。

③⑦ 67——ポンペイウスの東地中海海賊の掃討。

64——ポンペイウスは、東方世界を再編し、そこにローマ優位の新しい秩序を樹立する（ポントゥス、シュリア、キリキアは属州に、そして、アルメニア、カッパドキア、ガラティア、コーリュキス、ユダエア（ユダヤ）は保護国となる）。

63～62——カティリーナの反政府的陰謀（一味 3,000 名が殺される）。

③⑧ 58～51——60 年に、政治的密約のかたちで、タイプのそれぞれ異なる三名の政治家が、「三頭政治」と称される新しい政治のスタイルを成立させる。この政治的談合により、59 年に執政官のポストを獲得したカエサル（シーザー）は、58 年にガッリアにおける軍指揮権を与えられる。数次にわたる戦いのちに、ガッリアの平定がはたされ（一〇〇万人を殺し、一〇〇万人を捕虜にした、とも伝えられる）、ガッリアは属州に組み入れられる。この戦争は、共和政初期・中期の戦争が、自衛戦争や予防戦争であったのに対して、侵略戦争色の濃いものであったところに大きな特徴がある。しかも、それが、カエサル個人の手で 8 年にもわたって敢行されたのも異例である（古典古代の文明・文化は、これをきっかけとして、地中海の内陸部にうけいれられるようになる）。第一次三頭政治のメンバーの一人クラッススは、バルティア戦争で戦死して、カエサルとポンペイウスが残る。

49——カエサルは、元老院による軍指揮権剥奪と、本国への召還の命令を受けたとき、敢然と、軍隊をひきつれて、国制上重要な境界線であるルビコン川をわたる。この小さな川は、「イタリア」という、地理上・国制上の地域の北限とされていたところである（イタリア半島

の北端にあるわけではない)。この渡河行動は国家に対する反逆を意味した。

49～46——三巨頭の二人であるカエサルとポンペイユスの内戦。

48～47——アレクサンドリーア戦争。

48——ファルナーケースの戦（カエサルはポンペイユスを破る）。任期10年の独裁官となる（共和国政上の独裁官は、本来は任期六カ月だけの特別職である）。

47——カエサルはゼーラの戦で、ミトリダーテースの子であるポントゥス王・ファルナーケースを破る。

46——タブソスの戦（ポンペイユス派の残党は敗れる）。

45——ムンダの戦（ポンペイユスの遺児は敗れる）。これで内乱は終結した。

44——終身独裁官であり、国父であり、事実上の王として君臨していたカエサルの暗殺。

43——アントーニウス、レピドゥスと、カエサルの身内で後継者となったオクターウィアヌスによる第二次三頭政治（元老院議員200名以上、騎士階層2,000名が追放される）。

42——ピリッピーの戦（カエサルの暗殺者であったブルートゥスとカッシウスが敗れる）。

③ 32～30——プトレマエウス戦争。

31——アクティウムの海戦（アントーニウスと組んだエジプト女王クレオパトラの海軍が敗れる）。

30——エジプト属州化。

29～19——イベリア半島北西部は制圧され、ようやく半島全体にローマの支配がゆきわたる。同じ時期に、東方で、ドナウ川沿岸が併合される。

27——共和政の（タテマエ上の）再建。アウグストゥス（オクターウィアヌス）は、従来の二倍にも相当する60軍団の指揮権をもっていたが、これ以後25軍団制とする。

15——ティベリウスとドルーススは、ラエティアを攻めるため、ドナウ上流に遠征する。ラエティア、ノーリウムが属州化される。

13～9——アグリッパとティベリウスはパンノニアを征服する。ドナウ川周辺の属州群を新設したことにより、帝国の東部と西部は地理的につながる。

12～9——ドルーススのゲルマーニア遠征。9年にはエルベ川にまで勢力がおよぶ。

8～6——ティベリウスの第一次ゲルマーニア遠征。

- 6 B.C.—アルプス地方は、平定され、属州となる。
- A.D. 4～6——ティベリウスの第二次遠征。マルコマンニーを制圧して、ドナウ国境の治安が確立する。
- 9——トイトブルクの戦。ローマ軍はゲルマン人のために三軍団すべてを失なう（全二八軍団のうちの三軍団の消失というのは、相当な痛手である）。これにより、ゲルマーニア征服は不成功に終わり、これ以後、遠方のエルベ川ではなくて、手前のライン川とドナウ川を結ぶ線で東方の国境が定まることになる。
- 10——パンノニアは属州化する。
- 14～16——ゲルマーニクスはゲルマーニアに遠征する。
- 17——カッパドキア、コンマゲネーは属州化する。
- 43——クラウディウスはブリタンニア（イギリス）南部を征服し、ブリタンニア属州を設置する。
- 60——ブリタンニア属州におけるブリトン人の大反乱がようやく鎮圧される。
- 66——古代においてはめずらしく、一神教によって生きているユダヤ人の国・ユダヤでの大反乱（その後もくりかえされる反ローマ武力闘争が、ここからスタートする）。
- ④ 68～69——第一次の、四帝乱立による空位期をへて、内乱の勝者・ウェスパシアーヌスが即位する。。
- 70——ティトウスはエルサレムを陥落させる。
- 74——ウェスパシアーヌスはライン支流ネッカー川地方を征服する。
- 81～96——ドミティアーヌスはブリタンニア征服を再開する。スコットランドに境界城壁を建設する。
- 83——カッティーとの戦。ゲルマン人への防衛線である長城（リーメス）の建設がはじまる。北ゲルマン諸族が南下しはじめ、国境地帯は緊張する。
- 101～105——トラヤーヌスはダーキア属州を設置する。これによりゲルマン人の圧力はくいとめられた。
- 106——アラビアは属州化する。
- 114～117——ローマの旧敵・パルティアを破る。アルメニア、アッシリア、メソポタミアは属州化する。
- 115——ユダヤ人の反乱。
- 98～117——このころ、トラヤーヌスの治政下で、ローマ帝国の領土は最大となる。117年にトラヤーヌスの後継者となったハドリアーヌスも、その後継者であるピウスも、対外的な勢力拡張政策をとらず、守りをかためた。

132～135——ユダヤ人の反乱。

162～165——パルティアとの戦。メソポタミアを領有する。161年のピウスの死後、マルクス・アウレーリウスと共同で統治者となったルーキウス・ウェルスは、この戦で奮戦する。

167～175——第一次マルコマンニー戦争。北方のゲルマン諸部族は統合により力をまし、ドナウ川沿岸地帯に侵入してくる。マルクス・アウレーリウスは、マルコマンニー、クワディー、ヤジェゲス、コストボキーなどを相手に転戦する。

178～180——第二次マルコマンニー戦争。

193——養子制度によって支えられてきた五賢帝時代のシステムは一〇〇年ほど続いたが、マルクス・アウレーリウスの実子・コンモドゥスの登場によって、ローマの一つの最盛期を支えた養子五賢帝時代に終止符が打たれた。コンモドゥスはゲルマン諸族と和平条約を締結し、ローマの強硬な対外政策はすてられる。

④ 193——第二次の、四帝乱立による空位期をへて、内乱の勝者・セプティミウス・セウエールスが即位する。

197～199——セウエールスはパルティア戦争を遂行する。

208～211——そのブリタンニア遠征。

213——カラカッラのアレマンニー制圧。

232——ローマの旧敵・パルティアを滅亡においこんだ、新しい強敵・ササン朝ペルシアとの戦。

249以降——ゴート族の北からの大規模侵入が本格化する。

273——アウレリアーヌスは東方のパルミュラを徹底的に破壊する。

235～305——セウエールス朝の最後の皇帝が死亡したあと、半世紀以上にわたる軍人皇帝時代がはじまる（ペルシア、ゴート、クアディー、サルマート、パルティア、フランク、アレマン、マウリーなどの勢力との争いのなかで、国境地帯は、しばしば侵犯される）。二世紀はローマの国力がピークにたった時期であるが、つぎの三世紀に、ローマは、東北や東、さらにはアジア方面から新興の外来勢力によって圧迫される。

269——バガウダエの蜂起。

B III

283～286——バガウダエの蜂起。

284——軍事の実力者の巨頭・ディオクレティアヌスが即位して、第二段の帝政である専主政がはじまる。強力な軍事組織が治政の基礎となる。

④ 324——四分統治の失敗のあと、帝位をめぐって内戦が生じ、コンスタンティヌスが単独で帝位につく。

357——背教者・ユーリアヌスはアレマンニーを撃破する。

375 頃——東方の内陸アジアの有力な部族であるフン族が、東ゴート王国を崩壊させる。これがひきがねになって民族大移動が本格的にはじまる。ヴァレーンスは西ゴート軍に大敗する。西ゴートは帝国の内部に移住する

383～388——マークシムスの反乱。

392～394——アルボガストの反乱。

410——アラリックに率いられた西ゴートはローマ市を略奪する。その後、418 年には、ヒスパーニアに入り、西ゴート王国を建設する。

439——ヴァンダルがローマ領に侵入して、最終的にはアフリカに王国を建設する。

451——フン族とローマ西帝国側のゲルマン人をくわえたローマ混成軍との戦争。

455——ヴァンダルがローマ市を略奪する。

476——オドワケルは西ローマ帝国をのっとり。

533 年以降に、東ローマの中興の英主・ユースティニアヌスは、北アフリカのヴァンダル王国を打倒し、故地イタリアにあった東ゴート王国を打倒する。しかし、イスパーニアの西ゴート王国を完全に制圧することはできなかった。一方、東方では、ササン朝ペルシアとの死闘が再燃する。

7 世紀以降——イスラム勢力の攻撃をうけつづける。

⑫ 1453 年——オスマン・トルコによって、東ローマ帝国は滅ぼされる（ローマの最後の戦）。

（2）このように、ローマの歴史はさながら戦争の歴史である。とくに、ローマが、建国から、ラティウムおよび中伊・南伊の制圧に成功するまでの 200 年間の第一期における戦争の密度は、著しく高い。また、共和政下の第二期には、大規模な内乱が連続して生ずる。グラックス兄弟と元老院派、マリウスおよびキンナとスッラ、ポンペイウスとカエサル、オクターウィアヌスとアントニウスのあいだの内乱は、戦死や処刑によって相当数の有力貴族が殺害される結果を生みだすほど、徹底的なものであった。帝政（元首政）下の第二期には、国境の外からいれかわりたちかわり侵入してくる他民族との衝突が無数に存在する。

ローマ軍は、おそるべき密度と粘着力で戦争を遂行し、しばしば生じた危機的な状況を耐えぬいて、究極的にはほとんど勝利を手中にしたのであるが、それはローマ人の特質を抜きにしては考えられない。それらをか

たんにみてみよう。

①もっとも初期のころから、周辺の世界とのあいだに緊張関係がつねに存在したために、ローマ市民団が軍事的に組織されていたこと（つまり、戦争につねに対応できる体制が国制上存在し、それが国制の基本となっていたこと）、それとも関連して、戦争というものをうけいれる心の用意がつねにできあがっていたこと、②交易を通じて、優秀な武器を用意できるだけの経済的余裕をもっていたこと、③その民族性もあってか、軍規が厳正であったこと、④排他主義をあまりとらず、軍事面でも、外部勢力を自身の陣営内にさまざまなかたちで包摂する余地をつねに備えていたこと、⑤「分別（割）して統治せよ。(Divide et impera.)」という、後代製のローガンが示すように、ローマの支配戦略が巧妙であったこと。これは個別的同盟、勢力分断、地位差別を基本としているが、そのほかに、面（都市＝砦）と線（軍用道路）による支配にマッチしたこのスタイルもきわめて有効であった。⑥国政のエキスパートの集団である元老院が長期的な展望のもとに和戦両様の戦略を適切に決定することができたこと。以上のことは、ローマ人の法意識の高さとも内面的に関連性をもつ。武器も法も、いわば彼らの同じ根源から派生しているからである。

(3) 最後に、人類の歴史においてつきものの戦争がもっている側面・要素・背景・構造などをピックアップしておこう。これによって、ひょっとすると、「ローマ人の戦争」の特性・特質や雰囲気がかびあがってくるかもしれない。

①戦争には、防衛戦争、予防戦争、侵略戦争の三パターンがある。パッシヴなものが第一群で、アクティヴなものが第三群で、両者の性格をあわせもつものが第二群である。ローマ人の意識（ホンネ）のなかでは、第二群がもっとも重要なものとうけとめられていたように思われる。もっとも、どの時代においても、いわゆる「帝国主義者」は、「守るために攻める」という構図（タテマエ）がお好きなようであるが。

②ある国家（共同体）が他の国家（共同体）を支配する手段としては、実力（ゲバルト）の行使としての戦争＝戦闘がもっともストレートで、シンプルであるが、もっとソフトな統御手段としては、さまざまなレベル・パターンの同盟がある（多くの場合、タテマエ上対等であっても、ホンネ上は一方が優位にたつ）。戦争遂行も各種の同盟条約の締結も、手間のかかるつきあいカタであるが、ローマ人は、このほかにも、事実上の優位をフルに利用して、他国（共同体）を事実（ホンネ）上支配下におさめる術をいくつも心えていた。ローマ人が「支配の天才」と呼ばれるのは、むしろこのことによるところが多い。

③ローマの周辺・近隣にある国家（共同体）との戦争と、遠く離れた地

- 域にある戦争との種別がある。後者に属するもののうちで、とくに重要なものとして、中近東地域における戦争がある。
- ④ 同系の人々（たとえば、ラティニー）との戦いと、異系の人々との戦いの種別がある。イタリア半島内部について言えば、後者は、エトルルスキー、ケルト人、カルターゴ人、ゲルマン人などに対するものである。
- ⑤ 市民兵（市民皆兵制のもとにおける民兵）が中核となっている戦争と、職業兵（志願兵）や傭兵を組みこんで展開される戦争との種別がある。後者は、雇い主である将軍の私兵ないしは部下となることがふつうである。以上のことは、兵士はすべてローマ市民権保有者であるという前提のもとでの話なのであるが、帝政時代には、市民兵士の数がまったく足りない点を補うために、外人（とりわけ、ゲルマン人）が兵士になる（二〇年の勤務をおえると、彼らはローマ市民権を取得することができる）。
- ⑥ 伝統的に、ローマの軍指揮権は、文武の大権をもつ、執政官以下の少数の高級政務官の手中ににぎられていた。「シヴィリアン・コントロール」の場合とはちがった意味で、文人としての彼らが軍務をこなしていた。のちには、当然のことながら、職業軍人の司令官も登場する。
- ⑦ 戦術・戦法について言えば、ローマは、陸軍国であり、陸戦を戦うことがほとんどであった。地中海を舞台とする海戦でも、敵船に橋のようなものを打ちこんで、そこから陸兵が白兵戦に突入する、という陸戦もどきの戦法がお得意であった。また、貴族などの上層部からなる騎士の個人的な戦いのスタイルと、重装備をほどこし、集団でたちむかう歩兵の戦いのスタイルとがあるが、騎兵は、ローマのごく初期と、騎兵中心の戦闘法をもつ異民族との対決が不可欠となった後代とにおいて、重要な役割をはたす。
- ⑧ 戦場での部隊編成のさい、ローマ市民軍が単独で出陣する場合と、これが中核の位置を占めるかたちで、両翼または一方に、同盟軍を配置する場合とがある。異なった武器・戦法をもつ外国の軍隊と対決するさいには、そういった軍隊との対戦になれている同盟軍がとくに有用である。
- ⑨ 国内（ローマ本市、イタリア本土、支配下の属州）を舞台とする戦争と、外地における戦争との種別がある。もっとも悲惨なのは、ローマ本市内で、クー・デターや反クー・デターが発生するケースであるが、そのほかに、ローマ各地に散らばっている軍団が、それぞれ、その司令官を皇帝として擁立して、同士討ちをする場合も、人的損失をふくめて、大きなダメージが国家全体に生ずる。

- ① ローマ人同士が戦う場合とローマ人が外敵と戦う場合とがあるが、ローマを衰亡させた原因としては、前者に属する帝位争奪戦も、後者に属する対ゲルマン人戦争も同程度に重要である。
- ⑫ 戦勝後に、敗れた共同体を完全に破壊するとともに、住民を殺害したり、奴隷化したりして、抹殺する、というやりかたをローマがとった事例はそれほど多くない。その共同体をそれなりに存続させながら、ローマの利益となるようにその共同体をあやつっていく手法が中心である。
- ⑬ 共和政にかんして言えば、戦争をはじめることについてイニシヤティブをとったのは、一年任期の高級政務官ではなくて、経験豊かな人々によって構成されている、終身制の元老院である。もっとも、元老院への抵抗勢力として民会が力をもつようになっている状況下では、民会＝民衆の意向も無視できない局面も生じてくる。一般大衆は、戦勝によってローマが手にいれた敵の土地の配分にあずかれるので、戦争は一種の国家ビジネスの側面ももっていた。他方で、中層部にあたる騎士階層は、戦争商人として利潤をあげることを、体質上求める傾向にある。
- ⑭ ローマの戦争史のなかには、第一次、第二次、第三次とかいうように、段階的に戦いがとり行なわれたケースが多く見られる。体力的に一気に決着をつけることが困難であった、という物理的理由はもちろんであるが、それ以外に、戦いをしながら様子を見る、といった賢慮が働いたところもあるのではなかろうか。同じ敵に対して、かなりの期間をおいて戦争が反復されると、当然のことながら、戦争の質もかわる。ローマの国のかたちも、その過程でかわらなければならぬ。ローマは戦争によって成長してきたのである。
- ⑮ ローマは、開戦するさいには、自国の独自の事情により動くことがふつうであるが、ときには他共同体からの救援要請に応ずる場合もある。ローマ人の頭のなかには、「正しい戦争」と「不正な戦争」といった概念上の区別はあまり認められないように思われるが、侵略戦争よりも、盟邦を助ける出兵の方が、外むきには、正しく、ソフトで、好都合なものであっただろう。
- ⑯ 戦勝後に、ただちに敗戦国の国土をローマ領にする、という明快なやりかたは、つねにとられたわけではなかった。ある程度の仕かけをほどこしたあと、ひとまず撤兵して、相手国の動きを見てみる、というソフトなやりかたも採用されることがあった。国土の拡充にはマイナス面もあったからである。
- ⑰ 東ローマ帝国は戦争＝戦闘によって滅亡したが、西ローマ帝国は、皇

帝が退位させられることによって、消滅した。前者はホンネ上の滅亡であり、後者はタテマエ上の滅亡である。「戦争の国」ローマには、前者の方がふさわしいかもしれない。

- ④戦争は法とはつぎのような点で交錯する。①戦勝によって国土が広げられると、その住民は戦勝国のメンバーのなかに編入されることも多いが、ローマでは、市民権（市民のステイタス）が敗戦国の市民に与えられることは比較的まれである。したがって、戦後には、ローマ法の適用がない人々が国内に多数抱えこまれることになる。②軍営にある兵士は、通常のローマ法の保護を完全にうけることはできないが、それ以上に、長期間の出征によって、市民兵士には法上の不利益も多く生ずる。③近代においては戦時国際法が編成されているが、古代には、戦争は明確なルールのもとに遂行されたわけではない。もっとも、古代の戦争においても正しい流儀というものは、それなりにある。
- ⑤軍隊には、ふつう、外むきのもの（プロテクト）と内むきのもの（インテグリティ）の二種がある。前二世紀に、軍事行動のさいにかぎって、司令官を護衛するために設立された親衛隊が、後者である。アウグストゥスによって、元首とローマ市を守るための九大隊（5000～9000名）がその恒常的な組織とされた。その後、時代の節目において、皇帝（元首）の側近として、元首の暗殺や擁立に重要な役割をはたした親衛隊は、地方に展開している軍団の長が皇帝を僭称するさいと同じように、一方的に皇帝（元首）を決定する地位にもあった。
- ⑥軍隊が有給の職業兵士集団となつてからは、三〇にもなろうとする数の軍団を構成する二〇万人近い数の正規軍・補助軍の兵士や高給をとる親衛隊兵士や補助軍兵士のために、経費が必要であった。国家の収入は、現代の場合ほどには確保されていなかったもので、てっとりばやく、富（その象徴は貴金属）を確保するために戦争をしかけるケースもあった。106年にトラヤーヌスが占領して属州としたダーキア（現ルーマニア）は、優良な金を産出する地としてローマに富を与えつづけた。しかし、このようなうまい話は、これが最後となる。

C（市民権） I（CⅡ、CⅢの記述も含む）

①〔市民権拡大の段階〕

- Ⓐ王政時代—ローマ市民権（市民としての資格）をもつ人の人口は約 1 万である。
- Ⓑ前 425 年頃—人口約 5 万。これはローマ周辺地域の征服・編入による拡大の成果である。
- Ⓒ前 318—兵役資格＝義務のある市民数は 258,000 人となった。これ

は、前 340～340 年の第二次ラテン人（同盟市）戦争での勝利によりラティウムが統一されたあとに増加したものである。前 3 世紀末までに、人口は 100 万に接近する。兵役資格のある市民数は、ハンニバル戦争による打撃のため大幅に減ったが、その後回復し、前 2 世紀中ごろ以後は 30 万を超える。

④ 前 91～88——人口約 400 万。これは、イタリア同盟市戦争の決着によって市民権がイタリア半島の大部分に拡大されたためである（ただし、新市民はトリプス帰属において不利益な取扱をうけたために、投票権にかんしては彼らにはそれほどメリットはなかった）。兵役資格のある市民は 100 万人をこえる。

⑤ 前 1 世紀～後 1 世紀——世界帝国ローマにおいて市民権の保有者は増大する（従属共同体の昇格による一括付与、その上層部への付与、外人退役兵への付与による）。一説によると、アウグストゥス治世の終わりころには、市民権保有者は 494 万人にもなった、ということであるが、この数は国家の総人口の 5000～6000 万人の 10 分の 1 にすぎない。

⑥ 212 年——カラカッラの勅法によって、全帝国住民（例外はある）への大幅な市民権付与が実施される。

① ローマ法は、古代社会の多くの例にならって、属人主義のシステムをとる。したがって、ローマ市民権を保有する者は、どこに滞在していても、ローマ法の保護を受けられるわけである（たとえば、使徒パウロは、ギリシア生まれのユダヤ人であったが、偶然にも生まれつきローマ市民権をもっていたために、エルサレムからローマへと刑事裁判のために送致され、そこでも布教できたものと推測される。これと対照的に、キリストは、市民でなかったために、磔刑に処せられた）。ローマは、その領土や支配圏を拡大するさいに、市民権を外人（他共同体の市民）に容易には与えず、利益誘引のための餌とした。ローマ市民権は、各地の被支配層（とくにそのうちの上層部）にとっては、大きな特権であり、羨望の的となっていた。なぜそのようになったのか？ 公民権としての投票権は、ローマにおける政治活動を保障するものであっただけでなく、もっとも低いレベルにおいては、下層の人がその一票を利用しながら有力者の被護民としてサービスをうけ、都市に寄生して生きていくことを可能にした。通商権は、交易の中心であるローマでローマ私法のもとで取引を行ない、富を得るための重要な手段であり、一方、通婚権は、ローマ法上有効な婚姻関係を、旧市民の上層部と結ぶことを可能にするものであったからである。そのほかに、市民として、戦争に参加する権利（義務ではない）をえて、勝利ののちにさまざまな恩恵にあずかることができた（たとえば、占領地の分配をうけ

て、土地所有者や占有者となる)。もともと、厳密に言えば、ローマ流の公民権というのは、一般市民にとっては、時代が下るにつれてそれほど利益を生みだすものではなく、他方で、私法においても、市民でない外人がローマにおいてまったく無権利者で、法の保護外におかれている、というわけではなく、有力者とコネクションさえもっていれば、信義などのモラルによって、ある程度社会的には尊重されていたので、市民権の有無で人の法的・社会的地位が決定的に異なる、とまで考えるのはいくらかゆきすぎであろう。

②〔共和政初期・盛期における市民権付与の形態〕

- ④ 近隣共同体の住民の編入による付与・トリプス（地区）新設による付与（王政時代と前 5 世紀：前 4 世紀の第二次ラテン人（同盟市）戦争時代）

投 票 権
通 商 権
通 婚 権

固有市民権喪失

〔完全なローマ市民権の取得〕

- ⑤ 旧来の都市への付与（前 4 世紀の第二次ラテン人（同盟市）戦争時代）

- ④ ラテン系の都市はローマ地方都市（ムーニピキウムとなる。

投 票 権
通 商 権
通 婚 権

—伝統的な自治を保有する

固有市民権保持

—ローマは宗主権を握る。とりわけ、軍隊を掌握することが重要である。

〔完全なローマ市民権の取得〕

- ④ ラテン共同体系以外の都市は投票権のない地方都市となる。

投 票 権
通 商 権
通 婚 権

固有市民権保持

—同上

〔政治的な権利を欠く、不完全なローマ市民権の取得〕

- ③ 被征服地域への付与（前 4 世紀～3 世紀）

- ④ 新設都市住民への付与

ローマ市民権とすでに市民である者を移住させるほかに、移住の機会に、あらたに、

通 商 権
通 婚 権

固有市民権喪失

〔政治的な権利を欠く、不完全なローマ市民権の取得〕

(前4世紀～3世紀) 移住者に市民権を付与するケースもあった。

㊤ ローマへの移住による取得 ラテン市の市民権を保有する者がローマに移住すれば、一定の条件つきで完全なローマ市民権を与えられる、という制度がある。ただし、前2世紀以後、このような移住権は大幅に制限される。

㊦ 前2世紀以来の、ラテン人共同体において政務官職に就任した者への付与（指導層はこれによってローマと緊密に結びつけられ、しかも、ローマ市民権は、本来の所属共同体の市民権より上位のものとされた）。

㊧ 前91～89年の同盟市戦争が決着したことにより、ローマ市民権が同盟市市民にも一括付与される。

※なお、市民権というものは、このように、公法上は、容易には取得できない貴重なステイタスであったが、しかし、国内的には、私法のルートで、これは、奴隷解放を通じて、容易に、市民保有の奴隷によって取得される。その被解放奴隷の子は生まれつきの自由人と同じように扱われるので、二代目以後はほぼ完全な意味における市民となるわけである。もっとも、それは、法制（タテマエ）上のことであって、解放された者やその子孫は、旧主人の被護者となってしまうので、ホンネにおいては、市民権獲得の意味はかなり低くなる。彼らがまったくの独立市民となるわけではないからである。奴隷解放は、奴隷にはもちろんのこと、主人にとってもプラスであったので、このルートから巨大な数の市民がつぎつぎに誕生する（奴隷解放を制限する法律がひんぱんに制定されたことがそのことの重大さを物語る）。

D（経済） I（DⅡの記述も含む）

（a）共和政

「塩の道」という、古代イタリア中部の重要な交易ルートであったティベリス川のほとりに位置していたローマは、地理的条件に恵まれていたためであって、すでに王政時代から物資輸送の中継地としてかなり栄え、また、手工業的な分業もすでに存在したが、しかし、共和政初期のローマが基本的に農業・牧畜中心の経済構造をもっていた、と見てよい（貨幣の鑄造は前3世紀の初めまで行なわれていない）。しかし、共和政も盛期の前2世紀に入ると、数次の対外戦争の遂行と多数の属州の獲得がきっかけとなっ

て、農業国ローマは大きく変身する。(1) 征服のあとには、前 2 世紀の初めまでは、被征服地(公有地)の一部が私有物として市民に割当てられて、そこに植民市が建設されるのが通例であったが(その数は前 367 年から前 133 年までに 51 にのぼる)、その後、この方法はあまりとられなくなり、被征服地(公有地)の 3 分の 1 あるいは 3 分の 2 は、資金量に余裕をもつにいたった有産層によって容易に先占されるようになった(しかし、地代などの支払がきちんとなされたかどうかは疑わしい)。他方で、小農民は、長期間の出征により土地からはなれて、それを荒廃させてしまったり、また、武器自弁のために多額の借金を負い、結局は、担保としてさしいていた土地を手放して離農することをよぎなくされたりした結果、有力者による土地の兼併が進行した。ティベリウス・グラックスは、重装歩兵として出陣する中小農民層を守っていく目的で、不当・違法な公有地の利用形態を是正すると同時に、公有地占有を制限しようとする土地法の制定を計画し、その一部は具体化されたが、しかし、結局失敗に終わる。前 134 年のそのティベリウス・グラックスの農地法は、先駆的な農地法である前 367 年のリキニウス・セクスティウス法を緩和して再び適用することを骨子とする程度のものではあった。その弟ガイウスの農地法の内容は不明である。その殺害後、ただちに、農地改革のささやかな成果を奪い取る政策がつぎつぎに具体化され、4 次におたつて執拗に立法がつみあげられて、改革の思想は完全に葬られた(前 104 年の時点で、誇張も含まれているのはまちがいないが、「国のなかで土地をもつ者はわずか 2,000 人を出不い。」とさえ言われた)。もっとも、マリウス、スッラ、カエサルなどの武将は、自身の配下にいた多数の退役兵に相当な土地を与えるとともに、植民市を建設したので、個人的な被護関係の枠内においてはあったが、中小農民の再建もある程度ははたされることになった。(2) 他方で、前 2 世紀中頃以来、数次の海外戦争を通じて戦争奴隷の数が飛躍的に増大したために、奴隷を用いる大土地経営方式が利用可能となった。この奴隷は、着色陶器などの、マニファクチャーによる商品生産にも使役される(しかし、これは、ヘレニズム世界の場合ほど大規模ではない)。(3) 征服地から安価な穀物が流入したので、イタリアにおける中小規模の穀物生産は相当な打撃をうけ(この点について異論はある)、また、ヘレニズム的な技術も利用されて、ぶどう・オリーブ栽培、牧畜への転換が促進された。これは、商品生産を目的とする大土地経営をいっそう容易にすることになった。(4) 経済活動によって富裕となった平民層の一部は、政治的立身出世にはそれほど関心を示さず、事業経営に専念した。前 218 年のクラウディウス法は、元老院議員の富が土地所有という保守的形式にもとづくべきである、という保守的な思想のもとに、元老院議員およびその子に、積載量 300 アンフォラ以

上クラスの大規模な船舶をもつこと——つまり、大規模な交易ビジネスへの直接参与——を禁止したが、これは、結果的に事業家の層を一つの社会的身分へとまとまらせるきっかけとなる。騎士階層（*equites*）とよばれる彼らは、各地に支店をもつ商事会社のようなものや商事組合を設立して、組織的な活動を展開した。それは、公共建築物・道路・橋梁の建設請負、軍隊への物資補給、国家納入金（財産税・奴隷解放税・関税・公有地税（とくに共同放牧地における放牧税））の、入札による徴集請負（前 168 年のピュドナの戦い以後は、戦勝による収入増のために、ローマ市民の完全な私有地からは土地税は徴収されなくなった）、鉱山開発、塩の専売、貿易、金融（高利貸）、などの広い範囲におよんだ。強力な事業家層としての彼らの富（土地所有という形態もとっている点では、元老院階層の場合と同じである）は膨大なものとなり、それが土地買占めに投下されただけでなく、金融資本、高利貸資本の原型にあたるようなものが蓄積され、実質的に銀行の機能・役割をそれなりにもつような制度さえもすでに広く機能していた。（5）カエサルは、それまでの共和政の銀通貨制とならぶかたちで、金通貨制を導入した。2 世紀末まではこの 2 通貨制は安定する。

（b）帝政

紀元前後の世紀において、ローマは、「古代資本主義」とも名づけられるほどのレベルをもった経済構造をもつ国家にまで成長する。「アウグストゥスの平和」の確立と海陸の交通路の整備とによって、1 世紀には、メソポタミア、南ロシア、スペイン、アイルランド、北アフリカを包含する大経済圏が成立し、属州の消費商品が輸入され、また、奢侈品については東方世界（南インド、中国、シベリア、セイロン）との遠隔地貿易も行なわれた。ところが、2 世紀頃から経済に遠心的傾向が強まって、帝国の各経済圏は自立しはじめ、属州（とくに西方のそれ）の経済的繁栄に反比例して、イタリア本土の製品（オリーブ油、ぶどう酒、陶器）の販路が狭められただけでなく、逆に、かつてのイタリアの特産品であったものがイタリアへ輸入されることさえあった。最大の購買先である軍隊が周辺へしだいに移されていったこと、とびきりの格差社会であったローマでは中産層や一般大衆が消費市場としてほとんど成長できなかったこと、当時の技術水準では、商品を運搬するよりも技術者（奴隷など）を移動させることの方がはるかに容易であったこと、信用面での不確実さがあったために決済に不安がつきまとったこと、などがその要因とされる。共和政時代からずっとならびつづいていた戦争や征服の結果、戦利品（とりわけ、貴金属）、賠償金、租税などのリアルな富がローマに流入し、収支のバランスがたもたれていたが、皮肉なことに、「ローマの平和＝平和なローマ」が確立されると、富の獲得の道は閉ざされてしまい、構造的な赤字体質が露わになってくる。

D（経済）Ⅲ

（a）3世紀に、貨幣価値が下落しはじめ、インフレが進行する。（b）おのおの大経済圏は完全に自立し、イタリアの地盤沈下は顕著となる。（c）事業家層による資本形成の道が閉ざされ、私企業は衰退する。治安の乱れとともに、武装した略奪者や侵入異民族のために近接地との交易も妨害を受ける。（d）都市の独立の手工業者は姿を消し、かわって国営仕事場が設置されて、軍隊などの国家の需要に応じ、強制同職組合が生まれ、統制経済の色が濃くなる。（e）奴隷の補給が困難となっただけでなく、奴隷の労働効率が悪かったために、奴隷制を利用した直接経営方式は衰え、一方で、治安低下のために自由農民も存立できなくなってしまったので、奴隷に土地を与えて小作人的奴隷とするか、奴隷を解放して小作人（コロヌス）とするという方式への移行が見られ、また、本来の自由人を耕地にしばられた小作人としてしまうやりかたが支配的となる。とくに、イタリアでは、物々交換、生産物給与などの実物経済への逆戻りが見られる。経済上の中心は都市から農村に移る。以上は西ローマ帝国の領域での話であるが、他方で、物流がさかんであった東ローマ帝国の領域では、比較的高い経済水準が保たれた。

E（思想・宗教）Ⅰ（EⅡの記述も含む）

（a）この時代のローマ人の宗教はなお原始的な状態にあり、さまざまな祭式には、起源の異なる雑多な要素の混淆が認められる。祖先はそれぞれの家で独自に祭られ、祭祀の継続のために家は子孫をもたなければならない、と考えられた。これとともに、ギリシア人やエトルスキの影響のもとで、さまざまな擬人神もローマ人の信仰対象となり、また、すでにはやくから、天の神ユピテルと火の神を祭る祭式は、国家の祭祀とされた。ローマ人は、ユピテル神が鳥を通じて政務官および鳥占官に意思を啓示するものと考え、市の中央に神聖なかまどを築いて、火の神を祭った。神を祭ることは国家の重要な行事でもあり、ローマ人はその公私のすべての生活を信仰と結びつけていとなんだ。これによって彼らの形式尊重の思想が日常生活の場で作られていく（これは、形式の一つとしての法を生み育てる地盤ともなる）。祭事がとり行なわれる日は、神官の制作する暦に示され、祭日（年に50～60日もある）には、民会を開いたり、訴訟を実行したりしてはならない、とされ、他方で、ほぼ同じ数の日が国民的祝祭日とされたので、訴訟を実行できる日は、最初はそれほど多くなかった。このように、ローマ人の政治生活および法生活は、その原始的信仰と密接に結びつくこととなった。

古来の宗教は農民のあいだに温存されたけれども、都市の住民および上流階層のあいだではほとんど勢力を失ない、宗教上の儀式は形骸化した。これに対して、東方、とくにギリシア地方の熱狂的な宗教上の祭式を行なう風習はしだいに盛んとなり、また神秘主義的思想がむかえいれられるとともに、エピクロス派の懐疑的・快楽主義的思想もうけいれられた。ところで、この時代とくにローマの知識人層に影響をおよぼしたのはギリシア思想であり、多くの上流家庭はギリシア人を家庭教師として子女を教育したばかりでなく、青年はギリシア本土で学び、その文化を直接に吸収した。政治思想の分野では、元老院支配層の権力独占に対する抵抗が、このギリシア思想の影響のもとで、民主政理論の実践のかたちで具体的に展開されたことが特筆される。その抵抗勢力となったのは、平民層であった。この時代における法の進化・変遷に多くの影響を与えたのは、アリストテレスおよびストア派の哲学である。とくに、ギリシア思想の影響を強くうけた政治家・哲学者・文学者であるキケローは、主としてストア哲学の理論にしたがって、「法は社会的衡平であり、各人にその分を確保するものである。」とし、また、「この社会生活に必要な衡平の思想は、人間に内在し、したがって自然にもとづくものである。」という思想を強調した。このような思想はしだいに法学の分野にも広まり、これによって、ローマで現実に適用される法の合理的進化がうながされるようになる。また、民族固有の市民法だけを法とする思想はしだいに駆逐され、自然と衡平との要求にしたがって法の概念を定めようとする傾向が強く現われた。そして、ローマ固有の市民法だけではなく、異なる共同体の市民間に適用される法も同様に法であるとされ、むしろ、後者が、一般的に諸民族に適用される、という意味で、特殊な市民法よりも、理想的な自然法に近いものと認められ、あるいは、自然法そのものと考えられて、市民法の理想とされるようになる。このような思想は現実の法を合理化しようとする努力のあらわれである。他方で、ギリシア生まれの弁論術（レトリック）は、法学者たちに、法規や法律行為の文理解釈だけではなく、論理にもとづいた解釈もほどこす必要のあることや、立法者あるいは法律行為を実行する者の意思をむしろ問題とする必要のあることを教えた。その結果、古い由来の、法の形式主義は緩和されて、法の形式にとらわれるよりも、現実の要求を基礎とし、各人の意思を重んじて、形式をかく行為にもときには効果を認め、形式のとなつた行為にもときには効果を与えない、とする傾向さえも発達した。また、とくにアリストテレス哲学の影響をうけて、法学者は、定義を行ない、また、種類にしたがって素材を分類していくために、さまざまな法上の概念に共通の特徴を求めはじめ、このようにして一般的・抽象的な原則の確立もうながされた。ローマ法が世界法としての特徴をもち始める

のは、すでにこの時期からである。

(b) 共和政も末期になると、古くからの宗教は衰微し、それとともに一般には敬神の念がうすらいでしまったが、初代の元首アウグストゥスは、そのような状況をまえにして、家族的結合を緊密にし、社会を道徳的に更生させることを強く求め、固有の祭祀と信仰の復活につとめた。しかし、民族が混淆しはじめ、とくに東方の宗教が全国に伝播し、また、ときには元首自身が東方諸神の導入を自ら試みたこともあって、国内にさまざまな起源の雑多な宗教が生まれるようになってくる。カエサルおよびアウグストゥスが死後に神としてとりあつかわれた前例をうけて、元首がその功績によって元老院から神とされる慣例があらわれはじめ、このような神を祭る祭祀が発達した。地方属州では、いまや神となった元首の霊をローマを象徴する女神と合祀する神殿が建立された。このような祭祀は、個人的な支配に対する忠義の表現であるとともに、君主を神として尊崇する東方思想とローマ古来の思想との妥協的融合とも言えるものであり、元首政がしだいに専制的なものとなるにつれて、皇帝を神とし、太陽神の権化としてとりあつかう極端な例までもつくられる。キリスト教は民衆のあいだに伝播しはじめたけれども、キリスト教徒が多神教に反対し、また、神となった元首の祭祀に参加することを拒絶したので、多くの元首は、反キリスト教の立場をとり、ときには残虐な方法で彼ら信者を圧迫し、民衆も社会的不安および生活の貧困をキリスト教の伝播のせいにして、これを白眼視した。まれには、セウエールス・アレクサンデルのように、キリスト教に同情をもつ元首もあらわれたけれども、3世紀後半の元首たちの多くは、古来の異教の復活を求めて、キリスト教徒を迫害した。したがって、この時代には、キリスト教はもちろん法のうえに直接の影響をおよぼすことはなく、法の進化・変遷に影響を与えた思想は、前代におけると同様に、ギリシア思想、ことにアリストテレースおよびストア派の哲学である。哲学者皇帝マルクス・アウレリウスに適例が見られるように、ストア哲学は指導層の心をとらえた。

E (思想・宗教) III

宗教にかんするもっとも重大な出来事は、4世紀におけるキリスト教の勝利である。キリスト教は、すでに元首政時代に、圧迫にも耐えて、しだいに下層民のあいだに伝播し、社会的不安の増大とともにいよいよ多くの帰依者を獲得していた。これに対して、専主政をひらいた強力な皇帝ディオクレティアヌスは、古来の宗教とキリスト教との抗争が国運衰微の一原因である、として、キリスト教徒に対して厳重な弾圧を加え、303~4年にはそのために数個の告示を発布した。しかし、このような迫害はキリ

スト教に対する古来の宗教側の最後の抵抗であった。311年には、ガレリウスとコーンスタンティヌスとリキニウスの名で発布された告示は、キリスト教信仰の自由を認め、のちに、コーンスタンティヌス帝は、キリスト教信仰の自由を帝国全土において認めるとともに、教徒の財産および集会の権利を確認することなどを定め、そして、全国統一ののちには、有名なニカエア宗教会議を招集した。このようにして、その後キリスト教の勢力は急激に増大し、背教者ユーリアーヌス帝が新プラトーン派の立場から異教の復活を求めたけれども、それは一つのエピソードにすぎなかった。ところで、ヘレニズム的な支配者礼拝の影響を受けて、3世紀までの皇帝は神帝としてあらわれてくるが、4世紀に入ると、「皇帝は大王（神）の代官であり、神を原像とする模倣であり、神によって選ばれた者であり、その義務は神を反映することである。」というキリスト教的神寵帝理念が成立するようになる。なお、ローマ法がキリスト教の教義によってどのような変容を受けたかを知ることが、かなり困難である

F（身分） I（FⅡ、FⅢの記述も含む）

（1）タテマエのうえでは、市民でありさえすれば、その者にはローマ法は平等に適用される。その意味では、いちおうは「法のまえの平等」が存在するように見える。しかし、現実には、身分制社会であるローマでは、社会的な地位の相違によって法からうける保護や利益に相当な差があることは、言うまでもない。しかし、ローマの身分秩序が他の社会の場合にくらべると、かなり流動的で、しかも社会移動（ソーシャル・モビリティ）がある程度存在することが特筆されなければならない。ローマの発展の秘訣の一つは、市民権拡大による横方向のひろがり、身分上昇による縦方向のひろがり、が世間——とりわけ体制側の人々——によって容認された点にも求めることができる。

（2）〔貴族（patrici）〕

パトリキは、「よい父をもつ名門の一族」という意味である。貴族は、王政以来の有力な人々のグループで、土地および家畜所有を経済的基盤とし、それを維持するために多数の被護者（クリエンテス（clientes））や奴隷（もともとは、その数はそれほど多くはない）をもち、血統・家柄を誇る集団であり、また、異分子をきびしく排除する、きわめて閉鎖的な氏族（ゲンス（gens））組織を備えている。この氏族は、共同墓地と祖先の祭祀を守る集団として、共同所有地をベースとする小規模な国家のようなもので、固有の氏族名と伝統・慣習をもち、もともとは宗教的、軍事的、社会的、経済的、法的な単位をかたちづけていた。ローマの貴族に血統的にちかいラテン系の貴族はもちろんのこと、非ローマ系の貴族の氏族も、

ごく初期の時代には、ローマの貴族としてその貴族集団にうけいれられることがあった。その点で、ローマという国はある程度開放的であったわけである（もっとも、共和政の初期のころすでに、貴族集団はあらたな貴族をうけいれることをやめている）。これはローマが共同体そのものを強化するために意識的にとった措置の一つと言えよう。貴族と平民の通婚は不可能であったと思われる（もともと法的には通婚自由であったのに、12表法の制定のさいに法的に禁止された、と見る重大な異論もある）。平民は元来は氏族組織をもたないと考えられている（これにも異論がとなえられている）。被護者をどれだけ多くもっているかが氏族のランクを決定した、と言っても過言ではない。他方で、貴族出身者でなくても——つまり、平民出身者であっても——、最高の政務官である執政官のポストにつくことに成功した者は、本来の血統貴族に対するものとして、官職貴族となった。この点においても、貴族身分は開放的であったわけである。

（3）〔被護者（*cliens・clientes*）〕

これは、「主人の言葉にしたがう者」の意味であり、市民の貧困化とか、移住とかのさまざまな理由によって貴族の所領に住むことを許されるようになった従属的農民がその原型と思われる。氏族の正式の構成員とはなれない彼らは、ごく古い時代から、神々のまえて、解消できないかたちで誓約を結び、保護者（パトロース）となる有力者のもとに自発的に身を投じて、その被護者（被護民）となり、保護者に生活上の保護と法的な庇護を求めた（このような関係は、他のイタリア諸部族にあっても認められる）。そのかわり、被護者は、献身（オブセクイウム）の義務を負い、日常的に、保護者の身の世話をし、従者として随行し、戦時にはその指揮のもとに従軍し、選挙のさいにはその指示で各自投票を行ない、必要なときには、保護者のために経済的な負担をひきうけた。この被護関係（クリエンテラ）は、家長と家子の関係に類似する性質のもので、世襲される。しかも、共和政初期をいどころ貴族と平民の身分紛争のさいにも、彼らは誓約にしたがって貴族と行動をとともにした、とさえ言われている。伝説として伝えられている例によれば、その数は極端に多い。前479年に有力なファビウス氏族がエトルースキーに無謀にも単独で戦を挑んだとき、氏族員は306名、被護者は4,000名もいた、ということである。同じころ、隣接する地域にいたサビーニー人の族長アットゥス・クラウススがローマに帰順したとき、多数の配下をひきつれてきた。そのまえの戦で5,000名の被護者が動員されていたことがそのことを物語る。やや時代が下ると、貴族・騎士階層と奴隷との中間にある都市の自由人市民は、奴隷の大幅な進出のために生計をたてる場を奪われ、このなかから、自発的に隨身（アップリカーティオー）によって貴族の保護下に入ってくる者も出現した。このような

関係は奴隷から解放された者についても認められる。共和政盛期・末期には、ローマによって征服された共同体の市民や先住者たちが被護関係のもとに入ってきたので（これは、ローマ建国のさいに、先住民を支配下にとりこんだプロセスとも似ている）、規模はもっと拡大する。なお、平民はこの被護者に由来したとは考えられない（異論はある）。実際のところ、被護者はほとんど市域外に居住していたのに対して、平民は市域内で手工業・商業に従事する自由人であり、その昔、後者が貴族と対立する王の庇護もうけてまとまっていった、と見る方が自然である。もっとも、貴族に従属していた被護者が、のちになってそこからはなれ、平民グループに合流していったと考えることはできよう。

（４）〔平民（plebs）〕

プレープスは、「大衆」を意味する呼び名である。貴族と平民の区別は王政時代からすでに存在した。この手の差別がどうして生まれたかについては、たとえば、㊤サビーニー人とかラテン人とかいう、民族の区別に由来する、とする見解、㊦ローマにより征服されたラテン都市の住民が強制移住させられたのが平民のはじまりである、とする見解、㊧ギリシアのポリスの貴族・平民の差と同様に、同一共同体成員のあいだでの貧富の分化によって生まれた、とする見解などが存在する。要するに、彼らは、官職、祭祀職、司法、軍事の要職などからしめだされ、貴族の閉鎖的な氏族団体の正式のメンバーには属さない市民層である。平民は、貴族との政治的同権を主張する富裕な上層部と、生活の安定（債務奴隷制の廃止、土地の獲得）を第一に求める下層部とに分裂しはじめる。ローマの身分闘争（紛争）は、ギリシアの場合とも異なる点が多いのであるが、それは、平民全体の経済的地位の向上・政治的権利の獲得のために、彼らが一団となって支配的貴族に対して挑戦した、というように単純で明快な性質のものではなく、社会的・経済的にすでに貴族に匹敵するだけの実力を十分に備えた一握りの平民が、国家生活において貴族と同等の権限をもてるような扱いにすることを要求した闘争にすぎない。この事情は、彼ら平民が、いったん権力の中心的な担い手になると、ただちに後発組に門戸を閉ざし、自らの特権的地位を貴族以上に露骨に守りぬくことに専念した状況をよく説明する。共和政初期をいどころこの身分闘争と、共和政末期をいどころ「閥族派」と「民衆派」の紛争が、いわゆる「階級闘争」ではなく、有力者層のあいだのたんなる「権力闘争」であったことに留意しておく必要がある（たとえば、カエサル（シーザー）は名門貴族の出身であるが、「民衆派」のヒーローであった）。平民上層部（実力派の官職貴族）と貴族（血統貴族）が合体した「ノービレース（新貴族）」の勢力基盤が、従来の貴族のように、大土地所有と古い由来をもつ被護民の保有にあったことは当然であるが、

これにさらに新しい要素がつけくわわった。それは、彼らが個人の才覚を活用しながら、政務官職や元老院での地位を利用しながら、直接的・間接的に、また合法・非合法に、富を獲得することができただけでなく、拡大された被護関係、友誼関係および縁故関係などの社会的関係によって大きな影響力を社会に対して行使できたことである。共和政が進むにつれて、純粹の旧来型の貴族エリートよりも、ニュー・タイプの、平民出身の貴族（官職貴族）の家系の方が優位にたつようになる。ここには、新しい血と活力の威力がよく発揮された事例が見られる。

（５）〔身分紛争の各段階〕

①前提——王政打倒後の共和政には、貴族支配が色濃く見られる。ローマは、地形上外敵の攻撃に弱く、周辺のラティウムの勢力もあなどりがたいものであったので、平民は、王政打倒の決め手ともなった有産市民の軍事的重要性を背景として、商業によって富裕となったその上層部のリードのもとに、貴族にも譲歩を迫る。その結果は、有力な上層平民がノービレス（*nobiles*）〔新貴族〕へと上昇していったことにすぎなかった。身分間の争いが、ギリシアの場合のように体制改革（民主政への移行）や分裂（植民市への枝別れ）へと展開していかなかったところにローマの特質の一つが見出される。つぎにそのプロセスを追ってみよう。

②市外退去（前 494 年）——王政打倒後の経済の衰退や重い軍事負担などの理由で債務に苦しむ平民が不満を爆発させたことをきっかけとして、平民は、一団となってローマを脱出して、市外の聖山にたてこもり、共同宣誓によってたがいの結束を固めた。危機にたたされた、市民総数においては少数派の貴族は、平民の要求をやむをえずいれるようになる。その結果として、そのリーダーにすぎなかった護民官の地位が貴族からも事実上公認され、また、国家のなかで平民会が独自の地位をもつようになった。護民官は、身体不可侵の保証（つまり、生命の安全保証）を貴族からも与えられ、すべての政務官（貴族）の職務行動を現場で差止める、強烈な権限をもった。これは、彼らが日常的に平民を苦境から救いだし、保護するための具体的な武器となる。

③身分閉鎖（前 485 年以後）——貴族は、その身分を閉鎖し、あらたなメンバーを貴族としてうけいれることを拒否する。これもあって、再び身分闘争が激化しはじめる。

④12表法制定（前 450 年ごろ）——貴族の法知識独占を破り、平民が裁判などの場で法的不利益をうけることのないように、平民は成文法の制定を要求した。この立法によって、当時利用されていた手続法・実体法がいちおうのところ明らかとなる。法典編纂にたずさわった有力貴族の横暴に対抗して、前 449 年には第二次の市外退去が敢行される。

⑤ 平民に就任可能なポストの新設（前 445 年）——平民は、最高ポストの執政官を自身の側に開放するよう迫り、その闘争の暫定的な成果として、「執政官の権限をもつ武官」（3～6 名）を設けさせ、年によってこれかあるいは従来型の執政官（2 名）かが国政を運用する地位につくようにさせた。前者に平民も就任できるところがポイントである（実際には前 400 年にはじめてその就任が見られる）。

⑥ カヌレイユス法制定（前 445 年）——12 表法で禁じられていた、貴族と平民の通婚は、この法律によって可能となった（12 表法制定後すぐにこのような大きな譲歩がなされたところが目だつ）。

⑦ リキニウス法制定（前 367～6 年）——ガッリア人のローマ占領以後、城壁の整備と続発する戦争への対応のために、平民はまた財政的負担に苦しみ、10 年におよぶ貴族側との長期闘争の結果、リキニウス法が制定される。その内容は、①経過的な色あいの「執政官の権限をもつ武官」を廃止して、執政官を最高官とし、その 1 名のポストを平民が確保すること（現在、ローマのフォロ・ロマーノ遺跡に痕跡が見られる「和合の女神」の神殿は、両身分の和合がはたされたことを記念するものとして、建立された）、②すでに支払った利子を元本から控除し、債務の残額は 3 年間で返済する方法でよいこと、③公有地の占有を 500 ユーゲラ（125 ヘクタール）までとし、大家畜は 100 頭以上、小家畜は 500 頭以上を公有地において放牧してはならないこと。この法的措置によって、有力な平民は、執政官という公職のトップにつくことができるようになり、その資格でノービレース（新貴族）の一部を構成するチャンスを与えた（前 3 世紀には寡頭政的傾向さえも見られる）。

⑧ 元老院への平民の参加——おそくとも前 367 年以降、高級政務官職についた者は、元老院議員選定の手続を通じて、辞任後、ほぼ自動的に元老院に所属することになった。護民官は、そのネガティブな役割を特徴とする関係で、もっともおくれて、前 149 年に元老院のメンバーとしてうけいれられることになる。

⑨ 平民への政務官ポストの開放——具体的に見ると、財務官は前 409 年に、戸口調査官は前 356 年に、独裁官は前 356 年に、騎兵長官は前 351 年に、法務官は前 337 年に、神官は前 300 年（ただし、大神官は前 254 年ごろ）に、鳥占官は前 300 年に、それぞれ、平民に就任可能なものとなった。

⑩ 堤訴の制度化（前 300 年？）——貴族である高級政務官は、市民（平民の場合が少なくないであろう）に対して自由裁量で懲戒権を行使して、死刑、苔刑、禁錮、高額罰金などの罰をくわえることができる仕組みになっていたが、この年以後、不利益をうけようとしている者は、ケントゥリア

民会へその処分の可否について最終決定を委ねることができるようになった。この措置によって、事実上懲戒権の実行が制限されたにちがいない。これは、護民官の差止権がもっていたのと同じような役割を一部もっていたと考えられる。前 198 年ころのポルキウス法によって、提訴は市域外に滞在する市民にも許されることになった。その結果、この地位はローマ市民権のもっとも鮮明な特権的部分となる（もっとも、軍法がとりしきる戦地では、緩和されたとはいえ、依然として、軍司令官にはきびしい懲戒措置をとることが許された）。

⑩ホルテンシウス法制定（前 287 年）——この法律は、平民会の議決が市民全体を拘束する、という内容のもので、最後の平民の市外退去によって圧力がかけられ、かちとられたものである。しかし、このころになると、現実には、平民会を主宰する護民官のポストが平民出身のノービレースの手中に握られ、その者が民会への提案について事前に貴族の牙城である元老院の了解を求める、という状況のもとで、平民だけのための平民会は、事実上変質してしまっていた。ふつう、この法律は多年にわたる身分闘争の輝かしい成果と考えられているが、見方によれば、実のところはその墓標のようなものである、と言えなくもない。

（6）〔騎士〕

おそくとも前 4 世紀の末以来、平民も、騎士としてうけいられるようになり、数のうえから言うと、貴族の倍にさえた。18 の騎兵ケントゥリアに編入された貴族階層の者たちは、国家から馬 2 頭分の購入費と飼料費をわりあてられていたのであるが、ある時期に、貴族でなくても、まったくの自費で騎兵として従軍し、軍事上では「公有馬保持者」と同じ扱いを受ける、という慣行が生まれたからである。こうして、「私有馬の騎兵」が「公有馬の騎兵」と肩をならべ、両者共同の「騎兵集団＝騎士」をつくった。すでに早くから「騎兵」は軍務においても上級層とされていて、兵卒とはまったく区別され、特定の特権をもち、一般に将校の序列にたつものとして重んじられた。この考えは、おそくとも第一次ポエニー戦争のころには、すでにかたまっている。自費で騎乗して従軍できるだけの財力をもつ市民を確認しておくことは、国にとっても重要事だったので、彼らは、すでに前 3 世紀に、戸口調査原簿に特別の 1 グループとして記載された（前 1 世紀の時点では、40 万セーステルティウスがその最低基準であった。これは、ケントゥリア民会の第 2 ランクである第 1 クラッシス（クラス）の基準財産額の 4 倍にも相当する）。このようにして、「エクイテス（*equites*）」という言葉は、「騎兵」という、本来の軍事的意味のほかに、戦時に騎兵として任務につけるだけの財力をもつ人々——つまり、騎士階層のメンバー——全体を指し、騎士身分呼称としての、新しい広範囲な意

味をもつようになった。そして、この新しい騎士身分には富裕な平民が入っていく。すでに第二次ポエニー戦争の時期に、この身分の所属者は、黄金の指輪をはめて自分たちと下級の人々を区別した。彼らは、身分的には（タテマエ上は）貴族に劣るが、経済的には（ホンネ上は）むしろ貴族をしのぐことさえもある、と見てよい。とくに、ローマが先進地帯であるギリシアの東方世界との接触を強めるにつれて、富を手にいれたこの身分は肥大する。元老院階層の者も、もちろん騎士として出陣するが、彼らと騎士階層を区分したのは、貴族がビジネスに手をだすことに制約を設けクラウディウス法（前 218 年）であった。それ以後、貴族たちに経済活動の自由が制限されるようになったことにともなって、ビジネスの世界（軍隊への物資補給、公共建築の請負、戦争略奪品の売買、徴税請負など）に専念して利潤を追求するグループ（騎士階層）と、土地所有（しかも、大土地所有）に生活の基盤をおき、国政に参加する責務をもつ元老院階層が 2 大身分（オールドー（ordo））として支配勢力を形成することになる。この両身分は、その後、グラックス兄弟の改革によって、相互に利害の対立する身分へと変えられていく（彼らの率いた「民衆派」は、第三の、貴族と平民とのあいだの中間勢力である騎士階層と連携をたのみとした）。なお、政務官職に就任できるのは、事実上、本来の貴族と、新興の騎士階層出身者だけである。

（7）〔奴隷〕

ローマの奴隷制は、ギリシアのそれとならんで、歴史上きわめて明確な特徴をもった制度であり、いわゆる「古代資本主義」を支えた、もっとも重要なファクターである。これには以下の計 3 つの段階が考えられる。(a) 奴隷が、同じ市民、同じ種族に属する者からなる時代……彼らは、家内労働に従事し、法的には物であっても、社会的にはある程度人間として尊重されていたように思われる。(b) 他民族出身奴隷の時代……これには二種類あって、(α) 前 2 世紀の先進ギリシア世界の征服によって流入した奴隷のなかには、知識人や技術者も多くふくまれており、ローマへつれてこられた彼らは、子女教育の現場で、ローマのヘレニズム化を促進するのに貢献した。彼らは、よい待遇をうけるとともに、比較的容易に解放されて、半自由人としてローマ社会の重要な部分をになったにちがいない。(β) 非文化地域への征服が拡大するにつれて、文化の低い地域出身の奴隷が大量に流入すると、もっとも典型的な奴隷制が確立される。彼らは、社会的にも人間としては扱われず、ある種の「消耗品」として、過酷な状態におかれた（それでも、前 1 世紀中ごろでは、その奴隷が 6 年働いて特有財産（「ヘソクリ」）を貯えれば自身の自由を買うことができた、とも言われている）。奴隷には、知的業務に従事する者、工業、陶器工業、レンガ工業などに従

事する工業奴隷、農業奴隷、商業奴隷、公有奴隷の種類がある。商業奴隷には商才をもつ者が起用され、彼らには、主人から経営がある程度委ねられていたので、その働きにより、小金をためて、主人から自由を買うチャンスが多かった。公有奴隷のうち、元首政下の元首（皇帝）の奴隷は、元首（皇帝）の地位が強固になるにつれて、私的使用人としての低い地位から、しだいに国家全体の役人のような地位へと上昇していった。奴隷の数が減少し、また、それを使役することにはさまざまなマイナスがあるために、奴隷の利用は減り、結果的にその地位は改善された。そして、奴隷の地位は、自由人であるが土地に縛りつけられてしまったコロヌス（小作人）のそれと接近したものとなる。

なお、奴隷身分の発生ルートとしては、戦争捕虜がもっとも目だつ。第二ポエニー戦争のさい、前 206 年にタレントゥムが陥落したときには 3 万人が、前 167 年にギリシアのエピルスが征服されたときには 15 万人が、それぞれ奴隷とされ、また、カエサルは、ガッリア（フランス）での戦後、5 万人を奴隷とした、とされている。

他方で、奴隷の子は奴隷として生まれるので、出生奴隷の数も無視できない。なお、前 326 年のポエテリウス・パピーリウス法が身体を担保として金銭貸借関係に入ることを禁示したので、これにより、市民が債務奴隷の身分におちいることは防がれるようになった。

（8）〔元首政時代の身分〕

若干のデータを示そう。建国から 400 年以上もたった紀元前の共和政末期のころ、古来の貴族は約 14 氏族しかなく、その家族の総数は 30 にまで減少していたが、元首政を創立したアウグストゥスのころになると、元いた老院構成員のサークル内で古家族の家柄の者は 77 名になり（これは貴族全体の半分にすぎない）、カリグラの死のころには 33 名、ネローの時代では 20 名、96 年には 2 家族出身の 4 名、ハドリアーヌス治下でただ一人の生き残りがおり、その者の死亡によって古来の貴族の血統は絶えた。その要因は、内戦や皇帝による抹殺のためだけでなく、出生率の低下にもあると考えられる。共和政以来、国政をになってきた名誉ある階層は、元首政の到来とともにしだいに姿を消す。それを補っていたのが、とくにアウグストゥスが新たに財産を贈与してまでも基準額に達するようにさせて指名した新しい貴族であった。しかし、やがて、この層さえも、同様に減少の一途をたどる。

元首政の行政は元首（皇帝）の登場によって大きく変わったが、それでも、表面上は、古来の国家組織は温存され、それにともない、身分構成も変わることはなく、むしろ固定するようになる。いまや、元老院階層のメンバーの息子だけが政務官職に就任できるものとされ、その身分は世襲さ

れる。彼らの数は自然減の傾向をもっているので、元首（皇帝）はたえず補充を行なっていた。騎士階層の基準財産額の 2.5 倍にあたる財産をもてなくなれば、元首（皇帝）は、彼らに財産援助をして貴族とすることさえもしている。騎士階層には、政務官とは峻別される、官僚および軍隊勤務という官途が大きく開けたために、これを保護・育成する必要もあったからである。それで、アウグストゥスは、婚姻法を制定して、独身・無子に不利益を課し、彼らを適切な婚姻生活に入らせるよう努めた。騎士階層の出身者が占めていたポストは、アウグストゥスのころは 30 程度であったが、3 世紀の時点では 200 にたつする。彼らは、中央行政・属州統治において、軍務の経験をもったうえで、財務行政（租税、関税）やその他の分野で活躍した。彼らには俸給が与えられる。もっとも、いわば正統的な行政組織を担う元老院階層のメンバーによって占められるポストとこれを比べると、昇進のスピードでも、在任期間でも、事実上の重要度の点でも大きな差があったので、元老院階層者が優位にたち、両身分はかけはなれたものとなった。この両者が占めていた上級ポストの下には、主として解放奴隷からなる中級、下級の官吏が従属した。これは、報酬をうけて働くのは自由人にふさわしくない、というローマ人の伝統的な考えかたによるものと思われる。他方で、首都の下層民（ローマにはいわゆる「中産層」というものはほとんど育たなかった）のなかには、オリエント系の奴隷が解放されて、それが奴隷総数の 90% も占めていたとさえ言われている。

（9）〔ローマの支配層の母体の拡大〕

⑧ まず、共和政時代の元老院の構成の変遷について見てみよう。① 旧貴族が中核にある。② ローマに併合されたり、編入されたりしたローマ周辺の地域の貴族が、その後①に加わる。③ 強い政治意識をもった平民の上層部が、身分の壁をのりこえて、貴族のランクに上昇する。そのなかには、とくに目だった出世をはたした新人がふくまれる。

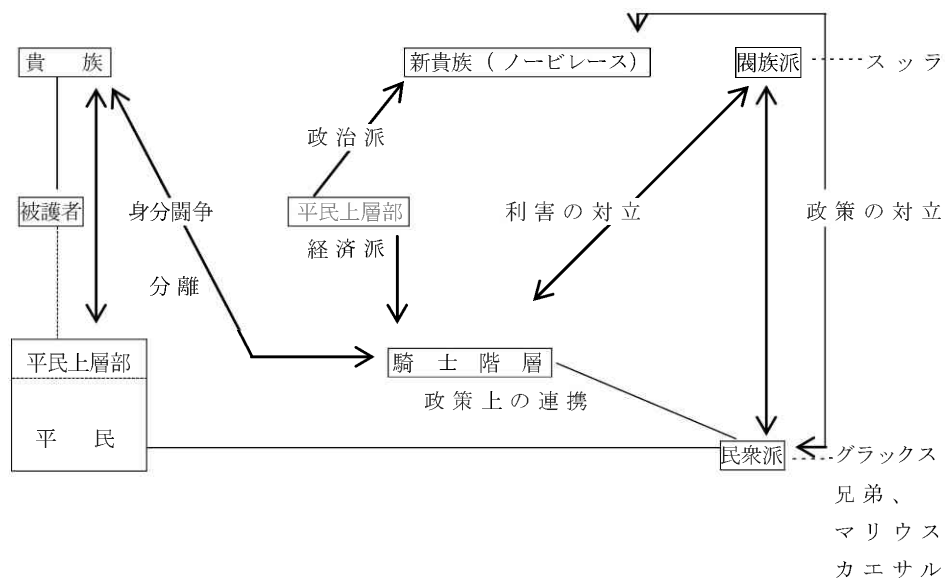
※ 新人（*homo novus*）… 祖先に執政官経験者をもたない無名の家系の出身者でありながら、自身の個人的才覚によって最難関の執政官の頭職にまで出世した人々を指す。共和政後期の 300 年間の執政官計 600 人のうちで、このような者はわずか 15 人と言われる。騎士階層出身のマリウスとキケローがその代表者である。このキケローは、前 93 年から前 48 年にかけて現われた、ただ一人の新人である。前 104～100 年の執政官マリウスは、同じ民衆派のリーダーといっても、カエサルなどちがって、騎士階層の出でしかなかったが、その時期の同僚も無名の平民出身者によって占められていたから、この時期の出来事は、ローマ国民が、名門出身の貴族に反抗して、中流出身の政治家をおしたて、その年の政権をにぎった、きわめて珍しい例となっている。

⑤つぎに、帝政時代における皇帝の出身層の変遷を見てみよう。①ローマ本市出身の貴族層のなかから元首（皇帝）が登場する。②もともとはローマ本市にいた貴族が属州（一種の植民地）に移り住み、そこで勢力をきざぎあげたあと、その地出身の武将が帝位にのぼる。③ローマ人の血をひかない外人系の武将（ローマ市民権は保有する）が帝位にのぼりつめる。

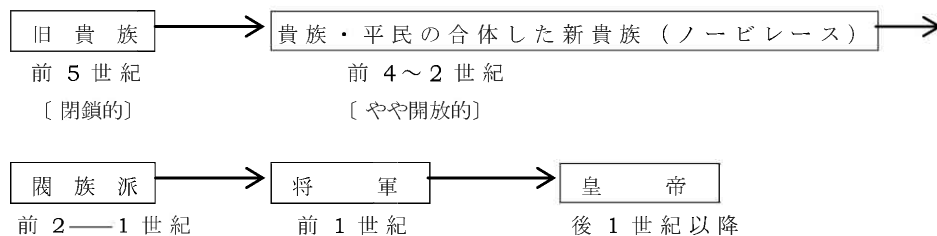
※外人王朝…ラテン系ではない者が皇帝位についた最初の例は、セプティミウス・セウェールス（193～211）のケースであった（アフリカ出身）。

※ついでに、帝政時代における元老院の構成の変遷を見てみると、三世紀のはじめにはイタリア在住の人士が元老院議員の過半数を占めていたが、軍人皇帝時代に入ると、あらゆる分野でイタリア人の優位は失なわれる。

（10）〔身分間の相互関係〕



（11）〔支配の担い手の推移〕



〔閉鎖的〕

〔浮沈がはげしい〕

〔比較的安定〕

G（国制） I（GⅡの記述を含む）

（1）エトルスキ（エトルリア人）概説

①人種——前 900 年ころイタリアで頭角をあらわした素姓不明の民族で、彼らについては、「イタリア土着説」と「小アジアからの渡來說」とがある。印欧語（インド・アーリア諸族）には属しないその言語は、まだ十分には解読されていない。

②文化系統——彼らの文化は、ヴィラノーヴァ文化に属し、外来文化（ギリシア文化）の強い影響のもとに成立した。前 8～6 世紀においては、ギリシアの植民市の人々をのぞけば、イタリア半島内部の先進民族であった。

③支配圏——前 6 世紀に中伊のトスカーナ地方（「トスカーナ」というイタリア語は、ローマ人がエトルスキのことを「トゥースキ（Tusci）」と呼んだことに由来する）を母地として、北はポー川流域、南はローマ人の住む土地であるラティウムをはるかにこえて、カンパーニア（ナポリ周辺）にまで拡大する。この最盛期には、イタリア半島の三分の二ほどの支配地をもつ大国となっている。船の航行の可能なティベリス川ぞいのローマというところは、彼らの南進のための一拠点であった。

④産業——トスカーナの銅、鉛、銀、エルバ島の鉄の開発や、小麦、木材、瀝青、鮪などの海産物の産出を通じて、海上交易を積極的に行なった。

⑤政治体制——もともとの王政から、前 6～5 世紀に貴族政へ移行する（1 年任期、同僚制の官職をもつ）。都市が連合して国家をつくるようなことはしなかった。ギリシアのイオニア型の 12 都市の同盟で連合体がつくりあげられていた（前 600 年）。後発のローマは、その構造上の弱点をついて、各都市を個別的に撃破していく。

⑥戦争——南伊のギリシア系の都市から重装歩兵の密集方陣を学んだようである。どちらか言えば、一過性の稀薄な支配体制をとることが多く、そのために支配基盤は脆弱であった。前 540 年に、木材の産地コルシカ島をめぐり、カルターゴと同盟してギリシア人を海戦で破り、北西地中海の貿易権を確保する。そして、コルシカ島も領有する。前 524 年に、ギリシア植民市クーマエに敗れ、カンパーニアとラティウムから後退しはじめる。前 474 年にシュラークーサエ海軍に敗れ、何世紀にもわたって握っていた海上支配権を失ない、マーグナ・グラエキア（大ギリシア）はエトルスキの支配から解放された。それ以後、北方に転進して、ポー河流域に拡大をはかる。前 423 年に、山地民族オスキーのために、カンパーニアの拠点カプアを奪われる。前 419 年に、南下してきた新来のケルト人と衝突し、敗れて、ポー河峡谷に退避する。ポー平原は彼らケルト人に支配さ

れる。

⑦ ローマとのかかわり——エトルースキーはギリシアから多くの文化を学んだが、彼らがギリシア文化（とりわけ文字）をローマへ仲介したことと、ローマという村落を都市化したこととが、その功績として特筆されよう。エトルースキー起源の都市は現在のイタリア半島の中心部に多く見られる。前 575 年に、ラティウム一帯はエトルースキーの支配下に入り、ローマは、彼らの手によって、家屋、神殿、道路、広場、砦、城壁（「セルウィウスの城壁」）をもつ都市へと一変する。王政末期から、土着ローマ王政にかかわって外来のエトルースキー王政が成立し、第六代の王セルウィウス・トゥッリウスによって根本的な政治改革がなされたあと、第七代の王タルクィニウス・スペルプスが追放されて、共和政が成立する。これはエトルースキー政権の崩壊ということになる（もっとも、これはローマの土着政権の地位を低く見つもった考えかたであり、あるいは、外来のエトルースキー政権は、言われているほどには強力でなかったかもしれない）。その後、再びエトルースキーの王ポルセーナによる短いローマ支配があったが、まもなくそれも覆されて、最終的にローマ共和政が確立される。その後も、ローマの勢力が北に拡大していくにつれて、エトルースキーの出先の都市や本市とローマとの戦が個々的にくりかえされた。なお、エトルースキー系の貴族は、その後もローマ貴族のなかに勢力をもっていたが、前 448 年の最高政務官についた者を最後として、政界の指導者層からは消える。余談であるが、エトルースキーの優れた血統は現代のイタリアにも健在である、とのことである。国家が消えさっても、血はどこかにかならず生きつづける以上、これはごくあたりまえのことなのであるが。

（2）王政ローマ

① 前 2500 年ころから 2000 年ころのあいだに、トルキスタンと南ロシアのステップ地帯あたりからはじまった、「インド・ヨーロッパ語族」と総称される民族集団の大移動の結果として、彼らの一部は、ヨーロッパ各地に、それぞれ分かれ、先住民族をおしのけて、定着した。アルプスをこえて北イタリアまで南下してきたのは、一説によれば、前 1800 年ころのこととされる。まず、青銅の利用がはじまり、その後、鉄の利用へと移行する。その一派のイタリキーはさらに南下をつづける。そのうちのラテン人（ラティーニー）は、前 1000 年ころ中部イタリアに入った。ローマ人はその一派を構成する。もちろん、イタリア半島の山間部には、新石器時代から定住していた部族もいたであろう。ローマ人は、領土拡充の過程で、彼らの子孫と対決をかさね、しだいに彼らと融合していく。

② 伝説——ローマの建国についての神話風の物語は、ローマのごく古い時代から言い伝えられてきたものであるが、これは、後 1 世紀のアウグス

トゥスのころにもっとも明確なかたちで体系化された。ウェルギリウスやリーウィウスは、だいたいのところ、以下のように伝えている。

伝説では、前 1184 年にトロヤ（現在の地中海沿岸のトルコ領にある）は、ギリシア連合軍によって攻略される。アンキーセースとギリシアの女神ウェヌスとのあいだに生まれた勇者アエネアースは、戦いに敗れたあと、炎上するトロヤを脱出し、父を背負ってトロヤ再建のための新天地を求めて、航海にでた。地中海沿岸を放浪する途中で、女神ユーノーに苦しめられなどしたが、ようやく、イタリア中西部の、ティベリス河口のラティウムの地にたどりつき、その地方を支配していた王・ラティーススの娘ラーウィニアと結婚し、ラーウィニウムの町を建設し、そこで王となり、周辺の先住者であるラテン諸部族と戦ったが、ついに死亡した。父とともにトロヤを脱出していたアエネアースの息子アスカニウス・ユールスは、ラーウィニウムの統治を母ラーウィニアにまかせて、そこをさり、ローマの郊外の丘のうえにアルバ・ロンガを建設し、それから約 300 年のあいだ、13 代にわたってシルウィウス王家の諸王がこの町を支配し、ついで、ヌミトルおよびアムーリウスの兄弟が、順次王位についた。しかし、弟のアムーリウスは、兄の王位を篡奪して王になったため、その復讐をおそれてか、兄の息子たちをすべて殺すとともに、一人のこった娘レーア・シルウィアを、かまどの神であるウェスタ神殿の巫女（聖処女）とした。巫女は結婚することが禁止されていたから、これによって兄の家系は断絶する、と判断したのである。不思議なことに、シルウィアは軍神マルスと結婚し、双生児ロームルスとレムスが生まれた。それを知ったアムーリウスはこの双生児をティベリス川にすてさせたが、双生児は土手に押しあげられ、父親で軍神のマルスの見まもるなかで、雌の狼によってその巢穴で養われる。双生児は、彼らを発見した羊飼いの夫婦（ファウストゥルス）によって育てられ、成長して、王位篡奪者アムーリウスを討ち、祖父ヌミトルを王位にふたたびつけたあと、自身がすてられていたその場所（のちのローマ）にあらたに都市を建設することになった。しかし、誰が都市の建設者となるのか、の問題がおこり、都市をつくる場所をめぐって両者のあいだで主導権争いが発生して、前 753 年、ついに、ロームルスの方が、レムスが神聖な掟をやぶった、ということで、このレムスを倒し、ローマ市の初代の王になることとなったのである。ギリシア神話やトロヤ戦争という、はるか昔の時代の伝説とローマの建国をドッキングさせている、この壮大な建国伝説は、もちろん真実をありのままに伝えているものではないだろうが、一九世紀になって、トロヤの遺跡が考古学者シュリーマンによって劇的に発掘されて以来、そういった歴史伝承はすべて虚構である、とまでは言いきれないところにきている。現に、建国がなされたという前

八世紀のものと見られる小屋がローマの中心部の丘で発掘されていて、当時、そこにかかなりの規模の集落が存在したことが考古学的にたしかめられている。そのようなわけで、ローマという国家のスタート地点を前 753 年に設定することは、現在のところ、一般に認められるようになっている（ちなみに、これは、紀元二千六百何十年の歴史をもつ、とか言われていたわが日本の神話的な歴史事情と妙に似たところがある）。

ロームルスのと 6 人の王がローマ国家を統治した。ロームルス（前 753～717 年）、ヌマ・ポンピリウス（前 716～673 年）、トゥッルス・ホステーリウス（前 672～641 年）、アンクス・マールキウス（前 639～616 年）、タルクィニウス・ブリースクス（前 616～579 年）、セルウィウス・トゥッリウス（前 578～535 年）、タルクィニウス・スペルプス（前 535～509 年）がその王たちである。最後の王タルクィニウス・スペルプスの息子がローマ貴族の妻であるルクレーティアを犯したため、彼女は、うけた恥辱を悲しみ、夫コッラーティヌスに事情を告白して、自殺をとげた。このタルクィニウス家の人間の非道に憤激したコッラーティヌスの友人ユーニウス・ブルトゥス（王の甥で、殺された先王の息子）は、民衆をフォルムに集めて、王に対して反乱をおこし、タルクィニウス王家をローマから追放する。ここにローマ王政は終了し、ローマ共和政がはじまった。これが紀元前 509 年のことである。これが共和政樹立の伝承である。

③ 起源——このようにして、ローマ人の祖先は、前 1000 年以降に、ティベリス川に面した 60 メートル程度の小高いいくつかの丘に定住した（ローマの先住者の住居跡としては、前 2000 年以降の銅器時代からものがある）。彼らが、アルプスよりも北の地から、のちのローマ文化の源となるものをもちこんだことはたしかであるが、定住後には東方文化（オリエント文化）やイタリアの土着文化の影響もうけているものと見ておくのが自然であろう。ひょっとすると、北よりも南の方が文化レベルが高かったかもしれないからである。ローマが都市国家として成長しはじめたころの勢力分布は、ローマ周辺に、ローマ人と同系のラテン人の共同体が多数存在し、北方には、先住のエトルスキがすでに強い国家連合をつくりあげていた。そして、南イタリアやシキリア（シシリー島）は、マーグナ・グラエキア（大ギリシア）と総称される先進文明地帯であった。イタリア半島の南方の対岸には、フェニキア人の植民市であるカルターゴも、通商都市国家としての地位を確立していた。つまり、ローマという共同体は、文明地帯のなかの一つの点でしかなかったのである。前 8 世紀に、サビーニ人の土葬方式とラテン人の火葬方式が近接して存在するのは、とても興味ぶかい。すでにごく初期の時代から、それぞれの固有の文化にはちがひも見えるからである。早くもこの時代に、製鉄技術が開発され、生産は

向上している。前 7 世紀後半に、丘の中間にあった湿地帯が排水されて人の住める場所が確保され、政治的集住（シュノイキスモス）が行なわれた。伝説に伝えられている、ロームルス王時代のサビーニー人とラテン人の話しあいによる合体がこれである。彼らは「クィリーテース(Quirites)」という共通の名称でよばれたようである。伝説によると、3 つのトリブス（部族）があり、それぞれ 10 のクーリアをもった。30 のゲーンズ（氏族）から構成される各クーリアは、固有の領域と指導者をもつ。戦時には、各トリブスは、100 騎の騎兵と 10 個の歩兵隊（各組 100 名）を提供したとされる。このようにして、3000 人編成のレギオー（軍団）ができあがった。計 30 のクーリアの出す長老が元老院を構成し、これは、後代におけるように、もっぱら助言によって王権を制約した。王は、経済力において他を圧倒したわけでも、特権的存在でもなく、かならずしも世襲王制はとられなかった。ローマ住民は政治的平等をたもち、民会（30 のクーリアからなるクーリア民会）は重要であり、王の承認ないしは選出の権限をもっていた。ゆるやかな氏族連合の頂点に王がのっていた、という構造になるのかもしれない。

④ エトルースキー王政下のローマ——前 575 年ころから、ローマは当時高い文化をもっていたエトルースキーの勢力圏に組み入れられるようになる。それまでは、ローマ人とサビーニー人が交互に王位についていた。これにより、ローマは、たんなる集落から都市へと成長しはじめた。建国から一五〇年ほどたった時期からはじまる王政末期（少なくとも 5 代と 7 代）を支配したエトルーリア王権は、外来系の支配体制であったので、それまでの純ローマ系の王の場合とは異なって、絶対権力化し、王は神事・軍事・裁判などにおいて強い地位をもつようになっていた（もっとも、選挙王制下の、土着のローマ人王たちも、もともと祭祀にかんする強い権限をもっていた、と推測されている）。このかたちは、印欧語族に共通して見られる選挙王制下の王とは異質なものである。このころから、海外との交渉が急激にはじまり、ローマは北方のエトルーリア本土の都市と同等の力をたくわえるようになる。前 6 世紀に、ローマは、中央イタリアとエトルーリアと、海外（ギリシア、カルタゴ）とを結ぶ商業の中継地となる。中央イタリア産の家畜、羊毛、奴隸、ギリシア・エトルーリア産の金属製品、陶器、ティベリス河口産の塩がローマを経由した。その中継商業による繁栄ぶりは、前 493 年に、カッシウスの条約が、30 のラテン同盟市とローマとのあいだで、取引と紛争処理をめぐって結ばれていたことからもうかがえる（この伝承を疑問視する見解もある）。ローマは、先進民族であるエトルースキーから多くを学んだが、ローマ固有の特質はほとんど失なうことはなかった。これは特筆する必要がある事柄である。

⑤セルウィウスの改革——伝説にすぎないが、現在の学界では、そのことを伝える資料の信憑性がかなり高いものと認められるようになった。第6代の王セルウィウス・トゥッリウスは、パラーティース丘とエスキリーヌス丘の住民をあらたにローマの勢力圏にくみこみ、保有財産（土地所有、奴隷などの動産）を基準にして市民のランクづけを行なう、クラーッシス・ケントゥリア制を導入して、市民団を編成しなおし、市を城壁で囲んだ。これは、193 ケントゥリア（百人隊＝小隊）が、同時に、軍隊編成とケントゥリア民会（兵員会）の構成単位となるようにするもので、市民は、平等に従軍、投票の権利をもつこととなった。クラーッシス順に投票がなされ、その内部での多数派の意見が全体を制し、一票と計算されるために（単位組織内の比較的少数の反対票は、日本の小選挙区制の場合のように、死票となってしまふ）、上位2つのクラーッシスのグループ（18＋80）が同じ意見をもち、これにより総計数193のうちで過半数がえられると、それで民会の投票は終わってしまうシステムであった。したがって、これは、平等のタテマエをもちながら、実際には、商業を通じて生じた貧富の差を反映して、不平等にも作用する財力政治（ティモクラティア）が採用されたことを意味する。それでも、政治的権利が、貴族などという固定的な素姓・出自ではなく、財産にもとづいて与えられる、という仕組みは、一歩進んだものと言えよう。それとの関連で、古ローマに伝統的な氏族制は解体される方向へと進む。そのほかに、セルウィウスは、ローマを4トリプス（地区）に分け、地区単位で戸口調査を実施し、市民の所在とその資産額を把握した。その結果、トリプスへの所属が市民身分を保障する条件となり（このとき、ローマの魅力にひかれて町へやってきていた非市民も、自由人であれば、市民となることができた）、従来の部族（クーリアの上位の人的集団）への所属は意味を失なう。いくらか誇張した表現を用いるならば、市民（具体的には、大家族の長＝家長）という個の人格を中心にして国家が編成されることになったのである。これは、外来の強大な王権によってしかはたされない、メリハリのきいた改革である。これによって、小国家ともとらえられるクーリアの重要性は消え、ここに、地縁的な団体であるトリプスを基軸とする都市国家が成立した。このセルウィウスの改革は、アテーナイでの改革（6世紀初）と平行な動きをするものである（ちなみに、このことはべつとして言えば、ごく大ざっぱに見ると、ローマはアテーナイに200年おくれた発展のコースをたどったとされる）。前500年ころ、騎乗の重装兵中心の戦法にかえて、ギリシア風の重装歩兵密集隊が編成されるようになると、これによって、重装歩兵の主力をだす第1クラーッシス所属者の政治的発言力は大きくなった（従来の支配的学説は、前5世紀にこの軍制が確立したとしていたが、最近では、

すでに前 500 年ころにこれが定着していたものと考えている)。これは、共和政初期の身分闘争(紛争)へと直接にむすびついていく。

⑥ラティウムにおけるローマの拡大——前 6 世紀に、ローマとならんで、トゥースクルム、プエラネスターも都市として成立する(古ラテン人の建設した共同体としては、そのほかに、ティール、ノールバ、シーグニア、ボウィーッラエ、ラーウィーニウム、アルデア、ガビイー、コラなどがある)。これらは局地的宗教連合を形成し、この連合体はやがて政治的同盟へと転化していった。ローマはこれらの都市に対して、支配領域の大きさと市民団の数の多さによって政治的優位にたつ。6 世紀末までに、セルウィウス王時代にあった 4 トリブスがすでに 20 トリブスにまで拡大していたことが、これを証明している。これは、一つには、ローマ周辺地の首長層が、ローマで展開される商業への参加の魅力にひかれて、土地・住民とともに自発的にローマの傘下に入ってきたことによるものである。

(3) 共和政ローマ

①概説

伝承を信ずるならば、前 509 年に、共和政が成立した。しかし、その初期の事情は資料不備のために不明であり、さまざまな仮説が提示されている。ここでは、共和政成立後いったんゆりもどしがあり、エトルースキー支配が短期間だけ復活したのち、最終的に共和政が固まった、とする立場をとっておきたい。王権を事実上ひきつぐことになったのは、王の親族たちで、それが集団指導を行なったのち、前 507 年に、「プラエトル・マクシムス」を長とする 3 名以上のプラエトルが共和政政権を担当することになった。そして、さきの断絶があったのち、前 503 年以降には、2 名の「プラエトル」が設置され、これが後代の「コンスル(執政官)」へとつながる。共和政成立後 15 年もたたないうちに、200 年以上にもわたる身分闘争の幕がきっておとされ、共和政の像はこれを通じてしだいにぬりかえられていく。共和政の国制がもともと流動的であっただけではなく、不文の、慣行的なものであったので、国制のありかたを明確に記述するのはかなり困難であるが、「付録」(別送のもの)のなかに収められている「共和政機構模式図」を利用して頂ければ、理解が容易になろう、この本編では、61 頁以下のところに示すような、ごく模式的な図表を制作してみることにした。さて、前 367 年につくりあげられた政務官制度の骨格は、そのままのかたちで、共和政をこえて、帝政時代のかなりおそい時期まで存続していくことになる。元首政(帝政初期)に入ると、政務官の任務や権限は、他の新しい官僚組織によってしだいに侵蝕されるが、伝統をうけつぐかたちで、形式(タテマエ)としては、実に長い生命をもちつづけた。

②元老院議院選定——前 312 年のオウィーニウス法は、従来は執政官が

行なってきた元老院議員の選任の仕事を、戸口調査官の任務とした。彼らは 5 年ごとに選任されて、その名簿をつくりかえる（しかし、事実上は、元老院議員のポストについては終身制がひきつづきとられた）。前 200 年ころになると、高級政務官職経験者を元老院議員の予定者とする慣行が定着したために、選定の幅はせばめられることになった。

⑤元老院の、政務官への助言の付与——元老院は、いわば政務官の常設の諮問機関であった。ここでは、形のうえでは、勸告がなされるにすぎない。しかし、高級政務官はすでに元老院のメンバーであり、しかも、元老院は、一年制の政務官とはくらべものにならないほどの経験をつんだ政務官の先任者たちの集団でもあったので、元老院の指図・指示や指導を政務官が具体化するだけ、というような状態が実際は（ホンネでは）ほとんどの場合であったであろう。

⑥元老院の、立法・選挙への助言の付与——法案については前 339 年のプブリリウス法が、そして、選挙原案については前 3 世紀初めのものと考えられるマエニウス法がそれぞれ制定される以前には、元老院が民会の決定を批准（「元老院の同意」）してはじめて原案に効力が生ずるものとされていた。両法制定後は、逆に、民会が事前の元老院の決定を採択して効力を生じさせることになる。なお、この批准はケントゥリア民会およびクーリア民会の決定についてのみ必要で、トリプス民会の決定、および、ホルテーンシウス法以後の平民会議決については必要とされなかった。つまり、これらはいわば略式の立法スタイルであったわけである。

⑦中間王政——なんらかの事情によって執政官選挙が実行できないか、あるいは 2 名の執政官が同時に欠員になってしまったとき、元老院議員のなかから、5 日ごとに、1 人の中間王が任命される。その任務は、正規の執政官を選出することであった。これは、王政以来の、かなりユニークな制度である。

⑧最終元老院議決——元老院が「両執政官は国家がなんらの損害もうけないよう配慮せよ。」といった文言により、執政官に対して、革命的な国家転覆の意図を実力で打破するための強大な権限を付与するものがこれである。この議決が実施にうつされると、共和政の重要な制度となっていた上訴権も差止権も停止される。これは、いわば一種の戒厳令である。前 121 年に、ガーイウス・グラックスの動きに対してはじめて実際に適用された。

⑨元老院招集・指揮——執政官、法務官、および護民官（後代の場合）の任務である。

⑩元老院と民会と政務官という、共和政国制上のトリオを構成する組織は、タテマエ論的な視点からすれば、牽制しあうようなかたちで動くことになっているが、ホンネ論的な視点からすれば、終身制のもとに、国事の

エキスパートがリードする数百名からなる元老院は、実質的には、国家指導の中核体であった。

② 政務官

前 367 年は、共和政——しかも、従来のような血統上の貴族が支配する形態ではなく、貴族と平民上層部との連合体であるノービレース（閥族）が実権をにぎっている形態としての共和政——の確立期であるとされる。ローマの政務官制度は、時代がくだるにつれてかなり変質し、そこから帝政へ通ずる道も開かれていくのであるが、ここでは、この時期に焦点をあてて、歴史上きわめてユニークなその制度を概観してみよう。まず、イメージ的に言えば、ローマの一年制の政務官は、現代の官僚よりも、政治家としての大臣に近似した側面をもっている。したがって、彼らが専門的知識を備えていることは前提とされていない（この種のものは、公的・私的なブレンである顧問会からたえず供給されるはずである）。

政務官全体にほぼ妥当する原則として、以下の点があげられよう。（1）それほど多くないこれらのポストは、事実上は、上流の貴族、のちには平民出身者を組みこんだノービレースによって独占された。（2）政務官のキャリアは、政治家の経歴においては 1 つの段階でしかない——当時の上流ローマ人の理想は、高級政務官職を経由して終身制の元老院に所属し、執政官級の人士として、そこでの発言権を確保しつつけることにあった（発言は、元老院議員がかつて保有していた政務官ポストのランク順になされる）。（3）任期 1 年制——市域（*domi*）では厳格に守られたが、軍域（*militiae*）においてはかならずしもそうではなかった。市域においても、独裁官（*dictator*）は半年任期なので、その例外となる。（4）併任・重任の禁止——再任にも一定の間隔を要求する、という厳しい制度が設けられた。（5）同僚制——王政廃止の直後には、一人が全権をひきついだが、すぐに、同一の地位に、同一の完全な権限をもつ者が 2 人以上就任するシステムが固定されるようになった。ここから、同僚のあいだで相互に相手方の職務行為を差止める権利——差止権（*jus intercedendi*）（一種の「拒否権」）——が生じてくる。執政官はすべての下級政務官に対して、また、護民官はすべての政務官に対して、それぞれ差止権をもつ。差止権の干渉をまったくうけない独裁官は、その例外的存在である。（6）昇任順序および年令制限——前 180 年の、年限にかんするウィッリウス法によって、昇任の一般的コースとともに、各ポストに就任することができる最低年令が定められた。（7）名誉職制——職務が無報酬のものであっただけでなく、昇進していく過程で多額の出費を強いられたので、現実の問題としては、とびきりの有産者しか政務官職を目ざすことができない。しかも、多くの場合、多額の借入金に悩まされていた彼らは、辺境での略奪戦争や任地となった属州

の搾取によって富を手にいれて、トータルに収支のバランスをとる必要があった。(8) 選挙制——ほとんどの政務官は、民会で選挙によって選出される。もっとも、複数の立候補者が激しく争うことが通例となった共和政末期よりも前の時代には、前任者の指名によって後任者が事実上決定し、投票は一種の儀式にすぎなかった。(9) 事後訴追制——退任後、主として刑事訴訟で、在任中の職務行為についての責任を追求される余地があった。これは政務官制度の公正な運用をある程度担保するものとなることができた。

〔政 務 官 一 覧〕(I)

	財務官 quaestor	平民按察官 aedilis plebis 高等按察官 aedilis curulis	法務官 praestor	執政官 Consul
種別	通常政務官	通常政務官	通常政務官	通常政務官
員数	2→4→8→20	2→8→20	1→2→4→6→8→16	2 (1名は平民)
任期	1年	1年	1年	1年
命令権			○	○
職権	○	○	○	○
軍隊指揮権			○	○
選出方法	トリブス民会における選出	トリブス民会における選出	ケントゥリア民会における選出	ケントゥリア民会における選出
最少年令	30才	37才	40才	43才
差止権行使の有無	○	○	○	○
主たる職務	元来は執政官の補佐官であった。戦地では副将となる。	前者は元来は護民官の補佐官であった(貴族出身)。の高等按察官がくわつて、按察官は国民全体の政務官となる)。市場における民事裁判権、市域内の警察権、穀物管理権、公競技主催権などをもつ。	元来は執政官の代理者としておかれた。民刑事の裁判の指揮をもつばら負担する。執政官とともに属州長官の主要な供給源となる。	理念的には、国政全般におよび。その権力はほとんど無制約のものである。懲戒権、元老院招集権、それへの提議権、民会招集権、それへの提案権、裁判権、軍隊指揮権などをもつ。
特色	下級政務官。	中級政務官。高級の政務官	ローマ法発展の媒体。	国家の最高官。王権の理

		官へのステップ。護民官と同じランキングに位置づけられているが、それよりは権力がある。		念的継承者。
--	--	--	--	--------

〔政 務 官 一 覧〕（Ⅱ）

	戸口調査官 censor	独裁官 dictator	属州長官 前執政官 proconsul 前法務官 propraestor	護民官 tribunus plebis
種別	非常政務官	非常政務官	通常政務官	通常政務官
員数	2	1	各属州につき 1	2→10
任期	5 年ごとに 18 カ月	非常時に 6 カ月以内	1 年（延長可能）	1 年
命令権			○	
職権	○	○	○	○
軍 隊 指揮権		○	○	
選出方法	ケントゥリア民会における選挙	政務官の一人による指名	元老院による指名・抽籤	平民会における選挙
最少年令				
差止権行使の有無	○ (同僚からのみ)	×	×	○ (同僚からのみ)
主たる 職 務	戸口と財産額の調査、市民の財産クラスへの所属決定、習俗監視、元老院議員選定、国家財政の管理。執政官経験者のなかから選出され、シヴィリアンとしては最高の地位をもつ。	内政上・外政上の危機において、秩序回復のためあらゆる措置をとることができる。一人の騎兵長官を幕僚として任命する義務がある。軍人としては最高の地位をもつ。	属州の統治全般・とりわけ軍隊の指揮。	元来は「国家のなかの国家」のような顔をもつ平民団のリーダーにすぎなかったが、前 287 年に平民会議決が全国民を拘束するようになったことを契機として、国民全体の政務官に転化しはじめた（元老院にも所属する）。その身体は不可侵であり、平民を庇護するための救助権・差止権をもつ。平民会招集・指揮、それ

				への提案権をもつ。
特色	「権威」において最高の地位。	一種の戒厳令下における王の一時的復活。前一世紀にスッラの独裁官職とカエサルのそれは、この官職の性格を劇的に変えてしまった。	専制的支配者。	平民のリーダー。ネガティブな権力者。民衆派の武器。のちには、このポストは貴族の出世コースに組み入れられたためもあって、貴族さえも護民官となることもあった。

※1 平民だけがつくことができるポスト

護民官（ただし、非常手段として、貴族が平民にわざわざ身分をおとして護民官となることは可能である）
平民按察官（なお、高等按察官には、平民も就任することができる）

※2 もともと、平民のためのものとして、政務官とは別系統のポストであった護民官も、ワン・ランクうへの法務官への出世コースにのることができるようになった。

〔政務官制度の変化〕

前 367 年につくられた政務官制度は、ローマの世界国家化にともなって、やがて、つぎつぎに修正をうけ、最終的には、個人支配が貫徹されたかたちの元首政を生みだす権力ベースとなっていく。以下にその修正部分を列記してみよう。

同僚制——市内の通常の事務（1 カ月交代制）…従来のやりかたが維持される。一般に、市域においては、共和政の国制は神経質なまでに護持される。他方で、軍域においてはそのくずれかたがはげしい。軍指揮（原則として同一戦場で、1 日交代で指揮するシステム）…2 名以上の者が各軍団および各作戦地域をそれぞれ分担するシステムにかわる。

任期 1 年制——市域において…従来どおりである。軍域において…民会によって命令権のみが延長されたり（任期の方は終了する）、軍事的才能を買われて、政務官職にまったく就任せずに、軍指令権を保持するようになる者が出たり、民会ではなく、元老院議決によって命令権が延長されたりするなど、実質上大幅に修正される。これらは、戦争の長期化に対応するためのやむをえない措置である。

選挙制——高級政務官は民会によって選挙で選ばれるのが大原則の 1 つであったが、ポンペイウスは、前 67 年の地中海の海賊討伐のさいに、ナンバー・ツーの政務官である法務官クラスの者を自

身の裁量で任命する地位を与えられる。

重任禁止——マリウス、キンナ、カエサルなどはそれに違反した。

併任禁止——カエサルは極端な違反行為を犯した。

職務内容——もともと包括的な内容の政務官命令権は、事実上は、市内の文官的な政務官が保有するものと、属州の武官的な政務官が保有するものに分化してしまう（しかし、命令権が文武の文権を包含する完全権である、という原則は、タテマエとして帝政後期まで生きつづける）。

地域管轄——属州長官は 1 属州についてだけ管轄をもつことが原則であったが、作戦地域の拡大にともなって、地域ごとに管轄がまとめられる（ポンペイユスの海賊討伐のための命令権付与、第一回三頭制などの場合）

③ 民会

（a）クーリア民会（貴族会）——「クーリア」は、相当な数の氏族・家族からなる集団で、伝承によれば、三つの部族にそれぞれ一〇のクーリアがあることになっているので、その数は合計で三〇である。祭祀団体がベースになっていたのかもしれないが、その正体はあまりよくわかっていない。一七才以上の成年男子だけが民会全般の構成員である。ローマでは直接民主制が一貫して堅持され、間接民主制（代議制）はついに採用されることはなかった。各種の民会を招集し指導するのは政務官である。王政以来の伝統をもつクーリア会では、もともとは宣戦講和・立法・選挙などの政治上重要な事項が決定されていた、とも伝えられているが、その詳細はあきらかではない。いずれにしても、ローマの民会は、選挙、開戦決定、国制改革、死刑科刑処分の確認などの重要な役割をひきうけるかたちになっていた。もともと、タテマエ上の問題としても、ローマの主権が市民団にある、とまでは断定できないところがある。氏族社会の崩壊にともなって、前 4 世紀ころには、もっぱら神事や祭祀と結びついた法律行為がそこでとり行なわれるだけとなった。たとえば、自権者養子縁組や遺言作成が、大神官が召集し指揮する特別召集民会で実行された。しかし、これもしだいに形骸化し、氏族制度をベースとする旧タイプのクーリア民会の意義はますますうすれていった。

（b）ケントゥリア民会（兵員会）——王政以来の伝統をもつ、もともと重要な民会である。もともとは、軍（兵士全員）が集結する軍会であったと考えられる。都市城壁の外の「マルスの野」で開かれたところにも、そのミリタリーな性格の一つが現われている。そのなりたちのところに、財力主義（ティモクラシー）が露骨に現れているのが特筆される。重装備を自弁できる富裕な市民は、軍事的な重要性にみあうだけの政治的特権を要

求したのであるが、これも一つの理屈として筋がとおっている。ここでは、高級政務官の選挙をはじめとして、立法や宣戦講和の決定のほかに、重要な処罰をうける市民の最終裁判などが行なわれた。民会の意味決定の方法は、各ケントゥリアが一票という計算である。そのかぎりでは、現代日本の小選挙区制の場合などのように、死票が相当な数になる。最後のただ1つのケントゥリアには、無産市民（プローレーターリイ）が多数おしこめられる（前1世紀のキケローの説明によると、その数は、他のすべての192ケントゥリアの構成員の総数よりはるかに少ない、というようなことはなかった、とのことである）。他方で、有産層のケントゥリアの構成員数は少ない。ここでは、法の前の平等などというものはまったく存在しないわけである。

（c）トリブス民会（区民会）——創設年代のもっとも新しい第3の民会はトリブス民会であり、異論はあるが、前5世紀のうちには他の2つのタイプとならんとすでに存在していた。氏族制という血縁をベースとするクーリア民会や、財力を基準とするケントゥリア民会よりも、居住地域を基準にするこの民会の構成方式の方が単純明快で、ある意味では進んでいるとも言える。「トリブス」とは地区を意味し、王政および共和政初期のローマには、すでに、市内の最古の4トリブスと、近郊の、成立年代不明の16のトリブスとの、合計20トリブスがあった。のち、前428(6)年に、1トリブスがくわわった。市民は、いずれも、居住するトリブスに籍をもつ。ところが、ローマは、周囲の都市国家を征服して新たに土地を確保するとに、あらたにトリブスを設けていったので、前5世紀から3世紀までのあいだに、しだいに地区の数が増加し、前3世紀半ばにはその総数は35にたった（そのうち、前4世紀初めのウェーイイー攻略のときの4、前4世紀のサムニーテース戦争の前後の8、前241年に最後のグループ2の計14のトリブスの成立年代だけが確認されている）。このころから、ローマの勢力は急激に伸び、支配圏はイタリア全土に広がっていったが、高度の政策上の理由から、トリブスの数は35におさえにおいて、その後あらたに市民権をえた相当な数の者は、既存のトリブスにまったく恣意的に割当てて配属させる策がとられた。そのために、トリブスを構成する市民数に顕著なアンバランスが生じただけでなく、居住地がローマから遠くはなれているためにトリブス民会に出席することが困難である、という決定的な欠陥が存在した（むしろ、このようなことは支配層によって意図的にしくまれた結果なのであろう）。ここでは財務官などが選任される。他の2つの民会の場合にくらべると、平民の発言権は、その数が圧倒的に多いために、総体的に高まる。

（d）平民会——もともとは、平民だけの、いわば国制枠の外にあるたんな

る集会で、護民官によって招集された。

ホルテーンシウス法制定以後の民会——トリブス民会がトリブス単位で投票するのはもちろんであるが、平民会がすでにかなりはやくからトリブス単位の投票方法をとるようになっていたし、一方で、後代の手直しによって、各トリブスの内部で、財産に応じたグループの順で富裕者から投票しはじめるようになると、この民会もトリブス民会の臨時形式のようになってしまったので、これら 2 つの民会を厳密に区別する必要はなくなり、平民会とトリブス民会は合体してしまう。ここで要求される手続がかんたんであったので（とくに手続において鳥占いによる規制をまったくうけない点が重要である）、とりわけ立法の分野では、最高位のケントゥリア民会よりもこちらの民会の方が圧倒的によく用いられた。ただ、政務官選挙においては、伝統が温存されており、執政官、法務官、戸口調査官は、執政官、独裁官あるいは中間王の主宰するケントゥリア民会で、そして、高等按察官、財務官は、執政官あるいは法務官の主宰するトリブス民会で、また、護民官、平民按察官は、護民官の主宰する平民会で、それぞれ選任された。貴族が平民会に参加してきたのもそれほど奇異なこととは考えられなくなり（この点については異論もある）、ノービレースは被護関係をはりめぐらせてトリブスに勢力をうえつけることをおこたらなかった（ノービレースは、トリブスが新設されるとき、わざわざ土地割当をうけて、所属トリブスの移動さえも敢行している）。平民会議決が法律の効力をもつというのは、このような背景において理解されなければならない（平民だけの組織がアウトサイダーである貴族も一方的に拘束するような法律をつくりだせる、というような過激な意味は、ここにはない）。また、護民官が、いくつかの中間的段階をへてではあったが、元老院に議席をもつだけでなく、それを招集し、そこで提案をする地位をもつにいたったのは、彼の司宰する平民会の役割が決定的に変化したことと内面的に関係がある。元来は革命的な「消極的なタイラント（僭主）」とも評せられたこのポストは、ついには、かなりアクティヴな体制内の政務官となった。この切り札的ポストを平民の上層部が見のがすはずはなく、彼らは、護民官となって、元老院と取引しながらそれと協調関係を保つことに細心の注意をはらった。

（e）意思決定——政務官の一方的な質問に対して答えるだけのまったくの受動的な存在である。また、政務官選出方法にかんしては、前 139 年から 131 年にかけては大きな改革がなされ、従来からの口頭での投票のかわりに、投票板が用いられるようになったが、それからは、口頭投票の時代に用いられた可否を表わす言葉の一部を記した投票板を投票箱のなかに投入することになった。このころには、選挙の候補者が、前任者によって指名された者だけではなく、定員数をこえて登場してきたので、投票者がその

なかの 1 人の名を投票板に記して投票した。

④ 元老院

① ローマという国家を示そうとすると、**<Senatus Populusque Romanus>** [元老院ならびにローマ国民] という表現がとられる（面白いことに、下水道のマンホールフタや水道の蛇口のあたりなどにこれを短くした**<SPQR>**という文字を刻印したものが、現代のローマ市で見られる）。筆者の解析によるならば、タテマエ（制度）的視点からすると、国民（市民）の集う民会が国家＝共同体の中核的な組織体であるが、ホンネ（現象）的には元老院が国家の主人公であり、国家の指導者であった。タテマエとホンネがドッキングしているこの三語はローマという国家（もちろん、共和政時代の話である）の本質をうまくあらわしている。話は飛ぶが、共和政とはまったく異なった背景のもとで、皇帝の完全権が確立された東ローマ（ビザンティン帝国）では、皇帝の即位式のさい、「市民」とか「民衆」とかを意味するギリシア語の「デーモス」（英語の**<democracy>**を構成する言葉）という官職名をもつ一団の役人が、そのトップである「デーモス長」の音頭とりで、「ローマ人の皇帝万歳！」と言う、とのことである。市民が皇帝を選ぶ、というタテマエは、ホンネ・サイドから見れば、こっけいにも映るが、タテマエ重視の伝統をもつローマでは、これくらいの論理構成（レトリック＝トリック？）は不思議ではなかったのである。ところで、元老院の地位は「付録」（別送のもの）にある図表に示してあるが、かりに三次元の世界でそれを表現しなおしてみると、平面に展開するのが民会で、その中央に立っている柱が政務官であり、その柱をおおっている屋根が元老院、というあたりの仕組みになってくるのではなかろうか。

② (α) 元老院 (**senatus**) というのは、もともと各氏族の長老たちの集まりである。その後、そのメンバーは、最高の位にある政務官（執政官、のちには戸口調査官）によって任命されるようになる。そのルールは慣行によってきまっていた。このように、元老院という組織は、ほとんど慣行上自然になりたってきたものであり、民会の制定する法律のような枠組にはもとづいていないし、そのコントロール下にもない。元老院をタテマエ（国制史的視点）から分析してみても、成果があがらず、ホンネ（実際上の運用）に注目しなければなにも見えてこないのは、そのなりたちと関係している。

(β) 定員はもともと 300 名ほどであったが、スッラ（前一世紀）によって 600 名に倍増される。900 名になったこともあったが、元首政時代には 600 名になる。元老院議員は、主として、政務官を経験した者のなかからリクルートされる。当初は執政官 (**consul**) と法務官 (**praetor**) というトップの二段階の者だけがそこへ所属するようになったが、のちの前三世

紀末には、まず、高級按察官（*aedilis curulis*）が入る。そして、前二世紀末には、平民の利益代表者である護民官（*tribunus plebis*）および平民按察官（*aedilis plebis*）という、平民出身の者も入り、前八一年以降には、最下位の政務官である財務官（*quaestor*）も入るようになる（財務官は20代の若者でもなれるので、元老院議員は、「元老」というイメージからかけはなれた壮年層が中心であった）。なお、「最良の人士」なら、政務官経験がなくても、とくにうけいられる。その反面において、問題のある政務官経験者の場合、うけいれを拒否されることもある。元老院議員の補充は、原則として、五年ごとに行なわれる戸口調査（センサス）のさいに実施される。戸口調査官は、高級政務官経験者のなかから選ばれるが、後者の人々は民会の選挙によってそのポストについていたので、タテマエ（制度）論からすると、原理上は、民会は元老院の構成にかかわりをもつわけである。そのようなわけで、元老院というところは、責任のある高級政務官として、政治・軍事・行政の実績（一年単位のものでしかないが）をつみかさねた、経験ゆたかで有能な人物の集まりなのであった。

（γ）民会とちがって、元老院会議は非公開である。開催場所はかならずしも固定的ではなかった。元老院を招集し、司宰するのは高級政務官である。元老院は議長のようなパーソナリティーをもっていない。政務官の提案に対して審議がなされるが、発言・意思表示は、各元老院議員がもっていた官職上のステイタスの順に行なわれる。かつて戸口調査官の職をつとめた者がそこで第一順位の位置にある。権威や声望が重んじられている元老院では、トップ・グループの意見には重みがあった。共和政の基本原則の一つに、いかにもタテマエ色の強い発想であるとしても、平等主義というものがあるが、元老院は他の共和政の諸機関の場合以上に、不平等主義の温床であった。しかし、ローマ人の眼からすれば、それはそれで平等主義の流れに属するシステムなのであった。意見の集約は、議員が歩いていて同じ意見のグループにくわわる、という即物的なやりかたで、多数決原理にしたがってなされる。一定の事項については一〇〇ないし五〇の定足数がある。

（δ）元老院の権限については、ファジーな面が多い。それは、法的につくりだされたものではなく、本来的なものであったり、のちに、自然に獲得されていったものであったりする。ローマは「法の国」であるが、元老院という組織は、法を超えた側面も強くもっている。財政、軍隊・軍事関係、外政などの国家運営の根幹にかかわる部分は元老院の専権事項であったが、司法についてはその任務をしだいに手ばなしていく。立法面では民会が主役となったが、それに影響力を行使する地位はしっかりと確保しつづけた。

(ε) このように見てみると、元老院は、政治の第一線にある政務官に必要におうじて助言を与えるだけなので（ホンネ上は、助言は、指示・命令にひとしいが）、権力（タテマエ）をもつ、というよりも、権威（ホンネ）を誇る集団であったが、元老院の存在そのものではなく、元老院のありかたに対して攻撃がかけられる事態が、建国から五〇〇年もたった共和政末期に、とりわけカエサル（シーザー）によって展開される。しかし、そのカエサルは、元老院の抵抗勢力の大反撃にあって、暗殺される。結局のところ、元老院はやはりローマの中心そのものだったのである。

(ζ) 文人政治家キケロー（[N] 部門（一）：p.1ff.、および、（三）（七）：p.91ff.）は、王政も貴族政も民主政も、それぞれに欠陥をもつが、三タイプの政体のメリットをあわせもった混合的政体を最善の政体と見た。彼によれば、それは、執政官が王の命令権（*imperium*）を、元老院が貴族の権威（*auctoritas*）を、国民（民会）が民主政の自由（*libertas*）をそれぞれもちながら、ローマ共和政が運用されていた、とされる。タテマエ論のフィールドでの話なら、これは正しい指摘であろう。

(η) カエサルの失敗を参考にして、ローマ元首政を創立したアウグストゥスは、共和政への復帰をタテマエとしてかけ、その過程で元老院を尊重する姿勢も示し、その後の元首たちも、ときにはアウグストゥスの例にならうところがあった。元老院の栄光の最後のピークは、元老院が、ある程度は自身のイニシヤティヴによって元首の選定にタッチするほどの地位をもつことができた点にある。しかし、それも一時的なことで、やがて、元老院は、元首・皇帝の下に完全にくみしかれ、たんなる名誉職的な集団となる。

⑤〔共和政時代における属州の統治〕

発端——第二ポエニー戦争によるシキリア（シシリー島）の獲得（241年）。

法的地位——属州は、いわば戦利品で、ローマの支配地である（ただし、属州内には、例外的にローマの直接的支配をうけない地域も点在する）。

適用法——ローマ市民にはローマ法が、その他の者には基本的には属州法が、それぞれ適用される。後者については適用面で自由裁量の範囲は大きい。

統治機構——元老院議員のなかから原則として抽籤によって選ばれた属州長官（整備された段階では、前執政官、前法務官およびそれに相当する者）が頂点にたつ。財務官を補佐として用いる。

税制—— $\left\{ \begin{array}{l} \text{直接税（人頭税）——地方共同体が徴集し、属州の財務官に納入する。} \\ \text{10分の1税（穀物の生産高の10分の1）——徴税請負人の手で私的に徴収される。} \end{array} \right.$

権限——長官は、軍域の命令権保持者であったので、軍隊を指揮するほか、城内ですべての権限をもつ（前2世紀になると、市民への命令権行使は法律によって制約される）。とくに、同僚制の制約、差止権行使のない点が重要である。戦利品は、法理上すべて長官の所有に帰した。

引責——長官は、帰任後、反逆罪、不法取得罪、公物略取罪などについての裁判で、その属州政治の責任を事後的に追及されることがある。

経済的意義——長官は、たいていの場合、名誉職である政務官職獲得のために生じた債務を返済する目的で、他方で、騎士階層は、ビジネスの場として、それぞれ、合法的あるいは非合法に属州を搾取するような行動にでることが少なくなかった。

元首政時代の属州——元老院属州（総督が統治）と元首属州（元首の代理人としての知事が統治）に区分され、のちには、属州全体にアウグストゥスの上級命令権がおよんだ。知事が有給の官吏となったこともあって、搾取の度合いはへり、秩序は回復される。元首（皇帝）の承継者争いがあったとき、属州駐屯の軍隊は決定的な役割を演ずる。一般に、文化が属州に広まるにつれて、属州の地位は向上し、国力の遠心化傾向が強まる。

⑥〔共和政ローマの支配形態〕

「分別（分割）して統治せよ。（*Divide et impera.*）」の大原則が貫かれる（この言いまわしはかならずしもローマのものではない）。市民権政策においては、隣接する都市（共同体）のあいだに市民権の内容面で意識的に差異を設けておくこと、また、国家間の関係においては、さまざまな内容・レベルの条約によってそれぞれの共同体と個別的に外交関係を樹立しておく（ちょうど鶴匠が鶴を何羽もあやつるように）ことにあらわれる。さらに、当然のことであるが、ラテン系の都市の場合と、イタリキー系の都市の場合と、他民族系の都市の場合とで、ローマからの扱いに相当な差がある。

（α）支配

編入——王政と共和政初期に見られる現象である。近隣にある同じラテン系の都市を陥落させても、その住民を殺したり奴隷にしたりすることはあまりしない（彼らは格下の被護者の身分にはおちてしまうが）、

そして、獲得した土地の一部には手をふれず、また、そこの旧市民にもローマ市民権を与えている。その貴族家系は、ローマにむかえいれられて、ローマで出世することもまれではない。土地と人的資源を大きくすることが強国化への必須要件であったことをローマ人がよくわきまえていたからこそ、このような措置をとったのであろう。この寛大な市民権政策は、市民権を拡大することに消極的なギリシアのポリスの場合ときわだった対照を示す。前一世紀末のイタリア同盟市戦争の結果として、ローマ市民権がほとんどイタリア全域の他共同体市民に一括付与されたことは、市民権付与のスケールという点に着目するなら、とりわけ重要である。会戦の勝敗はほとんど引分け状態なので、ローマが戦いに勝った、ということにはならないが、それでもローマの勢力が強化されたことはまちがいない。

併合——ムーニキピウムとして部分的に自治が認められるというスタイル。とくに、第二次ラテン人（同盟市）戦争の戦後処理の方法として相当な規模で併合方式がとられた。自治を許される見かえりとして、それらの都市はローマの要請におうじて軍事的負担をひきうける。ローマ法上の通婚権、通商権が与えられることが多く、私法上は市民のように扱われたので、支配される側にもメリットがないわけではなかった。

（β）同盟

イタリア同盟市——前四世紀中ごろ、ローマは同盟の盟主となる。第二次ラテン人（同盟市）戦争ののちにも、かつて有力な都市であったティブル、プラエネステなどは、別格として独立を保ち、併合されなかったが、一種の連邦国として、条約によりローマと一定の関係に入った。同盟市同士のあいだでの政治的条約の締結は禁じられる。

ラテン同盟の植民市——各ラテン同盟市によってすでに建設されていたもの。

ラテン人植民市——これは、ローマがそれほど強大ではなかった時代においても、ラテン人の共同体と合同で建立されたことがあるが、334年以降に、あらたに盟主ローマの主導のもとにラテン同盟市と合同で建設された地方都市（ムーニキピウム）が中心的なものである。ローマ市民はラテン市民となったが、潜在的にローマ市民権を保有し、本土との結びつきをたもつ。その数と規模は、ローマ市民植民市よりもはるかに大きい。いずれも、かつての敵地に設定された新しいトリブスを防衛するための砦の役割をはたした。その独立性は低くおさえられる。

同盟者（条約国）——ややゆるやかなかたちにおいて、ローマの直接的

勢力圏からはなれた地域で、表むき（タテマエ上）は平等であるが、実際には（ホンネでは）不平等な同盟条約がつくりだされた。イタリア共同体のようなものがこれによって生まれる。ギリシア系都市ネアポリス（ナポリ）がその最初の例である。ローマとの関係は、自らが軍事義務を負わされるだけである。その数は 150 にもおよび、前 1 世紀のイタリア同盟市戦争のさいには、これは、強力なパワーを示し、ローマに大幅な譲歩をさせ、反乱をおこした共同体はローマから完全ローマ市民権を獲得した。

(γ) 属州——服属地域として完全な支配下におかれる。もっとも、その支配は表面的なものにとどまり、既存の行政組織を活用することが多かった。前 241 年にシキリア（シシリー島）が属州になったのがはじまりである。属州を支配するのは、共和国制からの制約をうけないままに、ほとんど無制限の、かつての王がもっていたような強大な権限を保有する属州長官である。

⑦〔ローマの世界支配の奥義〕

- (α) 貴族の叡智
 - 開放的な身分政策（外來貴族のうけいれ、平民全体への大幅な譲歩、平民上層部を支配層へととりこむことなどによる活力の補充）
 - 元老院組織の活用（ノービレース＝エリートの支配の貫徹）
 - 民会の形骸化政策（ギリシア流の民主政＝衆愚政が生まれることをさける）
 - (β) 「抑制と均衡」原理の実現（命令権へのさまざまな制約、とくにユニークな同僚制と差止権の存在）
 - (γ) 寛容の精神
 - 被征服者への寛大な取扱、とくその支配層の優遇、開放的な市民権付与対策
 - (δ) 差別・分断政策の運用（被支配地域への巧妙な支配）
 - (ε) 拡大型均衡政策の運用（人的・地域的拡大の重視）
 - (ζ) 軍事組織の優秀さ（戦術・武器の優秀さ、農民的な戦士の強さ）
 - (η) 民族性（秩序重視、権威への尊敬、政務官への市民の全面的服従、制約的な「自由」観、国家至上主義、戦争をうけいれやすい体質）
 - (θ) 不文国制による柔軟性（硬度の大きい原則（タテマエ）と、極度の例外現象（ホンネ）とが混在するやわらかいシステム。一応の先例踏襲主義を採用。）
 - (ι) 巧みな外交（その担い手の中心は元老院である）
 - (κ) すぐれた法技術（その実質的な担い手は法学者である）
- ⑧〔帝政初期の都市〕
- (α) ローマ市民の植民市（コロニア）——除隊した軍団兵や無産市民

をローマ本市から外へ送りだす目的で、共和政末期から、イタリア外にあらたに建設されはじめたもの。

- (β) ローマ市民のムーニキビウム——元来は独立の共同体であったが、ローマへの功績のためにローマ市民権がとくにあたえられたもの。
(α) の場合とちがって免税特権は与えられておらず、そのランクは低い。
- (γ) ラテン人の都市——ラテン人（ローマ市民よりランクが下の市民）の有力者はローマ市民権をえることが多い。
- (δ) 外人の都市
- | | |
|---|--|
| { | 自由都市（共同体）——ローマから自由を与えられたもの。免税の特権はない。 |
| | 同盟都市（共同体）——ローマとの条約によって独立を認められたもの。免税の特権はない。 |

(4) 元首政ローマ

① 元首政への道程

前 133 年 ティベリウス・グラックス (**Tiberius Gracchus**) の改革——経済的没落により、兵士として認められるのに必要な財産資格を失ってしまった中小農民が激増した状況を見て、彼は、貴族層に属していながら、平民のリーダーである護民官としてたち、古いよい共和政への回帰をめざして、個人の公有地所有の制限とその分配にかんする土地法の制定（農地改革の実行）、改革に反対して伝家の宝刀である差止権（拒否権）を行使した同僚護民官の罷免、財政にかんする元老院の権限の侵害など、個性の強い、いわば反体制的な政策をつぎつぎに実行した。慣例に反して護民官重任を試みたことが直接の原因となって、元老院側によって暗殺される。このころから、元老院支配を通じて名門閥族の手で寡頭政を維持しようとする閥族派 (**optimates**) と、民会における民衆の支持を背景に、護民官職を通じて改革ないしは個人支配をめざす民衆派 (**populares**) との対立が生まれ、以後 1 世紀以上におよぶ社会不安がはじまる。「革命の世紀」というように誇張して表現される激動の時代が、これである。

前 123～122 年 ガーイウス・グラックス (**Gaius Gracchus**) の改革——兄と同じように護民官となった彼（兄とはちがって、護民官につづけてなれている）は、穀物の分配にかんする法律を提案し、騎士階層だきこみのための諸施策（属州での租税徴収の委託、審判人の地位を彼らに独占させること）をうちだす。全イタリア人へのローマ市民権の一括付与を性急に提案したために、兄ティベリウス以来の改革支持勢力であった民衆までもがくわわったかたちで、各方面から反感を買って、失敗し、兄と同様に暗殺される。元老院の寡頭的支配への抵抗を制度的に試みた、という点で、彼らは新しい道を開く。

前 107～106 年 ガーイウス・マリウス (**Gaius Marius**) の兵制改革——身分のあまり高くない騎士階層出身の彼は、前 108 年に執政官となり、従来は兵役義務のなかった無産市民 (プロレターリイ) を国家の負担で武装させ、一種の職業軍人をつくりあげた。これ以後、武将と私的な信義関係によって強く結びあわされた軍隊は、私兵の集団となりはじめる。

前 111～105 年 ユグルタ戦争——民衆から指揮官として指名されたマリウスによる鎮圧。元老院の外交・軍事政策での無能・腐敗ぶりを暴露した事件である。

前 113～101 年 ゲルマン系のテウトネース・キンブリー族の侵入——マリウスによる鎮圧。

前 104～101 年 シキリアの第二次奴隷反乱。

前 91～88 年 同盟市戦争——イタリアの同盟市市民にローマ市民権を与えることを内容とする法案を提出しようとした護民官マルクス・ルーキウス・ドルスス (**Marcus Lucius Drusus**) が暗殺された事件をきっかけとして、ローマに対する同盟市の組織的な大反乱が生じた。戦いを貫徹すればともだおれになることをさとしたローマは、前例のないかたちで、ローマ市民権を大幅に拡大することによって譲歩し、ようやく事態を收拾することができた。この事件は、都市国家的なローマが領土国家に変貌する重要な一段階となっている。

前 88～84 年 第一次ミトリダーテース戦争——ポントゥス王国を攻める東方遠征軍の指揮権がマリウスに奪われた、ルーキウス・コルネリウス・スッラ (**Lucius Cornelius Sulla**) は、前 83 年に、はじめて私兵をローマ市内に入れ、実力でマリウスの流れをくむキンナにひきいれられた民衆派を排除して、政権を掌握し、この戦に出征した。これは一種の「クー・デター」である。

前 83～81 年 第二次ミトリダーテース戦争。

前 82～79 年 スッラの終身独裁官就任、元老院中心の政治の復活 (元老院の強化、護民官の権限縮小、元老院階層の審判人資格独占、元老院権限の拡大、騎士階層の圧迫)、属州統治の規制。スッラも、グラックス兄弟の場合とはまたちがった方向から、古いよい共和政——この場合は、元老院主導型の政治体制——への回帰を目指した。独裁官職に数年間就任したあと、80 年に自発的に政界から身をひいたところに、一種の潔さもある。

前 73～71 年 スパルタクスの奴隷反乱——クラッスス (**Crassus**) とグナエウス・ポンペイユス・マーグヌス (**Cn. Pompejus Magnus**) による鎮圧。

- 前 70 年 ポンペイユスの執政官就任、スッラ体制の破壊（護民官権限の復活、騎士階層の側からの審判人ポストの一部奪回）。
- 前 67 年 ポンペイユスの海賊討伐——彼には、この目的のために、全地中海および沿岸 50 マイル以内の土地を 3 年間支配する、という内容の、前例のないスケールの例外的命令権が付与される。
- 前 74～64 年 第三次ミトリダーテース戦争——ポンペイユスによる鎮圧。
- 前 63～62 年 カティリーナの陰謀——国家転覆の陰謀に対して文人政治家・マルクス・トゥッリウス・キケロー（**Marcus Tullius Cicero**）が執政官の一人としてたちむかい、これを制圧することに成功した。この貢献により、彼は「国家の父」とたたえられる。
- 前 60 年 第一次三頭政治——元老院の抵抗をおしきって国政を独占するために結ばれた、ポンペイユス（閥族派から民衆派へと軸足をうつす）、カエサル（マリウスの後継者として、民衆派のリーダーとなる）、クラッスス（大富豪）の私的な同盟。
- 前 59 年 カエサルの執政官就任——民会を利用した政策の展開（ローマの貧民と退役兵のための土地法制定、属州統治の規制）。
- 前 56 年 三頭政治の更新——これにより、ポンペイユスとクラッススは執政官に就任する。
- 前 49 年 カエサルは、国家に対する反逆行為であることを意識しながら、軍隊をひきいて、シヴィルゾーンとミリタリーゾーンとの境界線であるルビコン川をわたる。——閥族派側についてポンペイユスと反逆者・カエサルとの対決。
- 前 48 年 ファルサーロスの戦——ポンペイユスは敗れる。
- 前 47 年 タブソスの戦——閥族派の抵抗。
- 前 45 年 ムンダの戦——ポンペイユス派の抵抗。
- 前 46～44 年 カエサルの支配——市民権の大幅な拡大、現役兵や貧民のための植民市建設、奴隷数増大の抑制、退役兵への土地付与、元老院機構・政務官制度の改革などは、従来の流れに属するもので、それほど過激なものではなかったが、終身の独裁官への就任（前 44 年）は、ローマ人が伝統的に嫌悪してきた王政を少なくともホンネのうえで実現したものとうけとられる。彼は、王政を意図したものとして、前 44 年 3 月 15 日に元老院派によって暗殺される。
- 前 43 年 第二次三頭政治（三人官制）——アントーニウス（カエサル配下の武将で、カエサルとともに執政官職についていた）、レピドゥス（カエサル配下の武将）、オクターウィアヌス（カエサルの姪の息子で、遺言によりその養子となり、その後継者に指名されていた）は、制度

上確認された「国家を組織するための三人官（*triumvir rei publicae constituendae*）」となり、強大な権力を帯びる。

前 42 年 ピリッピーの戦——カエサル暗殺者たちとカエサルの諸武将との戦。

前 31 年 アクティウムの戦——ローマ文化を基調とする西方世界と、ギリシア文化を基調とする東方世界との決戦。オクターウィアヌスは、アントニウス・クレオパトラ連合軍を破る。

ここで、全体として、動乱の 1 世紀の政治事件をながめてみた場合に指摘できるのは、対立・拮抗関係のかたちがきわめて多元化してきている、という点である。共和政初期をいろうった貴族と平民の対立はいちおう解消されていたが、他の新しい対立が顕著になってきた。すなわち、元老院内部における閥族派と民衆派の主導権争い、それとも関連して閥族派に対抗するため結成された民衆派と騎士階層の連合勢力とその閥族派との争い、元老院と騎士階層との経済的利害をめぐる対立、元老院と私兵を実力の支えとする有力武将との武力対決、クー・デターを狙う陰謀勢力との葛藤、ローマ市民権付与を要求する同盟市連合体との武力衝突、長期間にわたる海外の諸戦争、奴隷所有者に対する奴隷の大規模な反乱、有力な武将相互間の覇権争い、とくにローマ世界とヘレニズム世界を背景とした対決、などがそれである。元老院は、グラックス兄弟の挑戦をしりぞけることはできたが、新しい情勢の展開に十分対応できず、弱体化の一途をたどり、スッラの復古政策を最後の高まりとして、新勢力である武将の実力のまえにしだいに屈服していく。カエサル暗殺事件は、元老院勢力の最後の抵抗を物語るエピソードであった。なお、元首政の安定期に入ると、元老院はふたたび尊重をうけるようになるが、この状況は自らの力によって作りだされたものではなく、共和政流の外観を備えたポジションをもつ元首によって規定され、与えられたものにすぎなかったことに注目しておく必要がある。

② アウグストゥス（Augustus）の権力掌握過程

さて、ここでは、前 44 年 3 月 15 日にカエサルが暗殺されてからのちに、彼の身内であるオクターウィアヌス（のちのアウグストゥス）が権力を掌握していった経過を年代順に追ってみたい。分析は、もっぱら彼の法制上の地位を対象とすることになるが、これは、権力基盤を、たんなる実力（ホンネ）だけでなく、形式的に法制（タテマエ）に求めることを重視する、という伝統的なローマ人の思惟方法にも対応するものである。

大別して、内乱期（前 44～28 年）と元首政期（前 27～後 14 年）の 2 つの時期にわけて見ていくことが適当であろう。

（α）内乱期

前 43 年 11 月末 三人官 (**triumvir**) に就任——この三人官は、私的な政治同盟であった第一次の三頭政治の場合とは異なって、ティティウス法 (**lex Titia**) によって、合法性を備えて付与された公的なものである。この地位によってカエサル暗殺者との対決がはたされた。彼は、この地位取得と同時に、執政官職を辞任する。

前 38 年 その地位の更新——法律 (平民会議決) によって更新が法制上確認された。

前 36 年 護民官の権限 (**jus tribunicium**) の付与——護民官席への着席権 (**jus subselli**) と、護民官の不可侵性 (**sacrosanctitas**) の付与がその内容である。レピドゥスの失脚と、ポンペイユス・セクストゥス (**Pompeius Sextus**) の抵抗の排除ののち、彼は、三人官権力のような、共和政原理から見てあまりにも例外的な権力を放棄する方向で、若干の措置をとったが、護民官系列の地位は、そのような行動に対し、一種の見かえりとして与えられたものであろう。これは、のちの元首政の権力構造に特徴的な、官職から分離された権限の付与、というやりかたの最初の例である。同じ年に、宗教的な性質の名誉もえた (このころ、政敵のアントニウスは、東方諸属州に勢力を築きあげ、東方的君主政を目ざしていた)。

前 33 年 三人官権力の消滅について——この点については理論的な争いがある。すなわち、三人官の地位は、前 33 年 12 月 31 日に、任期満了によって当然に消滅するという考えかたと、保持者の側から正式の辞任があるまでは消滅しない、とする考えかたとが対立しているからである。この問題に対する立場のちがいによって、それ以後前 27 年までの彼の地位についての認識のしかたが大きく異なってくる。

前 32~28 年 <**conjunctio Italiae et provinciarum**> (イタリアおよび諸属州の誓約)、<**consensus universorum**> (国家全体の同意)、<**potitus omnium rerum**> (国家の掌握) などによる地位の合法化——これらが付与された時期・方法・法的価値の有無については、不明瞭な点が多い。実質的内容の点では、同僚制の制約がとりのぞかれたこと以外では、従来の三人官権力とあまり異ならないものであった。アクティウムの海戦時およびその後の権力の保持は、これらの地位を背景とする。

前 31 年 執政官に就任 (前 23 年まで重任)。

前 30 年 護民官権限の拡大——市境界線外 1 マイルにまでおよぶ救助権および「上訴事件を審理し、彼の投票がアテーナの投票として数えられる」という地位を付与される。

前 29 年 神官任命権の取得。

前 28 年 <imperator> (軍事令官) という称号を用いる。

同年 <princeps senatus> (元老院の第一人者) と呼ばれる。もっとも、この名誉ある呼称はそれまでも存在しているので、とりたてて新奇なことではない。

同年 戸口調査官職権 (potestas censoria) にもとづいて戸口調査を実施する。

同年 8 月 三人官時代に発布された例外的な命令の廃棄を宣言する。

(β) 元首政期

前 27 年 1 月 13 日 <res publica> (国家) を元老院と国民の手に返還する——対象は、三人官権力の消滅後から保持してきたアントーニウス打倒のための例外的権力だけで、そのときまでに個別的に付与されてきた他の権限は、そのまま存続する。そして、彼は依然として執政官職を保持しつづける。このような彼の申出に対して、彼には元老院から <Augustus> (尊厳な者・崇高な者) という称号が贈られるとともに (彼は、これ以後、この呼び名を肩書きにつけた)、属州は 2 分されて、元首属州 (provinciae Caesaris) (軍事的に不安定な属州で大部分の軍団が駐屯する) と元老院属州 (provinciae populi Romani) (共和政時代の場合と同様に、元老院から派遣される長官によって統治される) の区分が生みだされた。彼の元首属州支配権をどのように規定するかは、元首政政体論の最大の争点を形成している。すなわち、この理解のしかたとして、前執政官命令権 (imperium proconsulare) 説、執政官命令権 (imperium consulare) 説、無名命令権 (三人官の命令権の存続) 説、権威 (auctoritas) 説が対立しているからである。さらに、このような彼の地位が、元老院属州の各長官に対して上級のものであったか、つまり、その長官たちを指揮する地位を彼がもっていたか、また、もっていたとすればどのような権限によってか、の点についても見解がわかれる。どのような立場をとるとしても、従来の観念とは同一の尺度で考えることは危険であるし、属州の排他的支配という強大な地位は、例外的な権力の返還によっても、実際上は弱められたとは考えられない。手続の点では、元老院と民会の審議をへているので、まったく合法的であるが、10 年の期限つきとはいっても、属州統治の共和政的原則をまったくくつがえすものである。この地位は、前 18 年、前 13 年、前 8 年、後 3 年、後 13 年と数度にわたって更新され、結局は逝去のときまで保持された。

前 24 年 <legibus solutio> (法律順守義務の免除) の地位をえる。

前 23 年 執政官辞任、終身の護民官職権の付与、拡大・強化された属州支配権の取得——これらのいずれも、彼の権力基盤が決定的に変更

されたことを示している。彼が、前 31 年から連年その職にあった執政官職を手ばなしたことは、共和政原理における最高の地位を占めつづける絶対的な必要性をもはや感じなくなったことを意味する。彼は、護民官職権 (**tribunicia potestas**) を獲得することによって、前 36 年、前 30 年にそれぞれ付与されていた個別的な権能にくわえて、差止権 (**jus intercedendi**)、懲戒権 (**jus coercendi**)、平民会招集権 (**jus agenda cum plebe**) を取得したが、とくに、彼は、護民官職から分離された職権だけを保有することになるので、彼の行為はまったく独立し、他からの差止権行使に服しない点に、理論上（制度上）画期的な意義が認められる。これ以後、統治の年数が護民官職権の保有回数によって数えられるようになったことは、この地位が重大であることを物語っている。また、彼は、前 27 年以来、元首属州を完全に支配下に収めていたが、この年には、市境界線の内部からでもその属州支配権を行使することができるようになると同時に、元老院属州の長官の命令権に対しても、彼の地位は上級性を帯びるようになった。この命令権の性格も、前 27 年のそれと関連して争いがある。この付与は、彼が、結局、属州全体の支配権を掌握したことを意味するものと考えてよいだろう。しかも、以前の元首属州への支配権が、執政官という最高官職を背景として保持されていたのに対して、これが、共和政的な制限からはまったく独立し、長期にわたって付与されたことに重要な意味がある。まったくの私人に対する護民官職権と上級命令権の付与、市壁の法的意味の撤廃とは、古い共和政原理が完全に精算されたことを示す。

前 22 年 穀物管理 (**cura annonae**) の引受——饑饉のためにローマに不穏な空気が生じて、彼が独裁官に就任するよう国民から要請されたとき、彼はこれを拒否し、この地位についた（のちに、道路管理官 (**curator viarum**)、夜警長官 (**praefectus vigilum**) などの行政職にも就任している）。同様に、終身戸口調査官の地位も、前 21 年の執政官の職も拒否した。

前 19 年 終身執政官命令権の付与——これについては争いがある。

同年 法律および習俗の監視者 (**curator legum et morum**) の地位につくことは拒否したが、護民官職権によってその職務を実行した。

前 12 年 大神官 (**pontifex maximus**) に就任。

前 8 年 執政官命令権によって戸口調査を行なう。

前 5 年 執政官に就任。

前 2 年 執政官に就任。

後 2 年 <**pater patriae**>（国父）の称号をうける。

4 年 元老院議員選定のための三人官（*triumvir legendi senatus*）としての元老院議院選定。

8 年 執政官命令権によって戸口調査を行なう。

14 年 執政官命令権によって戸口調査を行なう。

8 月 14 日 逝去。

以上の権限を総括するならば、内容・実質の点ではともかくとして、彼が共和政的な官職やその地位をおびることにとどめ、共和政サイドから見てまったく例外的な地位をうけるようなことをできるだけ避けていることが判明する。前者に属するものは、執政官職および執政官命令権（問題はあるが）、護民官職権、前執政官命令権（あるいは執政官命令権）であり、後者に属するものは、終身の独裁官職、終身の執政官職、終身の戸口調査官職である。そのうち、ローマ・イタリア内で彼が保持していたのは、前 27 年から前 23 年までは、共和政国制のなかでもっとも正統的な執政官職、前 23 年からのちは、完全な護民官職権、そして、前 19 年以後は、執政官命令権（問題はある）の三つであり、それ以外の地域では、前 27 年以來の元首属州支配権、前 23 年以來の全属州統制権が彼の権原を形成する。この後者が軍事的実力者として彼の真の権力基盤となっていたのである。

アウグストゥスは、節目となった前 27 年以後の地位について、「この時以後、私は、私の権威において（よって）すべての国民に優越したとしても、しかし、官職において私の同僚であった他の者以上の職権を掌握したのではない。」（*Res Gestae*, 34）と述べているが、もしこれがローマ市内での権原についてだけ語っているのであれば、この主張は、いちおうは正しい。しかし、この説明を無条件にうけとることはできない。すなわち、同僚のある政務官職というのは、前 31 年から前 23 年までの執政官職であり、前 36 年、前 30 年、前 23 年と段階的に取得してきた護民官職権、および前 19 年にえた執政官命令権は、官職とは切斷された状態になっている関係で、任期制とともに政務官職に特徴となっている同僚制の制約から免れているからである。さらに、実質的な権力の基盤である属州について見るならば、前 27 年以來、元首属州は、三人官として彼が保有していたような強大な支配権に依然として服していたし、前 23 年に上級前執政官命令権が付与されてからは、元老院属州の統治も彼の支配下にくみいれられ、軍隊は、数を減らしたとはいっても、内乱時代から継続的に彼が支配する属州に駐屯していたのである。このように、実質的な観点からすると、彼が「権威」と名付けるものの実体は、実のところは、実力を背景とした強大な服従強制力にほかならない。属州の強大化によって文官に切下げられたが依然として共和政以來の最高官である執政官職、およびその命令権、貴族に対する平民の利益防衛のために設置されたという歴史的事情

によって、一般大衆から庇護者・救済者のなひびきをもってむかえられる特別の政務官としての護民官の職権、ローマ国軍指揮権・属州支配権としての上級前執政官命令権、宗教上の最高官である大神官職、これらの文武・神俗の諸大権をもつアウグストゥスは、自身の計画を実現するために、あらゆる手段を利用することができた。しかし、彼の「権威」を構成し、それを支えるこれらの要素は、かならずしも革命的な、直接的な手段で一挙に獲得されたのではない。さきに示されたように、これらは、少しずつ、共和政制度の枠内で合法化される形式をとりながら、彼の一身に集中されてきたのである。彼の権限は国制のすべての領域を覆いつくした。また、かりに、彼が共和政制度によれば是認されないような行動にでたとしても、それを差止め、糾弾することのできる機関・組織は存在しなかった（カエサルの場合とはちがって、かりに暗殺に成功しても、そのさき展望はまったくなかった）。これは専制の具体的表現にほかならないが、彼は、諸種の機関の協力を巧みに利用して、自身の地位の異例さをあらわに示すことはなかったのである。それに、「権威」という概念・発想には、いかにもローマ的な甘美な趣きがあり、すべての人にとって口あたりのよいものであったので、これをもちだしたアウグストゥスの賢明さ＝狡猾さが光るのである。実際のところ、「権威」という言葉には、日本語の場合よりもはるかに広く、深く、重いところがあり、これは、家柄、政治家・軍人としての功績、品格などを総合するほどのもので、権力とか権限とかいった、法制度（タテマエ）によって裏づけられただけの地位・ステイタスを圧倒する力（ホンネ）をそなえていたのである。

アウグストゥスは、表面（タテマエ）上は元老院を尊重する姿勢を示して抵抗を少なくすることに努めたが、実際（ホンネ）上は、元老院議員の任命や元老院の招集権をもっていたので、元老院に対しては圧倒的に優位にたっていた。民会も立法の場としてそれなりに利用したが、政務官の選挙には実質的に影響力を行使できる立場をもっていた。司法にも関与する。彼は、従来の政務官とは別系統の直属の組織をつくりあげ、行政実務を彼らにまかせた。彼の判断を背後で支えていたのは、各分野の有力者からなる顧問団であった（法学者もそのなかにいたはずである）。これらの権力の基盤となっていたのは、上述のとおり、強力な軍隊である。

ところで、これまで、たびたび、「市民のうちの第一人者（**princeps civium**）」としてのアウグストゥスの地位の強大さということに言及してきたが、具体的にはなにによるのかをいくらか考察してみよう。業績録には述べられていないが、前 27 年には、元老院と国民は、全軍隊の指揮権と治安の確立していない属州の統治権を彼に付与している。そして、これは、彼の逝去のときまで延長された。この権利の性格規定については争い

があるが——無名命令権説と前執政官命令権説と上級前執政官命令権説——、それはともかくとして、全ローマ軍が彼の指揮下にあったことは、前 27 年の形式的な返還行為とは無関係に、彼の権力の基盤がゆらいでいないことを示している。むしろ、逆に、ローマ・イタリア以外の地においては、彼の軍隊指揮官としての地位が制度上公認されたような結果が導かれた。ところで、軍隊の動向が政治に決定的な因子として作用するのは、すでに共和政末期の現象であった。共和政の本来の原則によれば、執政官は、文武の両権を掌握する最高の官職保有者であり、戦時には、軍司令官として軍の指揮をとった。したがって、司政官を辞任した者は、当然に軍の指揮からはなれる。ところが、マリウス（前 2—1 世紀）の兵制改革以来、軍隊が、将軍（*imperator*）と特殊な保護関係（*clientela*）に服する職業軍人の私兵集団となる傾向が強くなると、軍の指揮者は、官職とは別個に、軍隊や兵士たちと永続的な関係を保持しつづける。アウグストゥスの時代にも、ローマ軍は、彼個人に忠誠を誓う軍隊であった。カエサルに対するポンペイユスのように、政治的・軍事的に拮抗する複数の勢力がある場合には、ローマの元老院を舞台として、高度の政策が、官職付与をめぐる展開されるが、アントーニウスを撃破して、実力の点でまったくの第一人者となったアウグストゥスには、自身の地位を保持することだけのために共和国制を利用することは必要ではなくなった。前 27 年に、国民によって付与された権力だけではなく、自ら取得したエジプトの支配も、元老院と国民に返還することを宣言したとき、元老院は彼の翻意を要求し、元首属州の分担を懇請した、という挿話は、彼が十分に余裕をもっていたことを物語っている。官職のうえではともかくとして、軍事実力者としてのアウグストゥスの対抗勢力となる可能性のあるものに、元老院、騎士階層、平民、隷属国家（マウレターニア、カッパドキア、小アルメニア）などが考えられるが、これらは、全体としては、彼の体制に組織的・積極的な反抗を示さなかったと言ってもよいであろう。

アウグストゥスは、軍隊をほとんど完全に自身の支配下におき、あらたにローマ領に編入した広大な地域は、駐屯軍団と植民市（退役兵で構成され、属州には 80 ほどある）とによって維持された。彼が軍隊を掌握しているという状況には、当然に経済的背景がある。元来、ローマの軍隊は、装備を自弁することのできる有産市民からなり、軍務は、政治的な諸権利の一側面であり、その代償でもあった。ところが、軍隊の中核となる中産市民層の没落によって、軍隊の構成に変化が生じ、無産者（*proletarii*）も職業として軍務に服するようになると、数十年にわたる長期の軍務にみあるだけの報酬がなければならない。当初は勤務ののちに退役兵に土地が与えられていたが、前 13 年に、彼は、それを金銭にかえた。そして、前 7

年から前 2 年にかけて 4 億セーステルティウス（約 130 億円）を退役兵に支払ったと伝えられるが、彼はこれをほとんど自身の財産から支出する。6 年には、軍事金庫（*aerarium militare*）を設置し、退役兵への支給金を管理させ、これにも、1 億 7 千万セーステルティウスを提供し、5%の相続税、4%の奴隷解放税、1%の売上税などとともに、それをその運用のベースとした。退役金によって、士官は、騎士階層に列せられるだけの財産額を獲得し、そのあとで、あらたな官途も見つけることができるし、属州出身の補助軍の兵士は、憧れのローマ市民権を獲得する。このようにして人々に与えられた彼の恩恵は、かなりの数の直接的な支持者を生み出す母胎となっていた。それでは、この巨大な支出を支える彼個人の経済力について見てみよう。一つは、元首属州からの収入である。これは、人頭税（*tributum capitis*）と地租（*tributum soli*）からなり、元首の金庫（*fiscus Caesaris*）に納められ、主として軍隊の維持費にあてられる。なかでも、エジプトは、ローマ全体の年間穀物消費量の 3 分の 1 を産出し、もっとも重要な属州であった。ここで、彼は、プトレマエウス王朝の継承者となり、よく整備された中央集権的な行政組織をそのままひきついで、王として君臨した。他は、私有財産（*patrimonium Caesaris*）である。養父カエサルからうけついだ財産、政敵アントニウスの財産、クレオパトラの財産、属州に散在する私領地からの税収入、富豪からの遺贈（これだけで総計 14 億セーステルティウスの巨額にのぼる）などがそれである。そのほか、本来の意味での国庫（*aerarium populi Romani*（*aerarium Saturni*））は、イタリアと元老院属州からの収入を管理していたが、これも彼の援助をうけていたので、事実上その管理下にあった。国庫管理を主要な業務としていた財務官は、元首直属の官吏によってとってかわられる。

最後に、アウグストゥスの新体制の特質を総括してみよう。

（α）全体として見た場合に、制度（タテマエ）上の地位と事実（ホンネ）上の地位を分離する方法が意識的に採用されているようである。「共和政を偽装したものが元首政である」という月なみな表現ではとてもとらえられないところがある。法的な概念規定や把握のしかた——つまり、純粋に国制史的研究法——だけで元首政を分析する方法がそれほど有用な武器とならないのはこのためである。

（β）ローマには、伝統的に成文の制度法が完備していないために、制度の変化過程が緩慢であり、史料の欠如もあって、精密にそれを跡づけることが困難になっている。

（γ）制度上の地位だけを考えてみても、それらを累積的に保有していくやりかたは、近い時期に前例がないわけではないので、それを決定的に新しい現象と見ることはできない。そこで、どこかの段階で、量（ホンネ）

の変化にともなって質的な（タテマエ的な）変化が生まれたことを想定することも必要となってくるようである。

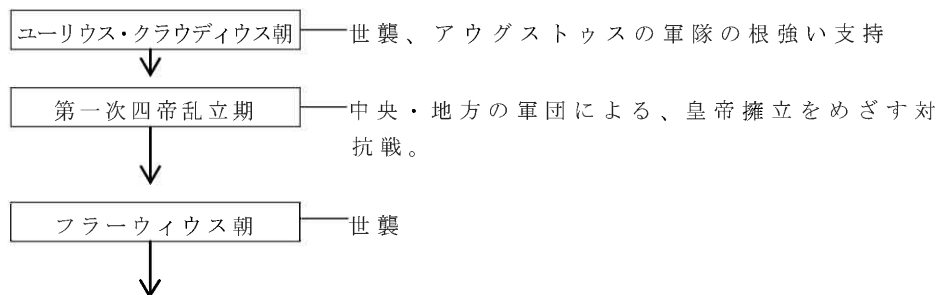
（δ）ローマ・イタリアにおける政務官の法的位置とそれ以外の地域（属州）におけるそれとのあいだに差をつけることは、共和政時代からの伝統に由来するものであるが、そこでは、政務官職の担い手はもちろん異なっていた。ところが、元首政時代には、これらの権力地位が、同時に、しかも排他的に元首の手中に収められたために、別個の、本来異質の権力が同時に彼の権力基盤を構成することになった。これも元首の本質を統一的に理解することを防げるものとなる。

（ε）彼が共和政の復活を世間一般に印象づけ、また認識させる目的で獲得してきた共和政的な地位は、名目（タテマエ）的には従来のものと同じであっても、内乱時代に実質的な（ホンネ上）変容をうけてしまったために、それと同視することはできない。したがって、少なくとも当時のローマ人の意識のうえで共和政の復活を結論づけることは可能であっても、歴史的事実として元首政を現代から観察する場合には、べつの視点を設けることがどうしても必要となってくる。

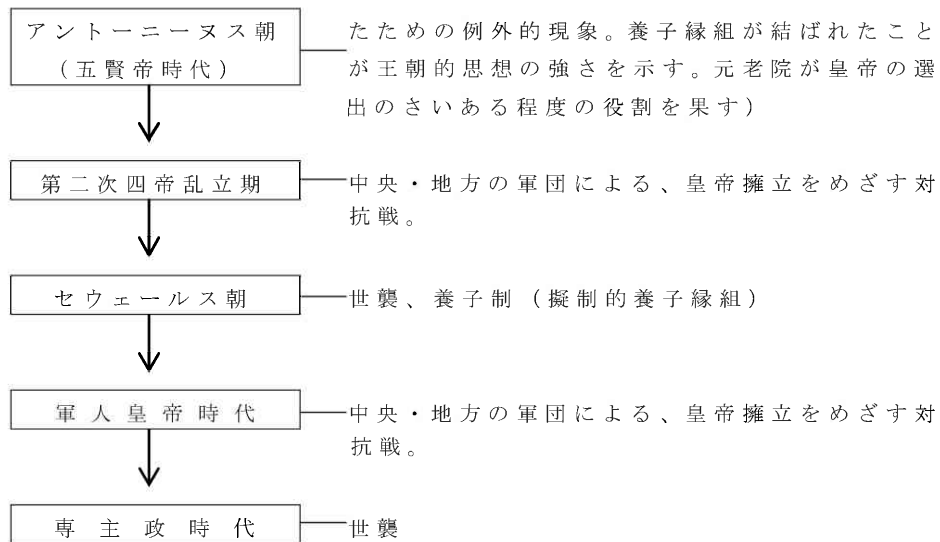
（ζ）彼が、権力を自身に付与させる形式として、民会と元老院からの授權を利用したことは、彼の行動に手続上の違法性の問題が生じてこないことを意味する。なぜならば、主権が民会と元老院のどちらにあるか、といった近代的な問題はべつとして、元老院または民会が権力の源であったことに疑いの余地はないからである。

（η）共和政原理によれば、社会的な勢力の有無にかかわらず、権力を取得するためには政務官職に就任することが絶対の前提となっていたが、この時期には、内乱時代の流れにそって、すでに実力を保有する者が、それを公認させその妥当性について議論の余地をなくすために、政務官職やその内容をなす権力で自身をかざる、という逆行現象が認められる。

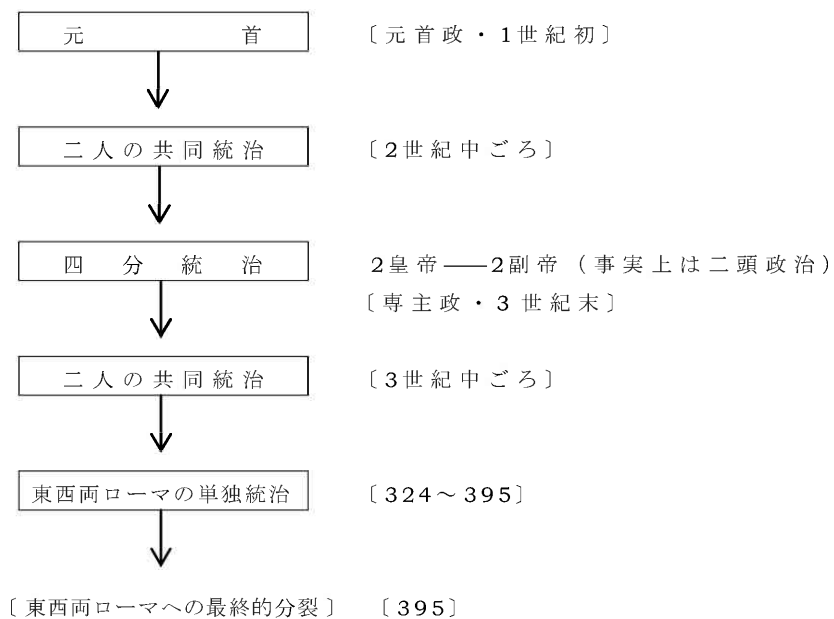
（c）〔元首（皇帝）の地位継承の態様〕



養子制による後継者指定（男系の実子がなかつ



(d) 〔複数統治の形態〕



④ 〔元首政時代における共和国制〕

(α) 民 会

共和政末期の同盟市戦争の結果、イタリア半島の全住民がローマ市民となったにもかかわらず、依然としてローマ本市で民会が開かれることになっているので、現実にはそこに集まってくる者はローマ市および近郊に住む市民だけであり、しかも、出席者の大部分は無産大衆であったので、民会はすでにまったく形骸化し、その意義を失なってしまっていたが、しかし、アウグストゥスによって元首政が確立されたのちでも、当初は、共和政の仕組みを遵守する、という彼の政治的意図もあって、民会で、立法や法務官の選挙がなされていた。一つには、国家権力の中心的な主体が「ローマ国民」である、と考えられていたためである。

ところが、つぎの元首ティベリウスは、即位のはじめに、政務官を選挙によって選出する役割を民会から事実上元老院へうつしてしまった。これよりさき、アウグストゥスは、5年に、政務官候補者若干名の予選を行なわせ、民会では、それらの候補者についてのみ投票させることにして、選挙民の自由な判断を大きく制限したが、ティベリウスは、即位のはじめに選挙法を改正して、この権利さえも民会から奪ってしまう。つまり、以後は、元老院が、各政務官につき定員数だけの候補者を予め選定し、これに対して、民会が、可否について投票するだけとしたのである。立法も、アウグストゥス時代には、民会で盛んになされていたが、これもしだいにすたれ、ティベリウスの晩年には、立法権が事実上元老院に移されて、元老院議決が民会の立法のかわりとなった。2世紀の法学者ガーイウスのころになると、すでに元老院議決は法律の効力に相当する力をもつものと考えられた。

(β) 元老院

民会から古来の選挙権や立法権を吸収して権限が増大したはずの元老院も、元首の権力増大にともない、自由な討議の場としての意味を急速に失なっていて、元首の意思の代弁者にすぎないものになってしまった。元老院における政務官候補者の予選は、元首の明示・黙示の意思にしたがって実行されたし、法案は元首の意向どおりに作成され、元老院ではほとんど討議なしに可決されることがおおくなった。2世紀には、もっとストレートなかたちで、元老院議決のかわりに、元老院に対する元首の提案である宣示がそのまま引用されはじめた。さらに、元老院は初期の都市国家時代の元老院のような小規模なものに縮小され、ローマ市の市会程度の意味しかもたなくなかった。

(γ) 政務官

はじめのうちは、政務官制度は共和政の制度のまま残されていた。アウグストゥスもティベリウスも、ときに執政官となったが、政務官制度はや

がて新しく出現した官吏の背後におしやられていく。政務官も、政治上・軍事上の権限を失ない、元老院議長その他の栄職につくことくらいが特権となり、やがては、そのポスト——とりわけ執政官職——は、元首につかえて功績のあった者や名望家に授与されるたんなる報賞にすぎないものとなる。したがって、同一年度内に何組かの同僚執政官が就任したりし、在職期間も、数カ月、なかには数日間のものさえあったりした。伝統的には司法業務にかかわりをもっていた法務官は、政務官のトップの執政官などにくらべると、以前の地位を比較的よく保ったが、皇帝直属の裁判の確立にともなって、その司法面での活動範囲は少しずつせめられていく。法務官につぐ地位であった按察官も、司法業務をある程度は保持しつづける。

⑤ 〔元首政時代の行政〕

(α) 共和政の政務官——だんだんと力を失なう。

(β) 官吏——前者になりかわって権限を拡大する。すべて有給である。

ローマ市	{	近衛長官——ローマに駐屯する 9 軍団 9,000 人の近衛兵団の長。騎士階層出身者の最高の地位。元首の側近として、副元首的な役割もはたした。
		警視總監——3 隊 3,000 人の警官隊の長で、執政官クラスの者から選出される。刑事裁判権をもつ。
		消防總監——7 隊 7,000 人の消防隊の長で、騎士階層出身者から選任される。下級刑事裁判権をもつ。
		食糧管理長官——輸入穀物の配給と価格調節とを任務とする。騎士階層の者から選任される。
		郵便運輸長官——郵便業務を統轄する。
元首属州	{	元首の、法務官級の代官——元老院階層出身者のポスト。
		元首の財務官——騎士階層出身者のポスト。
		エジプト総督——騎士階層出身者のポスト。
官 僚 (元首の 個人的 使用人)	{	会計係長
		書簡係長
		請願書係長
		記録係長

顧問会——その構成員は厳密には官吏ではないが、顧問会は、合議体の諸問機関として、元首の権力行使について助言を与えた。

⑥ 〔元首政時代における国制の変化〕

(α) ユーリウス・クラウディウス朝の皇帝 (27B.C.~A.D.68)

古ローマはえぬきの貴族の家系から、元首 (皇帝) が生まれる。

ティベリウス (14~37) ——アウグストゥスは、タテマエ上は共和政を復活させたようなポーズをとったが、自身が築きあげた地位を身内に

相続させた。つまり、世襲王朝制がここからスタートするのである。彼には男の実子がなかったので、後継者を身内に求めたが、死亡などによってすべて成功せず、結局のところ、やむをえず、妃の連れ子にすぎなかったティベリウスを養子とし、自身の後継者に指名する。彼が軍人として有能であったことも重要なポイントであった。ティベリウスは、政務官を選出する地位を、空洞化・形骸化してしまった民会から元老院に移す。元老院との関係は円滑さを欠く。騎士階層出身者を実務担当官として多数任命する。もともと人気のなかったティベリウスは、晩年には、猜疑心から、恐怖政治にはしる。元首（皇帝）が時の経過とともに悪政の方向にしだいに流れていく傾向は、その後も珍しくないが、彼はそういった流れの先駆者である。幸いにも暗殺されなかったところが、後代の場合とはちがう。

カリグラ（37～41）——初代元首のアウグストゥスの娘ユーリアと結婚した、彼の親友であり、平民の出身でありながら副元首のような高い地位についたアグリッパという人物の娘アグリッピーナは、アウグストゥスの孫娘である。そして、彼女は、第二代元首のティベリウスの弟ドルーススを父にもち、アウグストゥスの姉オクタウィアとアウグストゥスの政敵アントニウスとのあいだに生まれたアントニアを母にもつゲルマーニクスと結婚する。このゲルマーニクスは、父ドルーススを通して名家クラウディウス家の血統を、そして母アントニアを通して当時最高のユーリウス家の血統をひく名門貴族で、ティベリウスの養子にむかえられていた立派な人物であった。しかし、彼は死んでしまう（例によって毒殺の噂もある）。さて、カリグラは、さきのゲルマーニクスとアグリッピーナの生きのこりの息子であり、アウグストゥスの遠い身内にあたる。彼は、民会にふたたび政務官を選出する地位をもどす。アウグストゥスのつくりだした元首政は、カリグラによって、しだいにヘレニズム・オリエント的神政の色あいをもつようになっていく。彼は、奇行と狂気のために、親衛隊員によって暗殺される。

クラウディウス（41～54）——カリグラの伯父。即位前夜には、元老院のリードによって、共和政への復帰も試みられたようである。しかし、親衛隊の抵抗にあって、ゆりもどしは成功しなかった。行政面でアウグストゥスの伝統に復帰する。皇帝の被解放奴隷を宮中のポストに多用して、官僚組織をつくりあげる（元首に近いところにいる有力な女性の政治への影響力が強まる）。騎士階層もさらに重用される。植民市を建設し、属州統治を改革する。財政機構を整備する。元老院とは協調政策をとる。

ネロー（54～68）——ゲルマーニクスの娘であり、クラウディウスの姪にあたる小アグリッピーナはクラウディウスの四人目の妻となったが、ネローは、その連れ子で、アウグストゥスの血をひく人物である。ネロー（クラウディウス・カエサル）は、自身の治政初期の五年のあいだには、アウグストゥスの時代への復帰をめざして善政をしいたが、のちには錯乱して、墮落する。この暗殺によって、カエサル（シーザー）の血をひくユーリウス・クラウディウス朝は断絶してしまう。

（β）第一次四帝乱立期（第一次空位時代）（68～69）

ガルバ、オトー、ウィテッリウス、ウェスパシアヌスの四人は、それぞれがひきいている軍団に推挙されて、帝位をめざし、軍事的対決を重ねる。カエサルを実質的始祖とするユーリウス・クラウディウス朝は、血統・出自・素性をベースとする世襲王朝であったが、ここにきて、身分・階層とは無関係に、誰もが元首（皇帝）のポストを狙える位置につけることとなった。正統性のタテマエはくずれさり、軍事的実力というホンネがはばをきかせる、一連の、何幕もの権力者交代劇がこれでいよいよ幕開けとなったのである。

（γ）フラウィウス家の皇帝（69～96） 旧タイプのユーリウス・クラウディウス朝につづくニュー・タイプの第二の王朝がスタートする。ウェスパシアヌスが、四帝対抗戦に勝利をおさめて、家柄ではなく、軍団の力だけで、帝位にのぼる。彼は、貴族ではなく、中層の騎士階層の出身であったので、最大級の出世をしたわけである。彼は、内乱によって生じた国制の混乱を收拾するために、穏健なアウグストゥス流の政治をめざした。イタリアや西部の属州から元老院議員を補充して、その定員を 1000 名に増員する。従来からの被解放奴隷にかえて、イタリア人や属州出身者を側近のポストにすえる。ピスパーニア（スペイン）人にラテン市民権を付与する。属州のローマ化、都市化をはかる。外戦に勝利し、内乱を克服した点にも功績がある。

ティトゥス（79～81）——ウェスパシアヌスの子。名君と評されるが、短命におわる。

ドミティアヌス（81～96）——ティトゥスの弟。治世初期には、北ゲルマンの諸部族の南下に対して、ライン・ドナウ川方面で国境防衛に成功したことのほかに、内政においても善政をしいたが、のちには、権力主義的傾向を強め、専制的となる。暗殺されて、フラウィウス王朝は断絶してしまう。

（δ）養子相続帝政（いわゆる「五賢帝」時代：「ローマの平和（パークス・ローマーナ）」の絶頂期）96～180

ネルワ（96～98）——名門貴族出身の、元老院の長老格の議員である彼

は、元老院尊重の政策をとる。元老院が、王朝思想をベースとする支配者決定方式によらずに、元首をその自由意思で決定するやりかたが復活した。元老院内部には、共和政への復帰を目指す勢力もあったにちがいないが、彼らはいかにも非力であった。老令にたっしていた彼の治世はみじかい。

トラヤーヌス（98～117）——ヒスパニア（スペイン）人であって、イタリア人ではない属州出身者（もともと、そのルーツは中部イタリアの古い名門の家系にある）としては最初の皇帝（もちろん、根っからの属州人ではなく、ローマ市民である）。元首（皇帝）の決定に影響をもっていた軍隊の不満をおさえるために、法律家（法学者）であった文人皇帝のネルワは、即位後すぐに、軍人として功績のあったトラヤーヌスを、自身の生前に養子として後継者に定めていた（有力者を、養子として、次期元首予定者とするやりかたがここではじめてとられる）。元老院尊重政策を継続する。属州出身の議員は相当な数になる。属州統治を改革し、属州に市民権を付与し、その都市化をはかる。積極的に領土拡大を推進する（アウグストゥス時代から数えると、一〇〇年ぶりに、ローマの版図は大きく広がった）。このとき、ローマは最大の版国を誇っていた。ローマ帝国史上「最良の元首」と評される。

ハドリアヌス（117～138）——トラヤーヌスとは、同郷で姻族関係にある。ヒスパニア（スペイン）出身の皇帝。トラヤーヌスの養子となった。領土拡大政策はとられなかった。むしろ、併合地の一部を放棄するなどして、守りがかためられた。統治機構を整備し内政を強化する。これまでどおり元老院を尊重するとともに、騎士階層の者にも、重要なポストを与える。国策決定のために顧問会を公的に組織化するとともに、法学者のユリアヌスに『永久告示録』を編纂させて、判例法的な色あいをもつ名誉法を部分的に固定する事業を通じて、法を安定化させた。属州の都市化は推進される。元首政は頂点にたつする。「旅をする皇帝」として、一二年にわたり各地を視察し、これ以後の帝国諸制度の基礎を築いた。ちなみに、ハドリアヌス時代に、ユダヤ人の反乱への報復として、ユダヤ教の神殿は破壊され、ユダヤ人は世界の各地へ離散していく（ユダヤ人が再び自身の国家をもつのは、実に二〇世紀のことである）。

アントニーヌス・ピウス（138～161）——先帝の和平政策を続行する。ハドリアヌス以上に、元老院と協調する姿勢をとる。ハドリアヌスとトラヤーヌスがヒスパニア属州の出身であったのに対して、この皇帝はガッリア・ナールボーネンシス属州の出身である。ピウ

スの治世には、ハドリアヌス、トラヤヌス両帝により、40年にわたって築かれた、国内外の平和な状況がつづく。

マルクス・アウレリウス（161～180）——哲人皇帝とよばれる。共同統治を行なう（義弟ルーキウス・ウェルスとの、史上はじめての二重元首政）。ウェルスは病死する。ローマ帝国はふたたび辺境からの外敵の侵入に悩まされ、守勢にたつ。

コンモドゥス（181～192）——元首に男の実子がもともといなかったり、死亡したりしたために、養子をとることによって元首の地位の継承させる方法は、トラヤヌス以降四回生じたが、しかし、アウレリウスにただ一人の実子が存在したこともあって、とられなくなり、コンモドゥスは実子として帝権を継承するが、皇帝としての資質にかけていたので、暗殺される。軍隊がストレートに政治の実権をにぎったのは、ネロー暗殺後の状況と似ている。

（ε）第二次四帝乱立期（第二次空位時代）

69年の内乱の場合と同じように、ペルティナクス、ユリアーヌス、ベスケンニウス・ニゲル、セプティミウス・セウェルスが、帝位争奪戦を行なう。ドナウ軍団をひきいたセプティミウス・セウェルスが、最終の勝者となる（その同盟者・アルビヌスとは即位後に対決して、彼に競り勝ち、内乱を最終的に解消させる）。

（ζ）セウェルス家の皇帝（193～235）

セプティミウス・セウェルス（193～211）——アフリカ人の、フェニキア系の血をひく純粋の外人系（セム系）のはじめての皇帝で、その経歴から見て、「軍人皇帝」という名に値する最初の人である。このあたりの事態は、三次のポエニー戦争により、前一四六六年に滅亡においこまれたフェニキア系の大国・カルターゴの三五〇年後の、ローマへの「復讐」という位置づけにもなつてこよう。それまでは、元首（皇帝）の決定には元老院がなんらかのかたちでかかわることが多かったが、このとき、はじめて、軍隊の意向がストレートに力をもつようになった。元老院の地位を切りさげ、徴税請負制を廃止し、ローマとイタリア・イタリア人の特権を除去する。親衛隊や各軍団の将校は、完全にドナウ・バルカン方面の出身者によって占められ、帝国の構造の内部でローマ東部のウェイトが高まる。軍隊が国家を完全に牛耳る。旧来のローマ的な枠組が大きくくずされた。内政面では、法学者を重用した点が特筆される。

カラッカラ（211～217）——弟ゲタとともに、共同で帝位を継承したが、ゲタを殺害して、単独皇帝となる。自由人である帝国の全住民に市民権を付与した。この措置により、市民権を抑制的にしか与えない都市国家ローマの枠組ははじめて完全に消滅し、市民が外人を支配する、

という構造が放棄された。これにより、ブリテン島（イギリス）からエウフラテス川（現イラク）までが、法制上一つの、ローマ人の帝国となった。そのかわり、市民でないために相続税や奴隷解放税を徴収されなかった非市民（外人）も、市民なみの税負担を強いられることになる。

エラガバルス（218～222）——カラカッラの暗殺後、いったん王朝は断絶するが、セウエールスの妃だったシュリア（シリア）・ユーリア・ドムナの妹・マエサが、太陽神の神官にすぎなかった 14 才の孫を皇帝にしたてあげる。オリエント人。シュリアのパール神崇拝をローマへ導入した。

アレクサンデル・セウエールス（222～235）——さきのマエサのもう一人の娘の子は、エラバガルス帝とその母が殺害されたあと、皇帝となる。シュリア系の王朝が二代つづく。オリエント人。

（η）軍人皇帝時代（235～284）——トラークア人で家柄もキャリアもない軍人のマークシミヌスが、アレクサンデル母子を殺害し、ここに軍人皇帝時代がはじまる。この 50 年間に実に 26 人の「皇帝」がつぎつぎに登場したが（共治帝 3 人や僭称帝 41 人をくわえると、50 年間に実に 70 人の「皇帝」が存在する）、8 年以上在位した者はなく、病死して天命をまっとうした者は 1 人しかない。暗殺などで非業の死をとげた者が 13 人もいる。あとは、戦死、自殺、捕虜である。ローマ軍の精鋭を多く出していたバルカン・ドナウ方面の軍団出身の者が圧倒的に多い。ピリップスはアラブ人としてはじめて帝位についた。皇帝の出身地の国際化もここまですんだわけである。外政においては、ドナウ川、ライン川、東方（メソポタミアおよびシュリア）への異民族の侵入がはげしい。もともと北方のバルト海周辺に居住していたゴート（ゲルマン人）が南西方面へ移動を開始した二世紀後半から、人の動きが活発になりはじめていたが、ゴートにおしだされるようにして、国境の外側にいたマルコマンニー、クァディー、サルマタイが国境をこえたからである。ゴートにつづいて、フランクやアレマンニーも動く。このようなゲルマン人の波状攻撃への対応は容易なことではなかった。一方、東方では、パルティアを倒した新興のササン朝ペルシアが、ローマに圧力をかけはじめる。ローマ史上、最大の危機的状況の一つがここにあった。元老院は、この時期のはじめには、軍団の推す皇帝を承認する、という受身の立場ではなく、積極的に皇帝を自身の裁量で擁立することを試みたが、それは失敗する。アウグストゥスの時代から約 300 年ものあいだ、一般的傾向としては、伝統や正当性を重視する、いわばタテマエに相当する元老院と、いわばホンネに相当する軍人の勢力（軍や首都の親衛隊）とのあいだで、どちらが主導権をにぎって皇帝をきめる

か、についてせめぎあいがかえされる。元老院議員であり、同時に軍団指揮者の能力をもつ者に人望が備わっていれば、ことは比較的うまくはこぶが、そのようなケースはそれほど多くない。

G（国制）Ⅲ

「専主政ローマ」という位置づけをうける後期帝政においては、臣下に対する皇帝の地位・ポジションが、いわば奴隷に対する主人（ドミヌス）の地位のように圧倒的なものであり、また、皇帝への正式の呼びかけが「われらの主（ドミヌス・ノステル）」と定められたので、学術用語として、この時代は「ドミナートゥス（専主政）」と名付けられている。これは、「ブリーンケプス（たんなる市民の第一人者）〈princeps〉」の支配体制である、前期帝政の「ブリーンキパートゥス（元首政）(principatus)」と対比されるのがならわしである。元首政は、共和政のありかたを擬制するような、あいまいな政体であったが、ここにきて、君主（皇帝）が支配する君主政が名実ともにうちたてられたのである。共和政は、もともと、人が——もちろん、一定の枠内においてだけであるが——自由であることを特質としてもっていた政治のありかたであるが、専主政では、国家の崩壊をくいとめるために、社会の各分野において、強制的・強圧的な枠組が設けられていく。とりわけ、職業や身分が固定化されるとともに、自由人が実質的には半自由人になってしまう点が重要である。

ディオクレティアヌス（284～305）は、東のダルマティア（現クロアチア）の下層出身の（父はもとは奴隷であった）一兵卒から大出世をした人物であるが、彼は、20年にわたる長期の治世のあいだに、混乱を收拾し、三世紀の危機の50年もわたる軍人皇帝時代のあとをひきついで、帝国に平和と安定をとりもどす。いわば最後の軍人皇帝として、大規模な国制改革を実現して、宗教色のつよい絶対君主制的な中央集権国家を構築することに成功した。これが「専主政（ドミナートゥス）ローマ」である。「主にして神」と国民に自身をよばせた彼は、皇帝崇拝の政策をとり、その結果、キリスト教徒の迫害へと進んだ。また、分権化により統治の負担を軽減する政策をとる。253年から260年にかけて帝位にあった先代のアウレリアヌスの時代に、皇帝は、国を東西の両地域にわけて、自身の息子との二人皇帝制をとっていたので、国を分けて治める、というアイディアは突然に生じてきたものでもなかった。ディオクレティアヌスは、自身と共治帝マークシミアヌスとが、近衛長官ガレーリウスとコーンスタンティウス・クロルスとをそれぞれの養子とし、同時にその後継者（副帝）に任命するようにさせ、そして、僭称帝が各地に輩出したり、反乱が生じたり、外敵の攻撃をうけたりすることがないようにと、画期的な四分統治

制（テトラルキア）を導入する。ディオクレティアーヌスは、上位にある正帝として、東方（首都ニーコーメディア）を、もう一人の下位の正帝であるマークシミアヌスはイタリアとアフリカ（首都：ローマ・メディオラーヌム（ミラノ））を、マークシミアヌスの副帝であるコンスタンティウスはヒスパーニアとガッリアとブリタンニア（首都：トレウェリ（トリール）とヨーク）を、ディオクレティアーヌスの副帝であるガラリウスはイーッリュリウムとマケドニアとギリシア（首都：シルミウム）を、それぞれ統治した。正帝は在位 20 年で副帝に譲位し、新正帝が補佐役の副帝を選ぶことになっていた。この新制度により、帝国の各地で皇帝を僭称する者が輩出する事態がさけられるとともに、後継者問題がスムーズに解決されるようになる。そして、中央集権的な郡県制をしき、ブリテン島（イギリス）からシュリア（現シリア）にいたるまでの帝国を 12 管区（ディオエケーシス）に分割し、伝統的な属州制度を整理して、その数を 50 とし、そして、それぞれに郡長官（ウィカーリウス）をおき、その下に 101 の県が細分された。この県知事は、軍司令官をもっていない点に大きな特徴がある（これは、ローマ古来の、文武の大権をあわせて含む命令権の概念が、ここにきてようやく変更されたことを意味する）。民政面では、帝国全体に、統一的に、しかも一律に課税するシステムを導入した点が、画期的である。帝国の兵士と管理を養っていくために安定財源が必要だったからである。

コンスタンティヌス（324～337）は、巧妙に編みだされた四分統治制が、305 年のディオクレティアーヌスの退場によって、破綻し、ふたたび帝位をめぐる争奪戦がはじまったあと、そこで、西の正帝の息子にすぎなかったのに、ついに実力で勝利者となり、皇帝に即位する。単独政権が復活したわけである。彼は、313 年に、キリスト教を公認することで、宗教の歴史に大きな転換を生じさせた。330 年にコンスタンティノポリス（現在のトルコのイスタンブール）をあらたにキリスト教徒の都をひらき、そこに遷都して、荘厳な宮廷儀礼（金色の衣装、王冠、拝跪礼）により皇帝の神格性を強調する。彼は、ディオクレティアーヌスの改革政治をうけつぐとともに、皇帝専制をさらに強化した。オリエンティス（首都コンスタンティノポリス）、イーッリュリウム（シルミウム）、イタリア（ミラノ）、ガッリア（トリール）の 4 省が設けられ、その下に 14 郡、117 県が設置された。かつての元老院がもっていた顧問団的な役割をはたす枢密院は、政務（宮内）長官、法制長官、侍従長、財務長官、帝室財産管理長官によって構成される。帝室官房および帝室つき役人は枢密院の直轄下にあり、宮廷親衛軍（歩兵および騎兵）の 2 司令官が皇帝の身辺を護衛する。このようにして、西方のイタリアに位置するローマという都市の

権力的地位も威厳も下落し、ローマ帝国の重点は東部にシフトされた。コーンスタンティヌス朝は 363 年までつづく。

テオドシウス (379～395) (ワレンティアーニアヌス朝の皇帝に属する) は、政治体制においても東ローマ帝国と西ローマ帝国への最終的な分離を決定づけたことで知られている。彼は、その帝国の二分割を生じさせた点で、歴史に名をのこした皇帝である。つまり、テオドシウスは、死ぬとき、西部はホノーリウス、東部はアルカディウス、というように、二人の息子に二つの地域をべつべつに托したからである。東部では、従来の流れをうけついで文官優位の体制がしかれていたのに対し、西部では、ゲルマン人の軍司令官ステイリコが、少年皇帝をおさえて、実権を手にいれていた。ローマの同盟軍であった西ゴートは、ステイリコが排除されてしまったあと、410 年にローマ市を略奪する。これ以後、東部は、ビザンティン (ビザンツ) 帝国という独自の存在へと成長していく。テオドシウス朝は 455 年に断絶する。東ローマ帝国は 1453 年まで生きつづけるが、西ローマ帝国の方は、476 年に解体される。5 世紀に入ると、西ローマ帝国の支配領域では、ローマの同盟者として、ゲルマン部族の国家がつぎつぎに生まれ、正帝をさしおいて、ゲルマン人の軍司令官が国家の実権をにぎるようになっていた。その一人のオレステースは、息子のロームルス・アウグストゥルスに西ローマ皇帝としたが、皇帝軍のゲルマン人司令官オドワケルは、オレステースを殺害し、ロームルス・アウグストゥルスを退位させたのである。このオドワケルはゲルマン人の王国の王となった (その後、東ローマ帝国は、東ゴートのテオドリックにオドワケルの討伐をさせる)。ユースティニアヌス (527～565) は、アフリカのヴァンダル王国、故地イタリアの東ゴート王国を打倒して、かつての帝国西部を東ローマ帝国の支配下にとりこんだが、その支配も一時的なものにすぎなかった。ユースティニアヌスについては、[F] 部門「法学のあゆみ」を参照して頂きたい。

1453 年に、長いあいだの衰退をへて、東ローマ帝国 (ビザンツ帝国) はオスマン・トルコによって滅亡においこまれる。伝説のローマ建国年から 2200 年たったのちのことである。「第二のローマ」であるコーンスタンティノポリスは、「第三のローマ」であるモスクワへとひきつがれる。理念上は、ロシア帝国はローマ帝国の後継者となった。これに対して、西方では、まず、フランク王カールが、800 年に、ローマ皇帝となり、その後、962 年に「神聖ローマ帝国」がドイツ皇帝オットー一世によって創立される。

H I 法源

ローマの社会においても、最初の法規範は慣習法の形態をとっていた。慣習法というのは、多年にわたり同様の行為が反復されることによって、特定の社会において、暗黙のうちに、たんなる慣習・慣行・しきたり以上に拘束力をもつと認められるようになった社会規範のことである。法律が比較的初期に発達したローマでは、他の古代社会の場合にくらべると、慣習法の存在の余地は少ない。しかし、広義の慣習法に含まれるとも言える、名誉法や法曹法は、ローマ法の発展のうえできわめて重要な役割をはたした。

(1) [法律 (lex)]

王がクーリア民会に法案を提出し、のちにパピーリウスという者がこれを編纂した王法(『パピーリウスの法書』)と伝えられているものがあるが、この法の実在性は疑わしい。一二表法は、紀元前 451～450 年に民会で正式に制定された、12 の表からなるローマ最初の成文法規であるが、前 4 世紀のケルト人との戦争で原本が破壊されてしまったので、完全な内容は伝わっていない。かつて、制定にまつわる古い伝承を全面的に否定する学説さえも出されたが、現在では、それがほぼ真実を反映しているものと考えられている。内容は、訴訟にかんする法手続(第 1—3 表)、家族・家長権・相続・遺贈・後見(第 4—5 表)、財産法(第 6—7 表)、不法行為法・刑罰法規・法律制定(第 8—9 表)、宗教法(第 10 表)、追加規定(第 11—12 表)からなる。一二表法の詳細については、[F] 部門第三章 [I] (4) 以下 : p.31ff. を参照して頂きたい。

ローマ人は、この法典の成立後から約 10 世紀たったのちに、ようやく厳密な意味における法典(『市民法大全』)を編成したわけなので、はじめと終わりに法典があり、その中間期には、判例法的な法形成が主流をなすという、いわば奇妙な発展過程がローマでは認められる。もちろん、一二表法は、完全な法体系ではなかったから、その後、それを補完し、修正するために各個の単行法が制定されていくのであるが、それとならんで、一二表法を可能なかぎり広く解釈していくやりかたで、法が実質的に展開され、法の発展がうながされた。ローマ法の本領はこれよりのちの時代に発揮されるのであるが、一二表法それ自体は、発展の初期段階を示すものにすぎず、一二表法の実体的な内容は他民族の古法と決定的にちがう性格のものではない。

(2) [その後の展開]

一二表法以後の法の発展は、その解釈と新しい法律の制定とによってなわれる。一二表法は、もちろん詳細な規定を完璧に備えるようなものではなく、そこにもりこまれた法の実現、とくに訴訟追行には、専門家の助力を必要としていた。前 3 世紀はじめに法学の萌芽が見られるまでは、こ

の任務は神官団によってはたされていた。彼らは、一二表法の文言を拡張・制限し、訴訟の方式を考案することによって、實際上それをきわめて弾力的に運用していったのである。一方、法律の数は、わずかで、一二表法制定後 4 世紀間において、私法上意義をもつものは 30 にすぎない、とさえ言われる。とくにこの時代には重要なものは多くはない。たとえば、貴族と平民の通婚を許したカヌレイユス法（前 445 年）、奴隷解放税にかんするマーンリウス法（前 357 年）、一二表法で制定された最高利率を半減した法律（前 347 年）、利息の徴収を禁じたゲヌーキウス法（前 342 年）、債務不履行者の待遇を改善したポエテリウス・パピーリウス法（前 326 年）、不法な財産侵害についての基本規定を設けたアクィーリウス法（前 287 年ごろ）、贈与を制限したキンキウス法（前 204 年）、後見人選任にかんするアティーリウス法（前 3 世紀末）などがある。現在私たちが個性をかなりはっきりと確認できる法律の数は約 40 で、そのうち半数以上が私法に関係するものである。

H（法源）Ⅱ

この時期の法の発展にはめざましいものがある。第一期の法と言えば、一二表法以下の法律とその解釈だけしかなかったが、第二期の初頭から新しい規範の体系が形成されてくる。ローマ法の実体はこの時期に形成された、と言っても過言ではない。ローマ私法については、①もともとは都市国家・ローマの法でしかなかったが、真の意味における「世界法」へと発展をとげた法であり、②一四世紀ごろから、中央ヨーロッパ（とくに、ドイツ）で「普通法」の扱いをうけたベーシックな法であり、③それなりに抽象度を高めた技術のシステムとして、どのような時代・社会に利用可能なものであったことなどが特質としてあげられるが、このような性格は、ほとんどこの第二期においてかたちづくられたものである。

（1）〔法律〕

つぎのような法律の存在が知られている。25 才未満者（年少者）を保護するラエトーリウス法（192 年）、遺贈の自由を制限するフーリウス法（前 3—2 世紀）とウォコーニウス法（前 169 年）とファルキディウス法（前 40 年）、姦通禁止にかんするユーリウス法（前 18 年）および婚姻当事者の階層にかんするユーリウス法（前 18 年）とそれらを補足したパピウス・ポッパエウス法（9 年）、奴隷解放を制限するフーフィウス・カニーニウス法（前 2 年）とアエリウス・センティウス法（4 年）とユーニウス・ノールバーヌス法（19 年）、相続税にかんするユーリウス法（5 年（?））、後見にかんするユーリウス・ティティウス法（アウグストゥス時代）、自由身分訴訟にかんするユーニウス・ペトロニウス法（19 年（?））、神官の妻

が宗教上の事項についてのみ夫権に属することを規定する法律（24年）、市民権取得と自由人詐称の制裁を規定するウィセッリウス法（24年）、後生子の処遇についてのユニウス・ウェッラエウス法（26年（?））、婦女の宗族の後見を廃止するクラウディウス法（26年（?））、不倫遺言にかんするグリティウス法（?）。公有地の占有を制限する農地法は前44年までに20以上発布されたが、これは、この法の政治的重要性を物語っている。とくに重要なものとして、2つのセンプローニウス法（前133年と前123年のグラックス兄弟のもの）がある。最後の農地法は、1世紀末のコッケイユス法である。そのほか、スクリーボーニウス法（前50年頃）、利息徴収の禁止を徹底させるためのセンプローニウス法（前193年）、保証債務にかんするアーップレイユス法とフーリウス法とキケレイユス法（前3～前2世紀）、利息を軽減するマルキウス法（前104年）とコルネーリウス・ポンペイユス法（前88年）、債務軽減のためのワレリウス法（前86年）、保証人の責任軽減のためのコルネーリウス法（前81年）、家子への貸付制限を定めたクラウディウス法（47年）などがある。

裁判制度法も、元老院階層と騎士階層との政争の焦点となって、多くつくられた。主なものに、センプローニウス法（前123年）、コルネーリウス法（前81年）、アウレーリウス法（前70年）、2つのユールius法（前17年頃）がある。法律訴訟に新しい規制を加えたクレベイユス法（?）とリキニウス（リキンニウス）法とシーリウス法とカルプルニウス法（前3—2世紀）、方式書訴訟手続を部分的に認めたアエブティウス法（前2世紀）、執行手続を緩和したワッリウス法（前2世紀）、財産委付にかんするユールius法（アウグストゥス時代）も、訴訟法に属する。

時期的に考えると、グラックス兄弟時代のセンプローニウス法、スッラ時代のコルネーリウス法、カエサルとアウグストゥスそれぞれの時代のユールius法がまとまった体系をなしている。この時期の法律は、紀元前の世紀に集中している。私たちが内容を知ることができるものとして、150程度の法律があるが、約30が私法の領域に関係する。これらの単行の法律だけがローマ法を構成するのではないことはもちろんで、むしろ、この時期にも法領域における慣習が法発展の原動力となった。なかでも、訴訟に関与する法務官と法学者は、慣習を規範化するのに貢献した。

（2）〔万民法（*jus gentium*）〕

市民法は原則としてローマ市民だけに適用される法である（属人主義の法）。したがって、外人はこの法の適用をうけることはできない。ところが、ローマが対外的に拡大し、多くの民族を支配下におさめると、取引の発達にともなって、市民と市民以外の者と法的な関係（たとえば、売買）が発生するようになる。ローマのテリトリー内で外人相互のあいだにおいても

取引が行なわれれば、一定の法関係が生ずる。これらの関係において、しだいに規範が慣習的に生成されてきた。この規範の総体を万民法（**jus gentium**）〔諸国民の法〕と呼ぶ。したがって、万民法は、ローマ市民であるかどうかの問題とは無関係に、すべての者に適用される法であり、適用対象の面で市民法とは異なっていた。しかし、国家間の国際的な関係を規制する法ではない。いわば、国際売買法のようなごくふつうの実体法である。市民法が、古来の慣習と各個の法律からなりたっているのに対し、万民法は、取引において発達してきた慣習からなっている。べつの面から見れば、前者が種々の内容をもっているのに対して、これは取引法としてのきわだった特徴を示している。代表的な制度としては、市民法上の債権契約方式である問答契約に対応する万民法系の諾成契約・要物契約、また、市民法上の握取行為や法廷譲渡に対応する万民法上の引渡がある。これらの、厳格方式の遵守を必要としない契約は、ローマ市民法に固有の厳格な形式主義を緩和させるのにやくだった。形式的には、212年のカラカッラの勅法によってローマ市民権が領内の全住民に付与されるときまで、この区別は存在した。万民法を形成する媒体は、前242年に新設された外人係法務官である。彼は、法律ではなく、取引の慣習にしたがい、信義誠実の原理にもとづいて裁判することを、個々の訴訟において私人である審判人（裁判者）に命じた。このような万民法規範は、裁判過程を通じて、名誉法規範ともなって、市民法自体にも影響をおよぼすのである。ローマ法が、形式的な、厳格な、狭隘な法から脱して、世界法・統一法としての性格を備えるようになったのは、この万民法を通じてであった。

（3）〔名誉法（**jus honorarium**）〕

名誉法とは、名誉（**honor**）をもつ政務官の指導のもとに、主として方式書訴訟において生成してきた規範の総体であって、制定法である法律からなる市民法とは形成方法の点で区別される。名誉法が市民法と同様の法的効力を正式に（タテマエ上）付与されたのは、ハドリアヌス帝の命によって法学者ユーリアヌスが130年ころに『永久告示録』を編纂し、それが法の効力を認められたときのことである。ローマの民事裁判は、最初は1人の法務官によって管理されていたが、前242年に外人係法務官が創設されると、これは、市民と外人、外人と外人のあいだの争訟を指揮することになった。彼らは、厳密な意味における裁判官ではない。なぜならば、彼らの職務は、訴訟当事者の資格の有無を調査し、争いとなっている点を定め、審判人に判断を委ねるかどうかを決定することになっているからである。これが第一の手續である法廷手續で、そして、第二の手續は、私人である審判人のもとで証拠調・判決がとり行なわれる審判人手續である。法務官は、任期の初めに、自身の管轄に属する民事裁判においてどのよう

な訴訟指揮を行ない、当事者がどのようなやりかたで争訟の解決を求めることができるか、などについて、一般的な内容をもつ告示を公共広場に掲示する。この告示は、ふつうは翌年の法務官にも継承されることになって、やがて固定化し、しだいに規範性をおびるようになる。法務官は、もちろん立法者ではないので、新しい法規を定立することはできないが、しかし、彼は、具体的な訴訟の設置を承認することも、拒否することも、条件をつけることもでき、また、各種の行政的（警察的）とも言える手段を保有していたので、この地位を利用して社会的要求に合致するよう訴訟——したがってホンネとしての法——を運用したのである。そのために、名誉法（法務官法）は、「市民の生きた声」、「公けの利益のために、市民法を補助し、補充し、修正するために、法務官が導入した法である」と表現される。市民法と名誉法の関係には、イギリスの普通法と衡平法（エクイティー）の関係と相似しているところもある。法務官告示を中心とするこの法体系の実体は、さきにのべたような万民法が同時に名誉法として形成されてきた場合と、市民だけに適用される法規範が名誉法——すなわち法務官の告示と実務——を通じて形成される場合とにわかれる。名誉法と市民法の二つの体系は、かならずしも対立したままではなく、前者は少しずつ種々の形態で後者へと吸収されていった。対立の例は、それほど多くはないが、所有権法や相続法の分野で認められる。たとえば、市民法上の所有権に対するものとしての名誉法上の財産帰属性、相続に対するものとしての遺産占有がその典型的な例である。この名誉法を構成するのは、法務官の告示だけではない。按察官はいわば世界的な規模の市場（マーケット）における奴隷・家畜の取引について告示を発するし、属州では、長官が法務官の告示を、財務官が按察官の告示を援用するからである。名誉法の形成は万民法の生成と呼応して、前 2 世紀から前 1 世紀初めにかけて主として行なわれた。元首政時代に入っても、法務官職は存続していた。しかし、共和政末期の混乱による政治の空白状態が収拾されると、今度は、元首個人が直接に法の定立に参加してくるようになる。したがって、政務官の告示による法の発展は停止し、告示も固定化してしまった。このような情勢のもとにおいて、二世紀はじめの第一〇代の元首ハドリアヌスは、法源の統一をめざして、法学者ユーリアヌスに告示の編纂を命じた。この『永久告示録』の正文は直接には伝わっていないが、2・3 世紀の法学者が著わした『告示註解』を資料として再構成が試みられている。主部 45 章は市民係法務官の告示を含み、4 編にわかれる。第 1 編は、法廷手続にかんする規定、第 2・3 編は各種の訴訟の方式、第 4 編は、執行にかんする規定を含む。訴訟には、市民法上の訴訟と法務官法上の訴訟がある。補遺は、抗弁・特示命令・法務官問答契約の方式を含む。そのほかに、3 章にわたって高等

按察官告示が付加されている。この『永久告示録』の制定によって、訴訟を指揮する各種の政務官の告示による法の発達は終わったのである。

(4)〔元老院議決 (*senatus consultum*)〕

共和政時代に元老院が法律制定権をもたなかったことは、明らかである。しかし、元老院は、民会の可決した法案を承認することによってそれに効力を生じさせ、また、元老院が作成した法案を政務官に提案させるなど、立法作用に実質的に関与していた。元首政時代に入ると、立法機関としての民会が機能しなくなったために、元老院議決が事実上法律にかかわる、という事態が生じてきた。2世紀に入り、ハドリアヌスは、元老院議決に法の効力を与えたようである。ところが、元首の力が強まると、元老院議決は、元首が元老院に提案する宣示によってとってかわられてしまった。しかし、さらに、この宣示自体も、元首の直接的な規範定立形式である勅法が発達してきたために、しだいにすたれる。

(5)〔勅法 (*constitutio principis*)〕

元首は、形式上(タテマエ上)立法権を取得したことはない。しかし、実際のところ、民会から元老院へ、元老院から元首へと法定立の担い手が移っているが、最後に登場した元首はこの分野できわめて強力な地位を占めている。彼の手によってつくりだされる規範は「勅法」と呼ばれ、これには、つぎの4つの形式がある。(a)告示(*edictum*) (元首は、その命令権によって、共和政時代の政務官と同様に、将来についての一般的規定をふくむ告示を発布することができる。これは無期限の効力をもつ)、(b)裁決(*decretum*) (元首本人またはその代理人が裁判において下した判決である。本来は個別的な効力しかもたないが、元首のあたえた裁決は先例となるなどして、規範性をおびるようになる)、(c)指令(*rescriptum*) (元首が法的な問題の諮問に対し、書式で政務官・市民に与える解答であり、法の有権解釈としても、一般的な効力をもつ)、(d)訓令(*mandatum*) (元首が統治を委任した官吏、とくに属州の長官、に与える命令で、これも一般的効力をもつ)。もちろん、皇帝が法に精通しているわけではないので、法的な問題が勅法のかたちで取扱われるときには、法学者が関与する。とくにハドリアヌスが顧問会の制度を確立してからは、この諮問機関が法の発展を指導するようになった。勅法も、元老院議決と同様に、法学者の関与なしには存立することができなかった、と言えよう。歴史上とくに有名な勅法は、ローマの領内にある住民のすべて(例外はある)にローマ市民権を付与した「カラカッラの告示」である。

以上のように、各種の法体系がこの第二期に生まれたが、それらの盛衰を時代別に見るとつぎのようになろう。市民法の中核を形成する、制定法である法律は、前二世紀から紀元後一世紀のアウグストゥス時代までのあ

いだにかなり多く制定されたが、後代までも影響をおよぼすほど画期的なものはそれほど多くはない。また、政治的な色彩をもった公法に関する法律が相当な部分を占めていることが注目される。名誉法は、この第二期のはじめから約一世紀のあいだに発展の地盤を築いたが、裁判上の慣習法であるために、急激な進歩も、退歩もなく、長い生命を保った。元老院議決は、元首政時代のはじめから民会の制定法の機能をひきついだが、元首の権力が強固なものとなるにつれて、意義を失ない、元首個人に法形成の機能が集中されていく。

(6)〔学説法〕

法学者の学説それ自体は、一定の条件のもとにおいて法源となった。これは比較法上ユニークな制度である。これについては、[F] 部門第三章〔IV〕(2) : p.93ff.・〔VI〕(3) : p.99ff.・〔VII〕(1) ⑤ : p.102ff.を参照して頂きたい。

H (法源) III

専主政の原理の一つのあらわれとして、専主（皇帝）の定めることだけが法の効力をもつ、という原則が確立されたので、この時期の法源の中心をなすのは勅法である。そのうちかなりのものは、勅法の集録のかたちでまとめられている（その最初の作品は『テオドシウスの勅法彙纂』である）。もっとも、この時期の最後をかざる『ユースティニアヌス法典』は、従来のすべての法源を吸収し総括するような次元の高い法規である。なお、この時期の法源については [F] 部門第三章〔VI〕(1) : p.97ff.・〔VII〕(1) : p.102ff.でまとめて扱うことにする。それ以外の法源（法律、元老院議決）については、次章の末尾に解説を行なうことにしたい。

第三章「ローマの法」概観

序論

ふつう、法・法律というものと法学は、さまざまな意味あいにおいて親しい間柄にあるが、それでも、もちろん、法は、国家権力を背景として制定法（法律）のかたちで生みだされるのが通例である関係で、そのステータスは、私的な性格の色濃い法学のそれよりもはるかに高い。法・法律は、タテマエとして、社会の表舞台で堂々とそびえたっているわけである。ところで、「法をもつ」という場合に、たとえば日本の場合のように、制定法システムをとる国々においては、法は、しっかりした法典のかたちをとって存在することが多いので、とりわけそのことがあてはまる。他方で、イギリスなどの場合のように、判例法システムをとる国々においては、法学は、裁判官の判決への影響力をもつことができる、というかたちで、自身

の存在を主張することができるのであるが、一般に、法学には、権威（オーソリティー）はあっても、その力にはリアリティーは少ない。ただ、一般的には、硬い制定法に対するときよりも、やわらかい判例法に対するときの方が、法学の存在感は大きいように見うけられる。制定法体制のもとにある私たちの日本法の場合においても、「日本法学」といった集合概念はほとんどなりたらず、三〇〇〇人以上にものぼる法学者（法学研究者）の学識は、かならずしも、タテマエ（制度）としての日本法そのものを主体的になっている、とはとても言えない状況である（明治時代という近代法の創成期には、法学の力は相当なものであったが、これはたんなるエピソードに属する）。もし、将来、法学者が、ときにはその身分をもったまま、法実務の第一線（とりわけ裁判官のポスト）に進出するような事態にでもなれば、おそらく状況は一変するが、しかし、固定観念による現状是認型の制度運営がいたるところで常態化しているわが国においては、在野の自由人である法学者の出る幕はあまりないであろう。現状においては、わずかに、法学者のうちでとびきり有力な層の人々が、立法過程（新法の制定および法の改正作業）に参画することを通じて、実定法規のありかたに直接的なかかわりをもつ一方で、大学およびロースクール（法科大学院）での法学教育の場で、法学部系の教員が、将来、法の運営にたずさわる人々（法曹三者の卵）に法学識を伝授し、また、法学が、裁判官が法学説を消化して自身の下す判決に生かす、といった間接的なルートで影響を与える位置にあるだけである。ところで、筆者の眼には、最近の判例が、実定法規の枠組み（タテマエ）の呪縛から少しずつときはなたれていく傾向が見えるようにも思えるのであるが、これは、成文法・制定法中心の法治国家を強力にめざした、明治期以来の流れとは少し異質なもののようであり、日本固有の、ゆるやかな意味における判例ないしは判例法尊重の法運用スタイルへの回帰を意味するものともうけとれる。このような状況のもとで、わが国の「裁判官法学」が独自の進化をとげて、旧来型の「大学法学」の助けをかりる必要がないほど力をつけてきたことも、その法学のステイタスの低下現象の背景となっているのではなかろうか。実際のところ、法律問題（いわばタテマエ）のみを取扱う大学法学は、その法律問題を事実問題（いわばホンネ）とのからみのなかでつきつめて、リアリティーにあふれた判決へと進んでいく裁判官法学とでは、深みの点では別論としても、幅のところで大きなちがいが存在するのである。

さて、本編では、[H] 部門のところで、古代のローマについて、法格言ないしはその母胎となるような法的叡智をあみだした法学の歴史を概論的にたどってきたのであるが、もちろん、ローマの法を構成したり、動かしたり、変えたりしたのは、法学だけではなかった。たしかに、法学のバッ

ク・アップなしにはローマ法は存立することはできないが、しかし、法学をフォローすることだけではローマ法の正体を説きあかすことはできない。法学が私法を扱うのを中心としていたが、ローマに壮大な公法群も存在することを考えあわせれば、このことは容易に理解されるであろう。このさい、どうしても、法の主流・主軸・中核である制定法＝法律(**lex**)に注目する必要がある。以下に、それを概観してみよう。

第一項 法律概論

(1) 法律(**lex**) …史料の上で法律の位置づけをしているものとしては、以下の二つの命題がある。前者は法学教科書の一節で、後者は法文である。「法律は、[ローマ]国民が命じかつ定める[もの]である。」(ガーイウス・法学提要・第一巻三)；「法律の力は、命ずること、禁止すること、許すこと、罰すること、これらである。」(モデスティーヌス・学説彙纂・第一巻第三章第七法文)

(2) アメリカの場合などにも見られる現象なのであるが、個々の法律には、それを民会に提案した政務官(執政官、法務官、護民官など)の名が冠せられる(もっとも、多くの人々に共通の氏族名がここに登場するので、ときにはどの人物かを同定することが困難な場合がある——たとえばあのカエサル(シーザー)の「ユーリウス<**lex Julia**>法」と、その後継者であるアウグストゥスの「ユーリウス法」の場合)。

(3) 近代の法治国家のうち、大陸法系の国々においては、法律(**lex**)ないしはその集合体である法典が国法の中心にあるが、しかし、ローマの場合、その長い歴史のなかで、法律が、圧倒的に有力な法源である、といった時期は存在しなかった。そのことの一端は、ガーイウスの『法学提要』(法学教科書)の説明からも読みとれる。つまり、こうである。「ところで、ローマ国民の法(**jura=jus**)は、法律、平民会議決、元老院議決、勅法、告示発布権をもつ者たちの告示、法学者の解答からなる。」(第一章二)これは、ローマ法の歴史のなかほどにあたり、しかも法学の最盛期である古典期に在野の法学教師として活躍したガーイウスが、ローマ法を構成するものを、ある程度は歴史的な経緯もふまえて、羅列したものである。

(4) [I] まず、ローマの法律(**lex**)について概観してみよう。

(a) 日本で、ふつう、「ローマ法」と言えば、法典や単行の法律のかたちをとった古代ローマ法の姿が連想されることであろう。現代にまで伝わっている法資料について見てみると、たしかに、巨大な制定法である『ユースティーニアヌス法典』(いわゆる『市民法大全』)が、いまでもなお、私たちが保有しているローマ法データの主力となっているので、そのイメージは決してまちがってはいない。しかし、歴史的に見た場合、法律

(制定法)がローマ法に占めているウェイトはそれほど大きいものとは言えない。公法と私法とを分けて考えたとき、さすがに、公法の部門では、いろいろな意味で個性的な法律が時代の節目節目に登場して、重要な役割を演ずるけれども、一方、私法の部門では、ごく広い意味での裁判慣習のようなものが日々積み上げられ、これが一種の判例法として機能していたので(裁判慣習法とも言える「名誉法」については、[A] 部門第二部第四章：p.40ff.の解説を参照)、法の進化がもっぱら法律の制定に依存する、といったような現象はあまりなかったからである。そのことの一端は、一二表法というもの([F] 部門第三章[I](4)：p.31ff.を参照)が制定されてから四〇〇年もの長いあいだに(この時期にローマ法は飛躍的に発展した)、私法関連の規範としての意味を比較的長くもちつづけた基本的な法律はわずかに三〇ぐらいしか私たちに知られていないことからもうかがえる。さて、現代では、法律と言うと、一般的・抽象的なイメージが強く浮かびでてくるが、もともと、ローマでは、法律は、個別的・具体的な問題を手際よく——ときには強引に——解決するために特別に定立される規範であった。この本質的にアド・ホック(な)性格はかなり後まで保持されていく。しかも、法律を生みだす原動力となるのは、多くの場合、政治的な力関係——つまり政治力学——であって、法律の制定そのものがその政治の方向性を具体化するための重要な手段となる、つまり、法律の制定それ自体が政争の具となる、といったことも少なくない。

(b) それでは、公法に関連する法律について述べよう。最初に、法律が、それを制定することができる民会(たとえばケントゥリア民会)が存在した共和政および元首政の初期にしか存在しないことを記しておく必要がある。さて、各個の法律に反する行動があったとき、当局はどのような動きをするのであろうか。たとえば、共和政時代の刑事訴訟では、日本の検察官に相当する訴追官は存在しない(警察のような捜査機関も、ない)ので、誰か私人——多くの場合、弁論術(レトリック)をマスターした、名門の出のかけだしの政治家あるいは有力政治家——が、ほとんどの場合きわめて政治的な動機から、訴追のアクションをおこしてはじめて、刑事訴訟手続が動きだす。したがって、一般的に、いくら実定法にあたる公法が存在していても、現実にはそれらに具体的な実効性を与えようとする者が登場してこなければ、その法律は休眠状態に入る。しかし、なんらかの事情で、言ってみれば死法と化してしまったその法律が突如としておそるべき威力を発揮すること、ときには生じた。法律は、明確に廃止されないかぎり、効力をもちつづけるからである。そのようなわけで、法律制定から六〇〇年もたった六世紀の時点でも、いわば太古の法律は、ひそかに、かたちをさまざまに変えながら生きつづけ、残存資料を通して私たちの知るところ

となっているのである。それでも、ごく一般的に言うなら、ローマの公法は、比較的短い期間において厳密な意味での実効性をもつにとどまった。現代日本の場合のように、固定的な憲法や刑法典などがあるというわけではなく、個別の法律がつぎつぎに制定されていったからである。それに、政治の動きや変化はかなり速いので、個々の法律の生命はそれほど長くはなかった。

(c) つぎに私法にうつろう。まず、「ローマ私法」と言われるさい、全体を統合する民法典のようなものは存在せず、各個の法律が存在するだけであり、しかも、——私たちに知られているかぎりでは——その数が、公法にくらべると極端に少ない点を指摘しておかなければならない。私法の法源のなかで法律という形式のものが占めている地位は低いのである（もっとも、帝政時代に入って、皇帝がさまざまなかたちで発布していく勅法を法律のジャンルに組みいれるとすれば、状況は一変してしまうが）。さて、紀元後一～三世紀に生じた法学の古典期では、法律の実効性について論理的な考察も加えられるようになり、レークス・ペルフェクタ（完全法）と、レークス・ミヌス・クアム・ペルフェクタ（不完全法）と、レークス・インペルフェクタ（不完全法）との三つが区別された。その第一類では、違反行為は無効となり、第二類では、それは無効にはならないが、それでも、関係者に不利益が課せられ、第三類では、無効もその他の不利益もまったく生じないようにになっている。時期的にこれを見ると、第一類は古典期のはじめにようやく生じたものにすぎず、それ以前の共和政時代には、法律という公的な規範が私法行為の効果に重大な影響をおよぼすところまでは事態はすすんでいなかった。しかし、皇帝の地位が絶対的なものとなった専主政時代（後期皇帝時代）では、皇帝の名において法（法律）が強圧的に適用される以上、「違反行為は無効」という扱いが定着するようになる。このように見てみると、法律違反が重大な効果を生む、という現代の常識も、ローマにはあまり通用しないことが判明する。なお、現代にまでその内容がはっきりとわかるかたちで伝わっている公法・私法の法律の数は、ローマの法の歴史を考えあわせると、それほど多くはない。おそらく、私たちが把握しているもの以外に、かなりの数の法律が制定され、改廃あるいは不使用により消えていったことだろう。

(d) 法律のカヴァーする法の領域は、内容の判明しているかなりの数の具体的な法律にそくして言うと、以下ようになる。民会における投票方式、ローマおよび属州における政務官の法的地位、元老院や元老院議員の地位、神官の法的地位、国際関係の事項、市民権問題、属州・地方都市・植民地などの法的地位、農業問題、食糧供給制、奢侈禁止、団体結成、後見・奴隷解放・相続・利率などの私法上のさまざまな問題、民事および刑

事の訴訟手続などがこれである。

(e) 共和政時代に限定して言えば、法律は、市民の全体集会ということになっている（実際にはローマ市に居住するひとにぎりの人々しか出席していない）民会において、一定の手続を経て、成立する。制定手続（タテマエ）は、現代人の目から見ても、それ自体、なかなか立派なものであった。もっとも、民会は、その性格上つねに受身で、実際は、裏において隠然たる勢力をもつ元老院と、事実上それに操られて表で働く政務官（執政官、後には、平民の利益代表である護民官も）とが立法にかんしてイニシヤティヴをもっていた。しかも、元老院は、法案が民会で可決されたあと、慣行上、一種の批准のようなことを行なう地位をもっていたので、主権者である市民がまったく独立的・最終的に法律をつくりだす、といったすっきりした構造にはなっていない。ところで、ここでは、実体にそくした見方を取り、「レークス（lex）」と「プレービスキートゥム（plebiscitum）[平民会議決]」とをあまり区別せずに、これらをまとめて「法律」とおおまかに表現しているが、実はこの両者はちがうものである。つまり、「レークス」が、市民全体の集会としてのケントゥリア民会（兵員会）で制定される正統的な法規範であるのに対し、後者は、トリブス（地区）を基準にして、護民官によって招集され、指揮される平民会において決議されたものにすぎないからである。しかし、古来の貴族の力が弱まる一方で、貴族と平民上層部とが合体する状況のもとで、平民集団を正規の国制のなかにとりこむ動きが生じて、前二八七年に、平民会の議決も法律と同等に扱われるようになり、しかも、こちらの方に立法手続としては扱いやすい点が多くあったので、やがて平民会議決が制定法の主力となっていく。すでに、平民会というものが平民だけの集会でなくなり、各層の市民がそこに参集し、有力者がリードするのが常態となっていたので、この変革を「民主的」措置などとして評価すると、事実を見あやまることにもなる。

(f) 法律の内容、という点からすると、当時の立法技術のレベルの高さは相当なものである。その一例は第二章に示そう。

(g) 民会の国政上の高い地位にもとづいて妥当性を与えられた法律は、少なくとも観念的には、共和政原理のあらわれとして、高い地位を誇っていたが、しかし、元首が君臨する初期帝政（元首政）時代に入ると、これは、当然のことながら、急速に意味を失ない、ローマ法が完成される後期皇帝（専主政）時代においては、法律という規範定立の形式は、実質的には最高の権力者である皇帝個人がつくりだす勅法というものにしだいに圧倒されていく。しかし、このような状況下においても、古来の共和政的な伝統——つまり、ローマの伝統——を象徴する法律という法規範は、時の支配者である皇帝によって、かなり長いあいだ、それなりに尊重されつづけ

る。これが保守的、守旧的なローマの姿なのであった。

(h) これまで述べてきた法律に相当するラテン語のテクニカル・タームは主として<lex>(レークス)であるが、この言葉は、もともとは、立法機関を経由して制定される法規を指していた。しかし、のちに、これが法規全体をさすように変わっていった関係で、「法律」という日本語訳よりも、「法」という広い目の日本語訳の方がむしろ適当になり、さらに、つぎの段階として、実力者である皇帝のつくりだす勅法が圧倒的に有力な法となった後期においては、<lex>は、その勅法を指し、位・格の低い他の法源は一括して<jus>(ユース)と呼ばれるようになる。そのようなわけで、<lex>には、狭くは「法規・法律・勅法」、広くは「法(実定法)」というように二つの意味が存在することになる。日本語の「法」も、テクニカル・タームとして、このような二つの意味をもっているのも、事情はそれほど変わらない。<lex>のなかには、平民がその集会の場でつくりだす規範である<plebiscitum>〔平民会議決〕も含まれる。言うまでもないことであるが、以下に紹介する法律は、かつて制定されたもののほんの一部でしかない。現代にまでその存在や内容までもが知られるには、大別して二つのルートがある。一つは、その法律が重要であったためか、あるいはなんらかの偶然的な事情によって、後代の法資料(法律や法学著作)に痕跡をとどめていたり、ときには実定法規として生きつづけていたりする、といった間接的な伝わりかたである。もう一つは、碑文などに刻みこまれたオリジナル作品が劇的に発見されるルートである。もちろん、後者の方が信頼性が高いが、残念ながらその数は少ない(第二項(A)に示すものがその貴重な例である)。ローマの遺跡は今もなお発掘されつづけているので、新発見はまだ期待できる。

[Ⅱ] つぎに、ローマの法律をある程度グループにまとめてみると、以下の二つになる。これらは散在するローマの法律群の全体像をつかむのに便利なものとなろう。①一つは、特定の人物(政務官などの政権中枢にいる者)が一挙に多数の法律をつくりだすケースであり、②他は、特定のテーマについての法律が時代をおいてつぎつぎに登場してくるケースである。一つ目は、そのときどきの政務官が法律の制定を政治運営の重要な柱とする政策を意識してとったことを意味しており、ここでは立法にいたる行動そのものが政治的行動のあらわれなのである。二つ目は、法律の制定によっても問題が解決されず、やむをえずつぎつぎに修正用の法律を生みだして手をうっていく必要があったケースを示している。後者については第二章の記述を御参照いただきたい。

第一群の例としては、三つのグループが特筆される。

①<lex Sempronia>〔センプローニウス法〕群…ティベリウス・センプ

ローニウス・グラックスとその弟のガイウス・センプローニウス・グラックスは、ともに、護民官となり、反体制的なその職権を最大限に駆使して、それぞれ、前一三三年と前一二三年に、明確な改革意思をもちこんだ法律をいくつか提案して、ローマ共和政の歴史上特筆される、民衆派（平民派）よりの改革を断行した。彼らの活動はあまりにも過激であったために、彼らは非業の最後をとげる。

⑤<lex Cornelia> [コルネーリウス法] 群…前八二年から七九年にかけての内乱期において、かつての王にも相当するような独裁官<dictator>の地位についてのルーキウス・コルネーリウス・スッラは、その地位にもとづいた強権を利用して、旧体制への復帰をめざして、多数の法律を生みだしている。伝統的な共和政は、さきのグラックス兄弟の改革によっていくらかは保全されることにもなったが、それでも、個人支配へとむかう時代の流れはおしとどめることができず、共和政のかたちはスッラによっていっそう空洞化する。いわゆる「革命の一〇〇年」がここからはじまる。

⑥<lex Julia> [ユールius法] 群…これには、ガイウス・ユールius・カエサル（シーザー）の提案したものと、その暗殺後に彼の地位をひきついだ 아우グストゥスの提案したものの二グループがある。前者は、ホンネをあからさまにさらけだして共和政を一気に再編成しようとしたために、共和政を護持する抵抗勢力によって暗殺された大物であり、そして、前者の身内である後者は、カエサルの挫折から教訓をえて、共和政のタテマエにも心をくばりながら、ホンネをそれつつみかくして、共和政の系列に属する構造部分をもつ、元首政という新しい政体を創出することに成功した人物である。対照的なこれら二人は、それぞれに歴史の転換期になった歴史上のヒーローであった。

[Ⅲ] 王政時代の伝説的な王法のことはべつとして、資料のうえで共和政時代において最初に制定されたのは、法典としての顔ももつ「一二表法」であり、他方で、制定年がほぼ確定できる、たしかなものとしての最後の法律は、九六から九八年（ネルワ帝の治世）に制定された「農地にかんするコッケイユス法 (lex Cocceia agraria)」であるように思われるが、共和政中期以来の大問題であった農地・農業に関連する法律は、民会で制定するのが本筋だったので、元首政初期においても、法律の従来型の制定形式でルールが定められたのであろう。

第二項 個別法律概観

(A) ローマのある憲法——「ウェスパシアヌスの命令権にかんする法律」(lex de imperio Vespasiani)

(1) <lex de imperio> [命令権にかんする法律] は、共和政以来、一年

制の政務官（行政官＝政治家）が、毎年就任するにあたって、その地位を設定し公証する重要な手続形式として、政治慣行上いくつか存在したと推測されるが、その内容が現在把握できるのは、この法律の場合だけである。

（２）ここで「憲法」などと表現しているのはいかにも大げさであるが、この言葉を「国家の統治体制を定めている基本法」くらいの大まかな意味で用いることにする。一八世紀以降、近代諸国は成文の憲法をそなえるようになったが、主要国のうちイギリスは例外で、今も不文憲法制を堅持している。このような区分法からすると、ローマ共和政からはじまって帝政にいたるまでの政治体制を支えてきたのは、不文の慣行を中核とする不文憲法であった、とひとまず考えてみてもよいだろう。イギリスとローマがその仕組みのうえでどこかつながっているのではないかと筆者がとき感ずることがあるのは、一つにはそのせいである。しかし、ここでとりあげるのは、きちょうめんにも成文法規のかたちで、元首（のちの皇帝の前身のようなもの）が即位するときに彼に大権（命令権）を付与している点で、ローマ国制史の流れのなかでとくに注目されている法律である。それは、後六九年に、元老院の指導のもとに、市民の全体集会である民会の議をへて制定された「ウェスパシアヌスの命令権にかんする法律」である。第六代の元首ウェスパシアヌスが紀元後六九年に即位したのは、それまでの世襲王朝的なシステムにのっとってではなく（暗殺という過激なアクシデントによって断絶したユーリウス・クラウディウス王朝の最後を飾る皇帝は、あの暴虐の人・ネローであった）、四人もの皇帝僭称者が指揮下の多数の軍団をバックに武力抗争をくりひろげるなかで、いわば軍事的な実力でもって彼が元首の位をもぎとった成果なのであった。それで、新元首ウェスパシアヌスは、ゲバルト優位のかたちになる即位のしかたに批判もあったうえに、自身が、これまでの元首たちとは血統上のつながりをもつことができない関係で、正統性にも問題を感じていたために、自らの新しい元首の地位を、有能な先任皇帝たちの権威を背景としながら、全市民の承認をうけるかたちで世間にむかって法的に（タテマエ上）きちんと説明しておく手続をとることにしたのである（なお、この法律によって与えられることになった権限のなかには、過去に、まがりなりにも共和政原理（タテマエ）を通してそれまでの元首に付与されていたものもあれば、歴代の元首がたんに事実上（ホンネ・レヴェルで）つかみとって強引に定着させてしまっただけのものもある）。もちろん、これまでも、元首の即位のときには、共和政時代のはじめからあった先例にもしたがって（ローマ人は、このように、タテマエ上だけでも伝統を踏襲することを好んだ）、元首という地位の取得についてある程度の法的説明が試みられてきたようであるが、これほど明確な形態をとることはなかったものと推定される（少

なくとも、資料的に明証できるものは少ない)。そして、これは、元首という支配者の法的な像(タテマエ)を明確にうたいあげるものとなっている。筆者が「憲法」とおおげさに名づけたのはそのためである。

この法律は、一四世紀になってたまたま発見された青銅板に刻まれており、その冒頭部分が欠損しているものの、内容の大部分は現代にまで伝えられている。ちなみに、一三四三年にローマで革命を起こし、貴族の政治を打倒したコーラ・ディ・リエンツォは、共和政をつくりだし、自らはローマ共和政風に護民官の称号をえたのであるが、そのとき、発見されたばかりのこのローマの重要法規を教会に高く掲げて、教皇の権力が人民の側から付与されるべきことを主張した。ローマ法もこんなところで実際お役にたったのである。

つぎに、ローマ法史にかんする発見史料としてはトップ・クラスに属するこの法律の訳文をかかげておこう(古山正人・中村純・田村孝・毛利晶・本村凌二・五等篤子編訳『西洋古代史料集』一六七頁以下による)。下点などの記号は、筆者(私)のつけたものである。[]内の指示も筆者による。

「④神帝アウグストゥス[以下Aと略す]、ティベリウス・ユリウス・カエサル・アウグストゥス[以下Bと略す]およびティベリウス・クラウディウス・カエサル・アウグストゥス[以下Cと略す]に対して認められていたのと同様に、望むところの者との同盟関係の締結が認められるべきこと。

⑤また、A、BおよびCに対して、認められていたのと同様に、彼[ウェスパシアヌス]には、元老院を招集し、議案を自らあるいは委任を通じて提出し、報告と採決によって元老院決議をなすことが認められるべきこと。

⑥また、彼の発意または同意によって、あるいは指図または委任によって、あるいはその面前において、元老院が開催されるときは、あたかも法によって元老院が招集告示され開催されるかのごとく、あらゆる事柄の規範が有効で遵守されるべきこと。

⑦また、公職、職権、最高指揮権あるいは高級公務のための候補者にして元老院およびローマ国民に皇帝が推薦した者には、または、帝の支持が与えられたか、約束されている者には、このための民会において、格別の配慮がなされるべきこと。

⑧また、Cに認められていたのと同様に、ローマ市聖域の前進や拡張は、国家の公益になると判断した場合、皇帝[元首]に対して認められるべきこと。

⑨また、A、BおよびCにあるのと同様に、国家にとって有益でありか

つ聖俗公私の事柄の尊厳に相応しいと判断されるのであれば、それらのいずれをも実施する機能と職権が皇帝に認められるべきこと。

㊤また、A、BおよびCが拘束されないと規定された法律および平民会決議について、最高司令官・カエサル・ウェスパシアヌスは、これらの法律および平民会決議によって制約されるべきではなく、また、いずれの法や提案にしろ、それにしたがってA、BおよびCが実行しなければならなかったことについては、そのすべてを実行することが最高司令官カエサル・ウェスパシアヌス・アウグストゥスに認められるべきこと。

㊦また、この法の提案以前に、最高司令官・カエサル・ウェスパシアヌス・アウグストゥスによって、あるいは、彼の指図や委任に基づく誰かによってなされた処分・取り決め・決議・命令は、国民または平民の承認で実施されたのと同様に、正当にしてかつ有効であるべきこと。

制裁（サンクティオー）

もし、誰かがこの法に従って、法律、議案、平民会決議または元老院決議に反して執行したか、執行するならば、あるいはまた、もし、誰かが法律、議案、平民会決議または元老院決議に従って執行すべきことを、この法に基づいて執行しないならば、その者には危害が加えられるべきでなく、またこのことのために、国民になにかを与える必要もなく、また、このことについての訴訟や裁判がその者に対して行われるべきでもなく、更にまた、このことに関してその者に対する訴訟を許可すべきではない。」

(3) 以上のように「ウェスパシアヌスの命令権にかんする法律」を原規定のまま紹介したのは、一つには、ローマ人の法規作成能力のレベルを具体例にそくして示すためであるが、そのほかに、法規に規定されている条項を手がかりとして、近代にまでつながる一つの歴史的な制度を考えてみたい、という考えがあったせいでもある。それは、㊤の個所の前半「(A、BおよびCが拘束されないと規定された法律および平民会決議について、)最高司令官・カエサル・ウェスパシアヌスは、これらの法律および平民会決議によって制約されるべきではなく、…」(*iis legibus plebisque scitis imp(erator) Caesar Vespasianus solutus sit*;) というくだりに関係するものである。これは、まさに「法律」という共和政以来の伝統にのっとった法制定形式を通して、その法律全般を順守する制約から元首が免れるものとする、という点を明記したところに特徴があるが、このようなシステムの導入は、後代になって帝国の国法のなかで重要な意味をもつようになる。このあたりのことを少し見てみよう。

(4) <*Princeps legibus solutus (est)*> [元首はもろもろの法律から免れて [いる]。] という有名な法格言がある。ふつう、現代まで伝わっているラテン語の格言表現には、後代においてつくりあげられたものが多く、

その表現がそのままローマ法の法源中に存在するケースは少ないのであるが、これはそれが存在する珍しい例に属する。ウルピアーヌスという法学者（二～三世紀）のつくりあげた、法源としての資格をもつ学説命題はつぎのような内容のものである。「元首はもろもろの法律から免れている。ところで、元首の妃は、たしかに、もろもろの法律から免れて〔いる〕わけではないとしても、それでもやはり、元首たちは、彼ら自身がもっているのと同じもろもろの特権をあの方（元首の妃）に与えている。」（Ulp.D.1,31）。もともと、ウルピアーヌスは、この命題を一般論として定立したのではなく、むしろ、個別的な内容をもつユーリウス・パピウス法の適用の問題とからめて具体的に論じたものと思われる。もっとも、この法文は、この学説命題が法文として採録された六世紀の時点では、当時の皇帝ユースティニアヌスの絶対的な地位を美化し、その合法性・正当性を与える原理として、特別の意味を帯びるようにかわってきた。ところで、同じウルピアーヌスは、「元首が認めたことは法律の効力を有する。」（Ulp.D.1,4,1pr.）と明言しているが、これと先の法文とをあわせると、歴代の元首（皇帝）は、すでに、法のうえに位置するような存在と考えられていたことがわかる。同様にして、強大な権力をもつようになったコンスタンティヌス帝は、自ら発布した三一六年の勅法のなかで、「衡平と法のあいだで下される解釈は私たちだけによって吟味される必要があり、またそれは許される。」（C.I,14,1）というように、専主（ドミヌス）としての皇帝が、法を排除してまでも、衡平の美名のもとに自由裁量を貫くことができる点を明らかにしている。ただ、世界史の他の時代における専制君主たちとは一味ちがって、ローマの皇帝の場合、彼らが法に優越することが理論（タテマエ）的に承認されているとしても、実際には（ホンネでは）、限界状況のもとでのことでもないかぎり、事実上法にしたがっていくのがよい君主の道だ、と一般に考えられていた点が注目されなければならない。ここに、ローマ人特有の遵法精神の名残りも見いだされる。たとえば、ユースティニアヌス帝の『法学提要』（I.J.2,17,8）は、二～三世紀の皇帝たちが、民事問題にかんして「私たちがもろもろの法律〔の遵守〕から免れているといっても、やはり、私たちは、もろもろの法律にしたがって生きるものである。（*Licet legibus soluti sunt, attamen legibus civimus.*）」という指令を下したことを引きあいにしながら、そのような考えかたを是認している。また、パウルスという法学者（二～三世紀）も、同様に、民事問題に関連して、「実際のところ、〔皇帝〕自身が〔遵守を〕免れていると見られるこれらの法律を遵守するということは、これほどまでに大きな〔皇帝の〕威厳にふさわしいことである。（*Decet enim tantae majestati eas servare leges, quibus ipse solutus esse videtur.*）」（Paul.D.32,23）

と述べ、これが学説法文として採録されている。

なお、イギリスでも、ローマの場合とよく似たことが言われている。「王が〔法規に〕違反することはありえない。＝王の行動はすべて正しい。」〈**Rex non potest peccare.**〉とか、「王は生きている法である。＝王は法そのものである。」〈**Rex est lex vivens.**〉とかいう格言がある。もっとも、「法律が王をつくりだしているので、王は法律のもとになければならない。」〈**Rex debet esse sub lege, quia lex facit regem.**〉とか、「王は人のもとにあるべきではないが、しかし、神のもとに、また法のもとになければならない。」〈**Rex non debet esse sub homine, sed sub Deo et sub lege.**〉とかいう格言もちゃんと存在していて、イギリス人のバランス感覚が、なかなかのものであることがわかる。

(B) 不法取得法

(a)

〈1〉〈**lex Calpurnia de repetundis**〉〔不法利得にかんするカルプルニウス法〕（前一二四九年）

〈2〉〈**lex Acilia repetundarum**〉〔不法利得にかんするアキーリウス法〕（前一二三年）

〈3〉〈**lex Servilia de repetundis**〉〔不法利得にかんするセルウィーリウス法〕（前一一一年）

〈4〉〈**lex Cornelia de repetundis**〉〔不法利得にかんするコルネーリウス法〕（スッラ時代）

〈5〉〈**lex Julia repetundarum**〉〔不法利得にかんするユーリウス法〕（前五九年）

(b)

〈**lex Acilia repetundarum**〉〔不法取得にかんするアキーリウス法〕（前一二三年）

(1) この不法取得法の意義は、なによりも、共和政末期にあたる前一二二年当時の法律のもとの姿が、青銅板に刻みこまれたかたちで、私たちの目に直接触れるようになっている点にある。なぜならば、ローマの法律については、名だけ知られていても内容のよくわかっていないものが圧倒的多数であり、このようにテキスト（正文）が入手できる例はごくまれだからである。

(2) ところで、「不法取得」というのは、ローマから派遣される属州長官（近代風に表現すれば、いわば植民地総督）などが、自ら支配下においている属州民（外人）などを属州行政の過程で不当に搾取して、私益をせしめる行為のことである（ときには、属州域では属州民にくらべると別格

扱いの、現地在住のローマ市民でさえも、そのような被害にあう)。
<repetundarum>・<repetundiis>という変化形の原義は「返還請求されるべき[である]」という意味の動形容詞<repetundus>に関連している。この法規の立法趣旨は、地中海周辺に散在するシキリア、サルディニア、コルシカ、ヒスパーニア、アフリカ、アジア(小アジア)などの属州において、ローマ本国から基本的に毎年派遣されてくる長官の手で不法に取得されたものを長官に返還させる(後には、それとあわせて、同額分を一種の罰金として支払わせる)ことにより、事後的に被害者の救済をはかるとともに、将来にむかって事件の再発を防止しようとする点にある。たしかに、この法律の制定により、属州民には奪われた金品を訴訟によりとりもどすチャンスが与えられたが、第一に、免訴判決・無罪判決がでてしまう可能性がかなりあったこと(この手の裁判はかなり政治的に運用されるのが実情なので、属州民＝被害者よりの司法判断など、ほとんど期待できないところであった)、第二に、かりに免訴判決・有罪判決が下されたとしても、あまりに巨額な返済金を一挙に支払える被告(人)などあるはずはなく、この者は、審理の過程で有責・有罪の結果が生ずることを察知すると、財産をまとめてどこかの外国の市へ逐電してしまうから、勝訴が金銭上の実りをもたらすことが少ない、ことなどの事情によって、この法律の実質的存在意義は低められている。わずかに、民事訴訟的な形式をとりながら、実は刑事訴訟のような威嚇力を十分にもつこの不法取得訴訟の仕組みの存在そのものが、思慮深い政務官＝政治家(属州長官)に対しては十分に警戒心をいだかせるものとなっている点に意味があるだけである。

(3) この法律の正文がすべて判明しているわけではなく、ところどころに欠字もあるので、その全容は正確には把握できないが、それでも、当時の立法技術の相当な高さはここからうかがい知ることができる。私たち研究者にとって重要なのは、当時の、いわば刑事訴訟のようなものの手続過程が、この法律の発見によってはじめてかなり明らかになった点である。ローマには、刑事訴訟法のような一般的手続法はなかった(刑法典もない)ので、個々の刑事法規に示された手続規定をつきあわせて、刑事手続法というものを再構成していかなければならないからである。

(4) ローマではよく見られる現象なのであるが、犯罪とされる行為の構成要件は、そのときときにはそれなりに正確に起草されているけれども、時代がうつりかわるにつれて、旧来の構成要件の内容に手直しが加えられ、犯罪として処理されるべき行為の枠は広がっていく。ときには、まるで別種のものにすりかえられることもあった。実際のところ、この不法取得という行為類型も、はるか後代には、国有財産の不法取得、瀆職行為、職権濫用を包摂するようになって、不法取得規制法は皇帝の官吏の行動を規制

する重要な法規となる。しかし、ごくゆるやかに考えるならば、罪と罰（この法律の場合、特別な事情がある関係で、罰は法定されていないが、他の査問所（刑事法廷）に係属する事件では、法定刑が原則となっている）とを法定するというやりかたは、共和政時代においてはある程度は尊重された。その意味からすると、近代以前にも「罪刑法定主義」の芽のようなものはあったことになる。

（５）ローマは、前三世紀に入ると、戦勝によって海外に属州をいくつも獲得するようになり、それを統治するために、特別の高級政務官を一名派遣するようになった（ローマ本市での政務官制が、同僚制をとり、二名以上がそのポストについていたのとは異なる）。その政務官は、原則として、執政官や法務官という高級官職について一年後に退官した者のなかから選ばれるが、一般の傾向としては、彼らが、政治資金をあらたにえる目的や、過去の政治活動（具体的には選挙資金）のために生じた借金を返済する（ローマでは両替業＝銀行業がそれなりに発達していた）目的で、任地となった属州からあらゆる手段で利益を吸いあげるやりかたをとることがしばしばだったので、属州民は（ときにはローマ市民や、ローマと同盟関係にある共同体の市民も）苦境におちいることが少なくなかった。属州長官の職務活動にはある程度の法規制も加えられたが、しかし、基本的には、長官がかつての王が保有していたような強力な命令権（インペリウム）を保持する扱いになっていることの帰結として、属州行政全般について、彼が自由裁量をする余地が多く、とりわけ、各種の属州税を徴収するさいに不正が生まれた。もっともひどい手口としては、いろいろな難癖をつけて、資産家の属州民を、法廷にひきだし、強引に死刑にしたり、追放に処したりして、その財産をまるごと奪いとる、というものさえも、ある。また、属州長官に任命された者が軍を率いて遠くローマから赴任してきたときには、当然のことながら、属州は戦場となり、戦争の過程で非道な徴発行為や報復が行なわれる。そして、国際的なしきたりとか道義とかの普遍的な規範にてらしてあまりにも不当な将軍＝長官の所業は、ローマ本市の政治状況しだいでは、あとになって非難され、前長官は裁きの場にひきだされてくる。ところで、しいたげられた属州民の反発は、前一九七年以来属州となっていたヒスパーニアから、前一七一年にはじめて具体的なかたちをとって現われる（もっとも、ローマと友好関係にあるイタリア半島南部の同盟市市民からは、ローマの出先の当局者の不正を懲らしめてほしい、という陳情がすでに前二〇四年段階で行なわれていた）。このような属州からのアピールは、このアキーリウス法の制定の時期までに十数件も記録されている。属州民が直接にローマに陳情を試みるにはさまざまな障害があったので、彼らの多くは泣寝入りするしかなかっただろうが、それでも、いわば

反体制側に位置する政務官である護民官の提案にもとづいて、前一四九年にはカルプルニウス法が制定され、この種の事件を専門に扱う常設の査問所法廷が設けられることになったので、これまでの特別の、事案ごとに設定される査問所とはちがい、この種の事件にかんする刑事訴訟制度はいちおうのところひとまずかたちを整えた。もっとも、この初期段階では、不正・不当・不法に収奪したものを返還することがめざされていたので、民事訴訟的な色彩もたしかにある。その意味で、不法取得というのは、民事事件と刑事事件の境目にある行為類型となっている。その査問所法廷での裁き手は数十名の元老院議員であったが、それは、かつては刑事裁判の場として用いられていた民会がもはや名ばかりで実体のないものとなり、それが、長官ほどの有力な公人を裁くにはおよそふむきな組織である、と元老院が考えたためであろう。それに、被告（人）が、すべて、元老院に所属する者であった点も、元老院がのりだしてくる要因となっていた。

（6）以下に、この法律の要点を示そう。

㊤告訴する地位をもつ者…ローマ市民、ラテン人、同盟市市民、外人など、広範囲にわたる。彼らは、ときには巨大な告訴人の団体を組織することがある。

㊦被告人…執政官（通常政務官のナンバー・ワン）以下の各ランクの政務官ないしはその経験者で、属州長官の職にあった者。ただし、彼らが官職に在職中の場合には、訴追はなされない（これは「官職在任中の不訴追」という一般的な国制上の原則にしたがうものである）。

㊧訴訟代理人…属州在住の人々は、さまざまなルートで、ローマにパトロン（保護者）をもっていたが、そのパトロンの側には、被護者である彼らからの援助の要求におうじて手助けをしてやる信義上の義務があった。それで、政治的にも大きなインパクトを与える、この手の大がかりな訴訟においては、ギリシア流の弁論術（レトリック）の素養のある者が、パトロン側に立つ人間として、原告＝被害者の利益を代弁する代理人となることが多い。

㊨返還請求されるもの…官職にあった者やその者と近い関係にあった者が、その命令権あるいは職権を行使して、奪い、略奪し、強制徴収し、もちさったものの二倍額（この法案の成立前の事件であれば一倍額でよかったので、サンクションは倍加したわけである）。

㊩法廷の構成…外人係法務官（ナンバー・トゥーの政務官）が訴訟全体を指揮し、そして、四五〇名の裁判人リストから、両当事者の合意により、一定の手続をへて選出された五〇名の審判人（ごくゆるやかな意味における陪審員団で、これは、同じ前一二三年の大改革により、元老院階層の者は排除され、第二身分である騎士クラスの者だけで構成されるようにな

っている）が判決を下す。前一四九九年のカルプルニウス法は、第一身分である元老院階層者だけが審判人団を構成することを定めていたので、アキーリウス法が適用される二四年後の段階では、裁判をめぐる政治的状況はすっかりかわってしまう。つまり、このとき、属州長官のほとんどを占めていた元老院出身の者は、これまでのように、同じ身分の者によって甘く裁いてもらえるのではないか、という期待をいだくことができにくくなってしまったわけである。

① 証人の数…四八名以内。

② 判決…審判人の無罪票が多数を占めたときは、それで被告人は放免されるが、しかし、有罪票が多数を占めたときには、告訴者（属州民など）の請求に応じて、審判人団は不法取得の額を査定する作業に入る。この額の支払いについて、担保の提供が被告（人）に求められる。それが不可能なときには、その財産は競売にかけられる。もともと、現実には、有責・有罪の判決が出ることを早目に察知した被告（人）は、金目のものを携えて夜逃げするので、資産はそれほど残されていなかったにちがいない。

③ 上訴…第一審が終審であるので、同一事案にかんしてさらに訴訟が行なわれることはない（これは、共和政時代にかぎってのことであるが、刑事訴訟法の大原則となっている——民事訴訟についても同じである）。

④ 市民権付与…ローマ市民でない告訴者やその証人は、もし幸いにも有罪判決がえられたときには、希望すればローマ市民となれる（ローマ市民権をもつことは属州民の憧れの的であった）。それを望まないときには、上訴権が特別に付与される（これによって、その外人は、死刑などの極刑が自身に科せられるさい、市民なみにローマ市民団（民会）へ提訴の制度によりアppealして、その措置の是非を問い、救済を求めるチャンスを与えられる）。それ以外にも、その者などは、兵役と税負担を免除される。これは、属州からローマ市へ出てきて、訴訟をする、という大変な負担を負った者への報賞規定と見てよいであろう。

⑤ 訴訟手続の全体的構造…これは少し特異である。不当な利得を返還請求する、という民事的な請求が発端にあるために、民事訴訟上の原告のような立場と刑法上の被害者としての立場とが、属州民などの、救済を求める人々にかねそなわっている。そして、訴訟代理人はかならずつけられ、この者が、被害者の利害を代弁すると同時に、訴追者として検事役をひきうけ、被告であり、同時に被告人である前・元政務官を攻撃するのである。比較的中流の出身の訴追者は、世間の注目を集めるこの種の大型裁判を勝訴に導き、有名になって政治家としても名を高めようとしてハッスルするし、一方、政治的生命を断たれる瀬戸際にたたされた被告人はさまざまな手段を駆使して必死に抵抗するので、裁判における攻防はとても激しいも

のとなる。民事訴訟の場合なら、裁判を指揮する法務官は途中でひきさがり、一人の私人審判人にその後の訴訟の全過程を委ねるけれども、ここでは、法務官は、手続の最終手段まで責任をもつ。そのことから、裁判指揮者である法務官の影響力はかなり強力なものとなる。同時に、政治家でもある彼が政治的に動く状況下では、状況はかなり流動的になってくるはずである。なお、ローマ刑事裁判制度一般については、[J] 部門の記述を参照して頂きたい。

(C) 不法侵害法

〈lex Aquilia〉[アクィーリウス法] (前二八七年ごろ)

(1) 一般に、不法・不当な行為というものは、どのような社会においても生ずる。今日のように、実定法規 (民法など) が前提として存在している社会では、不法な行為とされるものは、違法な行為として設定され、同時に、その枠組みやその処断のしかたについて明確な規制があらかじめ設けられるが (もちろん、刑法関連の不法行為の場合と民法関連のその場合とで質的に扱いがちがっているが)、そういった法規がなくても、もちろん不法な行為というものは生ずる。タブーや習俗・習慣・慣行・モラルにてらして不当・不法と人々に判断されるような事態は、いろいろなかたちでつねにおきてくるからである。もう少し進んだ段階になると、慣習法とか自然法とかの不文の法規範のことも念頭におかれて、これへの違反が問題とされるようになる。古代ローマが個性の明確な独立国家として歴史に登場したのは、前六世紀ころのことであるが、法の国ローマは、すでに前五世紀に、小規模ながら、いわゆる「市民法」の中核として、一二表法という法典を備えるにいたり、当時としては相当な水準の法規を定立していた。そのなかには不法行為を規制する条文もある。したがって、ローマ不法行為法というものは、現代の場合とある程度同じようなきちんとした枠組みのなかでとりあげることができるのである。

ところで、ローマの不法行為法の大きな特徴は以下のとおりである。① 個人・家族やその財産を侵害する、いわゆる「私的な不法行為 (デーリクトゥム)」がここで問題になり、市民全体や国家に対する侵害 (たとえば反逆行為) は、べつに、犯罪 (クリーメン) として、刑事法規により処断される (しかし、この国の刑事法規は民事法ほどには整備されていない)。ところが、窃盗や強盗は、現代の場合とはまったく異なって、民事的に処理されることになっていた。さて、全体の流れとしては、帝政が進むにつれて、刑事法的処理が民事法的処理の領域をしだいに侵蝕していく。つまり、結果的には、今日の姿に近づいてくるわけである。② 不法行為を成立させる基本的な要素は、侵害の違法性と、行為者の有責性と、悪意=故意 (か

ならずしもこれがつねに求められていた、というわけでもないが)との三つである、といちおうのところ考えてよい。③現在の法制度では、民事不法行為のさい、財産損害の補填をさせることが前面にでてくるが(もっとも、日本独特とも言える慰謝料には、複雑なニュアンスもまつわりついている)、ローマでは、それだけにとどまらず、罰までもが要求される。そのさい、罰をくわえるということが被害者側からの報復・復讐の具体化という意味もあわせもっている関係で、その者が身体的な罰(極端な場合には、殺害)を求めることがまず出発点にあったであろうが、それでも、一二表法の時代では、一部においては、金銭その他の財産価値を支払うかたちで罰がひきうけられるところにまで進んでいた(その罰は、たとえば、被害金額の三倍というように、法定されている)。いずれにしも、不法行為の結果として課せられるペナルティーは、現代の私たちには想像もできないほど厳しいものであった(もっとも、たとえば、契約上の債務を履行できなかっただけの者にも同じように奴隷化という暗い運命が究極のところではまちうけていたので、不法行為の場合だけを強調するのはアンバランスというものであるが)。

(2) つぎに不法行為法の基本ルールを設けている一二表法の規定を見てみよう。

①「もし彼が[他人の]四肢を分離させ、妥協(和解)が成立しないときには、同害報復(talio)があるよう。」(第八表二)…手足の切断などのきわめて重大な傷害があったさい、もし和解(いわゆる示談)がどうしても成りたなければ、やむをえないものとして、「目には目を、歯には歯を」式の同害による報復(ターリオー)が正当な措置として許される、ということ定めたものである。もっとも、実際に同害報復の手段をとるかどうかは、被害者側の裁量事項に属し、不法行為を犯した者のその後の運命はさまざまであつただろう。いずれにしても、怒りにまかせた復讐的な殺害ではなくて、同害報復ですませてもらえる、という仕組みになっているのは、法の世界で一つの進化がはたされた、と考えておかなければならない。

②第八表三「もし手ないしは杖によって[他人の]骨を折れば、自由人の場合には三〇〇アースの罰金(poena)を、奴隷の場合には一五〇アースの罰金を支払うよう。」…古い換算によれば三〇〇アースは牛一頭(羊一〇頭)ぐらいに相当するらしいが、時代によってももちろん問題の貨幣価値は変動する。さきの条文で「分離する」とあるのは重大な傷害を意味しているようで、こちらの方は、ある程度回復も見こめる骨折の場合を想定しているのであろうか。両者の間で法規上の取扱がまったく異なっていることに注目する必要がある。このように、贖罪＝償金＝解放金の額を、被害者の意向にかからせるのではなくて、定量化してしまうレベルにまで法制

が到達したことも、さきの場合と同じように、一つの進化である。

③「もし彼が〔その他の〕人格権侵害をしたならば、二五アースが罰金であれ。」(第八表四)「人格権侵害」というのはあまりよくわからない概念であるが、身体侵害(それも骨折以上のひどい侵害でないもの)や名誉侵害が中心となっていたようである。なお、一二表法については〔F〕部門第三章〔I〕(4): p.31ff.の記述を参照して頂きたい。一二表法には私たちにまったく知られていない別種の規定もおかれていた可能性があるが、古い時代なら、これくらいのアクイーリウス法の構成要件のなかに不法な行為はかなり広く包摂できたであろう。

(3) それでは、本編に入ろう。

アクイーリウス法第一条「もしある者が他人の奴隷男もしくは奴隷女または他人の家畜たる四足動物を違法に殺害したならば、〔殺害の〕当該年においてその物が有していた最高価値につき、相当する金銭を所有者に支払う責あるものとされるべし。もし否認したならば、二倍額を支払う責あるものとされるべし。」……この法律は、それ以前に財産侵害にかんして設けられていた法律(具体的には一二表法中の法規定)を廃止し、不法な侵害について金銭賠償のルールを明確に定めたものである。法律の正文は伝わっていないけれども、この法律の解釈を扱った後代の法学者の学説のうち現代まで伝わっているものは相当な数にのぼり、そこから、原法文が推測されている(知られている三つの条文のうち、第二条は不法な侵害とは関係しない部分である)。なお、「もし否認したならば」以下のくだりの意味は、「被害者側の主張する加害行為の存在やそれへの責任を否認して訴訟に入り、その結果敗訴してしまった被告は、それを争わなかったときに支払うべき金額の二倍の額を科せられる」ということである。これは、みだりに訴訟の手段に訴える者を抑止する必要があるといった、ローマ人の訴訟観をうかがわせるものとして、興味深い。

第三条「もしある者が他人の財産を違法に焼却、破損または破壊したことにより他人に損害を与えたならば、最近三〇日の内にその物が有すべき価格につき、相当する金銭を所有者に支払う責あるものとされるべし。もし否認したならば、二倍額を支払う責あるものとされるべし。」(以上、西村隆誉志氏訳)…ここでは、「違法に(インユーリアー)」行為が生じたことが重要な構成要件となっているが、これは、文字どおり「違法に」生じたことだけでなく、それにくわえて、「故意に」行なわれた、といったケースを当初は想定していたものと思われる。しかし、故意と過失のあいだの関係は、現代でもそうであるように、かなり微妙であるし、被害者の救済、という観点からは、両者を区別することにとくにこだわる必要もなかったことから、後代になると、いわゆる過失がらみのケースも「違法に」のな

かに含まれるようになり、この法規の適用をうけることになったようである。それでは、不法侵害が、作為＝行為・行動によってではなく、不作為によって生じた場合にはどのようなのであろうか？ 最初は、行為・行動による損害の発生が念頭におかれていたと考えられるが、のちになると、不作為の事例へも法規の適用範囲が拡充されていく。もう一つの問題として、ある者が他人の物に直接に損害をくわえたわけではないが、間接的にそのような結果を生じさせてしまったときにはどうなるのか、という点がとりあげられるが、このようなケースも、法規の適用の対象へと組みこまれていく。さらに、この法規はもともと正式の所有権者が損害を請求するケースを想定していたのであるが、用益権者や使用権者なども、この法によって認められていた訴権に準ずるような訴権（準訴権）を援用して、請求の主体となるようとりはからわれるようになる。最後に、第一条も第三条も、物（奴隷も物である）への損害について規定しているだけであるが、自由人が侵害をうけたときにも、立法の趣旨を考慮して、このケースにもこの法規が適用されるようになる。このような拡充・拡大・拡張の仕組みをうみだしたのは、司法を担当する法務官、および、法務官を背後で支えた共和政時代の法学者や、表舞台の実務を担当した後代の法学者たちであった。このように、時代の要請におうじて法が可変的となるのは、法的安定性が多少は犠牲になるとはいえ、一般論としては法の進化にとって望ましいことである。ちなみに、この法律は、近世以降、現代まで、いろいろなかたちでうけつがれて、現代不法行為法の礎となったとも言えるものであるが、本家にあたる古代ローマにおいてもおおいに活用されていた。制定法と、この解釈によるかなり自由な運用、という組み合わせは、今日の民事法規に対して私たちのとるべき姿勢について示唆するところも多い。

（D）属州関係の法

（a）

<1> <lex Ursonensis> [ウルソーの法]（前四四年）

<2> <lex Malacitana> [マラカの法]（八二～八四年）

ローマ法上「法律(lex)」というのは、ローマ市民に——しかも、ローマ市民だけに——適用される規範であるが、ここで紹介するイスパーニア（スペイン）属州にある都市むけの二つの都市法のうち、後者は、ローマ市民よりも劣格のラテン市民権しかもたない市民（土着の、本来の市民権はもちろん保有している）に適用されるものである。一方、前者は、ローマ市民が中核となるようにして植民が実施された都市であったので、こちらの法の方が、属州法として格上のローマ法に属するものと見てよい。

（b）

(1) 共和政の盛期からのちの時代に、ローマは、地中海周辺の地域を手はじめとして、海外に多くの属州（いわば植民地）をもつようになる。ここでは、属州における法の具体的な姿を、諸属州のうちでも相当重要なヒスパーニア属州の例を二つとって、紹介することにした。

(2) ローマ人は、よほど特別の事情が存在するのではないかぎり、被征服民全員を、殺したり、奴隷にしたりはしない。人類の歴史において戦いの勝者が敗者に対しそのようなむごい扱いをする例はしばしば見いだされるが、それも、ある意味では、勝者側が生きのびていくために必要なことのひとつであった、とも考えておかねばならない（敗者はかならず抵抗する心をもっているうえに、彼らも、勝者と同じように生きていくための糧を必要とするからである）。一般に、戦争捕虜が人間らしく扱われるのは、国際法が整備され、それに実効性がともなうようになった、ごく最近の現象である。それでも、現在において、捕虜はもちろんのこと、非戦闘員に対しても非人道的な扱いをする不幸な例は後をたたない。アフガニスタン戦争、イラク戦争の事後処理の過程でその処遇は悲劇的なほどまでになったものと見られる。このように、ローマが、属州の成立にともなって、その地域に自由人としての外人（非ローマ市民）を、一度に、しかも多量に、発生させてしまう状況が属州の法問題の第一の前提状況である。これらの外人は、もともと、独立・自由の立派な市民として、それぞれの共同体に所属し、それなりの固有法にしたがって生きていたのであるが、しかし、征服者・支配者のローマとの関係では、彼らは、すべて、一律に支配される者として、自由人である外人の扱いをうける。ローマは、属州地域内の外人をまとめあげ、これに一般的に適用される外人専用の法を作成して、彼らを一体として法的コントロール下におくこともできたが、しかし、さすがに、そこまでは手がまわらず、支配下に組み込まれた各共同体の自由にまかせる、といった安あがりの方策をとった。属州の状況が人種的、文化的、経済的にまったくまちまちであったせいでもある。もちろん、要所所では、ローマの出先官憲である属州長官は、強力な属州支配権を発動して、自身の独自の判断で——つまり、本国からの指示などうけずに——法を適用することにより、法秩序の維持をはかった。そのさい、共和政時代に見られたような属州設置法がよりどころになることもあったが、しかし、この法規はおそらく大まかなものにすぎなかったもので、実際には、長官の自由裁量により、法が具体的に設定され、動かされていたにちがいない（一般的に見て、属州の外人の待遇は、たとえばローマ近郊の同タイプの外人の待遇とくらべると、かなり悪い）。

(3) 属州には、ローマ市民も入りこんでいた。ローマ市へは無産者市民（そのなかには、もともと農民であった者たちも多数ふくまれていた）が各

地から集まり、奴隷もつぎつぎに解放されて自由人市民になっていくので、当局としては、彼らを経済的に自立させてやることがつねに必要であったが、そのとき、あらたに獲得した属州に植民市をもうけて、そこに国家が土地を提供する、という条件で、ローマにいる多数の人々（市民）を植民として送りだす、というアイディアが生まれる。また、ローマ軍に長年勤務した属州出身の外人兵士には、退役のさい、貴重なローマ市民権が報賞として与えられている。そのほかにも、商人などがローマからやってくるなどして、どの属州にも、かなりのローマ市民権保持者が在住するようになった。よく知られているように、古い時代の法の多くは属人主義的なものであったから、属州在住市民は、ローマ本市の市民とまったく同様に市民法の適用を受ける。これがタテマエである。したがって、「属州の法」と言うとき、理論的には、さまざまな外人とローマ市民とのあいだをとりしきる法と、市民専用の法との二重構造が存在していたわけである（もちろん、外人と外人のあいだにも法的な関係がなりたつが、こういったタイプの外人法のことは、ここではふれない）。

（４）共和政末期のローマでは、万民法というものが事実上形成されていき、これが、万民に——つまり、市民権の有無＝相違と無関係に——適用される規範としてかたまっていったのであるが、その流れのなかで、属州の発展がピークに達した元首政時代には、属州在住市民と外人（土着の、自由人としての人々）とを区別することには、それほどメ리트もなくなっていく。ローマから遠くはなれたところでは、ローマ市民権の実際の値打ちが下落してしまったことが中心的な理由である。その事実を確認するとともに、あらたな拡大も試みたのが、帝国のほとんどすべての住民にローマ市民権を付与する、二一二年のカラカッラ帝の勅法である。これはたしかに画期的な改革であったが、そのまえに、中間的な段階があった。ローマ市民権を一挙に与える、というのではなくて、それより一ランク下のラテン市民権というものを与える、という措置が、共和政時代に、前例として存在していたからである。この時代の外人は、実際上は、正規のローマ市民権をもたなくてもそれほど不便はなかったので、彼らはローマ世界のなかでそれなりに立派な法的なステイタスを確保していたわけである。おそらく、このいわば下級の市民権は、ローマ支配下の各地の有力都市の旧市民にばらまかれたと思われるので、属州人のステイタスの均一化が達成されることになった。もちろん、ラテン市民権付与という中間的な解決法のほかに、ローマ市民権を特定人もしくは共同体全体に特典として付与する方法も、これまでと同じように存在したが、ローマ市民権政策——つまり、どの程度の人に市民権を付与するか——は、属州の状況しだいであちまちであった。つまり、東西南北の各方向で属州の文化程度は大き

く異なるし（一般に、東高西低である）、実際に戦場となった属州とたんに割譲されただけの平和な属州とでは、属州の雰囲気は異なるし、ローマの保護国であれ、正真正銘の敵国であれ、とにかく異国と国境を接している属州とそうでない属州とでは、そこにいる人々の心がまえに決定的な差があるし（東方のローマの属州はいつも外部に向かって臨戦体制をとる必要があった——軍団もそこに配置される）、また、属州の主力人種・部族の性質の差、属州の設置年なども、無視できないファクターだったのである。

※「付録」（別送のもの）には、属州やそれを構成する都市の肌合いのちがいをまったく捨象したかたちで、ローマ帝国領内の都市の分布を示している。属州はもちろん「面」であるが、実質的には、都市それ自体が、「点」でありながら、属州を代表するものとなっている。これらの都市は、すべてローマ起源のものというわけではないが、それでも、ローマによって都市化が促進されたという意味で、ローマ都市のカテゴリーに入ってくる。なお、これから紹介するヒスパーニア（スペイン）地域に散在している諸都市が、イタリア半島の都市の場合に匹敵する分布を示していることにも注目して頂きたい（もちろん、都市人口の点では圧倒的に半島都市の方が多いと思われるが）。

（５）属州にある有力都市は、ローマの属州政策にしたがって、かなりの幅で自治を認められることが多かったのであるが、そこには、都市法というタイプの法も生まれてくる。自治といっても、慣行だけにたよるのではなく、法規も基準にするのは自然のなりゆきであった。一八五一年にスペイン南岸のマラガ市（古代のマラカ）で発見された一つの金石文断片（さきの「マラカの法」のものは、当時の都市法の一つの姿を教えてくれる。この町は、ウェスパシアヌス帝によってさきのラテン市民権をもつ都市と位置づけられたが（そのとき、これと同じ格の都市がその一帯に多数生まれた）、問題の都市法は後八二年か八四年ころにかけて制定されたものと思われる。この法が全体で五九条もあったことは知られているが、そのうち、内容が比較的良好に判明しているものとして、二〇条ほどがある。そこには、公法にかんする規定が見える。御参考までに、そのうちの二条だけを紹介しよう（資料①）。訳文は、さきに示した『西洋古代史科集』・一六九頁以下による（下線は本書の筆者によってつけられたものである）。

（６）①

「候補者の指名について」

第五条 もし、立候補者の申し出がなされなければならない日までに、誰の名においても申し出がないか、あるいは定員以下の少数者の名においてしか申し出がないならば、または、もし、その名において申し出がなされる人のなかで、選挙のためにこの法によって有資格者と見なされるべき

人が定員以下の少数者であるならば、その場合、選挙を主催すべき人は、この法によって公職を要求することが認められるであろう人の名前を、この法による定員数に付属する人数が補われるほどの数だけ地面から明白に読むことのできる場所に公示すべきである。このようにして公示がなされた人は、もし、自ら望むならば、その選挙を主催することになる人の前に出て、各々が同じ条件の人を一人だけ指名すべきであり、また、それによって指名された人も、もし望むならば主催者の前に出て、各々が同じ条件をもつ人を一人だけ指名すべきである。この指名がその面前でなされる人は、これらの人すべての名前を地面から明白に読むことのできる場所に公示すべきである。また、彼は、その者自身の名によってこの法に従って公職を求める申し出が所定の期日までになされたかのように、あるいは、その人が自ら進んでその公職を求めだし、この掲示を撤回することがないかのように、すべての者について同様に選挙を開催すべきである。」

②

「再建の見通しのない建物は壊されるべきではない。

第六二条 なに人も、フラーウィウス自治市マラガの市街地およびその市街地に隣接する住宅地において、もし、翌年までに再建するのでなければ、都市参事会あるいは評議員会が彼らの大多数の出席のもとで議決した場合を除いて、いずれの建物についてもその覆いを取りはずしたり、破壊したり、取り壊すように配慮したりしてはならない。これに違反する行為をなした者は、その不動産の値と同等の金額をフラーウィウス自治市マラガの市民に支払わなければならない。これらの金銭に関しては、この自治市の市民にして、この法に従ってそのように認められる人であれば、欲するなら誰でも、訴訟、請求、追求してもよい。」

(7) ついでに、共和政も末期の前四四年に、カエサル（シーザー）のイニシヤティヴにより建設された都市であるウルソー（これは、ローマ市民からなる植民市で、さきのマラガの近くにあった）のために制定されていた都市法（ウルソー法）を一条だけ紹介しておこう。この法律には、知られているだけで、一三四もの条文があり、そのうち五〇条以上の条文については、その内容が判明している。訳文は『世界歴史事典・史料編・西洋 I』による。

「第九九条 ゲネティウァ植民市において公の水道を設くる場合には、在任中の二人役は、どの耕地を通じてそれを導くべきかを、出席者の三分の二以上の市参事会に提案すべし。出席せる市参事会員の多数が決定せる場所につきては、水道のためにとくに建設せる建物以外のなんらかの建物を通じて導くにあらざる限り、かの耕地を通じて水道を建設することは合法と認められる。なにびとも水道をかようにして設くることを阻害すべから

ず。」

(8) これらの都市法の条文は、立法技術の見地からすると、それなりの水準にあるが（とはいっても、現代法の場合ほど、明晰なスタイルで起草されているわけではない）、それは、これらの法規が、おそらく、ローマ本市で、長い期間のうちに磨きあげられていったルールを成文化したものであったり、あるいは、すでに存在するルールを転用したものであったりしたせいであろう、と思われる。いずれにしても、各地の都市法にはそれなりに共通の規定があったにちがいない（とりわけ、同じ属州内の諸都市についてはその推測がなりたつ）。ひょっとすると、モデル法のようなものがすでに用意されていた可能性さえある。

さて、いくつかの都市法の断片を総合してみると、新設都市あるいは再編成された都市の法制の大要が見えてくる。市政の中心は、ローマ本市の元老院の場合と同じように、「セナートゥス<senatus>」とよばれる市参事会にあった。ここへは、政務官（行政官＝政治家）の地位に就任した経験をもつ者が、五年ごとの選挙手続の実施をへて入っていき、その地位は終身つづく。その数は一〇〇名前後であったと思われる。市民の全体集会である民会が、政務官選挙をとり行なったり、共同体全体の意思決定をしたりする役割をもっていること、それから、二人以上の、いくつかのタイプの一年任期の政務官が市政を具体的に動かすアクティブな機関となることも、ローマ本市の場合と似たようなものであった。市参事会員は、都市の名望家＝有力者として、市政を長期的にリードしていくが、彼らは、政務官に就任する機会に、あるいは参事会のメンバーとして、個人の負担で、共同体のために金を拠出することを喜びとし、誇りとしていた。ミニ・ローマのような町が属州のあちらこちらにできあがったのは、彼らの財力によるものである。現在でも、私たちは、ヨーロッパ大陸やアフリカ北部に、小さいながらもととのった昔のローマの町の面影をのこす遺跡を見ることができが、それは、属州の経済力の高さを象徴するものであった。地方都市で多くの場合ワンセットになっている施設としては、以下のものがある。神殿、広場、公会堂・柱廊、記念門・記念柱、劇場、円形闘技場、体育場、水道、公共浴場などがそれである。しかし、二世紀に入って、ローマ帝国全体の経済的活力が低下し、各地方が衰微しはじめると同時に、中央からの搾取も強化され、そのとき、市参事会のメンバーは、地方都市を代表する層として、過大な負担を強いられるようになり、このポストには誰もつきたがらない傾向が強まる。

さて、さきに紹介した都市法の内容についてであるが、資料(6)①では、都市の政務官職に立候補する人が定数にみたないときの処置について定められている。政務官の数はそれほど多くなかったけれども、毎年ちが

った人が選出されるようにするシステムは、名望家の層が薄い地方都市ではなかなかうまく機能していない。ローマ本市での伝統にもしたがって、名誉職であるこの政務官は無報酬であったので（参事会員についても同様である）、なり手を補給することがむづかしいケースもよく生じたのであろう。当時の地方政治の苦勞がしのばれる。つぎに資料②には、建築関係の法が見えるが、これは現代顔負けのきびしさを備えている。相隣関係をはじめとする生活規制のさまざまなルールは、ローマ世界で驚くほどよく発達していたので、これくらいの規制はごくふつうのことと言えるかもしれない。最後に、資料（7）は、公共の水道にかんする規定である。水道関連の事業は、その水道が私有地を通ることが多いので、いろいろと法的な問題の温床となり、当局にとっても難題を課すものであった。

（E）農地法（*leges agrariae*）

（a）公有地（国有地）の帰属・分配やその占有のありかたをめぐる問題は、ローマ史上最大の経済的・政治的・社会的難問の一つであった。共和政下だけで、まったく異例にも、四〇をこえる数の土地法が制定されたことがそのことを端的に物語っている。以下に、農地法をいくつかをとりあげてみよう。伝えられているもののなかには、提案者名を冠した法律もあるが、たんに〈*lex agraria*〉〔農地法〕としてしか知られていないものも多いようである。

〈1〉〈*lex Licinia Sextia agraria*〉〔農地にかんするリキニウス・セクスティウス法〕（前三六七年）

〈2〉〈*lex Sempronia agraria*〉〔農地にかんするセンプローニウス法〕（前一三三年）

〈3〉〈*lex Sempronia agraria*〉〔農地にかんするセンプローニウス法〕（前一二三年）

〈4〉〈*lex agraria*〉〔農地法〕（前一一一年）

〈5〉〈*lex Thoria*〉〔トリウス法〕（前一一九～一一八年）

〈6〉〈*lex Julia agraria*〉〔農地にかんするユーリウス法〕（前五九年）

〈7〉〈*lex Cocceia agraria*〉〔農地にかんするコッケイユス法〕（後九六～九八年）

（b）「リキニウス・セクスティウス法（前三六七年）〈*lex Licinia Sextia*〉」について見てみよう。これは、初期共和政の法律群のうちの中核法の一つである。この法は、ガイウス・リキニウス・セクスティウスという名の護民官（平民団のリーダー）の提案により、前三六七年に成立した法律シリーズのうちの一つである。これは、一二表法制定後から一〇年まえに再燃していた貴族と平民との身分闘争をとりあえず收拾するものとして生ま

れた一種の妥協策であった。体制側の官職保有者ではなく、いわば反体制側に属する護民官が提案して成立したところに、この法律の改革的な性格がよくにじみでている。この法律の主な内容は、以下の三点にしばられるが、それぞれきわめて重要である。

(1) ナンバー・ワンの通常政務官として、毎年、つねに二名の執政官を設けることとし、そのうちの一名は平民出身の者によって占められる体制にする（それまでにも、——例外的ではあるが——、三～六名の定員からなる、「執政官権限武官」という変則的なナンバー・ワン政務官グループに平民が就任していたことはある）。なぜこれほどまでに平民が力を獲得することができたのか、と言うと、それは、戦争において重装歩兵集団の主力となるにいたった有産平民層（彼らは、前五〇九年に王政を打倒して共和政が樹立されたさいにも、重要な役割を演じた）が——現代風に表現すれば、——ゼネストを敢行し、徴兵や従軍を拒否する、という強烈な実力行使の手口を用いて、共和政初期に反動的な動きを示しはじめた貴族勢力に対抗する政治勢力となることに成功したためである（その最初のゼネストは前四九四年に生じた）。新時代の戦術では、貴族が主流を占める騎兵集団などあまり役立たず、重装備の歩兵集団なしではローマ軍は敵に対して強力ではなかったから、近隣の有力共同体とのせめぎあいのなかでは、国防上、貴族は、平民をなだめるために譲歩することをよぎなくされたのである。貴族と平民との身分闘争は、共和政がスタートすると同時にはじまり、平民は、まず、護民官という、平民団のリーダーを平民の代弁者として貴族になかばけに認めさせることに成功した。そして、身分闘争の第二ラウンドは、この法律の制定よりも一〇年まえに本格的にはじまったと見てよいが、この法律の制定によって政権のトップの座の一方を平民が手中にした結果として、身分闘争の歴史に一つの時代がきざまれたことになる（そのあとも、ナンバー・ツーの法務官以下の政務官のポストがつぎつぎに平民層に開放されていく）。ところで、この出来事により、タテマエ上は市民の平等が確立したと見られるけれども、しかし、ホンネ（実体）に注目すれば、新興の実力派平民が旧勢力である貴族と結んであらたな政治的指導グループを形成し、政権をたらいまわしにただけのことであって、ふつうの平民には、政権など、まるで遠い存在であった。このような現象は、国民に参政権が平等に認められたと言われている現代でもあちこちに見られることであって、べつに不思議なことではない。さらに、もう少しきつめて考えると、執政官を頂点とする数十名の政務官は、たしかに、タテマエのうえでは、ローマ国制のなかで突出し、目立つ存在であるが、しかし、政治のホンネの世界では、毎年交替する政務官群など、小さい存在にすぎず、元老院が強力な集団指導体制を誇っていた。この意味からすると、

平民の執政官就任はそれほど直接的・永続的にローマ政治に強力な衝撃を与えるほどのものとはならなかったわけである。

(2) 負債の処理については、すでに支払った利息を元本の弁済にあてたものとみなして、元本をその分だけ減額するとともに、残債は三年間で返済すればよいものとする。ごく平穏な社会では借金などしなくても社会生活が営まれたであろう。しかし、ローマは、自らの共同体を守るために、ほとんどつねに近隣共同体に対して攻勢にでていたし、また、前三八七年には——まったく珍しいことに——ローマ市がケルト人という異民族によって一時占領され、また、その後も近隣の国々との戦争がつづいたので、ふだんはただの農民の兵士である平民は、しばしば、武器を自弁し、さまざまな軍事的負担も負わされる、という厳しい状況にしばしばおいこまれた。彼らは、まず、自身の身体を担保にいて（もちろん、これはぎりぎりの選択であったが）、貴族から金を借り、それが返済できなければ、その貴族個人の奴隷のようにして働かされたり、また、担保に入っていた自己所有の土地を手ばなしたりしたことであろう。戦争残酷物語がここにある。この時より時代をさかのぼること二〇〇年ほどまえ、ギリシアのアテナイでも、ソローンという敏腕政治家が現われて、さまざまな理由により負債に苦しんでいた平民のために、「重荷おろし」という借金の帳消しを行っているから、歴史というのはほんとうによく似たかたちで動くものだ、ということがわかる。全体的に見た場合、ローマの処置は微温的であるが、それがまたローマ的なやりかたでもあった。なお、平民の身を負債から守るという立法政策はその後もひきつがれ、前三四二年にはゲヌーキウス法によって負債の利息を廃止するという極端なことまで生じだし、前三二六年には、ポエテリウス・パピーリウス法（*lex Poetelia Papiria*）により、身体を担保として借金をするかたちになることも、禁止される（これはさきのソローンが実行していたようなことでもあった）。

(3) それでは、本論に入ろう。公有地の占有は五〇〇ユーゲラ（約一二五ヘクタール）までとし、そこで放牧できる大家畜（牛・馬）は一〇〇頭以下、小家畜（羊・山羊）は五〇〇頭以下に制限するものとする（一〇ユーゲラくらいあれば一家族がなんとか生計をたてていけるということなので、五〇〇ユーゲラの制限がそれほどきびしいものではなかろう）。公有地というのは、ローマが、戦勝のさい、敗れた側からとりあげた土地（ふつう、これはその国土全体の三分の一に相当する）のことで、それについては、資力に余裕のある市民の上層部がそれを国家から借り、利用する、という仕組みができあがっていた。この法律の規定の趣旨は、日本のかつての「農地改革」の目指したところにも一部似かよっているのではなかろうか。この法律の制定により、中小の農民が土地をとりもどし、大土地経営

にも歯止めがかかると同時に、資力に余裕のある平民上層部が、自らも公有地の利用にあずかるチャンスもえたことになる。なお、このような土地改革の流れは、前一三三年にグラックス兄が提案し、強行成立させた法律のなかにも見られる。つまり、ここでは、さきの五〇〇ユーゲラの制限を基本とし、子供一人につき二五〇ユーゲラの追加枠を認め、トータルで一〇〇〇ユーゲラを超えないものとする、というように定められていたのである。前一一一年の土地法は碑文のかたちで現代にまで伝わっている（トリウス法が前一一一年法と同じである、という理解もある）『西洋法制史料選・Ⅰ・古代』八九頁以下にこの法律の紹介が吉野悟氏によって行なわれている。なお、後一世紀に制定されユッケイユス法は最後の農地法とされる。しかも、これは、紀元後の世紀に成立した二つの農地法のうちの一つである。

このように、リキニウス・セクスティウス法は、それまで、日本のかつての総評議長のような性格をもつ護民官たち（平民団のボス）にひきいられた抵抗活動をてことして戦われてきた身分闘争の流れを大きく変えたものであり、現実の問題としても、政治・経済の両分野での平民全体の地位向上にプラスになった。その後も、両身分の対立は、ふたたび戦争がらみで平民の借金地獄が出現したのをきっかけとして激化し、平民はまたゼネストで脅しをかける。その結果、借金問題の処理がどうなったかはよくわかっていない。もともとは平民だけが出席していた平民会で生みだされる決議が市民全体を拘束することを定めるホルテーンシウス法が制定されて、後代には、ここを舞台として多数の法律が生みだされていくことになる。前二八七年のことであった。ふつう、これは平民の勝利・身分闘争の終結点と形容されているが、実際のところは、貴族と上層平民層が結託してこの民会を牛耳ることも少なくなかったので、この法律制定の意義をあまりに強調すると、実体を見誤ることになる。いつの時代にも、政治の実相を読むのはなかなかむずかしいわけである。

（F）利息関連法

（a）

- <1> <lex duodecim tabularum> [一二表法]（前四五一～四五〇年）
- <2> <lex Licinia Sextia> [リキニウス・セクスティウス法]（前三六七年）
- <3> <lex Genucia> [ゲヌーキウス法]（前三四二年）
- <4> <lex Duillia Manenia (Maenia?)> [ドウィッリウス・マネニウス（マエニウス?）法]（?）
- <5> <lex Sempronia> [センプローニウス法]（前一九三年）

<6> <lex Marcia> [マルキウス法] (前一〇四年)

<7> <lex Cornelia Pompeia> [コルネーリウス・ポンペイユス法] (前八八年)

<8> <lex Valeria> [ワレリウス法] (前八二年)

<9> <lex Julia de pecuniis mutuis> [貸金にかんするユーリウス法] (前四九年)

(b)

(1) ここでは、利息をめぐる法規制全般について概観してみよう。民法第五八七条に規定されている金銭消費貸借の制度が本質的には無償性をもっていることのなかにもその痕跡が見られるのであるが、古代ローマの社会においては、たとえば知人に金を貸してあげる、というのは、当時の上流社会に深く根をおろしていた友誼関係（友人関係）の一つの具体的な現われたかたであって、借り手は、融通して頂いたお金を、あとで、その額のままで、貸し手にお返しする、というのが原則であった。仲間うちの金の貸し借りで利息などをとるのはいかにも水くさい仕打ちと考えられたのであろう。もっとも、これはタテマエ上の話で、実際には、借主がなんらかのかたちで貸主に見返りをちゃんとさしあげて、バランスをとらないかぎり、貸主はそれ以後そのサークルではまともな人間と扱ってもらえないであろう。その見返りというものにはいろいろあるが、もっとも大がかりなのは、世話になった人自身や、その人の指示するべつの人物が毎年行なわれる政務官選挙にうってでるさいに、投票することをふくめて、さまざまなかたちで支援をすることであった。他方で、ごく日常的なお礼は、少額の贈与を、少しタイミングをずらすかたちですることによって軽くすまされていたかもしれない。そのようなわけで、ホンネの次元では、利息に相当するようなものは水面下でちゃんと動いていたのである。ところで、利息つきとか無利息スタイルとかの話題になると、文豪シェークスピア作の「ヴェニスの商人」という戯曲のことが思いだされる。ここでは、利息というものがドラマのプロットとして重要な役割を与えられているからである。そのことについて少し見てみよう。シャイロックはユダヤ人の高利貸である。このすご腕の商売人は、すっからかんになった親友の借金にかんして親切にも保証人の役割をひきうけてやろうとするアントーニオという人物（面白いことに、劇中で、この人は、「古代ローマ人のような人物」とされていて、利息をつけて友人とのあいだで金を貸し借りしたことはない、というように描写されている）には、これまでずっと、例の人種的偏見により、また、高利貸を生業としている、という理由で、軽蔑されてばかりいたのであるが、このシャイロックは、なんと、無利子で、三千ダカットもの大金を、問題の友人（本人）のために（というより、旧敵であり、この

局面で保証人となったアントーニオのために）用立ててやることにした。そのとき、このユダヤ人は利息をとらないのであるが（これは、ユダヤ人同士のあいだでなら、ごくあたりまえの現象であり、彼らはアウトサイダーに対してだけ高利貸の商売をしているのである）、このような振舞いは、実質的な借主のアントーニオにまったく思いがけない展開であり、高利貸を職業とする人物としては異例のことであった。そのかわり（かどうかはよくわからないが）、「ほんの冗談である」とか称して、「万一、問題の額が期日にちゃんと返済できないときは、違約金のかわりに、あなたの肉をきっかり一ポンド、私の好きのところから切り取ってもよい、ということにしてもらいたい。そして、これを公証人のところで証文にして記録しておいてほしい。」という奇妙な申出をする。この証文が、のちの裁判で、シャイロックの、期待どおりひとまず物を言い、世にも有名なあの人肉裁判が展開されるのである（その結果、よく知られているとおり、シャイロックの、法のタテマエを利用した企みは実を結ばないどころか、彼は、ヴェネツィア人の命を狙った極悪人ということで、ひどい仕打ちをうけることになる）。

（２）同じようなことは、委任についてもあてはまる。医師や弁護士などのサービスの提供は、当時、高級な労務提供（委任）に属していたから、当然のことながら謝礼がからんできたけれども、それは、ストレートに支払われるのではない。間接的なかたちで御礼がなされるだけである。今では、健康保険の導入などにより、「医は算術」と化してしまっただが、日本でも、戦前には、たしかに「医は仁術」といううけとりかたもあったわけで、そのあたりの微妙なところを想像して頂ければ、ローマの御礼の実体も推察して頂けよう。とにかく、ローマでは、対価をもらって他人の仕事をひきうける、などというのは、奴隷か、かつて奴隷であった下層民のすることであった。誇り高い自由人のあいだでは相互扶助のしきたりが存在していたので、この線でサービスが日常的に提供されている。このような社会では、利息とか露骨な対価とかはなかなか表へは出てこないわけである。

以上の話は、親密な関係にある、いわば同一レベル上の、同格の人間同士についてあてはまることである（もっとも、まともなローマ市民は、共和政時代においても数の上で市民中の少数派に属していたが）。他方、人と人とのあいだに上下の関係がなりたっているところでは、そのようなソフトな人間関係は求められるはずもない。下の者は上の者に甘え、すがって、利益をえようとし、それもときには成功するだろうが、それでも、一定の限度をこえると、きびしい扱いも生まれる。ちょうど、昔の日本の地主と小作人、家主と店子との関係のようなものを考えて頂けばよい。ローマが農業社会であったごく古い時代には、人と人との間柄にはいくらか優

しいところも見られたであろうが、そのような牧歌的な時代は、急速にすぎさっていく。

さて、ローマの上流階層の人々は、土地所有を富の基盤においていた。土地からの、つきることのない収穫が最上の利潤形態と考えられ、商業で現金をかせぐ、といったことは、基本的に蔑視されていた（古代ギリシアにも、貨幣が利息を生むようにすることに反発する考えかたがたしかにあった）。少し話を脱線させると、共和政も中期の前二一八年に、クラウディウス法という法律が發布されて、大規模な通商の手段となるだけの大型船を、元老院議員クラスの人々——つまり、政治家を代々出していく身分の人々——が保有するようなことは、その家の名誉や誇りを傷つけるものとして、禁じられたことがある（政治家が、法規には反しないからといって、その地位を利用しつつせつせと蓄財することがあたりまえのように考えられているどこかの国とはちがう）。もちろん、この法規は——少なくともホンネのレヴェルでは——完全な威力をもつことができず、お偉方が、手とりばやい現金収入の魅力のとりこになって、かつて奴隷であった、気のきいた者に別会社を経営させたりしてかげでこっそりかせぐ、というのも実情であったらしい（しかし、これはホンネの領域での話であって、表むきは遵法の姿勢がきちんと示される）。すぐわかるように、農業で利潤をあげても、たかがしれていた。もともと、ローマは、船が航行できるティベリス川ぞいの要衝にあり、しかも、内陸へ通ずる「塩の道」の中継点に位置する集落で、古くから（とりわけ、エトルスケー人がローマを支配した時代から）、中継商業で繁栄していた。国づくりのはじめの段階において、すでに、この国はただの農業国ではなかったのである。商業によって富を蓄積できるチャンスがある、となれば、近隣の諸共同体の人々はローマの傘下に入って利益にあずかりたい、と思うのが自然であるから、市民の数——つまりは兵力——がローマへの移住や合併などを通じてふえ、そして、リッチな国には、優れた武器がかならずそろう。そのようなわけで、ローマは急速に軍事大国へと成長した。紀元前後の時代には、ローマは地中海政界の制覇にのりだし、その結果、そこを舞台として、「古代資本主義」と形容されるような高度の経済構造まで生まれる。ここが、利息のはびこる世界であるのは言うまでもない。現代世界で見られるのと同じように、銀行の前身であるとも見られる両替商には、各方面から相当な資金がかき集められ（もちろん預け主には利息に相当するものが支払われたはずである）、それを元手にして現代の巨大商社に十分に匹敵するような力量を備える商事組合が手広く商売を営んでいた（最大級のビジネスの一つは、植民地からあがる税金を民間人が前払いする、という徴税請負であった）。

（3）つぎに、本項の主題である利息規制法の歴史をながめてみよう、さ

きに述べた一二表法には、「年利は八・三三%とする」という規定がおかれていたらしい。これは、もちろん最高利率を定めたものである。この法典は、貴族の横暴にたえかねた平民が、実力で抵抗し、法制定にもちこんだ結果できあがったものであるから、この規定は平民に有利にできているはずである。そうだとすれば、この法典よりまえには、もっと高利がまかりとおっていたとも推測できるわけである。なぜ平民が貴族の側から利息をつけてまで金を借りなければならなかったか、と言うと、平民は、おそらく、しばしば行なわれる自衛・侵略戦争に武器自弁でかりだされていたので、出征前に現金が必要だったからであろう。ちゃんとした武具をもたなければ、自身の身が危ないから、平民出身の兵士は必死の思いでそれらを調達した。帰国した兵士は、戦利品も十分にはもらえず、農地は男の働き手を失なったために荒れはて（ローマ兵士のほとんどは農民であった）、元本を返済できずに、担保に入れていた土地を金持ち貴族にとられていった。おきまりの転落コースがここにあるわけである。その後一世紀くらいのあいだに、さきに紹介したリキニウス・セクスティウス法により、利息として支払った分は元本返済にあてることができる、という措置がとられ（違法な利息分についての元本控除という発想は、後代にしばしば法律で制度化されている）、そのあと（前三四六年?）年利を半分に下げて、四・一六%にするという平民会議決も生まれたようである。そして、ついに、前三四二年には、ゲヌーキウス法という法律が利息を全面的に廃止したことが伝えられている。しかし、実際はそんなにうまくいったとは思えない。これが「ザル法」だった可能性もある。いずれにしても、これらは、どれも、平民の要求が突出して生みだされたごく例外的な法律であったと思われる。つぎに、経済取引がピークに達した前一世紀に入ると、年一二%という手ごろな利率が法が認めた最高のもので定着してくる。前八二年に、スッラはコルネーリウス・ポンペイユス法において一〇パーセント制としたようである。もっとも、海賊による掠奪や、海難がまちうけている海上運送にかかわる貸付けのさいには、利率は制限をうけない。これは、ローマ以前に発達していたヘレニズム世界の商慣習にしたがったのものであろう。貸主が積荷の減失時に自身の貸付分を回収できないことになっていたことへの見返りとして、こういう特別の優遇的な扱いになっていたにちがいない。まずは合理的な対処法である。それから、紀元後一〜三世紀に入ってくると、経済の停滞もあったせい、あるいは、利息をまったく認めようとはしないキリスト教理論の影響のせい、全体として利率はダウンしていく。ローマ末期の大法典である法典を編纂させたユースティニアヌス帝は、通常のケースについては六%、上流階層のメンバーに関するケースについては四%、商人および銀行業者に関するケースについて

は八％、海上消費貸借については一二％、というように、それぞれ最高年利率を引下げる措置をとっている。さて、これらの法規の定めに違反した利率を徴収した者には違法な利息額の四倍が罰金として科せられるのが一二表法以来の伝統であつたらしいが、これがどこまで実行されたかはよくわからない。現代でもそうであるが、いったん高利を支払うと約束して、金を借り、そのあと、法規違反をタテにとって利息の支払をしぼる、というような手前勝手な行ないは、まともな人ならとてもできないことだったからである。なお、前一〇四年の「マルキウス法」は、法定利息分をこえる支払利息の返還を請求する手続を定めている。このあたりは、「サラ金」問題をめぐる現代日本のかつての状況とよく似ているのではなかろうか。

(G) 婚姻規制法

(a)

〈1〉 <lex Julia de maritandis ordinibus> [婚姻階層にかんするユリウス法] (前一八年)

〈2〉 <lex Papia Poppaea> [パピウス・ポッパエウス法] (後九年)

(b)

(1) この婚姻法というのはかなりユニークな内容をもつ。当時にあつては、言うまでもないことであるが、婚姻の目的の最大のものは、子孫を生みだすことである。子どもが生まれさえすれば、どんな風にしてもよい、という単純・素朴な発想からすれば、問題はそれほど生じないのかもしれないが、しかし、現実にはなかなか厳しいファクターがある。まず、ある身近な女性から生まれた子供がたしかに自分の子であるかの点について人がいろいろ考えてしまうのも、しかたがないことであろう。それで、この問題にかんする無用のトラブルをさけるためには、正式の婚姻中に生まれた子を嫡出子と認定することにすれば——その真偽はともかくとして——、ひとまず安心、ということになる。その延長線上で考えると、婚姻外の子(いわゆる私生子)であっても、自身の子であることが明確でありさえすれば、嫡出子なみの待遇をしてもべつにかまわないのであろうが、それでは、何のために婚姻という社会制度があるのかわからないし、相続人が、確定しないうえに、やたらにふえる、という問題も生じてくるので、一般に、非嫡出子いろいろと不利益をうけるようにしてあるのがならわしである。このことは、正室・側室のシステムをもつ前近代の婚姻制の場合や、レッキとした一夫多妻婚の場合にはかならずしもあてはまらないが、正式の一夫一婦婚姻を尊重する傾向はどの時代・どの国においても強く見られるものである。皮肉なことに、人間はエキゾティックなものにひかれる性質や冒険する心をもっているのも、もし人々の性的結合を野ばなしにしておく

と、地位や富をもつ社会の上層部は、伝統的なサークル内の正式の婚姻などにはあまり興味を示さずに、独身状態をつづけ、奔放な性的結合に走るおそれがある(性を商品として売るビジネスはローマでも繁盛していたし、姦通や淫蕩行為も珍しくなかった)。それに、ローマの貴族のもとではつきりと生じてきた現象であるが、名家の家系のあいだの婚姻からは子が生まれにくくなり、血がとだえることがよくあった。古い家柄の貴族は、他の系統から新しい血をつねに補給してもらわないかぎりには、滅びてしまうのである。これは生物の法則なのかもしれない。それに——現代のヨーロッパの上流社会にも見られるとのことであるが——、社会のトップ・エリートたちは晩婚であったかもしれないし、一方で、乳幼児の死亡率が驚くほど高かった当時のことであるから、正統の子孫——とくに男子——を生み出すのはなみたいていのことではなかったと推測される。

(2) ちなみに、あの暴君・ヒットラーが、ゲルマン民族特有の原始的な美型をとどめている男女を選抜し、一個所にあつめて子供を生ませたり、また、その逆のおそろしい発想として、非ゲルマン人の一部を根絶することをたくらんだりしたけれども、これは明らかに人道にも反することであった。第二次大戦前夜のドイツという国はそれほど追いつめられていたのだろうか？ 同じゲルマン民族でも、ライン川を渡っていった一派(フランク族)の末えいであるフランス人が、かなり自由な発想をするのに。

(3) さて、ローマの婚姻についてポイントだけを示すと、つぎのようになる。(a) これは、現代の場合とちがって、がっちりとした法関係というようなものではなく、社会的事実にはすぎない(したがって、届出のようなものがなくても、婚姻は立派に成立する)。(b) 終身の、一夫一婦的な、婚姻の意思をもちながら生活の共同に入ることを目的とする人的結合である点は、現代の場合と同じである。(c) 法が介入するところは少なく、習俗に委ねられる面が多い。(d) 一大特徴として、離婚がきわめて容易に行なわれる点(妻の方からでもできる)、夫婦同権の扱いはかなりのレベルにまでたっしている点があげられる。(e) 妻が婚家の家長(夫とはかぎらず、夫の父のこともある)の権力のもとにいわば「嫁＝家の女」として服属するタイプの婚姻は古いもので、比較的后代になって一般的となったニュー・タイプの婚姻では、妻は——従来の権力構造をたもったまま——それまでどおり実家の家長のリモート・コントロールに服する。(f) 後者のタイプとのからみで、妻の持参金(嫁資)は、夫の家のもとはならず(もともとは夫の家のもとなっていたが)、離婚時などにはそっくり回収される(これはもとの妻が再婚するさいの原資として活用されるのがふつうであった)。(g) 両当事者が成年(男子一四歳くらい、女子一二歳)にたっしていること、家長の同意があること、重婚にならないこと、正式の婚姻を

する権利がある（非市民であっても、特別の通婚権を付与してもらえるケースがある）こと、近親婚でないことなどの婚姻要件は、とくに他の国の婚姻の場合とちがっているわけではない）。（h）よくあるように、姦通は妻にきびしい（キリスト教のローマ婚姻観への影響はずっと後代に現われてくるのであるが、その一環として、やがて夫の方も姦通をとがめられるようになる）。（i）婚姻の効果のうちでもっとも重要なのは、そこから生まれた子が嫡出の卑属として父の地位をいずれは継承することである。（j）現代の内縁とは質的に異なっているけれども、たんなる性的関係とは一味ちがう「共棲」というもののがちに認められるようになる。（k）全体として見れば、ローマの婚姻にはなかなかモダンなところがある。

（4）それで、本題に入るが、共和政から帝政への移行期にあたる前一～後一世紀に成立した元首政の初代の元首アウグストゥスは、性の乱れもあって、ローマ古来の血が薄められ、絶えそうになっていくなかで、婚姻階層にかんするユリウス法（前一八年）とパピウス・ポッパエウス法（後九年）を制定した。その内容をあわせて紹介すると、以下のとおりになる。

（5）生まれつきの自由人市民（奴隷出身の者でない人）は、下品である、と認定された婦女と婚姻してはならない。娼婦とか舞台女優とかがそのたぐいの者とされていた。のちに、この禁止に反した婚姻は、法上、無効の扱いになる。このほか、名誉ある元老院議員の家系に属する者には、もっと広範囲に婚姻禁止事項が設けられていた。

（6）驚くべきことに、婚姻する義務が設けられている。男子については、二五歳から六〇歳まで、女子については、二〇歳から五〇歳まで、というぐあいである。それに、夫または妻をなくした者や離婚した者（ローマでは離婚はごくふつうに生じていた）は再婚を義務づけられる（ただし、すでに三人の嫡出子をもつ男子、および、すでに三回出産した経験をもつ女子は、その義務を免除してもらえる）。もちろん、罰則があつて、独身を通した者は相続などのさいに大きな不利益をうけるし、また子供のない者はかなりの不利益をうけた。他方で、婚姻した者や子供を立派にもつ者には、特典が与えられ、年号を数えるとき（ローマの年号は、二名の執政官の名をつらねて示す方式が伝統となっていた）、婚姻している執政官の名の方が独身の執政官より上位におかれ、また、有子の執政官は無子の執政官より上位におかれる。それから、婦女子の場合には、特典はさらに顕著であつて、生まれつき自由人市民の婦女は、三人（非解放奴隷の女性の場合は四人）の子の母となることにより、一生つづく婦女後見からまぬかれ、それにより、女性でありながら、家長のような、法上、自由・独立の地位に昇格することができる。そのほかにもさまざまな特典が婚姻した人に用意されていた。

これほどの努力がなされたにもかかわらず、この制度は、あまり成功したとは伝えられておらず、後代にはしだいにすたれていったが、私たちとしては、ローマが国力のピークにたっしやうとしていたこの時期に、これほど過激な人口政策・社会政策がとられていたことに注目しなければならない。ローマ人は、アテナイ人と同じがって、他の共同体の市民に市民権を与えることにはルールで、奴隷もかんたんに解放されて半自由人となり、その子は生まれつきの自由人市民となったわけだから、一〇〇万に近い人数の人口をもっていた当時のローマ市では、生粋のローマ人の比率はおそるべき低さになっていたと推測される。さきのアウグストゥスは、富裕層が、たんなる自慢のために、大量に異民族系の奴隷を解放することを抑制しようとして、前二年に、フーフィウス・カニーニウス法を制定して、遺言によって一挙に解放できる奴隷の数の最大限を一〇〇名と定めるほか、保有奴隷の総数のランクに応じて、解放可能な奴隷の比率を二分の一（保有奴隷総数が二～一〇名の場合）、三分の一、四分の一、五分の一（五〇〇名以下の場合）とする、というように細かい規制を設けた。さらに、後四年には、アエリウス・センチウス法を制定して、奴隷解放にさまざまな条件（たとえば、解放主である主人の最低年齢を二〇歳とし、解放される奴隷の最低年齢を三〇歳とするなど）をつけ、解放にさらに制約をくわえている。しかし、奴隷を解放する側には、さまざまなメリット（端的に言えば、自由身分を奴隷に売ってやるかたちで、彼らから、ヘソクリのようにして彼らが長年にわたって貯めている金銭をうけとることができる）があるので、解放を抑えきる、ということはできなかったと思われる。いずれにしても、ひとにぎりの富者と、圧倒的な多数の遊民・貧民からなる巨大なローマ国家の現状をまえにして、古きよき、活力のあるローマの姿をとりもどそうとしたアウグストゥスの悲願は、上記のような奴隷解放制限、婚姻奨励だけでなく、姦通の処罰（前一八年のユーリウス法による）にも現われている。しかし、時代の流れはもはやとめることができず、上層部は内部からさまざまな部分でいっそう腐敗しはじめる。そのとき、支配者の危機感は相当なものだったろう。ついでに言えば、現代においても、未来においても、人口問題は切実であって、人口がふえずにこまっている国もあれば（そのなかには旧ソ連の構成国の場合のように、国内のある民族集団の場合は人口がふえているが、そうでない民族集団のケースも多い、というように、複雑な様相を示している国もある）、その一方で、これ以上人口がふえてはこまる、という国もある。わが日本は、現在においてたしかには人口減の傾向のもとにあるが、それでも、今のところは、人口にかんしては比較的バランスのとれた動きを示している国に属する、と言えるかもしれない。他方で、この広い世界には、移民や難民をうけいれること

におおらかな国もいくつかあるというのに、日本には、外人にたいしては門戸を開きそうという傾向もあって、日本の人口は外からのリクルートによって増えることもない。日本人は、本性上、保守・安定・排他性を好むのだろうか？

(H) 奢侈禁止法 <leges sumptuariae>

(a)

- <1> <lex duodecim tabularum> [一二表法] (前四五一～四五〇年)
- <2> <lex Oppia> [オッピウス法] (前二一五年)
- <3> <lex Valeria Fundania> [ワレリウス・フンダーニウス法] (前一九五年 (?))
- <4> <lex Orchia> [オルキウス法] (前一八一年)
- <5> <lex Fannia> [ファンニウス法] (前一六一年)
- <6> <lex Didia sumptuaria> [奢侈にかんするディーディウス法] (前一四三年)
- <7> <lex Licinia sumptuaria> [奢侈にかんするリキニウス法] (前一〇三年 (?))
- <8> <lex Cornelia sumptuaria> [奢侈にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <9> <lex Antia sumptuaria> [奢侈にかんするアンティウス法] (前七一年)
- <10> <lex Julia sumptuaria> [奢侈にかんするユーリウス法] (前四六年)
- <11> <lex Julia sumptuaria> [奢侈にかんするユーリウス法] (前一八一年 (?))

(b)

すでに一二表法第一〇表八に「死者に金を附加すべからず。されど金環歯のある者をその金とともに埋葬しあるいは火葬に附するも罪なかるべし」(佐藤篤士氏訳)という規定があったが、火葬のさいに金を用いることが奢侈的な行動と考えられた可能性はある。その後、共和政時代を通じて、成熟した東方の世界の文化の影響のもとになされる奢侈的な振舞いを抑止するために、法律がつぎつぎに制定された。これらの法律によって禁止されたのは、女性の華美な衣類や装飾品、ぜいたくなもてなしをする宴会などである。言うまでもないことであるが、法律が多いことはこの禁令が十分に効果を発揮しなかったことを如実に物語る。ペナルティーは高額の罰金であったようであるが、金満家にとってはそれは抑止力をもたなかったのである。ところで、ローマ人は、一般に、法のかまえ(タテマエ)には

一応のところ敬意を表するが、しかし、実際（ホンネ）のところは、脱法行為にはしったり、法の不備を巧みについたりして、禁令・禁止の力をかなりそぐようにしていたように思われる。「ザル法」や「いたちごっこ現象」は古今東西どこにでも見られる現象であるが、法治国家・ローマでもそのような雰囲気がたしかにある。もっとも、最終的には、法規でなく、道徳の観点からのしめつけが戸口調査官の手でなされているので、両者あいまってそれなりの制止力は存在していた。

(I) 選挙上の不正を規制する法

(a)

- <1> <lex Poetelia de ambitu> [選挙上の不正にかんするポエテリウス法] (前三五八年)
- <2> <lex Cornelia Baebia de ambitu> [選挙上の不正にかんするコルネーリウス・バエビウス法] (前一八一年)
- <3> <lex Cornelia Fulvia de ambitu> [選挙上の不正にかんするコルネーリウス・フルウィウス法] (前一五九年)
- <4> <lex Cornelia de ambitu> [選挙上の不正にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <5> <lex Aurelia de ambitu> [選挙上の不正にかんするアウレーリウス法] (前七〇年)
- <6> <lex Calpurnia de ambitu> [選挙上の不正にかんするカルプルニウス法] (前六七年)
- <7> <lex Tullia de ambitu> [選挙上の不正にかんするトゥッリウス法] (前六三年)
- <8> <lex Pompeia de ambitu> [選挙上の不正にかんするポンペイユス法] (前六二年)
- <9> <lex Julia ambitus> [選挙上の不正にかんするユーリウス法] (前一八年)

(b)

(1) 現代の日本には、公職選挙法をはじめとする一連の取締法規があって、国政選挙・地方選挙の不正に監視の目をひかせているのであるが、これがはたして実効性をもっているか、という点になると、いろいろと問題がある。違反をおそれては当選などできないのは、もはや、世間のかくれた常識であるし、それに、道徳的観念からすると、選挙違反はそれほどの大罪とは考えられておらず、「見つかったのは運が悪いだけだ」ぐらいのうけとめかたがむしろふつうである。なによりも、私たち選挙民の側に「たかりの構造」めいたものが昔からはびこっていて、それに呼応する

かのように、選挙では巨額の金が不正に動き、当然のことながら、この時期に、巷の経済さえも活気づくのである。たしかに、一般庶民の側から見ると、選挙というのは、政治家の不正の温床の一つであり、金力がやたらにものをいう不愉快なイベントなのであるが、それでも、もう少し根本的なところにさかのぼって深く考えてみると、この選挙という方式は、それがどれほど問題ぶくみの政治システムであるとしても、それなりに意味のある事柄である、と判断しなければならない。つまり、政治をリードする役割をもつ人物が、世襲制（これには、天皇制のようにかなり厳格に血統中心で運用されているものもあれば、徳川幕府の将軍職のように、ある程度は実力に着目しながらいくらか軟らかく運用されているものもある）を通じてほぼ自動的に決定されていくケースとか、軍事政権が象徴するように、武力（ゲバルト）だけでそのような人物がかんたんに決定されていくケースとか、身分秩序が決定的な意味をもち、貴族のなかからだけ、そのような人物が選びだされるケースとかを考えあわせてみると、一庶民として生まれた人間（シヴィリアン）にも、努力（これは、弁論術や法学、さらには軍事的才能などの分野で十分に可能である）しだいでは政治力を発揮するチャンスを与えるローマ共和政型の選挙も、現代型の選挙も、まだベターなものに属するように考えられるのである。このように見えてくると、あのいまわしくて、いまましい「金権選挙」という言葉でさえも、いくらかプラスのイメージもおびてこようというものである。なぜならば、血統とか身分とか素姓とかはふつうの人々にはほとんど手のとどかないしろものであるが、金力・財力だけは、努力と運しだいでは、すべての人々に到達可能な能力だからである。かつて、ライブドアの堀江貴文氏は、金が全能であることを誇張して世間から袋だたきにあったが、彼の真意は、高貴な身分・血統とか、肉体の美しさとか、それをもたない人にはどうにもならないものによってすべてが決するよりも、誰でも平等に手にいれるチャンスのある金力にウェイトのかかっている社会の方が開かれた自由な社会である、というところにあるのだろう。

（２）古代のアテナイには、あの民主政が生まれるまえに、貴族身分の支配体制をうちやぶるために、市民の保有財産にそれなりの意味を認め、それに応じて市民の政治的権利のランクづけを定める「財産政治（ティモクラティア）」のシステムが考案されたし、共和政初期のローマにも、同じような発想があった。両システムのあいだにはほとんど交流がなく、たまたま、べつの時代、べつの場所で、同じような発想が具体化しただけであるから、この、いかにもリアルなホンネ丸出しの財力中心主義というものは、政治がいわゆる「民主化」の過程をたどって進化していくさい過渡的に登場してくるパターンの一つなのかもしれない。

(3) さて、本題の選挙の話にもどろう。まず、民主政アテナイでは、選挙というものの構造的欠陥（どうしても有力者が有利になり、その結果、市民平等などがほんのタテマエだけのものになってしまうこと）が人々によく認識されており、市民軍団の指導者ともなる將軍職などの第一級の専門職をのぞいては、日々の政治の担い手は、ほとんどすべて、抽せんによる輪番制により、市民のなかから決定されることになっていた。ここでは、「民主主義を支えるのは選挙である」といった現代の常識はかならずしも通用しないのである。やがて、抽籤中心主義やその背景にある直接民主政の考えかたにはデメリットばかりが目立つようになり、民主政（デモクラティア）は衆愚政（デマゴギア）の色を濃くしていくのであるが、それでも、アテナイでは、民主政の枠組そのものはかなり深く社会に根づいており、ギリシアの各ポリスの政治生活の一大特徴として、かなり後代まで維持されている。

(4) 一方、わがローマでは選挙はどのようにうけとめられていたのだろうか？ アテナイの場合とは対照的に、ここローマは選挙の盛んな国と言える。もちろん、紀元後一世紀から本格的にはじまる帝政時代では、武力による皇帝位獲得と、世襲制によるその王朝の継続とがワンセットになっていて、暗愚皇帝の追放や殺害によってまた初めから同じ過程がくりかえされる、というぐあいだったので、この体制下では、民意を問う選挙などは生じようもなかった。したがって、ここでの話は、前六世紀から前一世紀までの共和政時代のことに限定されてくる。

(5) ここに興味深い話がある。井上浩一氏は、著書『生き残った帝国ビザンティン』（講談社）のなかで、皇帝の即位のさい、「デーモス」（「民衆・市民」）と呼ばれる下級官吏たちが、高級官僚の一人であるデーモス長の音頭によって「ローマ人の皇帝万歳！」ととなえるしきたりになっていたことが紹介されている。氏も指摘されるように、これは市民団が国家の長を選出するという古代共和政の形式をふんだものであった。後述するように、ローマのスタート地点にあった王政時代の王も、帝政の極致としての専主政時代の皇帝も、「選ばれる」というかたちにこだわっているとすれば、ローマはそれなりに一貫した国家発展をとげた国とも言える。

(6) あまりよくわかっていないことであるが、ローマで王政が誕生するさい、王が選挙で選ばれた、という推測もある（おそらく、それは形式をととのえるだけのことである、とされていたろうが、それでも、このようなかたちをとることそれ自体に意味があったのである）。そのことはべつにしても、ローマ人がもともと選挙という決定方式に親しみをもっていた可能性はある。さて、王政末期の外来系（エトルースキー系）の王は、いろいろな意味における実力（ゲバルト）をフルに発揮してその地位についた

が、そこでは、選挙という手続の用いられる余地はなかった、と見られる。その王を打倒してつぎに生まれた共和政は、選挙によって毎年の権力保有者（複数）を決定するやりかたを国政の根幹とするようになった。ただ、ここで選挙といっても、前任者が後任の人物を候補者として指名し、それを市民（民会）が受け入れるかどうかについてのごく形式的な意思表示が選挙の実体であった時期がかなりつづく。タテマエ上、これは選挙であるが、しかし、ホンネ上は強力な推薦だったのである。しかも、現代で投票と言え、秘密投票を当然に意味しているけれども、ローマでは、古くは、投票は中身を他人に見られてしまう仕組みになっていた。アテナイでは投票はひんばんに行なわれたが、そこでは秘密投票が中心であったと思われるから、この点でも二つの民主的な国家のあいだにかなりのちがいが見られるわけである。さて、問題の選挙不正にかんする法律が歴史に登場したのは、共和政も中期の前三五八年ころであった。この時代の選挙はぐっとモダンになってきており、一つのポストには複数の候補者が本当に競いあい、それぞれの一族や家、さらには派閥の名誉をかけての政治戦が何世代にもわたってくりひろげられた。ローマの政治組織は、明治時代の貴族院にも少し似通ったところのある元老院（終身制）と、毎年選挙で選ばれる政務官と、タテマエ上は全市民が出席する権利をもっているとされる民会のバランスのうえになりたっていたが、この政務官選挙こそがローマの日々の政治の華であり、四ランク程度、総計数十名の政務官が毎年選挙をへて政治の表舞台へおどりでていく。これらのランクのほとんどすべてをスムーズに通過していかないかぎりには、人は政治人として成功したことにはならないので、野心家はいつもつぎのレベルの選挙のことを念頭において行動していなければならない。しかも、上流の貴族の数がだんだんと減ってきたというものの、実力を貯えて下から上昇してくる中流以下の元氣な貴族もあるわけで、各選挙戦は、現代の場合に劣らないくらいの激しいものであった。

（7）さて、どういう行為が不正行為にあたるのか、ということは、実体法にあたる刑法がローマでははっきりとした形式では存在していないので（各犯罪類型について、それ固有の刑事訴訟法とセットになって刑事の実体法規が作成されてはいたが）、ばらばらの資料から断片的に知られているものを列挙することしかできないが、立候補期間中については、饗応や見世物（たとえば闘獣競技のようなスペクタクル）の提供などによって選挙民の人気をえる行為に出ること、および、人目につくような派手な振舞いをする、他方で、投票時については、組織を用いての大がかりな買収（投票をさせる買収もあれば、投票をさせない買収もある）をすることなどが、不正行為にあたりとされている。ところで、選挙不正行為という概念は、

ラテン語のテクニカル・タームとしては、<ambitus>に相当する。英語に<ambition（野心・功名心）>とか<ambitious（野心をいだいた）>とかがあがあるが、もちろんこのラテン語ともつながっている。その<ambitus>は、<ambio（あちこち歩きまわる）>という動詞からつくられているので、「官職を求めてやたらとあちこち動きまわる」というマイナス・イメージが出てくるというわけである。ちなみに、英語の<candidate（候補者）>は、ラテン語でも選挙がらみの言葉で、「輝くばかりに白い——つまり、人目につきやすい——服をまとっている人」という意味の<candidatus>からきている。選挙運動期間のあいだ、候補者は友人やお供の者を多数ひきつれて、公けの場所を毎日行ったりきたりしたことであろう。日本でなら候補者がかならずといってよいほどはめている白い手袋がそのあたりの雰囲気を提供してくれる。

（８）つぎに、刑罰であるが、当選無効、一〇年間の立候補資格剥奪、元老院議員の栄誉の終身剥奪、一〇年間のイタリアからの追放など、時代が下るにつれて刑罰はしだいにきびしくなっていく。しかも、これらの刑罰は、法定刑であり、有罪宣告があると、刑罰はまったく自動的に適用され、情状に応じて刑の量定をする、というような器用な真似はできない仕組みになっていた。もし、執行猶予とかの中間的な色彩をもった刑罰があったり、刑の幅にゆとりがあったりすれば、具体的に妥当な科刑が可能だったであろうが、ローマ人は法定刑システムにこだわりつづけた。ここにもタテマエ尊重の傾向が見られる。

（９）共和政の三〇〇年のあいだにおよそ一〇の法律が制定されたことが知られているが（実際にはもっとあったと思われる）、それだけ法律を制定していかなければならなかったのは、不正行為につぎつぎに新手のものが登場して、対応に追われたためであろう。このあたりの事情は、日本の政治家が法をさけながら選挙違反を巧妙にやっていくのと似たようなものである。なお、この犯罪のかどで野心的な政治家を訴追し（誰でも訴追することができたのがローマ共和政時代の刑事訴訟の特徴である）、有罪に追いこめば、合法的に相手方を蹴落とすことができる関係で、訴追行為そのものが政治化し、政治的に大いに活用されたこともつけくわえておかなければならない。しかし、有罪の結末があまりにもきびしい関係で、多少手加減もされるうえに、買収も容易にきく裁判制度（五〇人以上のメンバーによる、一種の陪審）が用いられていたのも、無罪となって刑罰をのがれる人々の方が多かったにちがいない。これがザル法であった可能性はかなり高いと思われる。

（J）投票板法 (leges tabellariae)

(a)

<1> <lex Gabinia tabellaria> [投票板にかんするガビーニウス法] (前一三九年)

<2> <lex Cassia tabellaria> [投票板にかんするカッシウス法] (前一三七年)

<3> <lex Papiria tabellaria> [投票板にかんするパピーリウス法] (前一三一年)

<4> <lex Maria> [マリウス法] (前一一九年)

<5> <lex Caelia> [カエリウス法] (前一〇七年)

(b)

民会において毎年選挙がとり行なわれ、各ランクの政務官が決定されるが、もともとは、後任者が推せんされたり、指名されたりする、やわらかいスタイルでその作業がとりおこなわれていた。しかし、共和政の進展とともに、たとえば閥族派对民衆派というようにさまざまな要因により眞の意味での対抗的な選挙戦がたたかわされるようになると、投票内容が口頭のものであるために、オープンとなっている、という仕組みでは、不都合が生ずる（誰に投票したかが世間に知られてしまうと、こまる人もいるのである。たとえば、貴族の被護者たちはパトロンにあたる貴族の意向にさからうことができなかったからである。とりわけ、パトロンを複数もっている人の場合には、投票の中味はかくしておきたかったであろう）。それで、意見・立場が他人に知られないようにしておくために、秘密投票のシステムが考案された。この点では、ローマの投票制度はいわば完成の域にたっしたのであるが、その一方で、選挙民会での投票の仕組み本体の方には多くの問題点がからみついている。

④日本の選挙でいつも問題になることなのであるが（アメリカの大統領選挙においても同じような問題がからんでいる）、小選挙区では、一票でも多く得票した側に一議席が与えられ、他の票は死票となる（これとはべつに、比例代表制が設けられているので、その弊害は多少はやわらげられるようになったが）。得票率に大差がなくても、議席数では圧倒的に差がついてしまうことは珍しいことではない。さて、ローマでも、選挙の母胎となる人のユニット（ケントゥリア民会の場合は、193 個ある）は、小選挙区の場合のように一票を提供するので、内部の意見対立は最終的には消されてしまう。⑤一つのユニットを構成する市民の数には驚異的な差がある。古くて伝統のあるユニットの場合には所属員数は少ないが、あとになってふやされたものには、最小の人数のもの数十倍のも多数の人がつめこまれる。⑥上級のユニットから順番に投票が行なわれ、過半数にたつすると、投票はうちきられて、事案は決定されることになる。ケントゥリア民

会の構成については G I (2) ⑤ : p.56、および、G I (3) ③ © : p.64.を参照。19+80 の二つのケントゥリア（ユニット）は上層部（貴族や富裕な平民）のメンバーによって占められていたので、これらのあいだで多数がとれば、その数は過半数となる。④以上は、タテマエ（制度）上の問題点＝難点であるが、他方で、ホンネ（実質）上の問題として、民会に出席するのはローマ本市の市民だけで、構成員の出席率が極端に低い点がある。ギリシアのアテナイには「定足数」というモダンな発想が制度のベースにあったが、そのようなものはローマにはない。アテナイは佐賀県ほどの領域しかなかったため、本市に人が集まることは可能であったが、ローマでは、イタリア半島全域に市民が拡散していても、本市での直接民主政のシステムは温存される。代議制ないしは間接民主政の発想はついに生まれなかったのである。

（K）刑事法

共和政盛期の刑事裁判の主要な場は査問所<quaestio>であったが（[J] 部門第二章：p.4ff.を参照）、ローマでは、刑法典のようなものは存在せず、刑事裁判の対象として個々の犯罪類型をそのつど設定していく、といったアドホック・スタイルがとられた。その法律には、実体刑法のほかに、その犯罪類型用の刑事訴訟手続規定も含まれている。つぎに、年代順に、現在まで知られている法律をあげておこう。言うまでもないことであるが、共和政につづく帝政時代（その第一期は元首政時代である）に入ると、共和政時代のもろもろの法律の多くは効力を保持したままのかたちをとるが、それとならんで、勅法のスタイルをとるルールが刑事法の中核の一部をになうようになる。無数の勅法には、個別的事案への対応が見えているだけなので、法律の場合のようにきっぱりとした規範性はとぼしい。ローマの刑事法については、[J] 部門に概説的な記述がおかれている。

- <1> <lex Poetelia de ambitu> [選挙上の不正にかんするポエテリウス法]（前三五八年）
- <2> <lex Silia de ponderibus> [重量にかんするシーリウス法]（前三世紀(?)）
- <3> <lex Papiria> [パピーリウス法]（前三～二世紀）
- <4> <lex Oppia> [オッピウス法]（前二一五年）
- <5> <lex Cornelia Baebia de ambitu> [選挙上の不正にかんするコルネーリウス・バエビウス法]（前一八一年）
- <6> <lex Orchia> [オルキウス法]（前一八一年）
- <7> <lex Fannia> [ファンニウス法]（前一六一年）
- <8> <lex Cornelia Fulvia de ambitu> [選挙上の不正にかんするフルウ

- ィウス法] (前一五九年)
- <9> <lex Calpurnia de repetundis> [不法利得にかんするカルプルニウス法] (前一四九年)
- <10> <lex Scatinia (lex Scantinia)> [スカティーニウス (スカンティニウス) 法] (前一四九年)
- <11> <lex Didia sumptuaria> [奢侈にかんするディーディウス法] (前一四三年)
- <12> <lex Fabia> [ファビウス法] (前二～一世紀)
- <13> <lex Gabinia> [ガビーニウス法] (前一三九年)
- <14> <lex Gabinia tabellaria> [投票板にかんするガビーニウス法] (前一三九年)
- <15> <lex Junia> [ユーニウス法] (前一二六年)
- <16> <lex Acilia repetundarum> [不法利得にかんするアキーリウス法] (前一二三年) (B) を参照。
- <17> <lex Aemilia sumptuaria> [奢侈にかんするアエミリウス法] (前一一五年)
- <18> <lex Servilia de repetundis> [不法利得にかんするセルウィーリウス法] (前一一一年)
- <19> <lex Apuleia de majestate> [反逆にかんするアープレーイユス法] (前一〇三年ごろ)
- <20> <lex Licinia sumptuaria> [奢侈にかんするリキニウス法] (前一〇三年(?))
- <21> <lex Varia> [ワーリウス法] (前九〇年)
- <22> <lex Cornelia de ambitu> [選挙上の不正にかんするコルネーリウス法] (前八一年ころ)
- <23> <lex Cornelia de falsis> [偽罪にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <24> <lex Cornelia de majestate> [反逆にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <25> <lex Cornelia de repetundis> [不法利得にかんするコルネーリウス法] (前八一年ころ)
- <26> <lex Cornelia de sicariis et veneficiis> [刺殺者および毒殺者にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <27> <lex Cornelia de aleatoribus> [賭博者にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <28> <lex Cornelia sumptuaria> [奢侈にかんするコルネーリウス法] (前八一年)

- <29> <lex Aurelia de ambitu> [選挙上の不正にかんするアウレーリウス法] (前七〇年)
- <30> <lex Plautia de vi> [暴力にかんするプラウティウス法] (前七八～六三年(?))
- <31> <lex Calpurnia de ambitu> [選挙上の不正にかんするカルプルニウス法] (前六七年)
- <32> <lex Papia> [パピウス法] (前六五年)
- <33> <lex Tullia de ambitu> [選挙上の不正にかんするトゥッリウス法] (前六三年)
- <34> <lex Pompeia de ambitu> [選挙上の不正にかんするポンペイユス法] (前六二年)
- <35> <lex Livia judiciaria> [裁判にかんするリーウィウス法] (前九一年)
- <36> <lex Julia repetundarum> [不法利得にかんするユーリウス法] (前五九年)
- <37> <lex Pompeia de culleo> [皮袋刑にかんするポンペイユス法] (前五五年(?))
- <38> <lex Pompeia de parricidio> [尊属殺人にかんするポンペイユス法] (前五五年あるいは五二年)
- <39> <lex Licinia de sodaliciis> [選挙支援団体にかんするリキニウス法] (前五五年)
- <40> <lex Pompeia de vi> [暴力にかんするポンペイユス法] (前五二年)
- <41> <lex Julia majestatis> [反逆にかんするユーリウス法] (前四六年)
- <42> <lex Julia sumptuaria> [奢侈にかんするユーリウス法] (前四六年)
- <43> <lex Julia ambitus> [選挙上の不正にかんするユーリウス法] (前一八年)
- <44> <lex Julia de adulteriis> [姦通にかんするユーリウス法] (前一八年)
- <45> <lex Julia sumptuaria> [奢侈にかんするユーリウス法] (前一八年?)
- <46> <lex Julia de annona> [穀物価格にかんするユーリウス法] (前一八年(?))
- <47> <lex Julia judiciorum publicorum> [公訴訟にかんするユーリウス法] (前一七年(?))
- <48> <lex Quinctia> [クィーンクティウス法] (前九年)

- <49> <lex Julia majestatis> [反逆にかんするユーリウス法] (前八年)
- <50> <lex Julia peculatus> [公物横領にかんするユーリウス法] (カエサル時代(?)、アウグストゥス時代(?))
- <51> <lex Julia de vi publica> [公暴力にかんするユーリウス法] (アウグストゥス時代)
- <52> <lex Julia de vi privata> [私暴力にかんするユーリウス法] (アウグストゥス時代)

(L) 裁判手続法

- <1> <lex Valeria de provocatione> [提訴にかんするワレリウス法] (前五〇九年)
- <2> <lex Hostilia> [ホスティーリウス法] (共和政初期)
- <3> <lex Pinaria> [ピーナーリウス法] (共和政初期)
- <4> <lex Aternia Tarpeia> [アテルニウス・タルペイユス法] (前四五四年(?))
- <5> <lex Menenia Sextia> [メネーニウス・セクスティウス法] (前四五二年)
- <6> <lex Duillia de provocatione> [上訴にかんするドゥイッリウス法] (前四四九年)
- <7> <lex Crepereia> [クレペレイユス法] (共和政初期)
- <8> <lex Silia de condictione> [通告にかんするシーリウス法] (共和政初期)
- <9> <lex Porcia> [ポルキウス法] (前二世紀)
- <10> <lex Aebutia> [アエブティウス法] (前二世紀)
- <11> <lex Sempronia de provocatione> [上訴にかんするセンプローニウス法] (前一二三年)
- <12> <lex Sempronia judiciaria> [裁判にかんするセンプローニウス法] (前一二三年)
- <13> <lex Calpurnia de legis actione per condictione> [通告による法律訴訟にかんするカルプルニウス法] (前二世紀末以降)
- <14> <lex Livia judiciaria> [裁判にかんするリーウィウス法] (前九一年)
- <15> <lex Plautia judiciaria> [裁判にかんするプラウティウス法] (前八九年)
- <16> <lex Cornelia de proscriptione> [没収にかんするコルネーリウス法] (前八二年)
- <17> <lex Aurelia judiciaria> [裁判にかんするアウレーリウス法] (前

七〇年)

<18> <lex Licinia de sodaliciis> [選挙支援団体にかんするリキニウス法] (前五五年)

<19> <lex Julia Papiria> [ユーリウス・パピーリウス法] (前三〇年)

<20> <lex Julia judiciorum publicorum> [公訴訟にかんするユーリウス法] (前一七年(?)) (アウグストゥス時代)

<21> <lex Julia judiciorum privatorum> [私訴訟にかんするユーリウス法] (前一七年(?))

<22> <lex Junia Petronia> [ユニウス・ペトロニウス法] (後一九年(?))

<20>・<21>の二つのユーリウス法は、一体となって、アウグストゥスのイニシヤティヴにより、ある種の訴訟手続法集成として生まれたものである。立法作品の全容は伝わっていないが、法制度を調整し、再編することに努力したアウグストゥスの意欲が伝わる作品である。民刑事の一般的な手続法は、四〇〇年以上もまえの一二表法のあと、はじめて生みだされたものである。ローマ人は、手続というものを各論的に処理することをむしろ好んでいたが、これらの法律では、特別に、手続はそれなりに総論のかたちをとって編みあげられていた、と思われる。

(M) 審判人名簿法

(a)

<1> <lex Sempronia judiciaria> [裁判にかんするセンプローニウス法] (前一二三年)

<2> <lex Cornelia> [コルネーリウス法] (前八一年(?))

<3> <lex Aurelia judiciaria> [裁判にかんするアウレーリウス法] (前七〇年)

(b)

共和政時代の民事裁判（これには、古い由来の法律訴訟(*legis actio*)と、その改良型とも位置づけられる方式書訴訟の二つのタイプが、ときには併存しながら存在している）で判決を下す任務をもつのは、ふつうはただ一人の審判人(*judex*)であるが（裁判で掌理する法務官は、[I] 部門第五章第三項(2): p.64ff.に示したように、第二段階では、手続からはなれて、審判人にすべてをゆだねる）、この者は審判人名簿のなかから選任されるということになっている。一方、各タイプの刑事裁判のうち、査問所手続(*quaestio*)にあつては、数十名の審判人たちによって、判決が下される（ここでは、裁判を指揮する法務官は——民事訴訟の場合とはちがって——手続の終わるまで関与する）。ローマでは、刑事裁判そのものがきわめて政治

的に運用されることがしばしばであった関係で（たとえば、政敵打倒のための平和的手段として）、元老院議員だけによって構成されている審判人名簿は、元老院に所属しているサークルの外にいるふつうの市民の眼には、不公正な動きもする存在、とうつつたことであろう。グラックス兄弟の弟のガーイウスは、上流貴族の流れをくむ人物であったが、平民サイドにたち、護民官として活動するさい、元老院階層につぐ第二の階層（身分）である騎士階層（**equites**）を自身のたしかな勢力基盤とするために、元老院階層から、政治犯罪である不法利得罪を裁く刑事法廷（査問所）での審判人（裁判者）資格を全面的に奪いとる、というドラスティックな改革法を成立させた。グラックス弟の死後、それまでは唯一のものであった常設の刑事査問所は、他の多くの犯罪類型を管轄するものへと大幅に拡充されていき、騎士階層の政治力はいつそう高まることになる。その後、ゆりもどしもあり、保守本流（反動派？）のレッテルもはられるスッラは、元老院強化の政策のもとで、ふたたび元老院階層に審判人資格を奪還する措置をとった。しかし、最終的に、アウレーリウス法は、元老院階層、騎士階層および収入役の三者の混合体をつくりだし、これで審判人名簿をめぐる五〇年以上の争いはひとまず終わったわけである。

（N）身分闘争の成果を示す法律など

以下に、法律それ自体のデータのほかに、平民が支配層の貴族からかちとった地位などについても記しておこう。何百年にわたって散在するこのグループの法律は、まさにローマ共和政の展開を如実に反映するものとなっている。なお、ローマの各身分の姿や身分闘争については、[G] 部門第二章 [I] F: p.42ff.の記述を参照して頂きたい。

<1> 平民層のリーダーであり、そして、その全体集会である平民会（**concilia plebis**）を動かし、同時に平民の保護者となる護民官（**tribunus plebis**）の地位が貴族側によって公認される（前四九四年?）。護民官は、神聖不可侵の地位を貴族からも保障されていたので、まったくフリーなかたちで、しかも安全に各方面において貴族に対抗する行動にでることができた。貴族の行動に対して彼が社会の現場で行使する差止権（拒否権）は最大の抵抗の武器であった。

<2> <lex duodecim tabularum> [一二表法]（前四五一～四五〇年）

<3> <lex Canuleia> [カヌレイユス法]（前四四五年）（平民と貴族の通婚権の承認は、一二表法の規定をくつがえすものである）

<4> 執政官職権をもった総司令官（**tribuni militum**）への平民の任官（前四四五年）

<5> 下級の政務官である財務官（**quaestor**）への平民の任官（前四四五

- 年)
- <6> <lex Licinia Sextia> [リキニウス・セクスティウス法] (前三六七～六年) (通常の政務官としてはトップである二人の執政官 (*consul*) のうちの一人への任官)
 - <7> 執政官などの高級政務官に任官した平民は、一年の任期を終えたあと、貴族の牙城である元老院 (*senatus*) に所属する資格を獲得する。これによって、平民出身の官職貴族が誕生し、旧来の血統貴族に対抗する勢力がかたちづくられることになった。
 - <8> 国家の内外の非常時に特別に設置される独裁官 (*dictator*) への任官 (前三五六年)
 - <9> 騎兵長官 (*magister equitum*) への任官 (前三五一年)
 - <10> <lex Publilia Philonis> [ピローのプーブリリウス法] (前三三九年) (五年ごとに実施される戸口調査 (現代のセンサスのようなもの) を統轄する戸口調査官 (*censor*) への任官 (戸口調査官は執政官経験者のなかから選出されるので、ローマ最高のポストである))。
 - <11> <lex Poetelia Papiria> [ポエテリウス・パピーリウス法] (前三二六年) (判決によって命じられた債務を履行できなかった者が債務奴隷の身分におちいるシステムを廃止したのがこの法律の画期的な成果であるが、これによって救済されるのは、ほとんど平民であったと推定される。平民は貴族に対して譲歩を迫り、この法律を制定させたのであろう。身分闘争とは直接にはむすびつかない出来事ではあるが、人権保護＝弱者救済の重要な改革の一つとなっている。)
 - <12> <lex Ogulnia> [オグルニウス法] (前三〇〇年) (神官 (*pontifex*) への任官。神官団のトップである大神官 (*pontifex maximus*) に最初に任官したのは前二五四年ころのことである。大神官は、たんに宗教的な問題を扱うだけではなく、政治的にも重要な役割を演ずる。)
 - <13> <lex Hortensia> [ホルテーンシウス法] (前二八六年) (平民会の議決がケントゥリア民会 (*comitia centuriata*) の議決である<lex> [法律] と同等の効力をもつことを定める。平民会にはすでに貴族の勢力もおよんでいたもので、ホンネ的には (実態においては)、平民が貴族の意思に反してでも法規を制定する、というように画期的な変化が生じたわけではない。しかし、タテマエ的 (制度的) には身分闘争はこの措置により終了したことになる。)
 - <14> 護民官 (*tribunus plebis*) は、平民代表としての特殊な性格をもつことから、元老院議員とはなれなかったが、ついに、前一四九年に、元老院入りを認められる。これによって、護民官のコースも、平民のエリートたちの出世コースの一つとなった。

- <15> <lex Cornelia de tribunis plebis> [護民官にかんするコルネーリウス法] (前八二年) (保守本流を自負するスッラは、身分闘争を推進してきた護民官の特権的地位 (権能) をほとんど奪いさることを内容とするこの法律を制定した。)
- <16> <lex Aurelia> [アウレーリウス法] (前七五年) (スッラの、いわば反動的な法措置をくつがえして、護民官経験者にも高級政務官への出世コースが再び認められる。)
- <17> <lex Pompeia Licinia> [ポンペイユス・リキニウス法] (前七〇年) (さきのスッラが護民官の地位にくわえたさまざまな制約をとりはらって、旧来の状況にもどす。)

(O) 政治および公法にかんする法律

- <1> <lex Valeria> [ワレリウス法] (前五〇九年)
- <2> <lex Icilia> [イキリウス法] (前四九二年)
- <3> <lex Pinaria Furia> [ピーナーリウス・フーリウス法] (前四七二年(?))
- <4> <lex Papiria de consecratione> [奉獻にかんするパピーリウス法] (共和政初期)
- <5> <lex Publilia Valeronis> [ワレローのプーブリリウス法] (前四七一年)
- <6> <lex Aternia Tarpeia> [アテルニウス・タルペイユス法] (前四五四年(?))
- <7> <lex Menenia Sestia> [メネーニウス・セスティウス法] (前四五二年)
- <8> <lex Valeria Horatia> [ワレリウス・ホラーティウス法] (前四四九年)
- <9> <lex Licinia Sextia> [リキニウス・セクスティウス法] (前三六七年)
- <10> <lex Licinia Sextia agraria> [農地にかんするリキニウス・セクスティウス法] (前三六七年)
- <11> <lex Aemilia> [アエミリウス法] (前三六七年)
- <12> <lex semiunciaria> [二四分の一の利息にかんする法] (前三六七年)
- <13> <lex Manlia> [マーンリウス法] (前三五七年)
- <14> <lex Duillia de provocatione> [上訴にかんするドゥイッリウス法] (前四四九年)
- <15> <lex Trebonia> [トレボーニウス法] (前四四八年)

- <16> <lex Canuleia> [カヌレイユス法] (前四四五年)
- <17> <lex Pubililia Philonis> [ピローのプーブリリウス法] (前三三九年)
- <18> <lex Poetelia Papiria> [ポエテリウス・パピーリウス法] (前三二六年)
- <19> <lex Ogulnia> [オグルニウス法] (前三〇〇年)
- <20> <lex Maenia de patrum auctoritate> [元老院議員の同意にかんするマエニウス法] (前三世紀初め以降)
- <21> <lex Hortensia de plebiscitis> [平民会議決にかんするホルテンシウス法] (前二八六年)
- <22> <lex Claudia> [クラウディウス法] (前二一八年)
- <23> <lex Oppia> [オッピウス法] (前二一五年)
- <24> <lex Hieronica> [ヒエロー法] (前三世紀)
- <25> <lex Alearia> [アーレアーリウス法] (前二〇四年(?))
- <26> <lex Acilia de intercalando> [閏年計算にかんするアキーリウス法] (前一九一年)
- <27> <lex Terentia> [テレンティウス法] (前一八九年)
- <28> <lex Villia> [ウィッリウス法] (前一八〇年)
- <29> <lex Licinia Cassia> [リキニウス・カッシウス法] (前一七二年)
- <30> <lex Aebutia> [アエブティウス法] (前一五〇年(?))
- <31> <lex Gabinia tabellaria> [投票板にかんするガビーニウス法] (前一三九年)
- <32> <lex Caecilia Didia> [カエキリウス・ディーディウス法] (?)
- <33> <lex Cassia tabellaria> [投票板にかんするカッシウス法] (前一三七年)
- <34> <lex Sempronia agraria> [農地にかんするセンプローニウス法] (前一三三年)
- <35> <lex Latina tabulae Bantiae> [パンティアの板のラテン法] (前一三三～前一一八年)
- <36> <lex Rupilia> [ルピリウス法] (前一三一年)
- <37> <lex Papiria tabellaria> [投票板にかんするパピーリウス法] (前一三一年)
- <38> <lex Junia> [ユーニウス法] (前一二六年)
- <39> <lex Sempronia de abactis> [奉獻にかんするセンプローニウス法] (前一二三年)
- <40> <lex Sempronia frumentaria> [穀物にかんするセンプローニウス法] (前一二三年)

- <41> <lex Maria> [マリウス法] (前一一九年)
- <42> <lex Thoria> [トリウス法] (前一一九～前一一八年)
- <43> <lex Titia de aleatoribus> [賭博者にかんするティティウス法]
(?)
- <44> <lex Caecilia Didia> [カエキリウス・ディーディウス法] (?)
- <45> <lex Licinia> [リキニウス法] (前二世紀以降)
- <46> <lex agraria (lex Baebia agraria)> [農地にかんする法 (農地にかんするバエビウス法)] (前一一一年)
- <47> <lex Cassia> [カッシウス法] (前一〇四年)
- <48> <lex Domitia> [ドミティウス法] (前一〇三年)
- <49> <lex Atinia> [アーティーニウス法] (前一〇二年)
- <50> <lex Licinia Mucia> [リキニウス・ムーキウス法] (前九五年)
- <51> <lex Julia de civitate> [市民権にかんするユーリウス法] (前九〇年)
- <52> <lex Minicia> [ミニキウス法] (前九〇年ころ)
- <53> <lex Plautia Papiria de civitate> [市民権にかんするプラウティウス・パピーリウス法] (前八九年)
- <54> <lex Cornelia Pompeia> [コルネーリウス・ポンペイユス法] (前八八年)
- <55> <lex Cornelia de tribunis plebis> [護民官にかんするコルネーリウス法] (前八二年)
- <56> <lex Cornelia de proscriptione> [没収にかんするコルネーリウス法] (前八二年)
- <57> <lex Cornelia de captivis> [戦争捕虜にかんするコルネーリウス法] (前八二～前七九年)
- <58> <lex Cornelia de imperio> [命令権にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <59> <lex Cornelia de magistratibus> [政務官にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <60> <lex Cornelia de praetoribus> [法務官にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <61> <lex Cornelia de provinciis> [属州にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <62> <lex Cornelia sumptuaria> [奢侈にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <63> <lex Cornelia de viginti quaestoribus> [二〇名財務官にかんするコルネーリウス法] (前八一年)

- <64> <lex Cornelia de legibus solvendo> [法律遵守義務免除にかんするコルネーリウス法] (前七六年)
- <65> <lex Aurelia> [アウレーリウス法] (前七五年)
- <66> <lex Antonia de Termessibus> [テルメーッスス人にかんするアントーニウス法] (前七一年)
- <67> <lex Pompeia Licinia> [ポンペイユス・リキニウス法] (前七〇年)
- <68> <lex Aurelia iudiciaria> [裁判にかんするアウレーリウス法] (前七〇年)
- <69> <lex Roscia theatralis> [劇場にかんするロースキウス法] (前六七年)
- <70> <lex Cornelia de edictis> [告示にかんするコルネーリウス法] (前六七年)
- <71> <lex Manilia> [マーニーリウス法] (前六七年)
- <72> <lex Gabinia de piratis persecuendis> [海賊追討にかんするガビーニウス法] (前六七年)
- <73> <lex Papia> [パピウス法] (前六五年)
- <74> <lex Atia> [アティウス法] (前六三年)
- <75> <lex Pupia> [プーピウス法] (前五七年)
- <76> <lex Pompeia> [ポンペイユス法] (前五二年)
- <77> <lex Cassia> [カッシウス法] (前四五年)
- <78> <lex Julia agraria> [農地にかんするユーリウス法] (前五九年)
- <79> <lex Mamilia Roscia Peducaea Alliena Fabia> [マーミリウス・ロースキウス・ペドゥカエウス・アッリエーヌス・ファビウス法] (前二～前一世紀)
- <80> <lex Coloniae Genetivae Juliae (lex Ursonensis)> [ゲネティーワ・ユーリア植民市の法 (ウルソーの法)] (前四四年)
- <81> <lex Antonia> [アントーニウス法] (前四四年)
- <82> <lex Vibia> [ウィビウス法] (前四三年)
- <83> <lex Titia> [ティティウス法] (前四三年)
- <84> <lex Julia municipalis> [地方市にかんするユーリウス法] (カエサル時代(?))
- <85> <lex Rubria de Gallia Cisalpina> [アルプス南のガッリアにかんするルブリウス法] (前四二年(?))
- <86> <lex Potronia de praefectis jure dicundo> [司法官にかんするペトロニウス法] (前三二年より前)
- <87> <lex Saenia> [サエニウス法] (前三〇年)
- <88> <lex Julia de senatu habendo> [元老院会議運営にかんするユー

- リウス法] (前一〇年ころ)
- <89> <lex Quinctia> [クィーンクティウス法] (前九年)
- <90> <lex Julia de modo aedificiorum> [建物の態様にかんするユーリウス法] (前一八年(?))
- <91> <lex Julia de annona> [地租にかんするユーリウス法] (前一八年?)
- <92> <lex municipalis Tarentina> [タレントゥム地方市にかんする法] (前一世紀)
- <93> <lex Julia theatralis> [劇場にかんするユーリウス法] (五年以降)
- <94> <lex Visellia> [ウィセッリウス法] (二四年)
- <95> <lex Petronia> [ペトロニウス法] (六一年(?))
- <96> <lex de imperio Vespasiani> [ウェスパシアーヌスの主権にかんする法] (六九～七〇年)
- <97> <lex Malacitana> [マラカの法] (八二～八四年)
- <98> <lex Salpensana> [サルペーンサの法] (八二～八四年)
- <99> <lex Cocceia> [コッケイユス法] (九六年)
- <100> <lex Cocceia agraria> [農地にかんするコッケイユス法] (九六～九八年)
- <101> <lex metalli Vipascensis> [ウィバスカ鉱山の法] (二世紀)

(P) 私法関係の法律

- <1> <lex Licinia (Licinnia)> [リキニウス (リキンニウス) 法] (共和政初期)
- <2> <lex Hostilia> [ホスティールius法] (共和政初期)
- <3> <lex Canuleia> [カヌレイユス法] (前四四五年)
- <4> <lex Licinia Sextia> [リキニウス・セクスティウス法] (前三六七年)
- <5> <lex Genucia> [ゲヌーキウス法] (前三四二年)
- <6> <lex Poetelia Papiria> [ポエテリウス・パピーリウス法] (前三二六年)
- <7> <lex Aquilia> [アクィールius法] (前二八六年)
- <8> <lex Apuleia de sponsu> [誓約にかんするアープレイユス法] (三世紀中ごろ以降)
- <9> <lex Publicia> [プーブリキウス法] (前二〇四年より前)
- <10> <lex Cincia> [キンキウス法] (前二〇四年)
- <11> <lex Atilia> [アティールius法] (前三世紀以降(?))

- <12> <lex Furia de sponsu> [誓約にかんするフーリウス法] (前三世紀～前二世紀)
- <13> <lex Furia testamentarum> [遺言にかんするフーリウス法] (前二〇四～一六九年)
- <14> <lex Sempronia> [センプローニウス法] (前一九三年)
- <15> <lex Plaetoria(Laetoria) de minoribus> [年少者にかんするプラエトーリウス (ラエトーリウス) 法] (前一九二～前一九一年)
- <16> <lex Atinia> [アーティーニウス法] (前二世紀)
- <17> <lex Terentia> [テレンティウス法] (前一八九年)
- <18> <lex Voconia> [ウォコーニウス法] (前一六九年)
- <19> <lex Cicereia de sponsu> [誓約にかんするキケレイユス法] (前二世紀(?))
- <20> <lex Marcia> [マルキウス法] (前一〇四年)
- <21> <lex Vallia> [ワッリウス法] (前二世紀)
- <22> <lex Atinia> [アーティーニウス法] (前二世紀)
- <23> <lex Licinia Mucia> [リキニウス・ムーキウス法] (前九五年)
- <24> <lex Minicia> [ミニキウス法] (前九〇年ころ)
- <25> <lex Cornelia Pompeia> [コルネーリウス・ポンペイユス法] (前八八年)
- <26> <lex Valeria> [ワレリウス法] (前八六年)
- <27> <lex Cornelia de captivis> [戦争捕虜にかんするコルネーリウス法] (前八二～七九年)
- <28> <lex Cornelia de adpromissoribus> [参加諾約者にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <29> <lex Cornelia de injuriis> [不法侵害にかんするコルネーリウス法] (前八一年)
- <30> <lex Clodia de collegiis> [団体にかんするクローディウス法] (前五八年)
- <31> <lex Scribonia> [スクリーボーニウス法] (前五〇年ころ)
- <32> <lex Julia de pecuniis mutuis> [貸付金にかんするユーリウス法] (前四九年)
- <33> <lex Falcidia> [ファルキディウス法] (前四〇年)
- <34> <lex Julia Papiria> [ユーリウス・パピーリウス法] (前三〇年)
- <35> <lex Julia de maritandis ordinibus> [婚姻当事者の階層にかんするユーリウス法] (前一八年)
- <36> <lex Julia de annona> [穀物価格にかんするユーリウス法] (前一八年(?))

- <37> <lex Glitia> [グリティウス法] (?)
- <38> <lex Duillia Menenia(Maenia?)> [ドウィッリウス・メネーニウス(マエニウス)法] (?)
- <39> <lex Fufia Caninia> [フーフィウス・カニーニウス法] (前二年)
- <40> <lex Aelia Sentia> [アエリウス・センティウス法] (四年)
- <41> <lex Julia de vicesima hereditatium> [相続財産の二〇分の一税にかんするユーリウス法] (五年(?))
- <42> <lex Julia caducaria> [顛落財産にかんするユーリウス法] (アウグストゥス時代)
- <43> <lex Papia Poppaea> [パピウス・ポッパエウス法] (九年)
- <44> <lex Julia de collegis> [団体にかんするユーリウス法] (アウグストゥス時代)
- <45> <lex Julia de fundo dotali> [嫁資土地にかんするユーリウス法] (アウグストゥス時代)
- <46> <lex Titia> [ティティウス法] (アウグストゥス時代)
- <47> <lex Julia de cessione bonorum> [財産委付にかんするユーリウス法] (アウグストゥス時代)
- <48> <lex Junia Norbana> [ユニーウス・ノールバーヌス法] (一九年)
- <49> <lex Junia Petronia> [ユニーウス・ペトロニーウス法] (一九年(?))
- <50> <lex Claudia de tutela mulierum> [婦女の後見にかんするクラウディウス法] (一世紀)
- <51> <lex de flaminica Dialis> [ユピテル神官の妻にかんする法] (二四年(?))
- <52> <lex Junia Vellaea> [ユニーウス・ウェッラエウス法] (二六年(?))
- <53> <lex Claudia> [クラウディウス法] (四七年)
- <54> <lex Petronia> [ペトロニーウス法] (六一年(?))
- <55> <lex Anastasiana> [アナスタシウス法] (五～六世紀)

(Q) まとめ

①これまでの解説においては、単行の法律<lex>をとりあげてきたが、そのなかには、『一二表法』という、小型ながらそれなりのスケールをもった法典も含まれている。<lex duodecim tabularum> [一二表の法] という法の名称に<lex>という言葉がつけられているのも、そのような扱いの根拠の一つとなっている。これはいわばタテマエ論的な説明のしかたであるが、他方で、ホンネ(実質)論の見地からは、一二表法にたいして、変更=修

正、増補＝補足を行なう、という目的のもとに、紀元前の最後の世紀までの後代に法律がつぎつぎに制定されていった経過を考慮すれば、どうしても一二表法をベースにした<lex>のリストが必要となる。

ところで、法典という形式に着目すると、一二表法につづいで登場したのは、後代の『ユースティニアヌス法典』とくらべると格がおちるが、一二表法の制定から実に九〇〇年近くもあとになって、いわゆる西ローマ帝国の滅亡（四七六年）の少しまえに、東ローマの皇帝であるテオドシウスが制定した『テオドシウス法典』（**Codex Theodosianus**）である。これは、ローマ市民の全体集会である民会の決定をベースにして生みだされる法律とはまったくことになって、皇帝個人が制定した「勅法」を集めたものなので、厳密に言えば、<lex>論のカテゴリーには入ってこない立法作品である。紀元後になると、民会がほとんど国制上意味をもたなくなったので、<lex>という共和政的な構造物それ自体がもはや存在しなくなったことも、一因である。内容の点からすれば、この法典には、帝国行政にかんする法規が多く収められている。同じようなことは、五〇〇年に東ローマ皇帝であるユースティニアヌスが制定した法典群（これらは、後代にまとめて『市民法大全』<**Corpus Juris Civilis**>とよばれるようになった）にもあてはまり、この大法典には、その勅法だけでなく、その他のいくつかの法源も含まれており、<lex>論の扱う範囲をはるかにこえている。この『市民法大全』については、[F] 部門第三章Ⅶ（１）：p.101ff.を参照して頂きたい。

②以上の<lex>のリストは、大部分、**Berger, Encyclopedic Dictionary of Roman Law**（1953）をベースとしたものである。<lex>関連の歴史資料は散在しているうえに、もともと不正確なものも多かったので、正確なイメージやその内容や成立年数をつきとめるのは困難である。それに、伝わっていない法律も相当な数になることは確実なので、このリストは、だいたいのところをつかんで頂くための資料程度にしかない。

③最後に、現代的視点もいくらか加味しながら、<lex>の特質についてまとめてみよう。

（a）<lex>は、いわば共和政というもののありかたを象徴する法源である。したがって、帝政に入るとその影はうすくなる。しかし、近代との接点は、たとえ形（タテマエ）のうえだけであつたとしても、市民＝国民の最終決定＝意思によって法が制定されるところにある。これはローマ法という社会規範がそれなりにモダンな性格をもっていることを実証するものと見てよいであろう。

（b）共和政にかぎって見ても、<lex>だけによってローマの法全般がうごいていたわけではない。公法についてはとりわけそのことがあてはまるが、

私法についても、事情はある程度は同様である。ごく大まかな表現をすれば、共和政時代の民事関係のローマ法は、<lex>を軸とした個別制定法主義と、名誉法（法務官法）を軸とした判例法主義がほどよくミックスされたかたちで展開していった。現代の日本では、制定法が圧倒的に優位にたっているが、今後は判例法がこれまで以上に力をつけてくるのではなかろうか。私たち日本人には、具体的な事案の処理のなかに、法を観て、法の意味するところを理解する、という癖があるためである。つまり、私たちは、タテマエ（抽象）よりもホンネ（具体）に関心をもつのである。

（c）<lex>を現実に起草したのは、執政官や護民官などの高級政務官を裏で支える法学者個人ないしは法学者集団であろう（ローマ共和政下では官吏のようなものは存在しなかった）。ローマの、一年任期の政務官は実質的には半年より少し多い目くらいしか職務活動をしないう仕組みになっているので、その枠のなかでの立法作業のスピードには驚嘆させられる。もちろん、政務官職は一年かぎりのもので、再任されることはない。日本には議員がイニシヤティヴをとって法案をつくるケースはまだそれほど多いようには思えないのであるが、ローマの政務官たちよりもはるかに長い任期を与えられている議員各位には、行政主導型でなく、政治主導型の立法を強化していくチャンスはいくらでも存在するはずである。

（d）一般に、ローマでは、<lex>が制定されると、長い生命をもつ。その影は遠く帝政時代にまでのびている。実効性がなくなっても廃止の手続がとられることが少ないことも、そのことに関係する。このあたりのところは、古くて使いものにならなくなった法律をいつまでも放置しておく日本の実情と似ているのではなかろうか。

（Ⅲ）勅法

（1）告示（edictum）

共和政時代の高級政務官（とくに法務官、按察官、属州長官）と同じように、さまざまな根拠にもとづいて、正式の告示発布権を保有する元首（皇帝）は、官吏や私人にむけた、一般的効力をもつ告示を発布することができる。共和政時代の告示は一年しか効力をもたなかったが、元首（皇帝）の告示は永続的に効力をもつ。この告示と、以下に示す指令、裁決、訓令との四つは、元首政（帝政）時代の中心的な法規範である「元首の勅法（constitutiones principum）」を構成するが、他の三つにくらべて、この告示は、共和政時代の法律と同じように、もともと一般的な適用をめざしたものである点で、法規範性が強い。もっとも、他の三つのものの場合においても、法律的な色あいをもつ問題についての元首（皇帝）の意向や判断が明確に示されている以上は、裁判官は、同種・同類の事案について裁

判するさい、事実上、元首（皇帝）のそれらの指示・指図に自然にしたがうことになる。上訴制度が整備されてくると、上級審でくつがえされないような判断をしておくよう配慮されているので、なおさらのことである。

（２）指令（**rescriptum**）

元首（皇帝）が官吏の諮問あるいは私人の求めに応じて書式で与える法的見解あるいは鑑定的な裁定である。したがって、ここでは、事実問題ではなく、法律問題が取扱対象となる。タテマエ上は、もともと個々の事案について効力をもつものにすぎなかったが、ホンネ上は、指令は、元首（皇帝）の判断の保有する権威の力によって、一般的な効力をもつだけでなく、さらには、その指令がしばしば出されると、事実上は法の効力をもつようになる。実際のところ、指令のルートを通じて法の修正や設定がしばしば行なわれた。もともとこれは個別事案の処理にすぎなかったのもので、資料には、はっきりしたかたちでは残っていない。そのうちの一つだけをあげておこう。<**rescriptum Domitiani de medicis**>〔医師にかんするドミティアヌスの指令（八一～九六年）〕

（３）裁決（**decretum**）

元首（皇帝）が各種の裁判において示す判決や判断であり、タテマエ上は個別事案に関係するだけであるが、ホンネ上は、法的な問題にかんする先例のような扱われかたもされる。指令の場合と同じように、資料として残っているものは少ない。そのうちの一つだけをあげておこう。<**decretum divi Marci**>〔神皇マルクス・アウレーリウスの裁決〕（一六一～一八〇年）

（Ⅳ）元老院議決

ここで、御参考までに、元老院議決として資料上把握されているものを以下にならべてみよう。法律（**lex**）が法規範の中核であった共和政時代（前五～一世紀）までは、元老院議決が公布される対象となっていたのは、公法、宗教法など、法律があまりとりあつかわないような問題であるが、元首のリードする元首政が成立する紀元後の世紀に入ってくると、元老院議決による立法は、刑法とか司法とかの領域にも広く展開されるようになる。とりわけ、私法分野においては、改革的な立法のかたちをとって重要な元老院議決が登場する。元老院議決は、元老院が、共和政時代の高級政務官（執政官、法務官、護民官など）、また、元首政時代の高級官僚（都市長官（**praefectus urbi** など）の諮問に応じてその者に与える助言＝勸告である。これには、タテマエ的には拘束力はないが、ホンネにおいては、指示であり、関係者がそれにしたがわないケースはほとんどない。各種の政務官や官僚ではなくて、元首（皇帝）が、元老院にはたらきかけるときには、状

況はかわる。元首は、自らあるいは代理人を通じて、元老院議決を發布するように求める。彼が法設定や法修正の必要を感じたときに、そのルートで間接的に法を動かそうとするのである。二世紀の第一〇代の元首ハドリアヌス時代になると、それまで併存していた高級政務官経由の元老院議決は消えさり、元首の発する、元老院における元首の宣示(*oratio principis*)が、元老院における審議もなく、そのまま法としての効力をもつようになった。このように、元老院を法規設定の場とするのは、やがて、無意味な形式であると考えられるようになり、元首が、彼個人の手で独立・独自に、ストレートに法を創立するルートが確立した。以下に、現在まで伝わってきている元老院議決を示してみよう。

- <1> <Senatusconsultum de Bacchanalibus> [バックス神祭典にかんする元老院議決] (前一八六年)
- <2> <Senatusconsultum de Thisbensibus> [ティスパー市民団にかんする元老院議決] (前一七〇年)
- <3> <Senatusconsultum de philosophis et rhetoribus> [哲学者たちおよび弁論家たちにかんする元老院議決] (前一六一年)
- <4> <Senatusconsultum de Tiburtinis> [ティーブル市民団にかんする元老院議決] (前一五九年)
- <5> <Senatusconsultum de Judaeis> [ユダヤ人たちにかんする元老院議決] (前一三二年)
- <6> <Senatusconsultum ultimum> [最終元老院議決] (前一二一年以降にいくつか公布される：一種の戒厳令である)
- <7> <Senatusconsultum de Asclepiade> [アースクレアピアデースにかんする元老院議決] (前七八年)
- <8> <Senatusconsultum Calvisianum> [カルウィシウス元老院議決] (前六一年)
- <9> <Senatusconsultum de provinciis consularibus> [諸執政官属州にかんする元老院議決] (前五一年)
- <10> <Senatusconsultum de ludis saecularibus> [一〇〇年祭記念行事にかんする元老院議決] (前一七年)
- <11> <Senatusconsultum de aquaeductibus> [水道にかんする元老院議決] (前一年)
- <12> <Senatusconsultum Geminianum> [ゲミヌス元老院議決] (前一世紀)
- <13> <Senatusconsultum de pago montano> [山岳地域にかんする元老院議決] (前一世紀(?))
- <14> <Senatusconsultum de collegiis> [諸団体にかんする元老院議決]

- (アウグストゥス時代(?))
- <15> <Senatusconsultum Silanianum> [シーラーヌス元老院議決] (一〇年ころ)
- <16> <Senatusconsultum Libonianum> [リーボー元老院議決] (一六年)
- <17> <Senatusconsultum Licinianum> [リキニウス元老院議決] (二七年(?)・四五年(?))
- <18> <Senatusconsultum Largianum> [ラルギウス元老院議決] (四二年)
- <19> <Senatusconsultum Hosidianum> [ホシディウス元老院議決] (四四年)
- <20> <Senatusconsultum Vellejanum(Vellaeianum)> [ウェッレイユス(ウェッラエウス)元老院議決] (四六年ころ)
- <21> <Senatusconsultum de ludis saecularibus> [一〇〇年祭記念行事にかんする元老院議決] (四七年)
- <22> <Senatusconsultum Claudianum> [クラウディウス元老院議決] (四七年)
- <23> <Senatusconsultum de advocatationibus> [弁護にかんする元老院議決] (五五年)
- <24> <Senatusconsultum Trebellianum> [トレベッリウス元老院議決] (五六年)
- <25> <Senatusconsultum Volusianum> [ウォルーシウス元老院議決] (五六年)
- <26> <Senatusconsultum Pisonianum> [ピーソー元老院議決] (五七年)
- <27> <Senatusconsultum Neronianum> [ネロー元老院議決] (五七年(?))
- <28> <Senatusconsultum Neronianum de legatis> [遺贈にかんするネロー元老院議決] (六〇～六四年)
- <29> <Senatusconsultum Turpillianum> [トゥルピッリウス元老院議決] (六一年)
- <30> <Senatusconsultum Calvisianum> [カルウィシウス元老院議決] (六一年)
- <31> <Senatusconsultum Memmianum> [メンミウス元老院議決] (六三年)
- <32> <Senatusconsultum Macedonianum> [マケドー元老院議決] (ウェスパシアーヌス時代)

- <33> <Senatusconsultum Pegasianum> [ペーガスス元老院議決] (七三年ころ)
- <34> <Senatusconsultum Ninnianum de collusione detegenda> [共謀解明にかんするニンニウス元老院議決] (ドミティアース時代)
- <35> <Senatusconsultum Rubrianum> [ルブリウス元老院議決] (一〇〇年以降)
- <36> <Senatusconsultum Tertullianum> [テルトゥッリウス元老院議決] (ハドリアース時代)
- <37> <Senatusconsultum Plancianum> [プランキウス元老院議決] (ハドリアース時代よりまえ)
- <38> <Senatusconsultum Vitrasianum> [ウィトラシウス元老院議決] (ハドリアース時代の前後)
- <39> <Senatusconsultum Juventianum> [ユウエンティウス元老院議決] (ハドリアース時代)
- <40> <Senatusconsultum Apronianum> [アプローニウス元老院議決] (ハドリアース時代)
- <41> <Senatusconsultum Dasumianum> [ダスミウス元老院議決] (一一九年)
- <42> <Senatusconsultum Acilianum> [アキーリウス元老院議決] (一二二年)
- <43> <Senatusconsultum Articulejanum> [アルティクレイユス元老院議決] (一二三年)
- <44> <Senatusconsultum Juncianum> [ユーンキウス元老院議決] (一二七年)
- <45> <Senatusconsultum de nundinis saltus Beguenisis> [ベグエン山地の市場にかんする元老院議決] (一三八年)
- <46> <Senatusconsultum de sumptibus ludorum gladiatoriorum minuendis> [剣闘士競技の費用を減少させることにかんする元老院議決] (一七六年)
- <47> <Senatusconsultum Orfitianum> [オルフィティウス元老院議決] (一七八年)
- <48> <Senatusconsultum Afinianum> [アーフィーニウス元老院議決] (?)

(V) 宣示

- <1> <Oratio Claudii> [クラウディウスの宣示] (四二～五一年：2個)
- <2> <Oratio Hadriani> [ハドリアースの宣示] (一一七～一三八年：

2 個)

＜3＞＜Oratio Marci＞〔マールクス（アウレーリウス）の宣示〕（一六〇～一八〇年：8 個）※ ローマがもっとも輝いたとされる 1～2 世紀の五賢帝時代の最後の元首であるマールクス・アウレーリウスは、在任中ほとんど辺境地帯での防衛戦争に従事していたが、彼が、元老院の場を利用して、改革立法をつぎつぎに実行したことが宣示の多さから知られる。その内容は、上訴制度、相続財産奪取罪、出廷制度、無遺言相続、奴隷の待遇、自白、婚姻制限など広範囲におよんでいる。

＜4＞＜Oratio Severi＞〔セプティミウス・セウエールの宣示〕（一九五年）

＜5＞＜Oratio Severi et Caracallae＞〔セプティミウス・セウエールおよびカラッカラの宣示〕（二～三世紀）